

<概要>

1. 適用範囲

この適用細則案は、『日本目録規則2018年版』(以下「NCR2018」)「第2部 属性」の「セクション2 著作、表現形、体現形、個別資料」のうち、書誌データの記録に関する部分を扱う。具体的には、第2章、第3章、第4章のうち#4.15～#4.23(著作の内容のエレメント)、および第5章を扱う。

ただし、4章(著作)については、全般的な取扱いについて検討中であるため、今後、大幅に変更される可能性がある。

2. 適用対象

<書誌データ>

「目録情報の基準」第5版 2.2.1 図書と逐次刊行物 の規定に準ずる

3. 本則、別法、任意規定について

原則としてNCR2018の本則または別法を採用するが、条項によってはそのいずれでもない独自の規定を設けたり、任意規定を敷衍したりしている場合がある。

条文をそのまま適用する場合および適用しない場合は、条文でなく「適用」、「非適用」の語句のみを示す。本則を適用する場合は、別法については言及しない。また、別法を適用する場合は、本則については言及しない。本則・別法のいずれも適用しない場合は、本則についてのみ「非適用」の語句を示し、別法については言及しない。本則または別法の大意はそのまで、条文の一部のみを修正する場合には、「一部適用」の語句と共に、修正方針についてのコメント、あるいは、修正条文案を示す。適用対象外の規定については、「対象外」の語句と共にグレイアウトの表示にする。

4. 出力形式および記号法について

この適用細則は書誌データの記録方法を定めることを主眼とするため、出力形式および区切り記号については原則として言及しない。

5. 凡例

・エレメント

次の記号により、エレメント、エレメント・サブタイプ、サブエレメントを示す。

E : エレメント

ES : エレメント・サブタイプ

S : サブエレメント

・コア・エレメント

NCR2018においてエレメント、エレメント・サブタイプ、サブエレメントがコア・エレメントである場合に、「*」を記載する。

コア・エレメントの適用／非適用については「#0付表 コア・エレメント一覧」で示す。

・条項番号

NCR2018の条項番号を示す。

・条項見出し

NCR2018の各条項の見出しありは中見出しありを示す。

・対応C.M.項目

「目録システムコーディングマニュアル(CAT2020対応版)」における凡その対応項目を示す。

・適用／非適用／一部適用

NCR2018の各条項の「適用」、「非適用」「一部適用」を示す。独自の規定を設けたり、任意規定を敷衍したりしている場合は、条項単位で該当条文を示す。

・適用／非適用／一部適用の理由

判断理由、「一部適用」の場合における修正方針についてコメントを示す。適用対象外については「対象外」と記載する。

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準提案の理由	NDL適用/非適用	
		#2	体現形				—	
		#2.0	通則	この章では、体現形の属性の記録について規定する。	適用		適用	
		#2.0.1	記録の目的	体現形の属性の記録の目的は、体現形の識別を可能とすること、ならびに利用者のニーズに合致する体現形の選択および入手に役立つことである。	適用		適用	
		#2.0.2	情報源	体現形の属性の記録にあたって、その情報を#2.0.2.1～#2.0.2.3および#2.1.0.3をはじめとする各エレメントの情報源の規定に従って採用する。資料外の情報源から採用する場合は、必要に応じてその情報源を注記として記録する。	適用	旧NCRでは1.03.2Bで補記を示す角がっここと、必要に応じ注記で情報の出典を示すとしている。角がっこの使用については、#2.1.0.4.1誤表示・別法などで、「その他の方法(コーディングや角がっこの使用など)」としており、主に別法とされている。基本的には角がっこのはここで規定していない。	適用	
		#2.0.2.1	資料自体の範囲	情報源となる資料自体の範囲は、資料の形状により異なる。資料（紙、テープ、フィルムなど）および資料と分かれ難い収納物（カセット、カートリッジなど）は、資料自体の一部として扱う。資料刊行時の容器は資料自体の一部として扱い、資料刊行後に作製された容器（所有者が作製した容器等）は資料外として扱う。 また、資料自体の範囲は、記述のタイプによても異なる。資料全体を対象として包括的記述を作成する場合は、付属資料も資料自体の一部として扱う。資料の一つまたは複数の部分を対象に分析的記述を作成する場合は、その部分に対する付属資料は資料自体の一部として、資料全体に対する付属資料は資料外（関連する資料など）として扱う。 (参照: 包括的記述については、#1.5.2.1を見よ。分析的記述については、#1.5.2.2を見よ。)	適用	資料自体の範囲は、具体的には#2.0.5B（新規の記述が必要な変化）を見よ。付属資料の扱いについて、逐次刊行物は包括的記述にあたる(#1.5.2.1)ため、「付属資料も資料自体の一部として扱う」	適用	
		#2.0.2.2	優先情報源	優先情報源は、#2.0.2.2.1～#2.0.2.2.3.1に従って、資料自体から選定する。該当する優先情報源が複数存在する場合は、#2.0.2.2.4～#2.0.2.2.4.4に従って選定する。 体現形を識別する情報が資料自体のどの情報源にも表示されておらず、優先情報源を得られない場合は、#2.0.2.3に従って、資料外の情報源を選定する。	6.0D2	適用		適用
		#2.0.2.2.1	ページ、リーフ、シート、カードで構成される資料	ページ、リーフ、シート、カードで構成される資料には、紙媒体の他に、それを画像化したものを収録した媒体（マイクロフィルム、PDFを収録したコンピュータ・ディスク等）を含む。また、同様に構成されたオンライン資料（PDF、EPUB等）をも含む。 (参照: レイアウトが固定されていないテキストを収録したコンピュータ・ディスク等については、#2.0.2.2.3を見よ。) 優先情報源の選定において、有形の電子資料およびマイクロ資料については、#2.0.2.2.1Aまたは#2.0.2.2.1A別法に従う。和古書・漢籍については、#2.0.2.2.1.3に従う。それ以外の資料については、#2.0.2.2.1.1～#2.0.2.2.1.2Cに従う。いずれにおいても、その他の情報源を使用することがあり、その場合は#2.0.2.2.1.4に従う。	6.0D3	一部適用	ページ、リーフ、シート、カードで構成される資料には、紙媒体の他に、それを画像化したものを収録した媒体（マイクロフィルム、PDFを収録したコンピュータ・ディスク等）を含む。また、同様に構成されたオンライン資料（PDF、EPUB等）をも含む。 (参照: レイアウトが固定されていないテキストを収録したコンピュータ・ディスク等については、#2.0.2.2.3を見よ。) 優先情報源の選定において、有形の電子資料およびマイクロ資料については、#2.0.2.2.1Aまたは#2.0.2.2.1A別法に従う。	ページ、リーフ、シート、カードで構成される資料には、紙媒体の他に、それを画像化したものを収録した媒体（マイクロフィルム、PDFを収録したコンピュータ・ディスク等）を含む。 優先情報源の選定において、電子資料およびマイクロ資料については#2.0.2.2.1Aに従う。それ以外の資料については、#2.0.2.2.1.1～#2.0.2.2.1.2Cに従う。いずれにおいても、その他の情報源を使用することがあり、その場合は#2.0.2.2.1.4に従う。 なお、点字資料については印刷資料と同様とする。
		#2.0.2.2.1A	有形の電子資料、マイクロ資料	有形の電子資料、マイクロ資料については、収録されている画像から#2.0.2.2.1.1～#2.0.2.2.1.3に従って、優先情報源を選定する。 #2.0.2.2.1.1～#2.0.2.2.1.3で規定するどの情報源も存在しない場合、またはどの情報源にもタイトルが表示されていないか不十分な場合は、次の優先順位で優先情報源を選定する。 a) タイトルが表示されている、資料内部の情報源 b) タイトルが表示されている、資料に印刷または貼付されたラベル、または肉眼で読めるヘッダー c) 資料刊行時の容器、または資料自体の一部として扱う付属資料 (参照: #2.0.2.1を見よ。)	6.0.2C	適用	対象外	電子資料については、次の優先順位で優先情報源を選定する。 a) タイトルが表示されている、資料に印刷または貼付されたラベル b) 資料刊行時の容器、または資料自体の一部として扱う付属資料（参照: #2.0.2.1を見よ。） c) タイトルが表示されている、資料内部の情報源（参照: #2.0.2.2.1.1～#2.0.2.2.1.4を見よ。） マイクロ資料については、収録されている画像中にタイトル・フレームがある場合は、これを優先情報源として使用する。タイトル・フレームが存在しない場合は、次の優先順位で優先情報源を選定する。 d) タイトルが表示されている、肉眼で読めるヘッダー e) タイトルが表示されている、資料内部の情報源 f) 資料刊行時の容器、または資料自体の一部として扱う付属資料（参照: #2.0.2.1を見よ。）
			別法	*有形の電子資料、マイクロ資料については、次の優先順位で優先情報源を選定する。 a) タイトルが表示されている、資料に印刷または貼付されたラベル、または肉眼で読めるヘッダー b) 資料刊行時の容器、または資料自体の一部として扱う付属資料（参照: #2.0.2.1を見よ。） c) タイトルが表示されている、資料内部の情報源（参照: #2.0.2.2.1.1～#2.0.2.2.1.4を見よ。）*		非適用		

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用／一部適用／非適用／NDL準拠の理由	NDL適用／非適用	
		#2.0.2.2.1.1	タイトル・ページ等がある資料	資料にタイトル・ページ、タイトル・シートまたはタイトル・カード（またはその画像）がある場合は、これを優先情報源として使用する。	6.0D2 7.2.1E	非適用		
			別法	資料にタイトル・ページ、タイトル・シートまたはタイトル・カード（またはその画像）がある場合は、これを優先情報源として使用する。 *ただし、和逐次刊行物については、次の優先順位で優先情報源を選定する。 a) 表紙 b) タイトル・ページ、タイトル・シートまたはタイトル・カード c) キャプション d) 奥付 e) 背またはカバー この場合は、#2.0.2.2.1.1A を適用しない*。	6.0D2 6.2.1E	適用	和逐次刊行物の優先順位は#NCR13.0.3.1では表紙、標題紙、背、奥付。現行C.M.はこれに準拠。奥付→背またはカバーの順に変わるが、背は製本で欠落する場合も多く、奥付の方が背より優先とする方が合理的。	和逐次刊行物については、タイトル・ページよりも表紙を優先し、次の優先順位で優先情報源を選定する。 a) 表紙 b) タイトル・ページ c) キャプション d) 奥付 e) 背 逐次刊行物については、タイトル・ページがある場合は、これを優先情報源として使用する。 (注)表紙には裏表紙も含む。和逐次刊行物については、タイトル・ページにはタイトルと目次等からなるページも含む。
		#2.0.2.2.1.1.1	タイトル・ページの情報が不十分な和資料	和資料については、タイトル・ページがあつても、その情報が不十分な場合は、#2.0.2.2.1.1.A、#2.0.2.2.1.1.B に従って、優先情報源を選定することができる。		非適用	適用対象外 そもそも#2.0.2.2.1.1で別法採用なら、表紙優先なので2.0.2.2.1.1は非適用と考えられる	非適用
		#2.0.2.2.1.1.1A	逐次刊行物	和資料のうち逐次刊行物については、タイトル・ページがあつても、その情報が不十分な場合は、次の優先順位で優先情報源を選定することができる。 a) 背・表紙またはカバー b) キャプション c) 奥付	6.0D2 6.2.1E	非適用	タイトルページの情報の情報が十分かに関わらず、2.0.2.2.1.1で別法を適用し、2.0.2.2.1.1は非適用	非適用
		#2.0.2.2.1.1.1B	その他の和資料	逐次刊行物以外の和資料については、<以下略>		対象外		非適用
		#2.0.2.2.1.2	タイトル・ページ等がない資料	資料にタイトル・ページ、タイトル・シート、タイトル・カード（またはその画像）がない場合は、次の優先順位で優先情報源を選定する。 a) 奥付 b) 背・表紙またはカバー c) キャプション d) マストヘッド ただし、逐次刊行物、洋図書等（日本国内刊行を除く）、初期印刷資料（和古書・漢籍を除く）については、#2.0.2.2.1.2A～#2.0.2.2.1.2C に従って優先情報源を選定する。			対象外（逐次刊行物は次項#2.0.2.2.1.2A）	非適用
		#2.0.2.2.1.2A	逐次刊行物	逐次刊行物については、タイトル・ページがない場合は、次の優先順位で優先情報源を選定する。 a) 背・表紙またはカバー b) キャプション c) マストヘッド d) 奥付	6.0D2 6.2.1E	非適用		
			別法	逐次刊行物については、タイトル・ページがない場合は、次の優先順位で優先情報源を選定する。 a) 表紙 b) キャプション c) マストヘッド d) 奥付 e) 背またはカバー	6.0D2 6.2.1E	一部適用	逐次刊行物については、タイトル・ページがない場合は、次の優先順位で優先情報源を選定する。 a) 表紙 b) キャプション c) マストヘッド d) 奥付 e) 背	タイトル・ページがない場合は、次の優先順位で優先情報源を選定する。 a) 表紙 b) キャプション c) マストヘッド d) 奥付 e) 背
		#2.0.2.2.1.2B	洋図書等	洋図書（日本国内刊行を除く）およびアジア諸言語図書（中国語図書、韓国・朝鮮語図書を除く）については、タイトル・ページ、タイトル・シート、タイトル・カードがない場合は、次の優先順位で優先情報源を選定する。<以下略>		対象外		非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠の理由	NDL適用/非適用
	#2.0.2.2.1.2C	初期印刷資料(和古書・漢籍を除く)	初期印刷資料(和古書・漢籍を除く)については、タイトル・ページ、タイトル・シート、タイトル・カードがない場合は、次の優先順位で優先情報源を選定する。<以下略>			対象外	非適用
	#2.0.2.2.1.3	和古書・漢籍	和古書・漢籍については、おおむね次の優先順位で優先情報源を選定する。ただし、時代、ジャンルまたは造本等の事情を考慮する。<以下略>			対象外	非適用
	#2.0.2.2.1.4	その他の情報源の使用	ページ、リーフ、シート、カードで構成される資料において、#2.0.2.2.1A～#2.0.2.2.1.3で規定するどの情報源も存在しない場合、またはどの情報源にもタイトルが表示されていないか不十分な場合は、タイトルが表示されている資料自体の他の情報源を優先情報源として使用する。その場合は、表示されている形式が整った情報を優先する。	6.0D2 6.2.1E	適用		適用
	#2.0.2.2.2	動画で構成される資料	動画で構成される資料には、映画、ビデオ・ゲーム等を含む。これらの資料については、#2.0.2.2.2A～#2.0.2.2.2Bに従って、優先情報源を選定する。いずれにおいても、その他の情報源を使用することがあり、その場合は#2.0.2.2.2.1に従う。			対象外	適用
	#2.0.2.2.2A	有形資料	有形資料については、次の優先順位で優先情報源を選定する。 a) タイトル・フレームまたはタイトル・スクリーン b) 資料に印刷または貼付された、タイトルが表示されているラベル c) 資料刊行時の容器、または資料自体の一部として扱う付属資料（参照:#2.0.2.1を見よ。） d) (電子資料)の内部情報源 複数のコンテンツが収録されている資料について、タイトル・フレームまたはタイトル・スクリーンにそれら個別のタイトルしか列挙されていない場合は、総合タイトルが整った形式で表示されている情報源を優先する。			対象外	
		別法1	*有形資料については、次の優先順位で優先情報源を選定する。 a) 資料に印刷または貼付された、タイトルが表示されているラベル b) 資料刊行時の容器、または資料自体の一部として扱う付属資料（参照:#2.0.2.1を見よ。） c) タイトル・フレームまたはタイトル・スクリーン d) (電子資料)の内部情報源*			対象外	適用
		別法2	*有形資料については、次の優先順位で優先情報源を選定する。 a) 資料刊行時の帯・容器、または資料自体の一部として扱う付属資料（参照:#2.0.2.1を見よ。） b) 資料に印刷または貼付された、タイトルが表示されているラベル c) タイトル・フレームまたはタイトル・スクリーン d) (電子資料)の内部情報源*			対象外	
	#2.0.2.2.2B	オンライン資料	オンライン資料については、次の優先順位で優先情報源を選定する。 a) タイトル・フレームまたはタイトル・スクリーン b) 内容に現れる文字情報 c) 資料に埋め込まれた(タイトルを含む)メタデータ(文字情報)			対象外	非適用
	#2.0.2.2.2.1	その他の情報源の使用	動画で構成される資料において、#2.0.2.2.2A～#2.0.2.2.2Bで規定するどの情報源にもタイトルが表示されていないか不十分な場合は、タイトルが表示している資料自体のどの部分を優先情報源として使用してもよい。その場合は、表示されている形式が整った情報を優先する。			対象外	適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠の理由	NDL適用/非適用
	#2.0.2.2.3	その他の資料	その他の資料とは、#2.0.2.2.1、#2.0.2.2.2 のいずれにも該当しない資料である。オーディオ・ディスク、プログラムやレイアウトが固定されていないテキストを収録したコンピュータ・ディスク等が、これに当たる。これらの資料については、#2.0.2.2.3A～#2.0.2.2.3Bに従って、優先情報源を選定する。いずれにおいても、その他の情報源を使用することがあり、その場合は#2.0.2.2.3.1に従う。	6.0D2	適用		その他の資料とは、#2.0.2.2.1、#2.0.2.2.2 のいずれにも該当しない資料である。オーディオ・ディスク等が、これに当たる。これらの資料については、#2.0.2.2.3A～#2.0.2.2.3Bに従って、優先情報源を選定する。いずれにおいても、その他の情報源を使用することがあり、その場合は#2.0.2.2.3.1に従う。
	#2.0.2.2.3A	有形資料	有形資料は、次の優先順位で優先情報源を選定する。 a) 資料に印刷または貼付された、タイトルが表示されているラベル b) タイトルを含む内部情報源(タイトル・スクリーンなど) c) 資料刊行時の容器、または資料自体の一部として扱う付属資料(参照: #2.0.2.1を見よ。)	6.0D2	適用		有形資料は、次の優先順位で優先情報源を選定する。 a) 資料に印刷または貼付された、タイトルが表示されているラベル b) 資料刊行時の容器、または資料自体の一部として扱う付属資料(参照: #2.0.2.1を見よ。) c) タイトルを含む内部情報源(タイトル・スクリーンなど)
		別法	*有形資料は、次の優先順位で優先情報源を選定する。 a) 資料刊行時の帯・容器、または資料自体の一部として扱う付属資料(参照: #2.0.2.1を見よ。) b) 資料に印刷または貼付された、タイトルが表示されているラベル c) 機器等によって内部情報源を確認できる場合は、タイトルが表示されている内部情報源(タイトル・スクリーンなど)*		非適用		
	#2.0.2.2.3B	オンライン資料	オンライン資料は、次の優先順位で優先情報源を選定する。 a) 内容に現れる文字情報 b) 資料に埋め込まれた(タイトルを含む)メタデータ(文字情報)	6.0.4C	適用	(電子資料 要検討)	非適用
	#2.0.2.2.3.1	その他の情報源の使用	その他の資料において、#2.0.2.2.3A～#2.0.2.2.3Bで規定するどの情報源にもタイトルが表示されていないか不十分な場合は、資料を構成するどの部分を優先情報源として使用してもよい。その場合は、表示されている形式が整った情報を優先する。	6.0D2 6.2.1E	適用		適用
	#2.0.2.2.4	複数の優先情報源	優先情報源の規定(参照: #2.0.2.2.1～#2.0.2.2.3.1を見よ。)に該当する情報源が複数存在する場合は、規定に挙げられた情報源のうち最初に出現するものを優先情報源として選定する。ただし、複数の言語または文字種によるもの、複数の日付を表示しているもの、複製と原資料の情報源が存在するものの、全体と部分を示すものについては、#2.0.2.2.4.1～#2.0.2.2.4.4に従う。	6.0D2 6.2.1E	適用		適用
	#2.0.2.2.4.1	複数の言語・文字種	複数の言語または文字種による複数の優先情報源が存在する場合は、次の優先順位で優先情報源を選定する。 a) 資料の内容(または内容の大部分)が記されている言語または文字種による情報源 b) 同一内容を複数の言語または文字種で記した資料で、翻訳を目的とすることが判明している場合は、翻訳言語または文字種の情報源 c) 同一内容を含む複数の言語または文字種の資料で、原文の言語または文字種が識別できる場合は、それによる情報源 d) 複数の情報源のうち、最初に出現するもの e) 資料が複数の言語または文字種を同等に扱って、向かい合わせに製本されているような場合(テートペーシュ等)は、データ作成機関で定める言語または文字種の情報源		適用		複数の言語または文字種による複数の優先情報源が存在する場合は、次の優先順位で優先情報源を選定する。 a) 資料の内容(または内容の大部分)が記されている主な言語または文字種による情報源 d) 複数の情報源のうち、最初に出現するもの e) 資料が複数の言語または文字種を扱って、向かい合わせに製本されているような場合(テートペーシュ等)は、主な言語または文字種の情報源
		別法	*複数の言語または文字種による複数の優先情報源が存在する場合は、データ作成機関で定める言語または文字種の情報源を優先情報源として選定する*。		非適用		
	#2.0.2.2.4.2	複数の日付の表示	資料が複数の日付を表示している場合は、最新の日付を示す情報源を優先情報源として選定する。ただし、包括的記述を行う場合の複数巻単行資料および逐次刊行物を除く。			対象外	非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠の理由	NDL適用/非適用	
	#2.0.2.2.4.3		複製と原資料	複製が原資料の優先情報源に相当するものと、複製の優先情報源に相当するものの双方を有する場合は、後者を優先情報源として選定する。	6.0.2C	非適用		適用
	#2.0.2.2.4.4		全体と部分	識別の基盤(参照: #1.6 を見よ。)の全体に対する優先情報源と、その部分に対する優先情報源が存在する場合は、全体に対する情報源を優先情報源として選定する。 全体に対する優先情報源がなく各部分に対する優先情報源のみが存在する場合は、主要な著作または内容に対する情報源があれば、それを優先情報源とみなして選定する。主要な著作または内容を特定できない場合は、各部分に対する情報源の総体を優先情報源として扱う。	6.2.1F2	非適用		非適用
	#2.0.2.3		資料外の情報源	資料を識別する情報が資料自体との情報源にも表示されていない場合は、次の優先順位で情報を採用する。 a) 資料的記述を作成する場合の、資料全体に対する付属資料(参照: #2.0.2.1 を見よ。) b) 資料の批評・解説として刊行された資料 c) 資料刊行後に作製された容器(所有者が作製した容器など) d) その他の資料(参考資料など)	NDL準拠	資料を識別する情報が資料自体との情報源にも表示されていない場合は、次の情報を採用する。 b) 資料の批評・解説として刊行された資料 c) 資料刊行後に作製された容器(所有者が作製した容器など) d) その他の資料(参考資料など)		資料を識別する情報が資料自体との情報源にも表示されていない場合は、次の情報を採用する。 b) 資料の批評・解説として刊行された資料 c) 資料刊行後に作製された容器(所有者が作製した容器など) d) その他の資料(参考資料など)
	#2.0.2.3.1		情報源の記録	資料外の情報源から次に示したエレメントの情報を採用した場合は、その旨を注記および(または)他の方法(コーディング、角がっこ)の使用等で示す。 タイトル(本タイトル、並列タイトル、タイトル関連情報、並列タイトル関連情報) 責任表示(本タイトルに関する責任表示、本タイトルに関する並列責任表示) 版表示(版次、並列版次、版に関する責任表示、版に関する並列責任表示、付加的版次、並列付加的版次、付加的版に関する責任表示、付加的版に関する並列責任表示) 逐次刊行物の順序表示(初号の巻次、初号の年月次、終号の巻次、終号の年月次、初号の別方式の巻次、初号の別方式の年月次、終号の別方式の巻次、終号の別方式の年月次) 出版表示(出版地、並列出版地、出版者、並列出版者、出版日付) 頒布表示(頒布地、並列頒布地、頒布者、並列頒布者、頒布日付) 製作表示(製作地、並列製作地、製作者、並列製作者、製作日付) 非刊行物の制作表示(非刊行物の制作地、非刊行物の並列制作地、非刊行物の制作者、非刊行物の並列制作者、非刊行物の制作日付) シリーズ表示(シリーズの本タイトル、シリーズの並列タイトル、シリーズのタイトル関連情報、シリーズの並列タイトル関連情報、シリーズに関する責任表示、シリーズに関する並列責任表示、シリーズのISSN、シリーズ内番号、サブシリーズの本タイトル、サブシリーズの並列タイトル、サブシリーズのタイトル関連情報、サブシリーズの並列タイトル関連情報、サブシリーズに関する責任表示、サブシリーズに関する並列責任表示、サブシリーズのISSN、サブシリーズ内番号)	1.1.2A	適用		資料外の情報源から次に示したエレメントの情報を採用した場合は、その旨を注記および(または)角がっこで示す。 タイトル(本タイトル、並列タイトル、タイトル関連情報、並列タイトル関連情報) 責任表示(本タイトルに関する責任表示、本タイトルに関する並列責任表示) 版表示(版次、版に関する責任表示、付加的版次、付加的版に関する責任表示) 逐次刊行物の順序表示(初号の巻次、初号の年月次、終号の巻次、終号の年月次、初号の別方式の巻次、初号の別方式の年月次、終号の別方式の巻次、終号の別方式の年月次) 出版表示(出版地、出版者、並列出版者、出版日付) 頒布表示(頒布地、頒布者) シリーズ表示(シリーズの本タイトル、シリーズの並列タイトル、シリーズのタイトル関連情報、シリーズに関する責任表示、シリーズのISSN、シリーズ内番号、サブシリーズの本タイトル、サブシリーズの並列タイトル、サブシリーズのタイトル関連情報、サブシリーズのISSN、サブシリーズ内番号)
	#2.0.2.3.2		識別情報を有しない種類の資料	通常は識別情報を有しない種類の資料(写真、自然物、コレクション等)については、資料外から情報を採用した旨を、注記としても、他の方法(コーディングや角がっこ)の使用など)によっても、記録しない。		対象外		非適用
	#2.0.3		記録の方法	体現形の属性は、採用した情報源にある情報を、#1.9、#1.10～#1.10.11 別法および体現形の各エレメントの記録の方法の規定に従って記録する。	6.0A 7.0A	適用		適用
	#2.0.4		複製	複製を記述対象として体現形の記述を作成する場合は、複製自体についてのデータを記録する。原資料についてのデータは、関連する著作または関連する体現形のエレメントとして記録する。		非適用		適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠の理由	NDL適用/非適用	
			別法	複製を記述対象として体現形の記述を作成する場合は、複製自体についてのデータを記録する。原資料についてのデータは、関連する著作または関連する体現形のエレメントとして記録する。 *ただし、逐次刊行物の複製について体現形の記述を作成する場合は、原資料のデータを記録し、複製のデータは、注記として記録する*。	6.0.2B	適用		
	#2.0.5	新規の記述が必要な変化	複数巻單行資料、逐次刊行物、または更新資料については、何らかの変化によって、新規の記述の作成を必要とする場合がある。 (参照: #2.0.5A～#2.0.5C を見よ。)	6.0.1	適用		適用	
	#2.0.5A	複数巻單行資料	次の場合に体現形に対する新規の記述を作成する。 a) 刊行方式の変化 b) 機器種別の変化(参照: #2.14.0.6 を見よ。)			対象外	非適用	
	#2.0.5B	逐次刊行物	次の場合に体現形に対する新規の記述を作成する。 a) 刊行方式の変化 b) 機器種別の変化(参照: #2.14.0.6 を見よ。) c) オンライン資料のキャリア種別の変化(参照: #2.14.0.6 を見よ。) d) 本タイトルの重要な変化(参照: #2.1.1.4、#2.1.1.4.1 を見よ。) e) 責任表示の重要な変化(参照: #2.2.0.6 を見よ。) f) 版表示の変化(参照: #2.3.0.6 を見よ。)	0.4.3A 0.4.3B2.2	適用		次の場合に体現形に対する新規の記述を作成する。 a) 刊行方式の変化 b) 機器種別の変化(参照: #2.14.0.6を見よ。) c) キャリア種別の変化。ただし、機器種別が「機器不用」の場合を除く(参照: #2.14.0.6を見よ。) d) 本タイトルの重要な変化(参照: #2.1.1.4、#2.1.1.4.1を見よ。) e) 責任表示の重要な変化(参照: #2.2.0.6を見よ。) f) 版表示の変化(参照: #2.3.0.6を見よ。)	
	#2.0.5C	更新資料	次の場合に体現形に対する新規の記述を作成する。 a) 刊行方式の変化 b) 機器種別の変化(参照: #2.14.0.6 を見よ。) c) 加除式資料のベースの更新 d) 版表示の変化(参照: #2.3.0.6 を見よ。)			対象外	非適用	

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項目番号	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
E	#2.1	タイトル	タイトルは、エレメントである。		6.2.1A 適用		適用
	#2.1.0	通則				—	—
	#2.1.0.1	記録の範囲	体現形のタイトルを記録する。タイトルは、資料自体の情報源、カバーやケース、付属資料などに複数表示されている場合がある。また、参考資料に記載されているタイトル、データ作成者が付与するタイトルなど、記述対象には表示されていないタイトルもある。	6.2.1D 6.2.6D	適用		適用
	#2.1.0.2	エレメント・サブタイプ	タイトルには、次のものがある。 a)～i)は、タイトルのエレメント・サブタイプであり、#2.1.0.3～#2.1.9.2.2で規定する。 a)～i)のうち、本タイトルはコア・エレメントである。 a) 本タイトル(参照: #2.1.1を見よ。) b) 並列タイトル(参照: #2.1.2を見よ。) c) タイトル関連情報(参照: #2.1.3を見よ。) d) 並列タイトル関連情報(参照: #2.1.4を見よ。) e) 先行タイトル(参照: #2.1.5を見よ。) f) 後続タイトル(参照: #2.1.6を見よ。) g) キー・タイトル(参照: #2.1.7を見よ。) h) 略タイトル(参照: #2.1.8を見よ。) i) 異形タイトル(参照: #2.1.9を見よ。) j)～q)については、シリーズ表示のサブエレメントであり、#2.10.0.3～#2.10.12.2で規定する。 j) シリーズの本タイトル(参照: #2.10.1を見よ。) k) シリーズの並列タイトル(参照: #2.10.2を見よ。) l) シリーズのタイトル関連情報(参照: #2.10.3を見よ。) m) シリーズの並列タイトル関連情報(参照: #2.10.4を見よ。) n) サブシリーズの本タイトル(参照: #2.10.9を見よ。) o) サブシリーズの並列タイトル(参照: #2.10.10を見よ。) p) サブシリーズのタイトル関連情報(参照: #2.10.11を見よ。) q) サブシリーズの並列タイトル関連情報(参照: #2.10.12を見よ。)	6.2.1A他 一部適用	a)～i)のうち、本タイトルはコア・エレメントである。 a) 本タイトル(参照: #2.1.1を見よ。) b) 並列タイトル(参照: #2.1.2を見よ。) c) タイトル関連情報(参照: #2.1.3を見よ。) d) 並列タイトル関連情報(参照: #2.1.4を見よ。) e) 先行タイトル(参照: #2.1.5を見よ。)【対象外】 f) 後続タイトル(参照: #2.1.6を見よ。) g) キー・タイトル(参照: #2.1.7を見よ。) h) 略タイトル(参照: #2.1.8を見よ。) i) 異形タイトル(参照: #2.1.9を見よ。) j)～q)については、シリーズ表示のサブエレメントであり、#2.10.0.3～#2.10.12.2で規定する。 j) シリーズの本タイトル(参照: #2.10.1を見よ。) k) シリーズの並列タイトル(参照: #2.10.2を見よ。) l) シリーズのタイトル関連情報(参照: #2.10.3を見よ。) m) シリーズの並列タイトル関連情報(参照: #2.10.4を見よ。) n) サブシリーズの本タイトル(参照: #2.10.9を見よ。) o) サブシリーズの並列タイトル(参照: #2.10.10を見よ。) p) サブシリーズのタイトル関連情報(参照: #2.10.11を見よ。) q) サブシリーズの並列タイトル関連情報(参照: #2.10.12を見よ。)	タイトルには、次のものがある。 a)～i)は、タイトルのエレメント・サブタイプであり、#2.1.0.3～#2.1.9.2.2で規定する。 a)～i)のうち、本タイトルはコア・エレメントである。 a) 本タイトル(参照: #2.1.1を見よ。) b) 並列タイトル(参照: #2.1.2を見よ。) c) タイトル関連情報(参照: #2.1.3を見よ。) d) 並列タイトル関連情報(参照: #2.1.4を見よ。) e) 先行タイトル(参照: #2.1.5を見よ。)(非適用) f) 後続タイトル(参照: #2.1.6を見よ。) g) キー・タイトル(参照: #2.1.7を見よ。) h) 略タイトル(参照: #2.1.8を見よ。) i) 異形タイトル(参照: #2.1.9を見よ。) j)～q)については、シリーズ表示のサブエレメントであり、#2.10.0.3～#2.10.12.2で規定する。 j) シリーズの本タイトル(参照: #2.10.1を見よ。) k) シリーズの並列タイトル(参照: #2.10.2を見よ。) l) シリーズのタイトル関連情報(参照: #2.10.3を見よ。) m) シリーズの並列タイトル関連情報(参照: #2.10.4を見よ。)(非適用) n) サブシリーズの本タイトル(参照: #2.10.9を見よ。) o) サブシリーズの並列タイトル(参照: #2.10.10を見よ。) p) サブシリーズのタイトル関連情報(参照: #2.10.11を見よ。) q) サブシリーズの並列タイトル関連情報(参照: #2.10.12を見よ。)(非適用)	
	#2.1.0.3	情報源	本タイトル、並列タイトル、タイトル関連情報、並列タイトル関連情報、先行タイトル、後続タイトル、キー・タイトルは、その情報源に関する規定を各エレメントに関する規定の中で定める。 (参照: #2.1.1.2、#2.1.2.1.2、#2.1.3.1.2、#2.1.4.1.2、#2.1.5.1.2、#2.1.6.1.2、#2.1.7.1.2を見よ。) 略タイトルおよび異形タイトルは、どの情報源に基づいて記録してもよい。 (参照: #2.1.8.1.2、#2.1.9.1.2を見よ。)	6.2.1E 6.2.6E	一部適用	本タイトル、並列タイトル、タイトル関連情報、並列タイトル関連情報、後続タイトル、キー・タイトルは、その情報源に関する規定を各エレメントに関する規定の中で定める。 (参照: #2.1.1.2、#2.1.2.1.2、#2.1.3.1.2、#2.1.4.1.2、#2.1.5.1.2、#2.1.6.1.2、#2.1.7.1.2を見よ。) 略タイトルおよび異形タイトルは、どの情報源に基づいて記録してもよい。 (参照: #2.1.8.1.2、#2.1.9.1.2を見よ。)	本タイトル、並列タイトル、タイトル関連情報、並列タイトル関連情報、後続タイトル、キー・タイトル、略タイトルは、その情報源に関する規定を各エレメントに関する規定の中で定める。 (参照: #2.1.1.2、#2.1.2.1.2、#2.1.3.1.2、#2.1.4.1.2、#2.1.6.1.2、#2.1.7.1.2、#2.1.8.1.2を見よ。) 異形タイトルは、どの情報源に基づいて記録してもよい。 (参照: #2.1.9.1.2を見よ。)

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項目番号	適用/一部適用/非適用/NDL準拠の理由	NDL適用/非適用	
	#2.1.0.4	記録の方法		<p>タイトルは、情報源の表示を句読点、記号、略語、大文字使用法、数字なども含め、#1.10～#1.10.11別法に従って記録する。 地球温暖化ビジネスのフロンティア An illustrated guide to civil procedure ねじれた家、建てちやいました。 「未納が増えると年金が破綻する」って誰が言った? タイトルの一部として意図されていない説明的な導入句は、タイトルとして扱わない。 The Beatles 50th Anniversary Special!! (タイトル・ページの表示: Crossbeat presents The Beatles 50th Anniversary Special!!) 日本語のタイトルは、原則としてスペースを入れずに続けて記録する。意味上の区切りがある場合や、続けて記録することによって読み解が困難になると判断される場合は、情報源に表示されているスペースを省略せずに記録するか、または語句の間に適宜スペースを挿入することができる。 福島第一原子力発電所事故その全貌と明日に向けた提言 (スペースを入れずに続けて記録している例) 昔斬 人賀太郎兵衛 (スペースで区切って記録している例) 長いタイトルは必要不可欠な情報を残した上で省略できる。省略部分は省略記号(…)で示す。欧文タイトルの場合は、冒頭の5語を省略してはならない。 The commercial products of the animal kingdom employed in the arts and manufactures, shown in the collection of the Bethnal Green Branch ...</p>	1.1.3A	一部適用	<p>タイトルは、情報源の表示を句読点、記号、略語、大文字使用法、数字なども含め、#1.10～#1.10.11別法に従って記録する。</p> <p>タイトルの一部として意図されていない説明的な導入句は、タイトルとして扱わない。</p> <p>日本語のタイトルは、原則としてスペースを入れずに続けて記録する。意味上の区切りがある場合や、続けて記録することによって読み解が困難になると判断される場合は、情報源に表示されているスペースを省略せずに記録するか、または語句の間に適宜スペースを挿入することができる。</p>	<p>タイトルは、情報源の表示を句読点、記号、略語、大文字使用法、数字なども含め、#1.10～#1.10.11別法に従って記録する。 4×4 magazine ハマにしへ行こう! タイトルの一部として意図されていない説明的な導入句は、タイトルとして扱わない。 【本タイトル】 ファザー・オブ・ザ・イヤーinみえ (情報源の表示 ファザー・オブ・ザ・イヤーinみえ みえの素敵な“育児男子”を紹介します！) 日本語のタイトルは、原則としてスペースを入れずに続けて記録する。意味上の区切りがある場合や、続けて記録することによって読み解が困難になると判断される場合は、情報源に表示されているスペースを省略せずに記録するか、または語句の間にコンマ、中点、スペースを挿入することができる。 大阪 京都 兵庫 新築提案 ちいさいおおきいよわいつよい</p>
	#2.1.0.4.1	誤表示		<p>情報源に表示されているタイトルに誤記、誤植、脱字などがあつても、そのままの形を記録し、その旨を注記として記録する。正しい形がわかり、識別またはアクセスに重要な場合は、訂正したものと異形タイトルとして記録する。 (参照: #2.41.1.2.3, #2.1.9.1.1e)を見よ。) 広告ポスター銘鑑 (異形タイトル: 広告ポスター銘鑑) (タイトルに関する注記: 正しい本タイトル: 広告ポスター銘鑑) Economic Development Administration oversight (異形タイトル: Economic Development Administration oversight) (タイトルに関する注記: Title should read: Economic Development Administration oversight) ただし、逐次刊行物または更新資料の場合は、明らかな誤りは正しい形に改めたものを記録し、情報源に表示されている形を注記として記録する。識別またはアクセスに重要な場合は、情報源に表示されている形を異形タイトルとして記録する。誤りかどうか判断できない場合は、情報源に表示されている形をそのまま記録する。 (参照: #2.41.1.2.3, #2.1.9.1.1e)を見よ。)</p>	6.0E 2.0Dウ) 誤記、誤植 7.0E 4.0D工) 誤記、誤植	NDL準拠	<p>逐次刊行物または更新資料の場合は、明らかな誤りは正しい形に改めたものを記録し、情報源に表示されている形を注記として記録する。識別またはアクセスに重要な場合は、情報源に表示されている形を異形タイトルとして記録する。誤りかどうか判断できない場合は、情報源に表示されている形をそのまま記録する。 (参照: #2.41.1.2.3, #2.1.9.1.1e)を見よ。) 広告ポスター銘鑑 (異形タイトル: 広告ポスター銘鑑) (タイトルに関する注記: 表紙のタイトル (誤植: 広告ポスター銘鑑))</p>	<p>明らかな誤りは正しい形に改めたものを記録し、採用した情報源に表示されている形を必要に応じて注記として記録する。識別またはアクセスに重要な場合は、情報源に表示されている形を異形タイトルとして記録する。誤りかどうか判断できない場合は、情報源に表示されている形をそのまま記録する。 (参照: #2.41.1.2.3, #2.1.9.1.1e)を見よ。)</p>

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項目番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
				<p>別法 *情報源に表示されているタイトルに誤記、誤植、脱字などがある場合は、正しい表記に改め、その旨を注記および(または)その他の方法(コーディングや角がっこの使用など)で示した上で、情報源に表示されている形を注記として記録する。識別またはアクセスに重要な場合は、情報源に表示されている形を異形タイトルとして記録する。誤りかどうか判断できない場合は、情報源に表示されている形そのまま記録する。</p> <p>(参照: #2.41.1.2.3, #2.1.9.1.1e)を見よ。)</p> <p>広告ボ[タヌ]一銘鑑 (異形タイトル: 広告ボタヌ一銘鑑) (タイトルに関する注記: 表紙のタイトル (誤植): 広告ボタヌ一銘鑑) Economic Devlopment Administration oversight (異形タイトル: Economic Development Administration oversight) (タイトルに関する注記: Title appears on title page as: Economic Development Administration oversight)</p>	非適用		
	#2.1.0.4.2	総称的な語句、数字、略語		<p>情報源に表示されている総称的な語句、数字、略語も、タイトルとして記録する。</p> <p>詩集 Selected papers 諸絵図 地図新編 版画集 構図 研究報告 紀要 Journal 1984 E.T.</p>	6.0.3 7.0.3	適用	適用
	#2.1.0.4.3	不可分な数値、番号など		<p>情報源に表示されているタイトルが、不可分な数値、番号などを含む場合は、それらを含めてタイトルとして記録する。</p> <p>MAB1 : 図書館用機械交換フォーマット Brandenburgische Konzerte 3, 5, 6 映画音楽ベスト14 退屈な風景No. 16 37 design & environment projects 婦人像 II</p>	6.2.1F1.1 (F1.4)	一部適用	<p>情報源に表示されているタイトルが、不可分な数値、番号などを含む場合は、それを含めてタイトルとして記録する。</p> <p>MAB1 : 図書館用機械交換フォーマット Brandenburgische Konzerte 3, 5, 6 映画音楽ベスト14 退屈な風景No. 16 37 design & environment projects 婦人像 II</p> <p>ただし、数値、番号などが回次、日付などの場合は、#2.1.1.2.16別法による。</p>
	#2.1.0.4.4	個人・家族・団体または場所の名称		<p>情報源に表示されているタイトルが、個人・家族・団体または場所の名称のみから成る場合は、それをタイトルとして記録する。</p> <p>梅原龍三郎 古今亭志ん生 Rosa Luxemburg 徳川家 高知市民図書館 The British Museum 東京 横浜港近辺</p> <p>本来、責任表示や出版者、頒布者等として扱われる名称が、タイトルの不可分な一部として表示されている場合は、それらをタイトルに含めて記録する。</p> <p>ヴォート基礎生化学 有斐閣法律用語辞典 Horowitz in London (参照: #2.2.0.4、#2.5.0.4、#2.6.0.4、#2.7.0.4、#2.8.0.4 を見よ。)</p>	6.2.1F1.3	一部適用	<p>情報源に表示されているタイトルが、個人・家族・団体または場所の名称のみから成る場合は、それをタイトルとして記録する。</p> <p>本来、責任表示や出版者、頒布者等として扱われる名称が、タイトルの不可分な一部として表示されている場合は、それらをタイトルに含めて記録する。</p>

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項目番号	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.1.0.5	複製	複製については、原資料のタイトルではなく、複製自体のタイトルを記録する。原資料のタイトルは、関連する体現形のタイトルとして記録する。 (参照: #43.3 を見よ。) ただし、原資料のタイトルが同一の情報源に表示されている場合は、#2.1.1.3 に従う。	非適用		適用
			別法	複製については、原資料のタイトルではなく、複製自体のタイトルを記録する。原資料のタイトルは、関連する体現形のタイトルとして記録する。 (参照: #43.3 を見よ。) *ただし、原資料のタイトルが同一の情報源に表示されている場合は、#2.1.1.3 別法に従う。 他の形態から変換されたマイクロ資料または逐次刊行物の複製については、原資料のタイトルを記録する。複製のタイトルが原資料のタイトルと異なる場合は、#2.1.1.3 別法に従う*。	6.0.2C8	適用	
		#2.1.0.6	変化	複数巻単行資料、逐次刊行物または更新資料においては、タイトルが変化することがある。 本タイトルの変化については、#2.1.1.4、#2.1.1.4 別法に従って記録する。 本タイトル以外のタイトルの変化については、#2.1.2.3、#2.1.3.3、#2.1.4.3 に従って記録する。 (参照: #2.0.5 を見よ。)	6.0.1A1	適用	
ES	*	#2.1.1	本タイトル	本タイトルは、タイトルのエレメント・サブタイプである。 本タイトルは、コア・エレメントである。	6.2.1A	適用	
		#2.1.1.1	記録の範囲・情報源			-	-
		#2.1.1.1.1	記録の範囲	本タイトルは、体現形を識別するための固有の名称である。情報源に表示されている主なタイトルを本タイトルとして扱う。 複数巻単行資料、逐次刊行物または更新資料の場合は、記述対象全体を通じて共通する固有の名称を本タイトルとして扱う。 資料自体と資料外の情報源のどこにもタイトルが表示されていない場合は、データ作成者が本タイトルを付与する。 電子資料については、ファイル名、データセット名は、本タイトルとして扱わない。ただし、資料自体に他にタイトルが表示されていない場合は、本タイトルとして扱う。	6.2.1F1	適用	

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項目番号	適用/一部適用/非適用/NDL準拠の理由	NDL適用/非適用	
		#2.1.1.2	情報源	<p>本タイトルは、#2.0.2.2で規定する優先情報源から採用する。ページ、リーフ、シート、カードで構成される和資料(逐次刊行物を除く)について、#2.0.2.2.1.1Bによってタイトル・ページ以外の情報源を優先情報源としてそこから本タイトルを採用した場合は、その旨を注記として記録する。</p> <p>(参照: #2.41.1.2.1を見よ。)</p> <p>和古書・漢籍について、#2.0.2.2.1.3によって巻頭以外の情報源を優先情報源としてそこから本タイトルを採用した場合は、その情報源を注記として記録する。</p> <p>(参照: #2.41.1.2.1を見よ。)</p> <p>資料自身のどの情報源にモータイトルが表示されていない場合は、資料外の情報源から採用する。この場合は、その旨を注記として記録する。</p> <p>(参照: #2.0.2.3～#2.0.2.3.2を見よ。)</p> <p>(参照: #2.41.1.2.1を見よ。)</p> <p>優先情報源と資料自体の他の情報源で表示されているタイトルが異なる場合は、他の情報源に表示されているタイトルは異形タイトルとして扱い、その情報源を必要に応じて注記として記録する。</p> <p>(参照: #2.0.2.2、#2.1.0.3、#2.1.9.1.1、#2.41.1.2.1.3を見よ。)</p> <p>慶大俳句丘の会会報 (異形タイトル: 丘の会会報) (注記: 奥付のタイトル: 丘の会会報)</p> <p>Official パーツマニュアル (異形タイトル: K-car スペシャル・パーツマニュアル) (異形タイトルの情報源は背)</p>	6.2.1E	NDL準拠	<p>本タイトルは、#2.0.2.2で規定する優先情報源から採用する。</p> <p>資料自身のどの情報源にもモータイトルが表示されていない場合は、資料外の情報源から採用する。この場合は、その旨を必要に応じて注記として記録する。</p> <p>(参照: #2.0.2.3～#2.0.2.3.2を見よ。)</p> <p>(参照: #2.41.1.2.1を見よ。)</p> <p>優先情報源と資料自体の他の情報源で表示されているタイトルが異なる場合は、他の情報源に表示されているタイトルは異形タイトルとして扱い、その情報源を必要に応じて注記として記録する。</p> <p>(参照: #2.0.2.2、#2.1.0.3、#2.1.9.1.1、#2.41.1.2.1.3を見よ。)</p> <p>慶大俳句丘の会会報 (異形タイトル: 丘の会会報) (注記: 奥付のタイトル: 丘の会会報)</p>	
		#2.1.1.2	記録の方法	<p>本タイトルは、情報源から#2.1.0.4～#2.1.0.4.4に従って記録する。</p> <p>工業技術英語入門 歌曲集『美しき水車小屋の娘』 Concertos for Jew's harp, mandora and orchestra West Side story</p>	6.2.1F1 (2.2.1F)	適用		適用
		#2.1.1.2.1	別タイトル	<p>情報源に表示されている別タイトルは、本タイトルの一部として記録する。</p> <p>ジュリエット物語又は悪徳の栄え ドン・アルバロあるいは運命の力 大日本驛路全圖一名皇國道路志る遍 Under the hill, or, The story of Venus and Tanhäuser</p>	6.2.1F2	一部適用	<p>情報源に表示されている別タイトルは、本タイトルの一部として表示されている場合は本タイトル、サブタイトルとして表示されている場合はタイトル関連情報として記録する。</p>	<p>情報源に表示されている別タイトルは、本タイトルの一部として表示されている場合は本タイトル、サブタイトルとして表示されている場合はタイトル関連情報として記録する。</p>
			別法	<p>*情報源に表示されている別タイトルは、タイトル関連情報として扱い、本タイトルに含めない*。</p> <p>ジュリエット物語 (タイトル関連情報: 又は悪徳の栄え) ドン・アルバロ (タイトル関連情報: あるいは運命の力) 大日本驛路全圖 (タイトル関連情報: 一名皇國道路志る遍)</p>	6.2.1F4	非適用		

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項目番号	適用／一部適用／非適用/NDL準拠の理由	NDL適用／非適用
	#2.1.1.2.2	上部または前方の語句	情報源において、明らかに本タイトルと判定される部分の上部または前方に表示されている語句は、次のように扱う。 a) 語句が、本タイトルの一部として意図されていない説明的な導入句である場合は、本タイトルに含めない。 (参照: #2.1.0.4を見よ。) b) 語句が、明らかに本タイトルと判定される部分と不可分な場合は、本タイトルの一部として記録する。複数行に割って書かれた割書きは1行書きとし、また文字の大小にかかわらず原則として統けて記録する。 (参照: #2.1.0.4を見よ。) NHK名曲アルバム Digital/DMMによるルネッサンスのオルガン音楽 宮城県図書館蔵書目録CD-ROM <例示略>	6.2.1F1.1 (2.2.1.F)	NDL準拠	情報源において、明らかに本タイトルと判定される部分の上部または前方に表示されている語句（冠称、角書きなど、タイトルを限定修飾するもの、またはタイトルに関連して表示されているもの）は、次のように扱う。 a) 語句が、本タイトルの一部として意図されていない説明的な導入句である場合は、本タイトルに含めない。 (参照: #2.1.0.4を見よ。) b) 語句が、明らかに本タイトルと判定される部分と不可分な場合は、本タイトルの一部として記録する。複数行に割って書かれた割書きは1行書きとし、また文字の大小にかかわらず原則として統けて記録する。本タイトルの一部とするかどうか判断に迷うときは、並列タイトルや他の情報源の表示を参考にして判断する。なお、その語句が、団体名である場合は、原則として本タイトルの一部とする。ただし、タイトルに当該団体名が含まれる場合は除く。 (参照: #2.1.0.4.4を見よ。) 財団法人日本分析センター四半期報 (情報源の表示: 財団法人日本分析センター 四 半 期 報 「財団法人日本分析センター」は小さな文字) 要覧ちとせ (情報源の表示: 北海道千歳市 要覧ちとせ)」	情報源において、明らかに本タイトルと判定される部分の上部または前方に表示されている語句（冠称、角書きなど、タイトルを限定修飾するもの、またはタイトルに関連して表示されているもの）は、次のように扱う。 a) 語句が、本タイトルの一部として意図されていない説明的な導入句である場合は、本タイトルに含めない。 (参照: #2.1.0.4を見よ。) b) 語句が、明らかに本タイトルと判定される部分と不可分な場合は、本タイトルの一部として記録する。複数行に割って書かれた割書きは1行書きとし、また文字の大小にかかわらず原則として統けて記録する。本タイトルの一部とするかどうか判断に迷うときは、並列タイトルや他の情報源の表示を参考にして判断する。なお、その語句が、団体名である場合は、原則として本タイトルの一部とする。ただし、タイトルに当該団体名が含まれる場合は除く。 (参照: #2.1.0.4.4を見よ。) 財団法人日本分析センター四半期報 (情報源の表示: 財団法人日本分析センター 四 半 期 報 「財団法人日本分析センター」は小さな文字) 要覧ちとせ (情報源の表示: 北海道千歳市 要覧ちとせ)
	#2.1.1.2.2	上部または前方の語句 (続)	c) 語句が、本タイトルの一部とみなされず、タイトル関連情報、責任表示、版次、出版者、シリーズの本タイトル等の別のエレメントと判断される場合は、情報源に表示されている順序にかかわらず、本タイトルに含めず、それぞれの該当するエレメントとして記録する。 お祭りの太鼓 (タイトル関連情報: 鈴木信太郎隨筆集) (タイトル・ページの表示: 鈴木信太郎隨筆集 お祭りの太鼓) <例示略>	6.2.1F1.5	NDL準拠	「c) 語句が、本タイトルの一部とみなされず、タイトル関連情報、責任表示、版次、出版者、シリーズの本タイトル、刊行頻度等の別のエレメントと判断される場合は、情報源に表示されている順序にかかわらず、本タイトルに含めず、それぞれの該当するエレメントとして記録する。 糖尿病医療学 (タイトル関連情報: 日本糖尿病医療学会誌) (情報源の表示: 日本糖尿病医療学会誌 糖尿病医療学 「日本糖尿病医療学会誌」は小さな文字) ただし、刊行頻度を示す語が、タイトルと一緒にとて表示されているときは、本タイトルの一部とする。一体かどうかは文字の大きさや形が同一であることにより判断する。判断に迷う場合は、本タイトルの一部としない。 (参照: #2.1.1.2.17を見よ。) 週刊朝日 (情報源の表示: 週刊朝日) レジデント (情報源の表示: 月刊レジデント)」	c) 語句が、本タイトルの一部とみなされず、タイトル関連情報、責任表示、版次、出版者、シリーズの本タイトル、刊行頻度等の別のエレメントと判断される場合は、情報源に表示されている順序にかかわらず、本タイトルに含めず、それぞれの該当するエレメントとして記録する。 糖尿病医療学 (タイトル関連情報: 日本糖尿病医療学会誌) (情報源の表示: 日本糖尿病医療学会誌 糖尿病医療学 「日本糖尿病医療学会誌」は小さな文字) ただし、刊行頻度を示す語が、タイトルと一緒にとて表示されているときは、本タイトルの一部とする。一体かどうかは文字の大きさや形が同一であることにより判断する。判断に迷う場合は、本タイトルの一部としない。 (参照: #2.1.1.2.17を見よ。) 週刊朝日 (情報源の表示: 週刊朝日) レジデント (情報源の表示: 月刊レジデント)
	#2.1.1.2.2	上部または前方の語句 任意追加	上部または前方に表示されている語句を本タイトルの一部として記録しなかった場合に、識別またはアクセスに重要なときは、その語句を含めた形を異形タイトルとして記録する。 (参照: #2.1.9を見よ。)		適用		適用
	#2.1.1.2.3	ルビ	情報源に表示されたタイトルに付記されたルビは、本タイトルに含めない。識別またはアクセスに重要な場合は、ルビを含めたタイトルを異形タイトルとして記録する。 (参照: #2.1.9.1.h)、#2.1.9.2.1を見よ。) 青い思想 (情報源の表示: 青い思想)		適用		情報源に表示されたタイトルに付記されたルビは、本タイトルに含めない。ルビが別の情報源でタイトルとして表示されている場合は、異形タイトルとして記録する。 (参照: #2.1.9.1.h)、#2.1.9.2.1を見よ。)

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項目番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
		#2.1.1.2.4	併記された語句	同義語による別の表現、原語形とその略語、外来語とその原語などが、タイトルに併記されている場合は、情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて本タイトルを選定する。この場合に、識別またはアクセスに重要なときは、他方を異形タイトルとして記録する。 (参照: #2.1.9.1.1)、#2.1.9.2.2を見よ。) 誰でもわかる!狂牛病対策マニュアル (異形タイトル: 誰でもわかるIBSE 対策マニュアル) ツイッター完全活用術 (異形タイトル: twitter 完全活用術) Android アプリ事典 (異形タイトル: アンドロイドアプリ事典) 情報源でタイトル全体が、複数の言語および(または)文字種で併記されている場合も、情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて本タイトルを選定する。この場合に、識別またはアクセスに重要なときは、他方を並列タイトルとして記録する。 (参照: #2.1.2を見よ。)	6.2.1F	適用	同義語による別の表現、原語形とその略語、外来語とその原語などが、タイトルの一部に併記されている場合は、情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて、より顕著に表示されているものを本タイトルとして選定する。より顕著に表示されている判断は、原則として表示の大きさによる。表示の大きさが同等の場合は、最初に表示されているものを本タイトルとして選定する。 装飾と判断できる表示は、本タイトルとして採用しない。 巻頭言、編集後記などから編者や出版者の意図したタイトルが容易に判断できる場合は、本タイトル選定の参考にする。 この場合に、識別またはアクセスに重要なときは、他方を異形タイトルとして記録する。 (参照: #2.1.9.1.1)、#2.1.9.2.2を見よ。) ぶーけデラックス (情報源の表示: deluxe 「deluxe」は小さな文字) (異形タイトル: ぶーけdeluxe) 情報源でタイトル全体が、複数の言語および(または)文字種で併記されている場合は、#2.1.1.2.6別法に従って判断し、本タイトルとして選定する。 この場合に、識別またはアクセスに重要なときは、他方を並列タイトルとして記録する。 (参照: #2.1.2を見よ。) Ginza (並列タイトル: ギンザ)	適用
		#2.1.1.2.5	内容と異なる言語・文字種によるタイトル	情報源に表示されているタイトルの言語および(または)文字種が、主な内容で使われている言語および(または)文字種と異なっていても、情報源に表示されているタイトルを本タイトルとして記録する。 (参照: 表現形の言語については、#5.3を見よ。内容の言語については、#5.12を見よ。内容の文字種については、#5.13.1を見よ。) An introduction to Brazil (本文は日本語) Super PC engine fan deluxe (本文は日本語)	6.2.1F	適用		適用
		#2.1.1.2.6	複数の言語・文字種によるタイトル	情報源に複数の言語または文字種によるタイトルがある場合は、主な内容で使われている言語または文字種によるタイトルを本タイトルとして記録する。 内容が言語表現によらない資料、または主な内容が一言語でない資料の場合は、情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて本タイトルを選定する。 本タイトルとしなかったタイトルは、識別またはアクセスに重要な場合は、並列タイトルとして記録する。 (参照: #2.1.2を見よ。) Concerto for piano and orchestra, no. 20 in D minor, K. 466 (並列タイトル: ピアノ協奏曲 第20番 二調)	6.2.1F1.2	適用		適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項目番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
			別法	*情報源に複数の言語または文字種によるタイトルがある場合は、その情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて本タイトルを選定する*。 本タイトルとしなかったタイトルは、識別またはアクセスに重要な場合は、並列タイトルとして記録する。 (参照: #2.1.2を見よ。) Concerto for piano and orchestra, no. 20 in D minor, K. 466 (並列タイトル: ピアノ協奏曲 第20番 二短調)	非適用		情報源に複数の言語または文字種によるタイトルがある場合は、その情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて、より顕著に表示されているものを本タイトルとして選定する。より顕著に表示されているという判断は、原則として表示の大きさによる。表示の大きさが同等の場合は、最初に表示されているものを本タイトルとして選定する。 また、デザイン等により判断が難しい場合は、その情報源に表示されているタイトルのうち、他の情報源に多く表示されているもの、コンテンツの言語と一緒にするものを本タイトル選定の参考にする。 装飾と判断できる表示は、本タイトルとして採用しない。 巻頭言、編集後記などから編者や出版者の意図したタイトルが容易に判断できる場合は、本タイトル選定の参考にする。 本タイトルとしなかったタイトルは、識別またはアクセスに重要な場合は、並列タイトル、タイトル関連情報または異形タイトルとして記録する。 (参照: #2.1.2、#2.1.3、#2.1.9を見よ。)	
	#2.1.1.2.7	同一の言語・文字種による複数のタイトル		情報源に、一つの体現形に対して、同一の言語および文字種による複数のタイトルが表示されている場合は、その情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて本タイトルを選定する。表示順序、配置、デザイン等から判断できない場合は、最も包括的なタイトルを本タイトルとして記録する。 (参照: 複数の著作に対するタイトルについては、#2.1.1.2.9、#2.1.1.2.10を見よ。) Village of Bird-in-Hand, map & visitors guide, Lancaster County, PA (情報源の表示: Village of Bird-in-Hand, map & visitors guide, Lancaster County, PA と Village of Bird-in-Hand, along Route 340, a AAA scenic byway) ただし、逐次刊行物または更新資料で、情報源にイニシャルまたは頭字語形とその展開形のタイトルの双方が表示されている場合は、表示順序等にかかわらず、展開形を本タイトルとして記録する。 Japanese journal of parenteral and enteral nutrition (情報源の表示: Japanese journal of parenteral and enteral nutrition JJJPEN) いずれの場合も、本タイトルとしなかったタイトルが、識別またはアクセスに重要な場合は、タイトル関連情報または異形タイトルとして記録する。 (参照: #2.1.3、#2.1.9を見よ。)	7.2.1F1.2	適用		

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項目番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
			別法	<p>情報源に、一つの体現形に対して、同一の言語および文字種による複数のタイトルが表示されている場合は、その情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて本タイトルを選定する。表示順序、配置、デザイン等から判断できない場合は、最も包括的なタイトルを本タイトルとして記録する。</p> <p>(参照: 複数の著作に対するタイトルについては、#2.1.1.2.9、#2.1.1.2.10を見よ。)</p> <p>Village of Bird-in-Hand, map & visitors guide, Lancaster County, PA (情報源の表示: Village of Bird-in-Hand, map & visitors guide, Lancaster County, PA とVillage of Bird-in-Hand, along Route 340, a AAA scenic byway)</p> <p>*イニシャルまたは頭字語形とその展開形のタイトルの双方が表示されている場合も、その情報源での表示順序等に基づいて本タイトルを選定する*</p> <p>JJPEN (情報源の表示: Japanese journal of parenteral and enteral nutrition とJJPEN。JJPEN が大きく表示されている。) いずれの場合も、本タイトルとしなかったタイトルが、識別またはアクセスに重要な場合は、タイトル関連情報または異形タイトルとして記録する。 (参照: #2.1.3、#2.1.9を見よ。)</p>	非適用		<p>情報源に、一つの体現形に対して、同一の言語および文字種による複数のタイトルが表示されている場合は、その情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて、より顕著に表示されているものを本タイトルとして選定する。より顕著に表示されている判断は、原則として表示の大きさによる。表示の大きさが同等の場合は、最初に表示されているものを本タイトルとして選定する。</p> <p>また、デザイン等により判断が難しい場合は、その情報源に表示されているタイトルのうち、他の情報源にも多く表示されているものを本タイトル選定の参考にする。</p> <p>装飾と判断できる表示は、本タイトルとして採用しない。</p> <p>巻頭言、編集後記などから編者や出版者の意図したタイトルが容易に判断できる場合は、本タイトル選定の参考にする。</p> <p>(参照: 複数の著作に対するタイトルについては、#2.1.1.2.9、#2.1.1.2.10を見よ。)</p> <p>JJPEN (情報源の表示: Japanese journal of parenteral and enteral nutrition とJJPEN。JJPEN が大きく表示されている。) いずれの場合も、本タイトルとしなかったタイトルが、識別またはアクセスに重要な場合は、タイトル関連情報または異形タイトルとして記録する。 (参照: #2.1.3、#2.1.9を見よ。) イニシャルまたは頭字語形を本タイトルとした場合、その展開形も表示されている時は、展開形をタイトル関連情報として記録する。</p> <p>NIP (タイトル関連情報: the navigator for innovation of production)</p>	
	#2.1.1.2.8		部編、補遺等のタイトル	<p>複数巻単行資料 逐次刊行物または更新資料で、独立して刊行された部編、補遺等を記述対象とする場合、情報源にその部編、補遺等のタイトルと、すべての部編、補遺等に共通するタイトルの双方が表示されているときと、一方のみが表示されているときがある。</p> <p>これらのときは、#2.1.1.2.8A～#2.1.1.2.8Cに従っていずれのタイトルを本タイトルとして記録するかを決定する。</p> <p>その結果、選定した本タイトルが、共通タイトルと從属タイトルおよび（または）順序表示から構成されている場合は、次の順に記録する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 共通タイトル、從属タイトル b) 共通タイトル、順序表示、從属タイトル c) 共通タイトル、順序表示 <p>なお、部編等は複数階層になっていることがある。この場合は、#2.1.1.2.8A～#2.1.1.2.8Cに従って判断し、次の順に記録する。</p> <ul style="list-style-type: none"> d) 共通タイトル、從属タイトル、從属タイトル… e) 共通タイトル、順序表示、從属タイトル、順序表示、從属タイトル… <p>階層によって、順序表示のみ、從属タイトルのみ、または双方が存在するなど異なっていることがある。これらの場合は、存在するものを同一階層内の順序表示、從属タイトルの順に記録する。</p> <ul style="list-style-type: none"> f) 共通タイトル、順序表示、順序表示… 	6.2.1F2	適用		適用
	#2.1.1.2.8A		共通するタイトルが表示されていない場合	<p>情報源に、部編、補遺等のタイトルのみが表示されていて、すべての部編、補遺等に共通するタイトルが表示されていない場合は、部編、補遺等のタイトルを本タイトルとして記録する。すべての部編、補遺等に共通するタイトルは、シリーズ表示の一部としてまたは関連する著作のタイトルとして記録する。</p> <p>Arctic tern migration (シリーズの本タイトル: Animal migrations)</p>	6.2.1F2.3	適用	<p>情報源に、部編、補遺等のタイトルのみが表示されていて、すべての部編、補遺等に共通するタイトルが表示されていない場合は、部編、補遺等のタイトルを本タイトルとして記録する。すべての部編、補遺等に共通するタイトルは、シリーズ表示の一部として記録する。</p> <p>漢字堂mini (シリーズの本タイトル: パズルメイト) (表紙の表示: 漢字堂mini、背の表示: パズルメイト) ただし、部編、補遺等を從属タイトルとみなした場合は、すべての部編、補遺等に共通するタイトルを本タイトルとして記録し、部編、補遺等を從属タイトルとして記録する。</p>	

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項目番号	適用／一部適用／非適用/NDL準拠の理由	NDL適用／非適用
	#2.1.1.2.8B	部編、補遺等のタイトルと共通するタイトルの双方が表示されている場合	情報源に、部編、補遺等のタイトルと、すべての部編、補遺等に共通するタイトルの双方が表示されている場合は、双方のタイトルを次のように扱う。 a) 部編、補遺等のタイトルのみで十分識別できる複数巻単行資料 部編、補遺等のタイトルを本タイトルとして記録する。すべての部編、補遺等に共通するタイトルは、シリーズ表示の一部として、または関連する著作のタイトルとして記録する。 <例示省略> b) 部編、補遺等のタイトルのみでは識別が困難な複数巻単行資料 本タイトルは、共通タイトルと從属タイトルから構成されるものとする。すべての部編、補遺等に共通するタイトルは共通タイトルとして、部編、補遺等のタイトルは從属タイトルとして扱い、共通タイトル、從属タイトルの順に記録する。（参照：#2.1.1.2.8a）、#2.1.1.2.8d）を見よ。） 部編、補遺等が、タイトルだけではなく、共通するタイトルに対する順序表示をも有する場合は、それも本タイトルに含めて、共通タイトル、順序表示、從属タイトルの順に記録する。 (参照：#2.1.1.2.8b)、#2.1.1.2.8e)を見よ。） <例示省略>		NDL準拠	情報源に、部編、補遺等のタイトルと、すべての部編、補遺等に共通するタイトルの双方が表示されている場合は、すべての部編、補遺等に共通するタイトルを共通タイトルとして、部編、補遺等のタイトルを從属タイトルとして扱う。共通タイトルと從属タイトルをあわせて本タイトルとして扱い、共通タイトル、從属タイトルの順に記録する。（参照：#2.1.1.2.8a)、#2.1.1.2.8d)を見よ。） 部編、補遺等が、タイトルだけではなく、共通するタイトルに対する順序表示をも有する場合は、それも本タイトルに含めて、共通タイトル、順序表示、從属タイトルの順に記録する。（参照：#2.1.1.2.8b)、#2.1.1.2.8e)を見よ。）	情報源に、部編、補遺等のタイトルと、すべての部編、補遺等に共通するタイトルの双方が表示されている場合は、すべての部編、補遺等に共通するタイトルを共通タイトルとして、部編、補遺等のタイトルを從属タイトルとして扱う。共通タイトルと從属タイトルをあわせて本タイトルとして扱い、共通タイトル、從属タイトルの順に記録する。（参照：#2.1.1.2.8a)、#2.1.1.2.8d)を見よ。） 鹿児島県立短期大学紀要、自然科学篇 鹿児島県立短期大学紀要、人文・社会科学篇 わが国企業の経営分析、企業別統計編、非製造業 (ISBD区切り記号法を用いて記録した例) 部編、補遺等が、タイトルだけではなく、共通するタイトルに対する順序表示をも有する場合は、それも本タイトルに含めて、共通タイトル、順序表示、從属タイトルの順に記録する。 (参照：#2.1.1.2.8b)、#2.1.1.2.8e)を見よ。） 農業技術研究所報告、A、物理統計 農業技術研究所報告、B、土壤・肥料 北海道教育大学紀要、第1部、A、人文科学編 電子情報通信学会論文誌、C-II、エレクトロニクス、II、電子素子・応用 (ISBD区切り記号法を用いて記録した例)
	#2.1.1.2.8B	部編、補遺等のタイトルと共通するタイトルの双方が表示されている場合(続)	c) 逐次刊行物または更新資料 逐次刊行物または更新資料については、すべての部編、補遺等に共通するタイトルを共通タイトルとして、部編、補遺等のタイトルを從属タイトルとして扱う。共通タイトルと從属タイトルをあわせて本タイトルとして扱い、共通タイトル、從属タイトルの順に記録する。（参照：#2.1.1.2.8a)、#2.1.1.2.8d)を見よ。） 鹿児島県立短期大学紀要、自然科学篇 鹿児島県立短期大学紀要、人文・社会科学篇 わが国企業の経営分析、企業別統計編、非製造業 電子情報通信学会技術研究報告、CS、通信方式 (ISBD区切り記号法を用いて記録した例) 部編、補遺等が、タイトルだけではなく、共通するタイトルに対する順序表示をも有する場合は、それも本タイトルに含めて、共通タイトル、順序表示、從属タイトルの順に記録する。 (参照：#2.1.1.2.8b)、#2.1.1.2.8e)を見よ。） 農業技術研究所報告、A、物理統計 農業技術研究所報告、B、土壤・肥料 北海道教育大学紀要、第1部、A、人文科学編 Historical abstracts, Part A, Modern history abstracts 1775-1914 Historical abstracts, Part B, Twentieth century abstracts 1914-1970 (ISBD区切り記号法を用いて記録した例) (参照、「第2期」のような語句を、逐次刊行物の順序表示の一部または全体として扱う場合は、#2.4.1.1、#2.4.1.2.3を見よ。）	6.2.1F2.7	NDL準拠	「別冊」「特集号」等の語が共通するタイトルのもとに表示されていて、固有の逐次刊行物の順序表示をもつ場合(注)は、部編、補遺等に準じて記録する。 海外商事法務、別冊 鹿児島大学南西地域研究資料センター報告、特別号 (注)これらの語と共通するタイトルが一体となって表示されている場合を除く。その場合は、本タイトルにそのまま記録する。一体かどうかは文字の大きさや形が同一であることにより判断する。判断に迷うときは從属タイトルとする。 別冊アトリエ ただし、すべての部編、補遺等に共通するタイトルを、シリーズ表示とみなした場合は、部編、補遺等のタイトルを本タイトルとして記録し、すべての部編、補遺等に共通するタイトルは、シリーズ表示の一部として記録する。	「別冊」「特集号」等の語が共通するタイトルのもとに表示されていて、固有の逐次刊行物の順序表示をもつ場合(注)は、部編、補遺等に準じて記録する。 海外商事法務、別冊 鹿児島大学南西地域研究資料センター報告、特別号 (注)これらの語と共通するタイトルが一体となって表示されている場合を除く。その場合は、本タイトルにそのまま記録する。一体かどうかは文字の大きさや形が同一であることにより判断する。判断に迷うときは從属タイトルとする。 別冊アトリエ ただし、すべての部編、補遺等に共通するタイトルを、シリーズ表示とみなした場合は、部編、補遺等のタイトルを本タイトルとして記録し、すべての部編、補遺等に共通するタイトルは、シリーズ表示の一部として記録する。 言語文化研究 (シリーズの本タイトル：広島大学総合科学部紀要) 地域文化研究 (シリーズの本タイトル：広島大学総合科学部紀要)

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項目番号	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
	#2.1.1.2.8C	部編、補遺等のタイトルが表示されていない場合		<p>情報源に共通するタイトルのみ表示されていて、部編、補遺等のタイトルが表示されていない場合がある。部編、補遺等にタイトルが存在しない場合もある。これらの場合は、順序表示を本タイトルに含めて、共通タイトル、順序表示の順に記録する。</p> <p>(参照: #2.1.1.2.8c)、#2.1.1.2.8f)を見よ。)</p> <p>ファウスト. 第1部 琉球大学教育学部紀要. 第二部 満州経済年報. 昭和12年. 下 Transactions of the Institute of Electronics and Communication Engineers of Japan. Section E (ISBD区切り記号法を用いて記録した例) 「第2期」のような語句が、共通するタイトルとともに表示されている場合は、順序表示の一部として扱い、本タイトルに含める。 世界文学全集. 第2期 第13 (ISBD区切り記号法を用いて記録した例) 複数巻単行資料の共通するタイトルとともに「新シリーズ」、「第2期」などの語句が表示されていて、他に巻次がない場合は、それらの語句を部編等のタイトルとみなし、従属タイトルとして記録する。 詩歌全集・作品名総覧. 第II期 New directions in the law of the sea. New series (ISBD区切り記号法を用いて記録した例) (参照: 「第2期」のような語句を、複数巻単行資料のシリーズ内番号として扱う場合は、#2.10.8.2.3を見よ。)</p>	6.2.1F2 6.2.6F6 6.2.6F2.7	適用		<p>情報源に共通するタイトルのみが表示されていて、部編、補遺等にタイトルが存在しない場合は、順序表示を本タイトルに含めて、共通タイトル、順序表示の順に記録する。</p> <p>(参照: #2.1.1.2.8c)、#2.1.1.2.8f)を見よ。)</p> <p>琉球大学教育学部紀要. 第二部 (ISBD区切り記号法を用いて記録した例) 「第2期」のような語句が、共通するタイトルとともに表示されている場合は、順序表示の一部として扱い、本タイトルに含める。 新思潮. 第19次 (ISBD区切り記号法を用いて記録した例) (参照: #2.1.1.4.1g)を見よ。)「第2期」のような語句を、逐次刊行物の順序表示の一部または全体として扱う場合については、#2.4.1.2.3を見よ。)</p> <p>採用した情報源に、共通するタイトルのみが表示されていて、部編、補遺等のタイトルが表示されていない場合は、同一の情報源に表示されているかどうかにかかわらず、すべての部編、補遺等に共通するタイトルを共通タイトルとして、部編、補遺等のタイトルを従属タイトルとして扱う。共通タイトルと従属タイトルをあわせて本タイトルとして扱い、共通タイトル、従属タイトルの順に記録する。</p> <p>Photon Factory activity report. Part A, Highlights and facility report (ISBD区切り記号法を用いて記録した例) (タイトル・ページの表示: Photon Factory activity report、表紙の表示: Photon Factory activity report Part A Highlights and facility report)</p>
	#2.1.1.2.9	総合タイトルのある資料				—	—	
	#2.1.1.2.9.1	包括的記述		<p>情報源に総合タイトルと個別のタイトルの双方が表示されている場合は、総合タイトルを本タイトルとして記録する。</p> <p>文学遺産の記 (個別のタイトル: 英語ア・ラ・カルト; 英語の万華鏡. 隨想. 鳥ありてこそ) 識別またはアクセスに重要な場合は、個別のタイトルを関連する体現形のタイトルとして扱う。</p> <p>(参照: #43.3を見よ。) (参照: 関連する著作のタイトルとして扱う場合は、#43.1を見よ。)</p>	6.2.1F1.5	適用		適用
	#2.1.1.2.9.2	分析的記述		<p>情報源に総合タイトルと個別のタイトルの双方が表示されている場合は、個別のタイトルを本タイトルとして記録する。総合タイトルを記録する場合は、関連する体現形のタイトルとして扱う。</p> <p>(参照: #43.3を見よ。) ただし、個別のタイトルだけでは記述対象を識別するために不十分な場合は、総合タイトルと個別のタイトルをあわせて本タイトルとして記録する。</p> <p>(参照: #2.1.1.2.8を見よ。) (参照: 関連する著作のタイトルとして扱う場合は、#43.1を見よ。)</p>		対象外		非適用
	#2.1.1.2.10	総合タイトルのない資料		<p>資料自体のどの情報源にも総合タイトルが表示されていない場合に、包括的記述を作成するときは、すべての個別のタイトルを本タイトルとして、情報源に表示されている順に記録する。</p> <p>(参照: #2.1.2.2.1、#2.1.3.2.4、#2.2.1.2を見よ。) <例示転記省略> 個別のタイトルを表示する情報源がそれぞれにあり、そのすべてをあわせて一つの包括的な情報源とみなす場合も、すべての個別のタイトルを本タイトルとして記録する。 <例示転記省略></p>		対象外		

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項目番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
			任意省略	情報源の最初に表示された個別のタイトルを本タイトルに採用し、他のタイトルは記録しない。2番目以降の個別のタイトルを省略したことを、注記および(または)その他の方法(コーディングや角がっこの使用など)で示す。 (参照:#2.41.1.2.4.1を見よ。)		対象外	
			別法	*資料自体のどの情報源にも総合タイトルが表示されていない場合に、包括的記述を作成するときは、データ作成者が本タイトルを付与する。 (参照:#2.1.1.2.11、#2.1.1.2.11 別法を見よ。) (参照:#2.41.1.2.6を見よ。) 上院制度参考書 (タイトルに関する注記:「上院改革私見」以下10冊を合本して「上院制度参考書」のタイトルを付与したもの) 救偏瑣言 10巻 附備用良方 1巻 (タイトルに関する注記: 本タイトルは国立国会図書館による) (内容: 救偏瑣言10巻 : 瑣言備用良方1巻) 各國新聞論調 第8輯 (タイトルに関する注記:「満洲事變ニ關スル各國新聞論調」以下27冊を合本して「各國新聞論調」のタイトルを付与したもの) (ISBD 区切り記号法を用いて記録した例) *識別またはアクセスに重要な場合は、個別のタイトルを関連する体現形のタイトルとして扱う。 (参照:#43.3を見よ。)		対象外	適用
	#2.1.1.2.11	タイトルのない資料		資料自体のどの情報源にもタイトルが表示されていない場合は、資料外の情報源によって本タイトルを選定する。その情報源は、注記として記録する。本タイトルは、資料外の情報源から採用したことが分かること(コーディングや角がっこの使用など)で示すことができる。 (参照:#2.1.0.3、#2.1.1.1.2を見よ。) (参照:#2.41.1.2.1.1を見よ。) <例示転記省略> 資料自身に通常はタイトルが表示されていない資料(美術作品、写真、ポスターなど)は、公表の際に付与されたタイトル、伝來のタイトル、所蔵機関が付与したタイトル、および資料外の情報源(箱書、キャプション)によるタイトルも、本タイトルとして使用できる。資料の種類によっては、#2.1.1.2.11A～#2.1.1.2.11Dも適用して本タイトルを付与する。 (参照:電子資料については、#2.1.1.1.1を見よ。) <以下転記省略>		対象外	非適用
	#2.1.1.2.11A	音楽資料		<転記省略>		対象外	非適用
	#2.1.1.2.11B	地図資料		<転記省略>		対象外	非適用
	#2.1.1.2.11C	動画資料		<転記省略>		対象外	非適用
	#2.1.1.2.11C	動画資料 任意追加		<転記省略>		対象外	非適用
	#2.1.1.2.11D	文書、コレクション		<転記省略>		対象外	非適用
	#2.1.1.2.12	和古書・漢籍の書誌的卷数		<転記省略>		対象外	非適用
	#2.1.1.2.12	和古書・漢籍の書誌的卷数 任意省略		<転記省略>		対象外	非適用
	#2.1.1.2.12	和古書・漢籍の書誌的卷数 任意追加		<転記省略>		対象外	非適用
	#2.1.1.2.13	音楽資料の楽曲形式等		<転記省略>		対象外	非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項目番号	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
		#2.1.1.2.14	地図資料の尺度	<転記省略>		対象外	非適用	
		#2.1.1.2.15	逐次刊行物、更新資料の変化前のタイトルを示す表示	逐次刊行物または更新資料について、本タイトルが変化した場合に、変化前のタイトルまたは吸収されたタイトルを示す表示は、それが不可分な一部として表示されているとしても、本タイトルの一部としては記録しない。省略記号(…も使用しない。変化前のタイトルまたは吸収されたタイトルを示す情報は、関連する著作として扱う。 (参照: #43.1 を見よ。) The journal of fluid control (情報源の表示: The Journal of Fluid Control including Fluidics Quarterly)	適用		適用	
		#2.1.1.2.16	複数巻單行資料、逐次刊行物の巻号ごとに変わるもの、名称、番号等	複数巻單行資料または逐次刊行物のタイトルが、巻号ごとに変わるもの、名称、番号を含む場合は、本タイトルの記録においてそれらを省略する。省略部分は省略記号(…で示す。 日韓歴史共同研究プロジェクト第一回シンポジウム報告書 (各巻の情報源の表示: 第11回、第12回などの回次が変化) Report of the ... Annual conference of the Labour Party (各巻の情報源の表示: second, third のように変化)	6.2.1F1.4 7.2.1F1.5	適用		
			別法	複数巻單行資料または逐次刊行物のタイトルが、巻号ごとに変わるもの、名称、番号を含む場合は、本タイトルの記録においてそれらを省略する。*省略記号は使用しない。 日韓歴史共同研究プロジェクトシンポジウム報告書 (各巻の情報源の表示: シンポジウムの前に第11回、第12回などの回次が表示されている) Report of the Annual conference of the Labour Party (各巻の情報源の表示: conference の前にsecond, third などが表示されている)	6.2.1F1.4 7.2.1F1.5	非適用	逐次刊行物のタイトルが、巻号ごとに変わるもの、名称、番号を含む場合は、本タイトルの記録においてそれらを省略する。省略記号は使用しない。	適用
		#2.1.1.2.17	逐次刊行物の刊行頻度	逐次刊行物について、情報源にタイトルとともに表示されている刊行頻度は、その表示順序、配置、デザイン等に基づいて適切と判断される場合は、本タイトルの一部として記録する。 月刊アドバタイジング 季刊人類学 Monthly external trade bulletin	6.2.1F1.6 7.2.1F1.6	適用	逐次刊行物について、情報源にタイトルとともに表示されている刊行頻度は、その表示順序、配置、デザイン等に基づいて適切と判断される場合は、本タイトルの一部として記録する。 月刊アドバタイジング 季刊人類学 Monthly external trade bulletin	情報源にタイトルとともに表示されている刊行頻度は、その表示順序、配置、デザイン等に基づいて、タイトルと一体と判断される場合は、本タイトルの一部として記録する。一体かどうかは文字の大きさや形が同一であることにより判断する。判断に迷う場合は、本タイトルの一部としない。 (参照: #2.1.1.2.2を見よ。) 月刊アドバタイジング 季刊人類学 Monthly external trade bulletin
		#2.1.1.2.18	美術資料の作品番号	<転記省略>		対象外	非適用	
		#2.1.1.3	複製	複製については、原資料のタイトルではなく、複製自体のタイトルを本タイトルとして記録する。 原資料のタイトルが同一の情報源に表示されている場合は、原資料のタイトルは、次のいずれかに従って記録する。 a) 複製のタイトルと異なる言語または文字種で表記されている場合は、並列タイトルとして記録する。 (参照: #2.1.2 を見よ。) b) タイトル関連情報として記録する。 (参照: #2.1.3 を見よ。) c) 関連する体現形のタイトルとして記録する。 (参照: #43.3 を見よ。) 原資料のタイトルが、資料自体の別の情報源に表示されている場合は、関連する体現形のタイトルとして記録する。 (参照: #43.3 を見よ。)	6.0.2C8	非適用		適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項目番号	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
			別法	<p>複製については、原資料のタイトルではなく、複製自体のタイトルを本タイトルとして記録する。</p> <p>原資料のタイトルが同一の情報源に表示されている場合は、原資料のタイトルは、次のいずれかに従って記録する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 複製のタイトルと異なる言語または文字種で表記されている場合は、並列タイトルとして記録する。 (参照:#2.1.2を見よ。) b) タイトル関連情報として記録する。 (参照:#2.1.3を見よ。) c) 関連する体現形のタイトルとして記録する。 (参照:#43.3を見よ。) <p>原資料のタイトルが、資料自体の別の情報源に表示されている場合は、関連する体現形のタイトルとして記録する。</p> <p>(参照:#43.3を見よ。)</p> <p>*ただし、他の形態から変換されたマイクロ資料または逐次刊行物の複製については、原資料のタイトルを本タイトルとして記録する。</p> <p>複製のタイトルと原資料のタイトルが異なる場合は、複製のタイトルを次のいずれかに従って記録する。</p> <ul style="list-style-type: none"> d) 原資料のタイトルと異なる言語または文字種で表記されている場合は、並列タイトルとして記録する。 (参照:#2.1.2を見よ。) e) タイトル関連情報として記録する。 (参照:#2.1.3を見よ。) f) 異形タイトルとして記録する*。 (参照:#2.1.9を見よ。) 	6.0.C8 6.0.C13	適用		
	#2.1.1.4	変化		<p>複数巻単行資料、逐次刊行物または更新資料においては、本タイトルが変化することがある。</p> <p>a) 複数巻単行資料については、包括的記述によって記録している場合に、本タイトルに変化が生じても、体現形に対する新規の記述を作成しない。本タイトルの変化が識別またはアクセスに重要な場合は、変化後のタイトルを後続タイトルとして記録する。</p> <p>b) 逐次刊行物については、本タイトルの変化は、重要な変化と軽微な変化に区別する。重要な変化が生じた場合は、新しい著作の出現とみなし、その体現形に対する新規の記述を作成する。変化前後の体現形に対する記述は、相互に関連する著作として扱う。軽微な変化の場合は、体現形に対する新規の記述を作成しない。本タイトルの変化が識別またはアクセスに重要な場合は、変化後のタイトルを後続タイトルとして記録する。 (参照:逐次刊行物の本タイトルの重要な変化と軽微な変化については、#2.1.1.4.1～#2.1.1.4.2を見よ。)</p> <p>c) 更新資料については、本タイトルに変化が生じても、体現形に対する新規の記述を作成しない。本タイトルは変化後の本タイトルに改める。本タイトルの変化が識別またはアクセスに重要な場合は、変化前の本タイトルを先行タイトルとして記録する。 (参照:#2.0.5、#2.1.0.6、#2.1.5.1.1、#2.1.6.1.1を見よ。)</p>	6.0.1A 6.0.1C	非適用	<p>逐次刊行物においては、本タイトルが変化することがある。</p> <p>b) 本タイトルの変化は、重要な変化と軽微な変化に区別する。重要な変化が生じた場合は、新しい著作の出現とみなし、その体現形に対する新規の記述を作成する。変化前後の体現形に対する記述は、相互に関連する著作として扱う。軽微な変化の場合は、体現形に対する新規の記述を作成しない。本タイトルの変化が識別またはアクセスのために重要な場合は、変化後のタイトルを後続タイトルとして記録する。</p> <p>判断に迷う場合は、軽微な変化とする。</p> <p>(参照:逐次刊行物の本タイトルの重要な変化と軽微な変化については、#2.1.1.4.1～#2.1.1.4.2を見よ。)</p> <p>(参照:#2.0.5、#2.1.0.6、#2.1.6.1.1を見よ。)</p>	

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項目番号	適用/一部適用/非適用/NDL準拠の理由	NDL適用/非適用	
			別法	複数巻単行資料、逐次刊行物または更新資料においては、本タイトルが変化することがある。 a) 複数巻単行資料については、包括的記述によって記録している場合に、本タイトルに変化が生じても、体現形に対する新規の記述を作成しない。*本タイトルの変化が識別またはアクセスに重要な場合は、変化後のタイトルを異形タイトルとして記録する*。 b) 逐次刊行物については、本タイトルの変化は、重要な変化と軽微な変化に区別する。重要な変化が生じた場合は、新しい著作の出現とみなし、その体現形に対する新規の記述を作成する。変化前の体現形に対する記述は、相互に関連する著作として扱う。軽微な変化の場合は、体現形に対する新規の記述を作成する。変化前の体現形に対する記述は、相互に関連する著作として扱う。軽微な変化の場合は、体現形に対する新規の記述を作成しない。*本タイトルの変化が識別またはアクセスに重要な場合は、変化後のタイトルを異形タイトルとして記録する*。 (参照: 逐次刊行物の本タイトルの重要な変化と軽微な変化については、#2.1.1.4.1～#2.1.1.4.2を見よ。) c) 更新資料については、本タイトルに変化が生じても、体現形に対する新規の記述を作成しない。本タイトルは変化後の本タイトルに改める。*本タイトルの変化が識別またはアクセスに重要な場合は、変化前の本タイトルを異形タイトルとして記録する*。 (参照: #2.0.5、#2.1.0.6、#2.1.9.1.1を見よ。)	6.0.1A 6.0.1C	一部適用	逐次刊行物においては、本タイトルが変化することがある。 b) 逐次刊行物については、本タイトルの変化は、重要な変化と軽微な変化に区別する。重要な変化が生じた場合は、新しい著作の出現とみなし、その体現形に対する新規の記述を作成する。変化前の体現形に対する記述は、相互に関連する著作として扱う。軽微な変化の場合は、体現形に対する新規の記述を作成しない。*本タイトルの変化が識別またはアクセスに重要な場合は、変化後のタイトルを異形タイトルとして記録する*。 (参照: 逐次刊行物の本タイトルの重要な変化と軽微な変化については、#2.1.1.4.1～#2.1.1.4.2を見よ。)	
	#2.1.1.4.1	重要な変化	逐次刊行物の本タイトルの変化において、次の場合を重要な変化とみなす。ただし、#2.1.1.4.2に示す場合にも該当するときは軽微な変化とみなして、この条項を適用しない。	a) 本タイトルが単語に区切らずに表記する言語・文字種(日本語、中国語等)から成る場合に、いすれかの単語に変化、追加または削除があるか、語順の変化があり、その結果、本タイトルの意味が変わったり、異なる主題を示すものとなったとき b) 本タイトルが単語に区切って表記する言語・文字種(英語等)から成る場合に、冠詞を除いて先頭から5番目までの単語に変化、追加または削除があるか、その範囲で語順に変化があったとき c) 本タイトルが単語に区切って表記する言語・文字種(英語等)から成る場合に、冠詞を除いて先頭から6番目以降の単語に変化、追加または削除があり、その結果、本タイトルの意味が変わったり、異なる主題を示すものとなったとき d) イニシャルまたは頭字語が変わったとき e) 言語が変わったとき f) 本タイトルに含まれる団体名に変化があり、変化後の団体が別の団体を示すものとなったとき	6.0.1A.1	NDL準拠	逐次刊行物の本タイトルの変化において、次の場合を重要な変化とみなす。ただし、#2.1.1.4.2に示す場合にも該当するときは軽微な変化とみなして、この条項を適用しない。 a) 本タイトルが単語に区切らずに表記する言語・文字種(日本語、中国語等)から成る場合に、いすれかの単語に変化、追加または削除があるか、語順の変化があり、その結果、本タイトルの意味が変わったり、異なる主題を示すものとなったとき b) 本タイトルが単語に区切って表記する言語・文字種(英語等)から成る場合に、冠詞を除いて先頭から5番目までの単語に変化、追加または削除があるか、その範囲で語順に変化があったとき c) 本タイトルが単語に区切って表記する言語・文字種(英語等)から成る場合に、冠詞を除いて先頭から6番目以降の単語に変化、追加または削除があり、その結果、本タイトルの意味が変わったり、異なる主題を示すものとなったとき d) イニシャルまたは頭字語が変わったとき e) 言語が変わったとき f) 本タイトルに含まれる団体名に変化があり、変化後の団体が別の団体を示すものとなったとき g) 「第2期」のような語句が、すでに完結した逐次刊行物と同一の共通するタイトルとともに表示されているとき 新思潮 第19次 (参照: 「第2期」のような語句を、逐次刊行物の順序表示の一部または全体として扱う場合については、#2.4.1.1、#2.4.1.2.3を見よ。)	逐次刊行物の本タイトルの変化において、次の場合を重要な変化とみなす。ただし、#2.1.1.4.2に示す場合にも該当するときは軽微な変化とみなして、この条項を適用しない。 a) 本タイトルが単語に区切らずに表記する言語・文字種(日本語、中国語等)から成る場合に、いすれかの単語に変化、追加または削除があるか、語順の変化があり、その結果、本タイトルの意味が変わったり、異なる主題を示すものとなったとき b) 本タイトルが単語に区切って表記する言語・文字種(英語等)から成る場合に、冠詞を除いて先頭から5番目までの単語に変化、追加または削除があるか、その範囲で語順に変化があったとき c) 本タイトルが単語に区切って表記する言語・文字種(英語等)から成る場合に、冠詞を除いて先頭から6番目以降の単語に変化、追加または削除があり、その結果、本タイトルの意味が変わったり、異なる主題を示すものとなったとき d) イニシャルまたは頭字語が変わったとき e) 言語が変わったとき f) 本タイトルに含まれる団体名に変化があり、変化後の団体が別の団体を示すものとなったとき g) 「第2期」のような語句が、すでに完結した逐次刊行物と同一の共通するタイトルとともに表示されているとき 新思潮 第19次 (参照: 「第2期」のような語句を、逐次刊行物の順序表示の一部または全体として扱う場合については、#2.4.1.1、#2.4.1.2.3を見よ。)
			別法	*逐次刊行物の変化についての判断を簡明にするために、句読法等以外の変化は、すべて重要な変化とみなす*。 東亜之光 → 東亜の光		非適用		

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項目番号	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
	#2.1.1.4.2	軽微な変化		<p>逐次刊行物の本タイトルの変化において、次の場合を軽微な変化とみなし。判断に迷う場合は、軽微な変化とする。</p> <p>a) 本タイトルが単語に区切らずに表記する言語・文字種(日本語、中国語等)から成る場合に、助詞、接続詞、接尾語に変化、追加または削除があったとき 原子力発電所より排出される温排水調査の結果について → 原子力発電所から排出される温排水調査の結果について</p> <p>b) 本タイトルが単語に区切らずに表記する言語・文字種(日本語、中国語等)から成る場合に、逐次刊行物の種別を示す単語について、類似の単語への変化、追加または削除があったとき いさはや市政概要 → いさはや市政概況 日本近代文学館ニュース → 日本近代文学館</p> <p>c) 本タイトルが単語に区切らずに表記する言語・文字種(日本語、中国語等)から成る場合に、逐次刊行物の刊行頻度の変化を伴わずに、刊行頻度を示す単語について、同義の単語への変化、追加または削除があったとき チャペル・アワー月報 → 月刊チャペル・アワー 月刊海外経済データ → 海外経済データ</p> <p>d) 本タイトルが単語に区切って表記する言語・文字種(英語等)から成る場合に、冠詞、前置詞、接続詞またはそれに相当する単語に変化、追加または削除があったとき Physics reports of the Kumamoto University → Physics reports of Kumamoto University</p>	6.0.1A1.2	適用		<p>逐次刊行物の本タイトルの変化において、次の場合を軽微な変化とみなし。判断に迷う場合は、軽微な変化とする。</p> <p>a) 本タイトルが単語に区切らずに表記する言語・文字種(日本語、中国語等)から成る場合に、助詞、接続詞、接尾語に変化、追加または削除があったとき 事業の概要 → 事業概要 職員の給与に関する報告及び勧告 → 職員の給与等に関する報告及び勧告 脳と神経 → 脳及神経</p> <p>b) 本タイトルが単語に区切らずに表記する言語・文字種(日本語、中国語等)から成る場合に、逐次刊行物の種別等を示す単語について、類似の単語への変化、追加または削除があったとき あらかわ産業ニュース → あらかわ産業news 研究実施概況報告集 → 研究実施概況報告書 下都賀地方の農業概況 → 下都賀地方農業の概要</p> <p>c) 逐次刊行物の刊行頻度の変化を伴わずに、刊行頻度を示す単語について、同義の単語への変化、追加または削除があったとき チャペル・アワー月報 → 月刊チャペル・アワー 月刊海外経済データ → 海外経済データ</p> <p>d) 本タイトルが単語に区切って表記する言語・文字種(英語等)から成る場合に、冠詞、前置詞、接続詞またはそれに相当する単語に変化、追加または削除があったとき Physics reports of the Kumamoto University → Physics reports of Kumamoto University Etude sur les idees du Djoutche → Etude des idees du Djoutche Kamariya life and letters → Kamariya life & letters Annual report on trends in forests and forestry, Summary → Annual report on trends of forest and forestry, Summary</p>
	#2.1.1.4.2	軽微な変化(続)		<p>e) 本タイトルが単語に区切って表記する言語・文字種(英語等)から成る場合に、表記方法(綴りの違い、略語・記号・符号とその展開形、数字・日付とその語句による形、ハイフンの有無、複合語の分割形と連結形、イニシャル・頭字語とその展開形、単数形と複数形のような文法的な違い、句読法の違いなど)に変化があったとき <例示転記省略></p> <p>f) 本タイトルが単語に区切って表記する言語・文字種(英語等)から成る場合に、逐次刊行物の種別を示す単語に追加または削除がかったとき Fussball-Jahrbuch → Fussball Japan plastics age news → Japan plastics age</p> <p>g) 本タイトルが単語に区切って表記する言語・文字種(英語等)から成る場合に、順序表示と結びつける単語に変化、追加または削除がかったとき</p> <p>h) 規則的なパターンに従って巻号単位で複数のタイトルを使い分けているとき</p> <p>i) 列記されている複数語について、語順の変化、単語の追加または削除が、本タイトルの意味や主題の変化につながらないとき 鹿児島大学理学部紀要、数学・物理学・化学 → 鹿児島大学理学部紀要、数学・化学・物理学 Kartboken for Oslo, Brem, Lrenskog, Nesodden, Oppgrd, Ski → Kartboken for Oslo, Brem, Asker, Lrenskog, Nesodden, Oppgrd, Ski</p>	6.0.1A1.2	適用		<p>e) 本タイトルが単語に区切って表記する言語・文字種(英語等)から成る場合に、表記方法(綴りの違い、略語・記号・符号とその展開形、数字・日付とその語句による形、ハイフンの有無、複合語の分割形と連結形、イニシャル・頭字語とその展開形、単数形と複数形のような文法的な違い、句読法の違いなど)に変化があったとき DPRJ newsletter → DPRJ news letter GB → Guitar book</p> <p>f) 本タイトルが単語に区切って表記する言語・文字種(英語等)から成る場合に、逐次刊行物の種別等を示す単語に追加または削除がかったとき Japan plastics age → Japan plastics age news</p> <p>g) 本タイトルが単語に区切って表記する言語・文字種(英語等)から成る場合に、順序表示と結びつける単語に変化、追加または削除がかったとき</p> <p>h) 規則的なパターンに従って巻号単位で複数のタイトルを使い分けているとき 文芸思潮 (奇数号の本タイトル) 文芸思潮ウェーブ (偶数号の本タイトル)</p> <p>i) 列記されている複数語について、語順の変化、単語の追加または削除が、本タイトルの意味や主題の変化につながらないとき 専修大学北海道短期大学紀要、社会・人文科学編 → 専修大学北海道短期大学紀要、人文・社会科学編</p> <p>j) 重要な意味をもたない記号に変化、追加または削除があったとき 農業技術研究所報告、A. 物理・統計 → 農業技術研究所報告、A. 物理統計 関西(ゼクシイ) → 関西ゼクシイ</p>

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項目番号	適用/一部適用/非適用/NDL準拠の理由	NDL適用/非適用	
	#2.1.1.4.2		軽微な変化(続)	ij) 重要な意味をもたない記号に変化、追加または削除があったとき ik) 本タイトルと並列タイトルが入れ替わったとき il) 言語の変化なく、文字種の変化があったとき 母のくに → ははのくに 広報たちかわ → 広報Tachikawa Four wheel fun → 4 wheel fun lm) 本タイトルに含まれる団体名の表記に微細な変化、追加または削除があるか、他の単語との関係の変化があったとき 相模原市図書館だより → 相模原市立図書館だより 福井県立若狭歴史民俗資料館紀要 → 紀要 / 福井県立若狭歴史民俗資料館 [編] Views / Goodridge Area Historical Society → Views from the GAHS → GAHS views	6.0.1A1.2	適用		ik) 本タイトルと並列タイトルが入れ替わったとき il) 言語の変化なく、文字種の変化があったとき 母のくに → ははのくに まんがグリム童話テラックス → まんがグリム童話DX ユネスコ世界遺産年報 → UNESCO世界遺産年報 lm) 本タイトルに含まれる団体名の表記に微細な変化、追加または削除があるか、他の単語との関係の変化があったとき 相模原市図書館だより → 相模原市立図書館だより 福井県立若狭歴史民俗資料館紀要 → 紀要 / 福井県立若狭歴史民俗資料館 編 埼玉県立歴史資料館研究紀要 → 研究紀要 / 埼玉県立歴史資料館 編 (団体名の削除) Annual report / Solar-Terrestrial Environment Laboratory, Nagoya University → STEL annual report (団体名の追加) → Solar-Terrestrial Environment Laboratory, Nagoya University annual report (団体名の表記の微細な変化) Special paper / Bank of Japan, Economic Research Department → BOJ special paper (団体名の追加)
ES	#2.1.2		並列タイトル	並列タイトルは、タイトルのエレメント・サブタイプである。	6.2.1A 7.2.1A	適用		適用
	#2.1.2.1		記録の範囲・情報源			—	—	—
	#2.1.2.1.1		記録の範囲	並列タイトルは、本タイトルの異なる言語および(または)文字種によるタイトルである。並列タイトルは複数存在することもある。 Goodbye, Columbus (本タイトル: さよならコロンバス) 雅楽 秋庭歌一具 (本タイトル: In an autumn garden) Le nozze di Figaro (本タイトル: 歌劇「フィガロの結婚」) Japan japanisch Japan Japanese (本タイトル: ニッポンのニッポン) (参照: #2.1.1.2.6, #2.1.1.2.6 別法を見よ。) 情報源における特定の表示を並列タイトルとみなすかどうかについては、次のように扱う。 a) 並列タイトルの別タイトルは、並列タイトルの一部として扱う。 b) 本タイトルと異なる言語の原タイトルが、本タイトルと同等に表記されている場合は、並列タイトルとして扱う。 (参照:複製の原資料のタイトルについては、#2.1.1.3を見よ。) c) 本来、責任表示、版表示など他のエレメントとして扱われる情報が、本タイトルの異なる言語および(または)文字種による表示と不可分な場合は、それらも並列タイトルの一部として扱う。 ベインー・ビッグ・バンド・オン・ザ・ロード'79 (本タイトル: On the road) (本タイトルに関係する責任表示: Count Basie and Orchestra)	6.2.1F3 7.2.1F3	NDL準拠	並列タイトルは、本タイトルの異なる言語および(または)文字種(注1)(注2)によるタイトルである(注3)。並列タイトルは複数存在することもある。 (参照: #2.1.1.2.6別法を見よ。) (注1)日本語の文字(漢字・仮名)を1字でも含むタイトルは日本語のタイトルとみなす。 (注2)本タイトルが漢字・仮名を含まない場合は、漢字・仮名を含むタイトルを並列タイトルとすることがある。 (注3)本タイトルと対応していることを並列タイトル採用の前提条件とする(部分的に対応している場合も含む)。 情報源における特定の表示を並列タイトルとみなすかどうかについては、次のように扱う。 a) 並列タイトルの別タイトルは、並列タイトルの一部として扱う。 b) 本タイトルと異なる言語の原タイトルが、本タイトルと同等に表記されている場合は、並列タイトルとして扱う。 (参照:複製の原資料のタイトルについては、#2.1.1.3を見よ。) c) 本来、責任表示、版表示など他のエレメントとして扱われる情報が、本タイトルの異なる言語および(または)文字種による表示と不可分な場合は、それらも並列タイトルの一部として扱う。 d) 本タイトルの異なる言語および(または)文字種による表示が、他のエレメント(タイトル関連情報、責任表示、版表示など)と不可分な場合は、並列タイトルとしてではなく、そのエレメントの一部として扱う。	並列タイトルは、本タイトルの異なる言語および(または)文字種(注1)(注2)によるタイトルである(注3)。並列タイトルは複数存在することもある。 (参照: #2.1.1.2.6別法を見よ。) (注1)日本語の文字(漢字・仮名)を1字でも含むタイトルは日本語のタイトルとみなす。 (注2)本タイトルが漢字・仮名を含まない場合は、漢字・仮名を含むタイトルを並列タイトルとすることがある。 (注3)本タイトルと対応していることを並列タイトル採用の前提条件とする(部分的に対応している場合も含む)。 情報源における特定の表示を並列タイトルとみなすかどうかについては、次のように扱う。 a) 並列タイトルの別タイトルは、並列タイトルの一部として扱う。 b) 本タイトルと異なる言語の原タイトルが、本タイトルと同等に表記されている場合は、並列タイトルとして扱う。 (参照:複製の原資料のタイトルについては、#2.1.1.3を見よ。) c) 本来、責任表示、版表示など他のエレメントとして扱われる情報が、本タイトルの異なる言語および(または)文字種による表示と不可分な場合は、それらも並列タイトルの一部として扱う。 d) 本タイトルの異なる言語および(または)文字種による表示が、他のエレメント(タイトル関連情報、責任表示、版表示など)と不可分な場合は、並列タイトルとしてではなく、そのエレメントの一部として扱う。

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項目番号	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
			続き	d) 本タイトルの異なる言語および(または)文字種による表示が、他のエレメント(タイトル関連情報、責任表示、版表示など)と不可分な場合は、並列タイトルとしてではなく、そのエレメントの一部として扱う。 【本タイトルに関係する責任表示】ゼネラルデンタルカタログ2009 編集委員会 (本タイトル: General dental catalog) (並列タイトルとはせず、責任表示の一部とした例) e) 音楽資料で、楽曲形式等(楽曲形式、演奏手段、調、番号、作曲年)が本タイトルまたはその一部となり、かつ複数の言語および(または)文字種で表示されている場合は、それらを並列タイトルまたはその一部として扱う。 (参照: #2.1.1.2.13、#2.1.1.2.13 別法を見よ。)	6.2.1F3 7.2.1F3			
	#2.1.2.1.2		情報源	並列タイトルは、資料自体のどの情報源から採用してもよい。本タイトルと異なる情報源から採用した場合に、それが識別に重要なときは、その旨を注記して記録する。 (参照: #2.41.1.2.1 を見よ。) 本タイトルを資料外の情報源から採用した場合は、並列タイトルも同一の情報源から採用する。	6.2.1F3 6.2.1F3.2 7.2.1F3 7.2.1F3.2	一部適用	並列タイトルは、本タイトルと同一の情報源上に表示された本タイトルの別言語・別文字による表現である。	並列タイトルは、資料自体のどの情報源から採用してもよい。本タイトルを資料外の情報源から採用した場合は、並列タイトルも同一の情報源から採用する。
	#2.1.2.2		記録の方法	並列タイトルは、情報源から#2.1.0.4～#2.1.0.4.4に従って記録する。 Depths of the adjacent of Japan (本タイトル: 日本近海の深さの図) Die Kunst der Fuge (本タイトル: フーガの技法) 音楽の挿げもの (本タイトル: Musikalisches Opfer) Japan pictorial (本タイトル: Φ о τ о - я п о н и я) 並列タイトルが複数ある場合は、情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した順に記録する。 The toccatas Les toccatas (本タイトル: Die Toccaten) 音楽資料で、並列タイトルとして扱う楽曲形式、演奏手段、調、番号、作曲年は、情報源に表示されている順に記録する。 <例示転記省略>	6.2.1F3 7.2.1F3	適用		適用
	#2.1.2.2.1		総合タイトルのない資料	<転記省略>		対象外	非適用	
	#2.1.2.3		変化	複数巻單行資料、逐次刊行物または更新資料においては、並列タイトルに変化、追加または削除が生じことがある。 a) 複数巻單行資料または逐次刊行物については、並列タイトルに変化または追加が生じた場合に、識別またはアクセスに重要なときは、変化後、追加後の並列タイトルを異形タイトルとして記録する。並列タイトルが、後続の巻号で削除された場合に、識別またはアクセスに重要なときは、その旨を注記して記録する。 (参照: #2.41.1.2.2 を見よ。) b) 更新資料については、並列タイトルに変化または追加が生じた場合は、最新のイテレーションを反映して並列タイトルの記録を改める。この場合に、識別またはアクセスに重要なときは、変化前の並列タイトルを異形タイトルとして記録する。並列タイトルが、後続のイテレーションで削除された場合は、最新のイテレーションを反映して並列タイトルの記録を削除する。この場合に、識別またはアクセスに重要なときは、削除した並列タイトルを異形タイトルとして記録する。 (参照: #2.1.0.6、#2.1.9.1.1g)を見よ。)	6.2.1F3.3 7.2.1F3.5	適用		適用
ES	#2.1.3		タイトル関連情報	タイトル関連情報は、タイトルのエレメント・サブタイプである。	6.2.1A 7.2.1A	適用		適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項目番号	適用/一部適用/非適用/NDL準拠の理由	NDL適用/非適用	
		#2.1.3.1	記録の範囲・情報源		6.2.1F4 7.2.1F4	—	—	
		#2.1.3.1.1	記録の範囲	タイトル関連情報は、本タイトルを限定、説明、補完する表示である。情報源における表示の位置は、本タイトルの後に続くことが多いが、本タイトルの上部や前方の位置に表示されていることもある。情報源における特定の表示をタイトル関連情報とみなすかどうかについては、次のように扱う。 a) 明らかに本タイトルと判定される部分と不可分な場合は、本タイトルに含めてタイトル関連情報としては扱わない。 (参照: #2.1.1.2.b6), #2.1.1.2.cを見よ。) b) タイトル関連情報には、サブタイトルなどを含む。 c) 本タイトルに対応する別の形である背のタイトルやカバーのタイトルなど、または部編、補遺等の表示および(または)名称は、タイトル関連情報として扱わない。 (参照: #2.1.1.2.8, #2.1.9.1.1a), #2.1.9.1.1fを見よ。) d) 原タイトルが本タイトルと同一の情報源に、本タイトルと同一の言語で表示されている場合は、それをタイトル関連情報として扱う。 (参照: 複製の原資料のタイトルについては、#2.1.1.3, #2.1.1.3 別法を見よ。)	NDL準拠	タイトル関連情報は、本タイトルを限定、説明、補完する表示である。情報源における表示の位置は、本タイトルの後に続くことが多いが、本タイトルの上部や前方の位置に表示されていることもある。情報源における特定の表示をタイトル関連情報とみなすかどうかについては、次のように扱う。 a) 明らかに本タイトルと判定される部分と不可分な場合は、本タイトルに含めてタイトル関連情報としては扱わない。 (参照: #2.1.1.2.b6), #2.1.1.2.cを見よ。) b) タイトル関連情報には、サブタイトルなどを含む。 c) 本タイトルに対応する別の形である背のタイトルやカバーのタイトルなど、または部編、補遺等の表示および(または)名称は、タイトル関連情報として扱わない。 (参照: #2.1.1.2.8, #2.1.9.1.1a), #2.1.9.1.1fを見よ。) d) 原タイトルが本タイトルと同一の情報源に、本タイトルと同一の言語で表示されている場合は、それをタイトル関連情報として扱う。 (参照: 複製の原資料のタイトルについては、#2.1.1.3, #2.1.1.3 別法を見よ。)	タイトル関連情報は、本タイトルを限定、説明、補完する表示である。情報源における表示の位置は、本タイトルの後に続くことが多いが、本タイトルの上部や前方の位置に表示されていることもあります。情報源における特定の表示をタイトル関連情報とみなすかどうかについては、次のように扱う。 a) 明らかに本タイトルと判定される部分と不可分な場合は、本タイトルに含めてタイトル関連情報としては扱わない。 (参照: #2.1.1.2.b6), #2.1.1.2.cを見よ。) b) タイトル関連情報には、サブタイトルなどを含む。 c) 本タイトルに対応する別の形である背のタイトルやカバーのタイトルなど、または部編、補遺等の表示および(または)名称は、タイトル関連情報として扱わない。 (参照: #2.1.1.2.8, #2.1.9.1.1a, #2.1.9.1.1fを見よ。) d) 原タイトルが本タイトルと同一の情報源に、本タイトルと同一の言語で表記されている場合は、それをタイトル関連情報として扱う。 (参照: 複製の原資料のタイトルについては、#2.1.1.3を見よ。)	
		#2.1.3.1.1	記録の範囲(続)	e) 同一の言語または文字種による複数のタイトルがある場合に、本タイトルとしなかったタイトルが、識別またはアクセスに重要なときは、タイトル関連情報として扱うことができる。タイトル関連情報としない場合は、異形タイトルとする。 (参照: #2.1.1.2.7, #2.1.1.2.7 別法, #2.1.9.1.1 を見よ。) f) 逐次刊行物および更新資料については、内容の刊行または更新頻度に関する情報は、刊行頻度として扱うほかに、本タイトルの一部とすることがあるが、タイトル関連情報としては扱わない。 (参照: #2.1.1.2.17, #2.1.13 を見よ。) g) 地図資料、動画資料については、本タイトルだけでは記述対象の情報が不十分で説明が必要な場合に、本タイトルを採用した情報源以外からタイトル関連情報を採用すること、またはデータ作成者が付与することがある。この場合は、#2.1.3.1.1A, #2.1.3.1.1Bを適用する。 h) 音楽資料、美術資料については、当規定に#2.1.3.1.1C, #2.1.3.1.1Dもあわせて適用する。	6.2.1F4 7.2.1F4	NDL準拠	e) 複数のタイトルがある場合 ①同一の言語または文字種による複数のタイトルがある場合に、本タイトルとしなかったタイトルが、識別またはアクセスに重要なときは、タイトル関連情報として扱うことができる。タイトル関連情報としない場合は、異形タイトルとする。 (参照: #2.1.1.2.7別法, #2.1.9.1.1を見よ。) 諫早自然保護協会会誌 (本タイトル: 謫早の自然) ②本タイトルと異なる言語および(または)文字種によるタイトルが、並列タイトルに該当しない場合に、識別またはアクセスに重要なときは、タイトル関連情報として扱うことができる。タイトル関連情報としない場合は、異形タイトルとする。 (参照: #2.1.1.2.6別法, #2.1.9.1.1を見よ。) 三菱自動車社内報 (本タイトル: Reborn) f) 刊行頻度に関する情報は、刊行頻度として扱うほかに、本タイトルの一部とすることがあるが、タイトル関連情報としては扱わない。 (参照: #2.1.1.2.17, #2.1.13を見よ。)	e) 複数のタイトルがある場合 ①同一の言語または文字種による複数のタイトルがある場合に、本タイトルとしなかったタイトルが、識別またはアクセスに重要なときは、タイトル関連情報として扱うことができる。タイトル関連情報としない場合は、異形タイトルとする。 (参照: #2.1.1.2.7別法, #2.1.9.1.1を見よ。) 諫早自然保護協会会誌 (本タイトル: 謼早の自然) ②本タイトルと異なる言語および(または)文字種によるタイトルが、並列タイトルに該当しない場合に、識別またはアクセスに重要なときは、タイトル関連情報として扱うことができる。タイトル関連情報としない場合は、異形タイトルとする。 (参照: #2.1.1.2.6別法, #2.1.9.1.1を見よ。) 三菱自動車社内報 (本タイトル: Reborn) f) 刊行頻度に関する情報は、刊行頻度として扱うほかに、本タイトルの一部とすることがあるが、タイトル関連情報としては扱わない。 (参照: #2.1.1.2.17, #2.1.13を見よ。)
		#2.1.3.1.1A	地図資料	<転記省略>		対象外	非適用	
		#2.1.3.1.1B	動画資料	<転記省略>		対象外	非適用	
		#2.1.3.1.1C	音楽資料	<転記省略>		対象外	非適用	
		#2.1.3.1.1D	美術資料	<転記省略>		対象外	非適用	
		#2.1.3.1.2	情報源	タイトル関連情報は、本タイトルと同一の情報源から採用する。ただし、地図資料、動画資料については、本タイトルだけでは記述対象の情報が不十分で説明が必要な場合は、本タイトルを採用した情報源以外から採用すること、またはデータ作成者が付与することがある。 (参照: #2.1.3.1.1A, #2.1.3.1.1Bを見よ。)	6.2.1F4 7.2.1F4	一部適用	タイトル関連情報は、本タイトルと同一の情報源から採用する。	

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項目番号	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
			別法	タイトル関連情報は、本タイトルと同一の情報源から採用する。*必要に応じて、資料自体の他の情報源から採用することができる。また、地図資料、動画資料については、本タイトルだけでは記述対象の情報が不十分で説明が必要な場合は、資料外の情報源から採用すること、またはデータ作成者が付与することがある*。 (参照: #2.1.3.1.1A、#2.1.3.1.1B を見よ。)	非適用		タイトル関連情報は、本タイトルと同一の情報源から採用する。必要に応じて、資料自体の他の情報源から採用することができる。	
		#2.1.3.2	記録の方法	タイトル関連情報は、情報源から#2.1.0.4～#2.1.0.4.4に従って記録する。 <例示転記省略>	6.2.1F4 7.2.1F4	適用	適用	
		#2.1.3.2.1	複数の言語・文字種によるタイトル関連情報	情報源に、複数の言語または文字種によるタイトル関連情報に該当する表示が存在する場合は、それらを次のように記録する。 a) 内容の異なる複数の表示 複数の言語または文字種による内容の異なるタイトル関連情報に該当する表示は、それらすべてをタイトル関連情報として扱い、その情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した順に記録する。 b) 同一内容の複数の表示(並列タイトルがないとき) 本タイトルと同一の言語または文字種による表示をタイトル関連情報として記録する。それがないときは、最初に表示されたものをタイトル関連情報として記録する。タイトル関連情報としないものを、並列タイトル関連情報として扱う。 (参照: #2.1.4.1.1 を見よ。) c) 同一内容の複数の表示(並列タイトルがあるとき) 本タイトルと同一の言語または文字種による表示をタイトル関連情報として記録する。それがないときは、並列タイトルと異なる言語または文字種による最初に表示されたものをタイトル関連情報として記録する。タイトル関連情報としないものを、並列タイトル関連情報として扱う。 (参照: #2.1.4.1.1 を見よ。)	6.2.1F4 7.2.1F4.2	適用		適用
			別法	情報源に、複数の言語または文字種によるタイトル関連情報に該当する表示が存在する場合は、それらを次のように記録する。 a) 内容の異なる複数の表示 複数の言語または文字種による内容の異なるタイトル関連情報に該当する表示は、それらすべてをタイトル関連情報として扱い、その情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した順に記録する。ただし、本タイトルとのつながりの強弱があるときは、その順に記録する*。 <以下転記省略>	非適用			
		#2.1.3.2.2	同一の言語・文字種による複数のタイトル関連情報	情報源に、同一の言語または文字種による複数のタイトル関連情報に該当する表示が存在する場合は、それらすべてをタイトル関連情報として扱い、その情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した順に記録する。 普通の会話 東京ステーションホテルにて (本タイトル: オールド・ファッション) 18世紀英國海軍物語 密航者を探せ! (本タイトル: 大帆船) タイトル関連情報とはせず、異形タイトルとすることもできる。 (参照: #2.1.9.1.1 を見よ。)	6.2.1F4.3 7.2.1F4.4	適用		適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項目番号	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
			別法	情報源に、同一の言語または文字種による複数のタイトル関連情報に該当する表示が存在する場合は、それすべてをタイトル関連情報として扱い、その情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した順に記録する。 普通の会話 東京ステーションホテルにて (本タイトル: オールド・ファッション) 18世紀英國海軍物語 密航者を探せ! (本タイトル: 大帆船) *ただし、本タイトルとのつながりの強弱があるときは、その順に記録する*。 <以下転記省略>	非適用			
	#2.1.3.2.3	説明的な語句の付加	地図資料、動画資料について、#2.1.3.1.1A、#2.1.3.1.1B に従って、タイトル関連情報として簡略で説明的な語句を本タイトルと異なる情報源から採用した場合、またはデータ作成者が付与した場合は、それが分かるような方法(コーディングや角がっこの使用など)で記録する。 <以下転記省略>		対象外	非適用		
	#2.1.3.2.4	総合タイトルのない資料	<転記省略>		対象外	非適用		
	#2.1.3.3	変化	複数巻単行資料、逐次刊行物または更新資料においては、タイトル関連情報に変化、追加または削除が生じることがある。 a) 複数巻単行資料または逐次刊行物については、タイトル関連情報に変化または追加が生じた場合には、識別またはアクセスに重要なときは、変化後、追加後のタイトル関連情報を異形タイトルとして記録する。タイトル関連情報が後続の巻号で削除された場合は、その旨を注記として記録する。 (参照: #2.41.1.2.2.2を見よ。) b) 更新資料については、タイトル関連情報に追加が生じた場合に、識別またはアクセスに重要なときは、最新のイテレーションを反映してタイトル関連情報を追加する。タイトル関連情報に変化が生じた場合に、識別またはアクセスに重要なときは、最新のイテレーションを反映してタイトル関連情報を改め、変化前のタイトル関連情報を異形タイトルとして記録する。タイトル関連情報が後続イテレーションで削除された場合は、最新のイテレーションを反映してタイトル関連情報の記録を削除する。この場合、識別またはアクセスに重要なときは、削除したタイトル関連情報を異形タイトルとして記録する。 (参照: #2.1.0.6、#2.1.9.1.1g)を見よ。)	6.2.1F4.4 7.2.1F4.6	一部適用	逐次刊行物においては、タイトル関連情報に変化、追加または削除が生じことがある。 a) 逐次刊行物については、タイトル関連情報に変化または追加が生じた場合には、識別またはアクセスに重要なときは、変化後、追加後のタイトル関連情報を異形タイトルとして記録する。タイトル関連情報が後続の巻号で削除された場合は、その旨を注記として記録する。 (参照: #2.41.1.2.2.2を見よ。)	適用	
ES	#2.1.4	並列タイトル関連情報	並列タイトル関連情報は、タイトルのエлемент・サブタイプである。	6.2.1A 7.2.1A	適用		適用	
	#2.1.4.1	記録の範囲・情報源			-	-	-	

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項目番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
	#2.1.4.1.1		記録の範囲	<p>並列タイトル関連情報は、タイトル関連情報として記録されたものの、異なる言語および（または）文字種による同一内容の表示である。ただし、本タイトルの一部のみに並列タイトルが対応していて、タイトル関連情報が存在しない場合は、本タイトルに対応するが並列タイトルに含まれない表示を、並列タイトル関連情報として扱うことができる。</p> <p>（参照：#2.1.2.1.1 を見よ。）</p> <p>タイトル関連情報に該当する同一内容の表示が、複数の言語または文字種で表示されている場合は、次のように並列タイトル関連情報を扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 並列タイトルがないとき 本タイトルと同一の言語または文字種による表示を、タイトル関連情報として扱う。それがないときは、最初に表示されたものをタイトル関連情報として扱う。タイトル関連情報としないものを、並列タイトル関連情報として扱う。 b) 並列タイトルがあるとき 本タイトルと同一の言語または文字種による表示を、タイトル関連情報として扱う。それがないときは、並列タイトルと異なる言語または文字種による最初に表示されたものを、タイトル関連情報として扱う。タイトル関連情報としないものを、並列タイトル関連情報として扱う。 <p>（参照：#2.1.3.2.1, #2.1.3.2.1 別法を見よ。）</p>	適用		適用
	#2.1.4.1.2		情報源	並列タイトル関連情報は、対応する並列タイトルと同一の情報源から採用する。対応する並列タイトルがない場合は、本タイトルと同一の情報源から採用する。	適用		
			別法	並列タイトル関連情報は、対応する並列タイトルと同一の情報源から採用する。対応する並列タイトルがない場合は、本タイトルと同一の情報源から採用する。*必要に応じて、資料自体の他の情報源から採用することができる*。	非適用		適用
	#2.1.4.2		記録の方法	<p>並列タイトル関連情報は、情報源から#2.1.0.4～#2.1.0.4.4 に従って記録する。タイトル関連情報との対応が分かるような方法（コーディングや等号記号（=）の使用、記録の位置など）で記録する。</p> <p>self-study report （本タイトル：京都大学情報環境機構年報） （並列タイトル：Annual report of the Institute for Information Management and Communication, Kyoto University） （タイトル関連情報：自己点検評価報告書） 京都大学情報環境機構年報：自己点検評価報告書 = Annual report of the Institute for Information Management and Communication, Kyoto University : self-study report （ISBD 区切り記号法を用いて記録した例）</p> <p>並列タイトル関連情報が、複数の言語または文字種で表示されている場合は、並列タイトルと同様の順に記録する。並列タイトルがない場合、または並列タイトルから判断できない場合は、情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した順に記録する。</p> <p>rapport Bericht （本タイトル：ABSE Conference, Helsinki, 2008） （タイトル関連情報：report）</p>	適用		適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項目番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠の理由	NDL適用/非適用	
	#2.1.4.3	変化		複数巻単行資料、逐次刊行物または更新資料においては、並列タイトル関連情報に変化、追加または削除が生じることがある。 a) 複数巻単行資料または逐次刊行物においては、並列タイトル関連情報に変化または追加が生じた場合に、識別またはアクセスに重要なときは、変化後、追加後の並列タイトル関連情報を異形タイトルとして記録する。並列タイトル関連情報が後続の巻号で削除された場合は、その旨を注記として記録する。 (参照: #2.41.1.2.2.2を見よ。) b) 更新資料については、並列タイトル関連情報に追加が生じた場合に、識別またはアクセスに重要なときは、最新のイテレーションを反映して並列タイトル関連情報を追加する。並列タイトル関連情報に変化が生じた場合に、識別またはアクセスに重要なときは、最新のイテレーションを反映して並列タイトル関連情報を改め、変化前の並列タイトル関連情報を異形タイトルとして記録する。並列タイトル関連情報が後続のイテレーションで削除された場合は、最新のイテレーションを反映して並列タイトル関連情報の記録を削除する。この場合、識別またはアクセスに重要なときは、削除した並列タイトル関連情報を異形タイトルとして記録する。 (参照: #2.1.0.6、#2.1.9.1.g)を見よ。)	一部適用	逐次刊行物においては、並列タイトル関連情報に変化、追加または削除が生じことがある。 a) 逐次刊行物においては、並列タイトル関連情報に変化または追加が生じた場合に、識別またはアクセスに重要なときは、変化後、追加後の並列タイトル関連情報を異形タイトルとして記録する。並列タイトル関連情報が後続の巻号で削除された場合は、その旨を注記として記録する。 (参照: #2.41.1.2.2.2を見よ。)	適用	
ES	#2.1.5	先行タイトル		<転記省略>		対象外 解説)先行タイトルは更新資料についてのエレメント	非適用	
	#2.1.5.1	記録の範囲・情報源		先行タイトルは、更新資料の本タイトルが変化した場合の変化前のイテレーションにおける本タイトルであり、識別またはアクセスに重要な場合に記録する。 (参照: #2.1.1.4を見よ。)		対象外	-	
	#2.1.5.1.1	記録の範囲		<転記省略>		対象外	非適用	
	#2.1.5.1.2	情報源		<転記省略>		対象外	非適用	
	#2.1.5.2	記録の方法		<転記省略>		対象外	非適用	
	#2.1.5.2	記録の方法 任意省略		<転記省略>		対象外	非適用	
ES	#2.1.6	後続タイトル		後続タイトルは、タイトルのエレメント・サブタイプである。	6.0.1A2 7.0.1A2	適用	適用	
	#2.1.6.1	記録の範囲・情報源				-	-	
	#2.1.6.1.1	記録の範囲		後続タイトルは、複数巻単行資料の本タイトルが変化した場合、または逐次刊行物の本タイトルに軽微な変化があった場合の変化後の本タイトルであり、識別またはアクセスに重要な場合に記録する。 (参照: #2.1.1.4を見よ。)	6.0.1A2 7.0.1A2	一部適用	後続タイトルは、逐次刊行物の本タイトルに軽微な変化があった場合の変化後の本タイトルであり、識別またはアクセスに重要な場合に記録する。 (参照: #2.1.1.4を見よ。)	適用
	#2.1.6.1.2	情報源		後続タイトルは、変化前の本タイトルを採用した情報源と対応する、複数巻単行資料または逐次刊行物の後続の巻号の情報源から採用する。	6.0.1A2 7.0.1A2	一部適用	後続タイトルは、変化前の本タイトルを採用した情報源と対応する、逐次刊行物の後続の巻号の情報源から採用する。	適用
	#2.1.6.2	記録の方法		後続タイトルは、#2.1.0.4～#2.1.0.4.4に従って記録する。 後続タイトルが使用されている巻号または出版日付の範囲(現在も使用されている場合は、使用を開始した巻号または出版日付)を、注記として記録する。 (参照: #2.41.1.2.1.3を見よ。) 急変キャッチ達人ナース (本タイトル: 達人ナース) (タイトルに関する注記: 後続タイトル: 32巻6号(平23.10)より)	適用		後続タイトルは、#2.1.0.4～#2.1.0.4.4に従って記録する。 確認できるときは、後続タイトルが使用されている巻号の範囲(現在も使用されている場合は、使用を開始した巻号)を、必要に応じて注記として記録する。 (参照: #2.41.1.2.1.3を見よ。)	

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項目番号	適用/一部適用/非適用/NDL準拠の理由	NDL適用/非適用
	#2.1.6.2	記録の方法 任意省略	変化が頻繁な場合は、変化のある旨を簡略に注記として記録する。 (参照:#2.41.1.2.2.1を見よ。)		適用		非適用
ES	#2.1.7	キー・タイトル	キー・タイトルは、タイトルのエレメント・サブタイプである。	6.2.6D 7.2.6D	適用		適用
	#2.1.7.1	記録の範囲・情報源			—	—	—
	#2.1.7.1.1	記録の範囲	キー・タイトルは、ISSN 登録機関が登録する、逐次刊行物、更新資料、または複数巻単行資料の一意のタイトルである。ISSN と1 対1 で結びつき、多くは本タイトルと対応するが、識別要素が付加されることがある。	6.1.15G2 付録1.4(8)	一部適用	キー・タイトルは、ISSN 登録機関が登録する、逐次刊行物の一意のタイトルである。ISSN と1 対1 で結びつき、多くは本タイトルと対応するが、識別要素が付加されることがある。	キー・タイトルは、ISSN日本センターが登録する、逐次刊行物、更新資料の一意のタイトルである。ISSNと1対1で結びつき、多くは本タイトルと対応するが、識別要素が付加されることがある。キー・タイトルは、記述対象についてISSN日本センターがISSNを登録する場合に記録する。
	#2.1.7.1.2	情報源	キー・タイトルは、次の優先順位で情報源を選定する。 a) ISSN レジスター b) 資料自体の情報源 c) 資料外の情報源		適用		キー・タイトルは、原則として本タイトルまたは本タイトルの読みから採用する。
	#2.1.7.2	記録の方法	情報源に表示されているとおりに記録する。 逐次刊行物の本タイトルと同一であっても、キー・タイトルとして記録することができる。 IFLA journal		適用		ISSN国際センターの定める規則に従って記録する。 逐次刊行物の本タイトルと同一であっても、キー・タイトルとして記録することができる。 Refarensu
ES	#2.1.8	略タイトル	略タイトルは、タイトルのエレメント・サブタイプである。	6.2.6D 7.2.6D	適用		適用
	#2.1.8.1	記録の範囲・情報源			—	—	—
	#2.1.8.1.1	記録の範囲	略タイトルは、索引または識別を目的として省略された形のタイトルである。略タイトルは、データ作成機関または他の機関(ISSN 登録機関、抄録索引サービス機関など)によって作成される。	6.1.15G2 付録1.4(1)	適用		略タイトルは、記述対象についてISSN日本センターがISSNを登録する場合で、かつ本タイトルがラテン文字、キリル文字またはギリシャ文字を使用する言語の場合に、キー・タイトルを略語化するために記録する。
	#2.1.8.1.2	情報源	略タイトルは、どの情報源に基づいて記録してもよい。		適用		略タイトルは、キー・タイトルから採用する。
	#2.1.8.2	記録の方法	情報源に表示されているとおりに記録する。 資料自体に表示されているタイトルと同一であっても、略タイトルとして記録することができる。 Can. j. infect. dis. med. microbiol.		NDL準拠	ISSN国際センターの定めるルールに従って記録する。 KISTEC annu. rep.	ISSN国際センターの定めるルールに従って記録する。 KISTEC annu. rep.
ES	#2.1.9	異形タイトル	異形タイトルは、タイトルのエレメント・サブタイプである。	6.2.6A	適用		適用
	#2.1.9.1	記録の範囲・情報源			—	—	—

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項目番号	適用／一部適用／非適用/NDL準拠の理由	NDL適用／非適用
	#2.1.9.1.1	記録の範囲	異形タイトルは、本タイトル、並列タイトル、タイトル関連情報、並列タイトル関連情報、先行タイトル、後続タイトル、キー・タイトル、または略タイトルとしては記録しないが、体現形と結びついているタイトルであり、識別またはアクセスに重要な場合に記録する。 データ作成者が本タイトルを翻訳・翻字したタイトルも異形タイトルとして扱うことができる。 異形タイトルには、主として次のものがある。 a) 資料自体(タイトル・ページ、タイトル・フレーム、タイトル・スクリーン、見出し、欄外、表紙、背、前書き、後書きなど)、カバー、容器または付属資料に表示されたタイトル Le capital au XXIe siècle (本タイトル・21世紀の資本) (タイトルに関する注記: 原タイトル: Le capital au XXIe siècle) (タイトル・ページ裏に表示された原タイトルを異形タイトルとして記録した例) b) 参考資料によるタイトル かぐや姫の物語 (本タイトル: 竹取物語) (「国書総目録」により異形タイトルを記録した例) 民部卿家歌合 (本タイトル: 在民部卿家歌合) (「日本古典文学大辞典 簡約版」(1986年刊)により異形タイトルを記録した例) c) 資料に関するデータの登録または整備を行う機関によって付与されたタイトル(リポジトリ登録タイトル、データ作成者による翻訳・翻字タイトルなど)	6.2.6D	NDL準拠	異形タイトルは、本タイトル、並列タイトル、タイトル関連情報、並列タイトル関連情報、後続タイトル、キー・タイトル、または略タイトルとしては記録しないが、体現形と結びついているタイトルであり、識別またはアクセスに重要な場合に記録する。 データ作成者が本タイトルを翻訳・翻字したタイトルも異形タイトルとして扱うことができる。 異形タイトルには、主として次のものがある。 a) 資料自体(タイトル・ページ、タイトル・フレーム、タイトル・スクリーン、見出し、欄外、表紙、背など)、カバー、容器または付属資料に表示されたタイトル b) 参考資料によるタイトル c) 資料に関するデータの登録または整備を行う機関によって付与されたタイトル(データ作成者による翻訳・翻字タイトルなど)	異形タイトルは、本タイトル、並列タイトル、タイトル関連情報、並列タイトル関連情報、後続タイトル、キー・タイトル、または略タイトルとしては記録しないが、体現形と結びついているタイトルであり、識別またはアクセスに重要な場合に記録する。 データ作成者が本タイトルを翻訳・翻字したタイトルも異形タイトルとして扱うことができる。 異形タイトルには、主として次のものがある。 a) 資料自体(タイトル・ページ、タイトル・フレーム、タイトル・スクリーン、見出し、欄外、表紙、背など)、カバー、容器または付属資料に表示されたタイトル b) 参考資料によるタイトル c) 資料に関するデータの登録または整備を行う機関によって付与されたタイトル(データ作成者による翻訳・翻字タイトルなど)
		続き	d) 著作者、以前の所有者・所蔵機関等によって付与されたタイトル e) 誤記、誤植、脱字などを含むタイトルの正しい形(正しい形に訂正した各タイトルを記録する場合は、誤記、誤植、脱字などを含むタイトル) (参照: #2.1.0.4.1, #2.1.0.4.1 別法を見よ。) f) タイトルの一部(別タイトル、本タイトルの一部として記録された部編のタイトル) (参照: #2.1.1.2.1, #2.1.1.2.8 を見よ。) g) 並列タイトル、タイトル関連情報、並列タイトル関連情報の異なる形(複数巻単行資料または逐次刊行物の後続の巻号における変化後のタイトル、更新資料の変更前のイテレーションのタイトル) (#2.1.1.4 別法を採用する場合は、本タイトルの異なる形を含む。) (参照: #2.1.1.4 別法、#2.1.2.3、#2.1.3.3、#2.1.4.3 を見よ。) h) ルビを含むタイトル (参照: #2.1.1.2.3 を見よ。) i) 併記された語句を含むタイトル (参照: #2.1.1.2.4 を見よ。)	6.2.6D	NDL準拠	d) 著作者、以前の所有者・所蔵機関等によって付与されたタイトル e) 誤記、誤植、脱字などを含むタイトル (参照: #2.1.0.4.1を見よ。) f) タイトルの一部(別タイトル、本タイトルの一部として記録された部編のタイトル) (参照: #2.1.1.2.1, #2.1.1.2.8を見よ。) g) 並列タイトル、タイトル関連情報、並列タイトル関連情報の異なる形(逐次刊行物の後続の巻号における変化後のタイトル) (参照: #2.1.2.3, #2.1.3.3, #2.1.4.3を見よ。) h) ルビを含むタイトル (参照: #2.1.1.2.3を見よ。) i) 併記された語句を含むタイトル (参照: #2.1.1.2.4を見よ。)	d) 著作者、以前の所有者・所蔵機関等によって付与されたタイトル e) 誤記、誤植、脱字などを含むタイトル (参照: #2.1.0.4.1を見よ。) f) タイトルの一部(別タイトル、本タイトルの一部として記録された部編のタイトル) (参照: #2.1.1.2.1, #2.1.1.2.8を見よ。) g) 並列タイトル、タイトル関連情報、並列タイトル関連情報の異なる形(逐次刊行物の後続の巻号における変化後のタイトル) (参照: #2.1.2.3, #2.1.3.3, #2.1.4.3を見よ。) h) ルビを含むタイトル (参照: #2.1.1.2.3を見よ。) i) 併記された語句を含むタイトル (参照: #2.1.1.2.4を見よ。)
	#2.1.9.1.2	情報源	異形タイトルは、どの情報源に基づいて記録してもよい。	6.2.6E	適用		適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項目番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠の理由	NDL適用/非適用	
	#2.1.9.2	記録の方法		異形タイトルは、#2.1.0.4～#2.1.0.4.4に従って記録する。 識別またはアクセスに重要な場合は、異形タイトルの情報源を注記として記録する。異なる形を異形タイトルとする場合に、識別またはアクセスに重要なときは、その部分、巻号、またはイテレーションを注記として記録する。 (参照: #2.4.1.2.1.3を見よ。) ガーバー流社長が会社にいなくても回る「仕組み」経営 (本タイトル: 社長が会社にいなくても回るガーバー流「仕組み」経営) (タイトルに関する注記: 異形タイトルの情報源は奥付) 二十一世紀の図書館におけるプライヴァシーと情報の自由 (本タイトル: 21世紀の図書館におけるプライヴァシーと情報の自由) (タイトルに関する注記: 異形タイトルは表紙による)	6.2.6F	一部適用	異形タイトルは、該当するタイトルの種類コードを伴って記録し、特定のコードがない場合には、コードOH(その他のタイトル)として、必ず異形タイトルの情報源を注記として記録する。	適用
	#2.1.9.2.1	ルビを含むタイトル		情報源に表示されたタイトルにルビが付記されている場合で、識別またはアクセスに重要なときは、次のように異形タイトルを記録する。 (参照: #2.1.1.2.3を見よ。) a) 一般的な読みを示すルビ ルビが別の情報源でタイトルとして表示されている場合は、それを異形タイトルとして記録する。 がんくつおう (タイトル・ページ: 厳窟王、「嚴窟王」に対するルビ: がんくつおう。奥付: がんくつおう) b) 特殊な読みを示すルビ ルビを丸がっこに入れて付加した形を異形タイトルとして記録する。 青い思想(こころ) (「思想」に対するルビ: こころ) 私(マコ)だけの北極点 (「私」に対するルビ: マコ) 歌時計(うたいど(けい)) (ルビ: うたいど(けい)) 対(つがい) (ルビ: つがい)	適用		情報源に表示されたタイトルにルビが付記されている場合で、ルビが別の情報源でタイトルとして表示されている場合は、それを異形タイトルとして記録する。 (参照: #2.1.1.2.3を見よ。)	
	#2.1.9.2.2	併記された語句を含むタイトル		同義語による別の表現、原語形とその略語、外来語とその原語などが、タイトルの一部に併記されている場合は、情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて本タイトルを選定し、識別またはアクセスに重要なときは、本タイトルとしなかったものを異形タイトルとして記録する。 (参照: #2.1.1.2.4を見よ。) 誰でもわかるIBSE 対策マニュアル (本タイトル: 誰でもわかる狂牛病対策マニュアル) twitter 完全活用術 (本タイトル: ツイッター完全活用術) Androidアプリ事典 (本タイトル: Android アプリ事典)	適用		同義語による別の表現、原語形とその略語、外来語とその原語などが、タイトルの一部に併記されている場合は、情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて、より顕著に表示されているものを本タイトルとして選定し、識別またはアクセスに重要なときは、本タイトルとしなかったものを異形タイトルとして記録する。 (参照: #2.1.1.2.4を見よ。) ぶーけdeluxe (情報源の表示: deluxe ぶーけデラックス 「deluxe」は小さな文字) (本タイトル: ぶーけデラックス)	

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項目番号	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
E	#2.2	責任表示	責任表示は、エレメントである。 本タイトルに関係する責任表示のうち、情報源に表示されている主なもの、または最初のものは、コア・エレメントである。	6.2.1A (6.2.1F5) 6.2.2F2	適用		適用
	#2.2.0	通則			—	—	
	#2.2.0.1	記録の範囲	資料の知的・芸術的内容の創作または実現に、責任を有するか寄与した個人・家族・団体に関する表示を、責任表示として記録する。責任表示は、個人・家族・団体の名称と、役割を示す語句から成る。ただし、名称が単独で表示されている場合もある。責任表示とするものには、著者、編纂者、作曲者、編曲者、画家などのほか、原作者、編者、訳者、脚色者、監修者、校閲者などを含む。 記述対象が包括的な資料の一部である場合は、全体の内容等に責任を有する者の表示も、体現形の識別のために記録することがある。	6.2.1F5 6.2.1F5.6	適用	ただし、逐次刊行物は包括的な資料であり、個人の名称は全体の内容等に責任を有するものとして扱わない。 コーディングマニュアル6.2.1F5「責任表示は、本タイトルと同一の情報源上に表示された、逐次刊行物の知的もしくは芸術的内容の創造、具現化に責任を有するか、寄与している団体及びその役割に関する表示である。およびF5.6「情報源に個人編著に関する責任表示があつても、これを責任表示として記録しない。必要ならば、NOTEフィールドに記録する。」を維持する。情報源に表示されている個人の名称が逐次刊行物の全体の内容に責任を有すると判断することは困難であるため。	適用
	#2.2.0.2	エレメント・サブタイプ	責任表示には、次の a)～j)がある。 a)～b)は、責任表示のエレメント・サブタイプであり、#2.2.0.3～#2.2.2.2 で規定する。 a) 本タイトルに関係する責任表示(参照: #2.2.1を見よ。) b) 本タイトルに関係する並列責任表示(参照: #2.2.2を見よ。) c)～f)については、版表示のサブエレメントであり、#2.3.3～#2.3.8.2.1 で規定する。 c) 版に関係する責任表示(参照: #2.3.3を見よ。) d) 版に関係する並列責任表示(参照: #2.3.4を見よ。) e) 付加的版に関係する責任表示(参照: #2.3.7を見よ。) f) 付加的版に関係する並列責任表示(参照: #2.3.8を見よ。) g)～j)については、シリーズ表示のサブエレメントであり、#2.10.5～#2.10.14.2 で規定する。 g) シリーズに関係する責任表示(参照: #2.10.5を見よ。) h) シリーズに関係する並列責任表示(参照: #2.10.6を見よ。) i) サブシリーズに関係する責任表示(参照: #2.10.13を見よ。) j) サブシリーズに関係する並列責任表示(参照: #2.10.14を見よ。)(参照: 資料の出版、頒布、製作、制作に責任を有する個人・家族・団体の表示は、#2.5～#2.8を見よ。)	6.2.1A他	一部適用	責任表示には、次の a)～j)がある。 a)～b)は、責任表示のエレメント・サブタイプであり、#2.2.0.3～#2.2.2.2 で規定する。 a) 本タイトルに関係する責任表示(参照: #2.2.1を見よ。) b) 本タイトルに関係する並列責任表示(参照: #2.2.2を見よ。) c)～f)については、版表示のサブエレメントであり、#2.3.3～#2.3.8.2.1 で規定する。 c) 版に関係する責任表示(参照: #2.3.3を見よ。) d) 版に関係する並列責任表示(参照: #2.3.4を見よ。) e) 付加的版に関係する責任表示(参照: #2.3.7を見よ。) f) 付加的版に関係する並列責任表示(参照: #2.3.8を見よ。)(非適用) g)～j)については、シリーズ表示のサブエレメントであり、#2.10.5～#2.10.14.2 で規定する。 g) シリーズに関係する責任表示(参照: #2.10.5を見よ。) h) シリーズに関係する並列責任表示(参照: #2.10.6を見よ。) i) サブシリーズに関係する責任表示(参照: #2.10.13を見よ。) j) サブシリーズに関係する並列責任表示(参照: #2.10.14を見よ。)(参照: 資料の出版、頒布、製作、制作に責任を有する個人・家族・団体の表示は、#2.5～#2.8を見よ。)	責任表示には、次のa)～j)がある。 a)～b)は、責任表示のエレメント・サブタイプであり、#2.2.0.3～#2.2.2.2 で規定する。 a) 本タイトルに関係する責任表示(参照: #2.2.1を見よ。) b) 本タイトルに関係する並列責任表示(参照: #2.2.2を見よ。) c)～f)については、版表示のサブエレメントであり、#2.3.3～#2.3.8.2.1 で規定する。 c) 版に関係する責任表示(参照: #2.3.3を見よ。) d) 版に関係する並列責任表示(参照: #2.3.4を見よ。)(非適用) e) 付加的版に関係する責任表示(参照: #2.3.7を見よ。) f) 付加的版に関係する並列責任表示(参照: #2.3.8を見よ。)(非適用) g)～j)については、シリーズ表示のサブエレメントであり、#2.10.5～#2.10.14.2 で規定する。 g) シリーズに関係する責任表示(参照: #2.10.5を見よ。) h) シリーズに関係する並列責任表示(参照: #2.10.6を見よ。)(非適用) i) サブシリーズに関係する責任表示(参照: #2.10.13を見よ。)(非適用) j) サブシリーズに関係する並列責任表示(参照: #2.10.14を見よ。)(非適用) (参照: 資料の出版、頒布、製作、制作に責任を有する個人・家族・団体の表示は、#2.5～#2.8を見よ。)
	#2.2.0.3	情報源	責任表示は、対応するタイトルと同一の情報源から優先して採用する。 本タイトルに関係する責任表示の情報源は、#2.2.1.1.2 で、本タイトルに関係する並列責任表示の情報源は、#2.2.2.1.2 で定める。	6.2.1F5	適用		適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項目番号	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用	
	#2.2.0.4	記録の方法		<p>責任表示は、情報源に表示されている、個人・家族・団体の名称と、その役割を示す語句を、#1.10～#1.10.11 別法に従って記録する。</p> <p>野坂昭如文 米倉齊加年絵 阿川弘之、北杜夫対談 竹内理三校訂・解説 田中吉郎作図 編集 国立国会図書館総務部 日地出版株式会社編集・著作 監修 平野健次</p> <p>同一の名称が、情報源に省略形と展開形等の双方で表示されている場合は、詳細な形を記録する。</p> <p>National Diet Library (NDLの表示もあり)</p> <p>逐次刊行物については、個人編者は、識別に重要な場合に限定して、責任表示として記録する。</p>	6.2.1F5 6.2.1F5.6	<p>一部適用</p> <p>責任表示は、情報源に表示されている、個人・家族・団体の名称と、その役割を示す語句を、#1.10～#1.10.11 別法に従って記録する。</p> <p>同一の名称が、情報源に省略形と展開形等の双方で表示されている場合は、詳細な形を記録する。</p> <p>個人編者は、識別に重要な場合に限定して、注記として記録する。</p>	<p>責任表示は、情報源に表示されている、個人・家族・団体の名称と、その役割を示す語句を記録する。名称は原則として#1.10～#1.10.11別法に従って記録する。</p> <p>同一の名称が、情報源に省略形と展開形等の双方で表示されている場合は、詳細な形を記録する。</p> <p>National Diet Library (NDLの表示もあり)</p> <p>和逐次刊行物について、役割を示す語句は、名称の後ろにスペースを挿入して記録する。</p> <p>名称と役割を示す語句の間に表示された句読記号は記録しない。</p> <p>国立国会図書館 監修 (情報源の表示: 監修: 国立国会図書館)</p> <p>国内刊行洋逐次刊行物について、役割を示す語句は、#1.10～#1.10.11別法に従って記録する。ただし、役割を示す語句が日本語の場合は、和逐次刊行物と同様の方法で記録する。</p> <p>情報源に表示されている団体の名称が内部組織名のみの場合に、識別またはアクセスに重要なときは、上位の組織名を付加し、角がっこを使用して記録する。</p> <p>[名古屋市] 総務局職員部安全衛生課 編 (情報源の表示: 編集 総務局職員部安全衛生課)</p> <p>個人編者は、識別に重要な場合に限定して、注記として記録する。 (参照: #2.4.1.2.3を見よ。)</p> <p>名称に、番号ごとに変わらる日付、名称、番号等が含まれる場合は、それらを省略して記録する。</p>	
	#2.2.0.4	記録の方法 任意省略		<p>省略しても基本的な情報が不足しない場合は、責任表示の一部を省略する。省略に際して省略記号(…))は使用しない。次のような場合がある。</p> <p>a) 学位、役職名等の肩書、所属団体の名称またはそのイニシャルなど</p> <p>Steven E. Maffeo (情報源の表示: Captain Steven E. Maffeo) Werner Dürbeck (情報源の表示: Dr. Werner Dürbeck)</p> <p>b) 団体の名称に含まれる法人組織等を示す語句など</p> <p>日本図書館協会編 (情報源の表示: 公益社団法人日本図書館協会編)</p> <p>責任表示に複数の名称が含まれていて、その役割(または責任の程度)が同一の場合は、すべての名称を記録せずに一部を省略する。</p> <p>(参照: #2.2.0.4.1 任意省略 1、任意省略 2を見よ。)</p>	6.2.1F5.1	適用		<p>省略しても基本的な情報が不足しない場合は、責任表示の一部を省略する。省略に際して省略記号(…))は使用しない。次のような場合がある。</p> <p>b) 団体の名称に含まれる法人組織等を示す語句など</p> <p>日本図書館協会 編 (情報源の表示: 公益社団法人日本図書館協会編)</p>
	#2.2.0.4A	和古書・漢籍	<転記省略>			対象外	非適用	
	#2.2.0.4A	和古書・漢籍 任意省略	<転記省略>			対象外	非適用	

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項目番号	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
	#2.2.0.4.1	複数の名称を含む責任表示	複数の名称を含む責任表示は、次のように記録する。 複数の個人・家族・団体の果たす役割が同一の場合は、一つの責任表示として記録する。ただし、同一の役割であっても分離して表示されている場合は、それぞれ別の責任表示として記録する。 上田修一・蟹瀬智弘著 小松克彦 + オフィス 21 編著 edited by William G. Bowen, Harold T. Shapiro (複数の個人を一つの責任表示として記録した例) 田中登 [編] 山本登朗 [編] (分離して表示されていたため、二つの責任表示として記録した例) 複数の個人・家族・団体の果たす役割が異なっていても、一つのまとまりとして表示されている場合は、全体を一つの責任表示として記録する。 三浦徹也 with M2 written by Marty Rhodes Figley and illustrated by Marty Kelley 1集団に属している複数の構成員の名称が、その集団の名称とともに表示されている場合は、その集団の名称のみを記録して、各構成員の名称は省略する。ただし、各構成員の名称が、識別、アクセスまたは選択に重要な場合は、注記として記録する。 (参照:#2.41.2.2.3を見よ。)	6.2.1F5.8	一部適用	役割が同一の責任表示が複数ある場合は、個々の責任表示を、コンマ、スペース(△)で区切って記録する。異なる役割の責任表示が複数ある場合は、役割の異なる責任表示を、スペース、セミコロン、スペース(△;△)で区切って記録する。 (和資料の場合、複数の責任表示が改行で表示されている場合にもどのように記録するか示す必要がある) 洋雑誌ではNCR2018適用	複数の名称を含む責任表示は、次のように記録する。 複数の個人・家族・団体の果たす役割が同一の場合は、一つの責任表示として記録する。複数の名称は、コンマ、スペースで区切って記録する。複数の名称の間に句読記号が表示されている場合は、コンマ、スペースに置き換えて記録する。 葛城市教育振興会、葛城市教育委員会 編 (情報源の表示:編集 葛城市教育振興会・葛城市教育委員会) 1集団に属している複数の構成員の名称が、その集団の名称とともに表示されている場合は、その集団の名称のみを記録して、各構成員の名称は省略する。ただし、各構成員の名称が、識別、アクセスまたは選択に重要な場合は、注記として記録する。 (参照:#2.41.2.2.3を見よ。)
	#2.2.0.4.1	複数の名称を含む責任表示 任意省略1	4 以上の名称を含む責任表示において、その役割(または責任の程度)が同一の場合は、最初に表示された名称を記録し、他の名称は省略する。データ作成機関が目録用言語として定めた言語および文字種で、省略した部分を説明する語句を、情報源に表示されていないことが分かる方法(コーディング、角がっこの使用など)で記録する。 三木清〔ほか〕著 by Jerry L. Mashaw [and five others]	6.2.1F5.8	非適用	現行コーディングマニュアル6.2.1F5.8(複数の責任表示)でも任意省略の規定はない	非適用
	#2.2.0.4.1	複数の名称を含む責任表示 任意省略2	データ作成機関が定める数以上の名称を含む責任表示において、その役割(または責任の程度)が同一の場合は、最初に表示された名称を記録し、他の名称は省略する。データ作成機関が目録用言語として定めた言語および文字種で、省略した部分を説明する語句を、情報源に表示されていないことが分かる方法(コーディング、角がっこの使用など)で記録する。 月本洋〔ほか〕著 (データ作成機関が 5まで記録すると定めていて、著者が 6名の場合の例)	6.2.1F5.8	非適用		非適用
	#2.2.0.4.2	複数の責任表示	複数の責任表示がある場合は、情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した順に記録する。表示順序、配置、デザイン等から判断できない場合、または本タイトルとは別の情報源から採用する場合は、合理的な順(著作の成立過程による順など)に記録する。 チャールズ・バーチ、ジョン・B・コップ著 長野敬、川口啓明訳 (本タイトル: 生命の解放) アラン・ウォーカー編著 岡田進一監訳 山田三知子訳 (本タイトル: イギリスにおける高齢期の QOL) OECD 教育研究革新センター編著 斎藤里美監訳 布川あゆみ、本田伊克、木下江美、三浦綾希子、藤浪海訳 (本タイトル: 21世紀型学習のリーダーシップ) <以下例示転記省略>		適用	(逐次刊行物の場合の責任表示は役割がほぼ編集のみなのでほとんど該当しない)	適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項目番号	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用	
	#2.2.0.4.3		役割を示す語句	<p>情報源に表示されている個人・家族・団体の役割を示す語句は、そのままの形で記録する。 個人・家族・団体の名称のみが表示されていて、役割を示す語句が表示されていない場合に、その役割を明らかにする必要があるときは、補つたことが分かる方法(コーディング、角がっこの使用など)で記録する。</p> <p>国立国会図書館編集 (本タイトル: 図説よりすぐり国会図書館) <以下例示転記省略></p> <p>音楽資料の演奏者は、情報源に表示されているパートを、役割を示す語句として記録することができる。 <例示転記省略></p>	6.2.1F5.1	適用		
			別法	<p>情報源に表示されている個人・家族・団体の役割を示す語句は、そのままの形で記録する。 *ただし、日本語の役割を示す語句のうち、著作は「著」、編集は「編」、翻訳は「訳」と省略して記録する。</p> <p>国立国会図書館編 (情報源の表示: 国立国会図書館 編集)</p> <p>また、役割を示す語句が外国語のみの場合は、当該語句を日本語に訳して、情報源に表示されている形でないことが分かる方法(コーディング、角がっこの使用など)で記録することができる。</p> <p>[著] (情報源の表示: by) [編] (情報源の表示: edited by) [撮影] (情報源の表示: photo)</p> <p>個人・家族・団体の名称のみが表示されていて、役割を示す語句が表示されていない場合に、その役割を明らかにする必要があるときは、補つたことが分かる方法(コーディング、角がっこの使用など)で記録する*。</p> <p>音楽資料の演奏者は、情報源に表示されているパートを、役割を示す語句として記録することができる。</p>	非適用		<p>情報源に表示されている個人・家族・団体の役割を示す語句は、そのままの形で記録する。 ただし、日本語の役割を示す語句のうち、著作を意味する語句(著作、著者等)は「著」、編集を意味する語句(編集、編輯等)は「編」、翻訳は「訳」に省略する。その他の語句で、末尾の「者」など省略しても意味が通じる語が含まれる場合は、その語を省略して記録してもよい。</p> <p>国立国会図書館 編 (情報源の表示: 国立国会図書館 編集) edited by NHK Broadcasting Culture Research Institute</p> <p>また、和逐次刊行物について、役割を示す語句が外国語のみの場合には、原則として当該語句を日本語に訳して、角がっこを使用して記録する。</p> <p>[編] (情報源の表示: edited by) [編纂] (情報源の表示: compiled by)</p> <p>個人・家族・団体の名称のみが表示されていて、役割を示す語句が表示されていない場合に、その役割を明らかにする必要があるときは、角がっこを使用して記録する。</p>	
	#2.2.0.4.3A	和古書・漢籍	<転記省略>			対象外	非適用	
	#2.2.0.4.4	責任表示に付隨している他の語句		<p>責任表示に他の語句が付隨している場合、または本来、タイトル関連情報、版表示など他のエレメントとして扱われる情報が責任表示の一部として表示されている場合は、それらも責任表示の一部として記録する。</p> <p>Mozart neue Instrumentierung von Beyer 逆に、本来、責任表示として扱われる名称が他のエレメント(本タイトル、タイトル関連情報、出版者等)の一部として表示されている場合は、責任表示ではなく、そのエレメントの一部として記録する。情報源で、他のエレメントの一部として表示され、かつ責任表示としても表示されている場合は、双方のエレメントとして記録する。</p> <p>高知県立文学館 (本タイトル: 高知県立文学館開館 15 周年記念誌) ドミニコ・スカルラッティ (本タイトル: スカルラッティ・ソナタ集) NHK 編集 (本タイトル: NHK じょうずな話し方)</p>	6.2.1F5.7	一部適用	<p>本来、責任表示として扱われる名称が他のエレメント(本タイトル、タイトル関連情報、版表示など他のエレメントとして扱われる情報が責任表示の一部として表示されている場合は、責任表示ではなく、そのエレメントの一部として記録する。情報源で、他のエレメントの一部として表示され、かつ責任表示としても表示されている場合は、双方のエレメントとして記録する。</p> <p>高知県立文学館 (本タイトル: 高知県立文学館開館 15 周年記念誌) ドミニコ・スカルラッティ (本タイトル: スカルラッティ・ソナタ集) NHK 編集 (本タイトル: NHK じょうずな話し方)</p>	<p>和逐次刊行物について、責任表示に他の語句が付隨している場合は記録しない。ただし、必要に応じて、役割を示す語句として、角がっこを使用して記録する。責任表示に付隨している他の語句が、日本語以外で表されている場合に、必要なときは、日本語の役割を示す語句として、角がっこを使用して記録する。</p> <p>国内刊行洋逐次刊行物について、責任表示に他の語句が付隨している場合は、それを責任表示の一部として、#1.10～#1.10.11別法に従って記録する。</p> <p>また、本来、責任表示として扱われる名称が他のエレメント(本タイトル、タイトル関連情報、出版者等)の一部として表示されている場合は、責任表示ではなく、そのエレメントの一部として記録する。情報源で、他のエレメントの一部として表示され、かつ責任表示としても表示されている場合は、双方のエレメントとして記録する。</p> <p>日展 編 (タイトル関連情報: 日展アートガイド) 京都市建築協定連絡協議会 編 (本タイトル: 建築協定だより) (タイトル関連情報: 京都市建築協定連絡協議会広報誌)</p>
	#2.2.0.4.5	語句等による個人・家族・団体の名称を含む責任表示	記述対象の内容との関係を示す語句等による個人・家族・団体の名称は、責任表示として記録する。 ある英国の説教者著 湖浜馨譯 (本タイトル: 主よ、みこころを教えてください)		適用		適用	

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項目番号	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
	#2.2.0.4.6	個人・家族・団体の名称を含まない責任表示	個人・家族・団体の名称が表示されていない場合も、資料の知的・芸術的内容の創作または実現に対する関係を示す語句が表示されれば、それを責任表示として記録する。 by a group of scholars by an anonymous teenager with illustrations by the author with a new preface by the author 資料の知的・芸術的内容の創作または実現に対する関係を示していない情報(利用対象を示す語句、標語、授賞の表示など)は、情報源に表示されても責任表示には含めない。		適用		適用
	#2.2.0.5	複製	複製については、原資料の責任表示ではなく複製自体の責任表示を記録する。原資料の責任表示は、関連する体現形の責任表示として記録する。 (参照: #43.3 を見よ。)		非適用		適用
		別法	*複製については、原資料の責任表示を記録する。複製の責任表示は、注記として記録する*。 (参照: #2.41.2.2.3 を見よ。)	6.0.2C8	適用		
	#2.2.0.6	変化	複数巻単行資料、逐次刊行物または更新資料においては、責任表示に変化、追加または削除が生じることがある。 複数巻単行資料または逐次刊行物では、責任表示に変化、追加または削除が生じた場合に、識別またはアクセスに重要なときは、変化、追加または削除の旨を注記して記録する。 (参照: #2.41.2.2.4.1 を見よ。) 北海道立総合研究機構花・野菜技術センター編 (責任表示に関する注記: 平成 20 年度から平成 21 年度までの編者: 北海道立花・野菜技術センター) ただし、逐次刊行物において、責任表示に重要な変化が生じた場合は、新しい著作とみなし、体現形に対する新規の記述を作成する。重要な変化とは、本タイトルが総称的な語である場合の、逐次刊行物の識別にかかる責任表示の変化である。 (参照: 体現形に対する新規の記述を作成する必要がある場合は、#1.5. #2.1.1.4.1f, #2.2.1.1.1 任意追加、#2.1.1.4.2m)を見よ。) 更新資料については、<以下転記省略>	6.2.1F5.3 6.2.1F5.4	一部適用	逐次刊行物においては、責任表示に変化、追加または削除が生じることがある。 逐次刊行物では、責任表示に変化、追加または削除が生じた場合に、識別またはアクセスに重要なときは、変化、追加または削除の旨を注記して記録する。 (参照: #2.41.2.2.4.1 を見よ。) 北海道立総合研究機構花・野菜技術センター編 (責任表示に関する注記: 平成 20 年度から平成 21 年度までの編者: 北海道立花・野菜技術センター) ただし、逐次刊行物において、責任表示に重要な変化が生じた場合は、新しい著作とみなし、体現形に対する新規の記述を作成する。重要な変化とは、本タイトルが総称的な語である場合の、逐次刊行物の識別にかかる責任表示の変化である。 (参照: 体現形に対する新規の記述を作成する必要がある場合は、#1.5. #2.1.1.4.1f, #2.2.1.1.1 任意追加、#2.1.1.4.2m)を見よ。)	適用
ES	*	#2.2.1	本タイトルに関係する責任表示	本タイトルに関係する責任表示は、責任表示のエレメント・サブタイプである。 本タイトルに関係する責任表示は、情報源に表示されているもののうち、最初に記録する一つの責任表示のみがコア・エレメントである。	6.2.1A	適用	
		#2.2.1.1	記録の範囲・情報源			—	—

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項目番号	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
	#2.2.1.1	記録の範囲	本タイトルに関する責任表示は、責任表示のうち、本タイトルに関する表示である。 責任表示の範囲には、著者、編纂者、作曲者、編曲者、画家などのほか、原作者、編者、訳者、脚色者、監修者、校閲者などをも含む。本タイトルに関する責任表示として記録しなかったものは、識別、アクセスまたは選択に重要な場合は、注記として記録する。 (参照: #2.41.2.2.3を見よ。) 志賀直哉 つださうきち著 渡辺正臣調査・執筆 千秋社地図作成 G. Gershwin 武満徹編曲 菅野由弘 高橋竹山 Hiroko Nakamura Chick Corea & Friedrich Gulda 天理大学附属天理図書館編 秋田大学大学院教育学研究科編 国際観光振興会企画調査部監修 邦楽楽譜において、<以下転記省略>		6.2.1F5 6.2.1F5.6	適用	適用
	#2.2.1.1	記録の範囲 任意省略	情報源に責任を有するものの表示が複数ある場合は、知的・芸術的内容の創作者の表示のみを責任表示として扱うことができる。この場合に、どの表示がそれに該当するか判断できないときは、最初に表示されているものを責任表示として扱う。また、責任表示としないものが必要に応じて注記として記録する。 (参照: #2.41.2.2.3を見よ。)		非適用		非適用
	#2.2.1.1	記録の範囲 任意追加	逐次刊行物において、本タイトルが総称的な語のタイトルであり、編者等の表示はないが出版者が同時に編者等を兼ねていると判断でできる場合は、出版者を責任表示として扱う。	6.0.3 6.2.1F5.4	適用	総称的な語のタイトルの逐次刊行物の変遷の判断の際、責任表示の変更は本タイトルに含まれる団体名の変更も、重要な変化とするため。 #2.1.1.4.1 f)	適用
	#2.2.1.2	情報源	本タイトルに関する責任表示は、次の優先順で情報源を選定する。 a) 本タイトルと同一の情報源(参照: #2.1.1.1.2を見よ。) b) 資料自体の他の情報源(#2.0.2.2の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。) c) 資料外の情報源(参照: #2.0.2.3を見よ。) 必要な場合は、情報源を注記として記録する。 (参照: #2.41.2.2.3を見よ。)	6.2.1F5	適用		本タイトルに関する責任表示は、次の優先順で情報源を選定する。 a) 本タイトルと同一の情報源(参照: #2.1.1.1.2を見よ。) b) 資料自体の他の情報源(#2.0.2.2の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。) c) 資料外の情報源(参照: #2.0.2.3を見よ。) ただし、識別またはアクセスに重要な場合は、a)よりもb)を優先して選択する。 必要な場合は、情報源を注記として記録する。 (参照: #2.41.2.2.3を見よ。)
	#2.2.1.2	記録の方法	本タイトルに関する責任表示は、情報源に表示された情報を、#2.2.0.4～#2.2.0.4.6に従って記録する。 野坂昭如文 米倉齊加年絵 阿川弘之、北杜夫対談 竹内理三校訂・解説 田中吉郎作図 日地出版株式会社編集・著作	6.2.1F5 6.2.1F5.6	適用		適用
	#2.2.1.2.1	複数の言語・文字種による責任表示	情報源に責任を有するものの表示が複数あり、それらが同一の名称、役割を示す語句を複数の言語または文字種で表示しているだけの場合は、本タイトルと同一の言語または文字種によるものを記録する。本タイトルと同一の言語または文字種による表示がない場合は、最初に表示されているものを記録する。		非適用		

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項目番号	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
			別法	*情報源に責任を有するものの表示が複数あり、それらが同一の名称、役割を示す語句を複数の言語または文字種で表示しているだけの場合は、内容と同一の言語または文字種によるものを記録する。内容と同一の言語または文字種による表示がない場合は、最初に表示されているものを記録する。 ただし、並列タイトルが存在する場合は、内容よりも本タイトルと同一の言語または文字種によるものを優先して記録する*。	一部適用	情報源に責任を有するものの表示が複数あり、それらが同一の名称、役割を示す語句を複数の言語または文字種で表示しているだけの場合は、内容と同一の言語または文字種によるものを記録する。内容と同一の言語または文字種による表示がない場合は、最初に表示されているものを記録する。	情報源に責任を有するものの表示が複数あり、それらが同一の名称、役割を示す語句を複数の言語または文字種で表示しているだけの場合は、内容と同一の言語または文字種による表示がない場合は、最初に表示されているものを記録する。 ただし、本タイトルに関係する並列責任表示を記録する場合は、内容よりも本タイトルと同一の言語または文字種によるものを優先して記録する。
		#2.2.1.2.2	総合タイトルのない資料	<転記省略>		対象外	非適用
ES		#2.2.2	本タイトルに関する並列責任表示	本タイトルに関する並列責任表示は、責任表示のエレメント・サブタイプである。	6.2.1A	適用	適用
		#2.2.2.1	記録の範囲・情報源			—	—
		#2.2.2.1.1	記録の範囲	本タイトルに関する並列責任表示は、本タイトルに関する責任表示として記録したものと異なる言語および(または)文字による表示である。	適用		適用
		#2.2.2.1.2	情報源	本タイトルに関する並列責任表示は、対応する並列タイトルと同一の情報源から採用する。対応する並列タイトルが存在しない場合は、対応する本タイトルと同一の情報源から採用する。 (参照: #2.1.1.1.2、#2.1.2.1.2を見よ。)	6.2.1H2	適用 本タイトルに関する並列責任表示は、対応する並列タイトルと同一の情報源から採用する。対応する並列タイトルが存在しない場合は、対応する本タイトルと同一の情報源から採用する。 (参照: #2.1.1.1.2、#2.1.2.1.2を見よ。)	
			別法	*本タイトルに関する並列責任表示は、次の優先順位で情報源を選定する。 a) 対応する並列タイトルと同一の情報源(参照: #2.1.2.1.2を見よ。) b) 本タイトルと同一の情報源(参照: #2.1.1.1.2を見よ。) c) 資料自体の他の情報源(#2.0.2.2 の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。)*	非適用		本タイトルに関する並列責任表示は、次の優先順位で情報源を選定する。 a) 対応する並列タイトルと同一の情報源(参照: #2.1.2.1.2を見よ。) b) 本タイトルと同一の情報源(参照: #2.1.1.1.2を見よ。) c) 資料自体の他の情報源(#2.0.2.2 の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。) ただし、識別またはアクセスに重要な場合、優先順位はこの限りではない。
		#2.2.2.2	記録の方法	本タイトルに関する並列責任表示の記録は、情報源に表示された情報を、#2.2.0.4～#2.2.0.4.6に従って記録する。 情報源に、本タイトルに関する並列責任表示が複数の言語および(または)文字種で表示されている場合は、対応する並列タイトルと同一の順に記録する。対応する並列タイトルが存在しない場合は、表示されている順に記録する。 Joji Yuasa (本タイトルに関する責任表示: 湯浅謙二) Association européenne pour l'information et les bibliothèques de santé (本タイトルに関する責任表示: European Association for Health Information and Libraries)	適用		本タイトルに関する並列責任表示の記録は、情報源に表示された情報を、#2.2.0.4～#2.2.0.4.6に従って記録する。 情報源に、本タイトルに関する並列責任表示が複数の言語および(または)文字種で表示されている場合は、対応する並列タイトルと同一の順に記録する。対応する並列タイトルが存在しない場合は記録しない。

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用	
E	*	#2.3	版表示	版表示は、エレメントである。	6.2.2A	適用		適用
		#2.3.0	通則			-	-	
		#2.3.0.1	記録の範囲	記述対象がどのような版であるかを示す表示を、版表示として記録する。版表示は、版次、版に関係する責任表示等から成る。版表示には、版次だけではなく、付加的版次をも含むことがある。同様に、版に関係する責任表示だけでなく、付加的版に関係する責任表示をも含むことがある。また、非刊行物に含まれる著作の版を示す表示も、版表示として扱う。	6.2.2D	適用		適用
		#2.3.0.2	サブエレメント	版表示には、次のサブエレメントがある。これらのうち、版次および付加的版次は、コア・エレメントである。 a) 版次(参照: #2.3.1を見よ。) b) 並列版次(参照: #2.3.2を見よ。) c) 版に関係する責任表示(参照: #2.3.3を見よ。) d) 版に関係する並列責任表示(参照: #2.3.4を見よ。) e) 付加的版次(参照: #2.3.5を見よ。) f) 並列付加的版次(参照: #2.3.6を見よ。) g) 付加的版に関係する責任表示(参照: #2.3.7を見よ。) h) 付加的版に関係する並列責任表示(参照: #2.3.8を見よ。) (参照: #2.2.0.2c)～f)を見よ。)	6.2.2A	適用	版表示には、次のサブエレメントがある。これらのうち、版次および付加的版次は、コア・エレメントである。 a) 版次(参照: #2.3.1を見よ。) b) 並列版次(参照: #2.3.2を見よ。)(非適用) c) 版に関係する責任表示(参照: #2.3.3を見よ。) d) 版に関係する並列責任表示(参照: #2.3.4を見よ。)(非適用) e) 付加的版次(参照: #2.3.5を見よ。) f) 並列付加的版次(参照: #2.3.6を見よ。)(非適用) g) 付加的版に関係する責任表示(参照: #2.3.7を見よ。) h) 付加的版に関係する並列責任表示(参照: #2.3.8を見よ。)(非適用) (参照: #2.2.0.2c)～f)を見よ。)	版表示には、次のサブエレメントがある。これらのうち、版次および付加的版次は、コア・エレメントである。 a) 版次(参照: #2.3.1を見よ。) b) 並列版次(参照: #2.3.2を見よ。)(非適用) c) 版に関係する責任表示(参照: #2.3.3を見よ。) d) 版に関係する並列責任表示(参照: #2.3.4を見よ。)(非適用) e) 付加的版次(参照: #2.3.5を見よ。) f) 並列付加的版次(参照: #2.3.6を見よ。)(非適用) g) 付加的版に関係する責任表示(参照: #2.3.7を見よ。) h) 付加的版に関係する並列責任表示(参照: #2.3.8を見よ。)(非適用) (参照: #2.2.0.2c)～f)を見よ。)
		#2.3.0.3	情報源	版表示の情報源は、サブエレメントごとに定める。	6.2.2E	適用		適用
		#2.3.0.4	記録の方法	版表示は、情報源に表示されている版次などを、#1.10～#1.10.11 別法に従って記録する。版に関係する責任表示などは、#2.2.0.4～#2.2.0.4.6に従って記録する。 複数の巻号(付属資料を含む)から成る資料全体を記述対象とする場合は、全体に関係する版表示を記録する。識別に重要な場合は、さらに記述対象の一部分にのみ関係する版表示を注記として記録する。 (参照: #2.41.3.2.2を見よ。)	6.2.2F1	適用		適用
		#2.3.0.4	記録の方法 任意追加	版次などの全体または一部が資料自体に表示されていなくても、他の版と重要な違いがあると知られていて、それが識別またはアクセスに重要な場合は、版表示として記録する。この場合、資料外から採用したことを、注記および(または)その他の方法(コーディング、角がつこの使用など)で示す。 (参照: #2.41.3.2.1a)を見よ。) [改訂版] [1991] 増補新版 [2011 年版]	6.2.2F1	適用		適用
		#2.3.0.4.1	数字	版次などは、情報源から#1.10～#1.10.11 別法に従って記録する。アラビア数字以外の数字、ローマ字、キリル文字等を含むものも、情報源における表示のまま記録する。 第二版 (情報源の表示: 第二版) New ed. (情報源の表示: New ed.) Second edition (情報源の表示: second edition)	6.2.2F1	非適用	別法を適用	

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用	
			別法	版次などは、情報源から#1.10～#1.10.11 別法に従って記録する。*ただし、漢数字、ローマ数字、語句で表記される数字等は、#1.10.10.1～#1.10.10.4 に従ってアラビア数字で記録する*。 第 2 版 (情報源の表示: 第二版) New ed. (情報源の表示: New ed.) 2nd edition (情報源の表示: second edition)	6.2.2F1	適用		適用
		#2.3.0.5	複製	複製については、原資料の版表示ではなく複製自体の版表示を記録する。原資料の版表示は、関連する体現形の版表示として記録する。 (参照: #43.3 を見よ。)	6.2.2H2	適用		適用
		#2.3.0.6	変化	複数巻単行資料、逐次刊行物または更新資料においては、版表示に変化、追加または削除が生じることがある。版表示に対象範囲や主題が変わったことを示す変化がある場合は、別の資料とみなして体現形に対する新規の記述を作成する。それ以外の場合は、次のとおりとする。 (参照: 体現形に対する新規の記述を作成する場合は、#2.0.5 を見よ。) 複数巻単行資料を包括的に記述する場合に、識別またはアクセスに重要なときは、巻号による版表示の違いを注記として記録する。 (参照: #2.41.3.2.4.1 を見よ。) 逐次刊行物については、版表示に変化、追加または削除が生じた場合に、識別またはアクセスに重要なときは、変化、追加または削除の旨を注記として記録する。 (参照: #2.41.3.2.4.1 を見よ。) 更新資料については、版表示に変化、追加または削除が生じた場合は、最新のイテレーションを反映して版表示の記録を改める。 (参照: #2.41.3.2.4.2 を見よ。)	6.2.2H1	一部適用	逐次刊行物においては、版表示に変化、追加または削除が生じることがある。版表示に対象範囲や主題が変わったことを示す変化がある場合は、別の資料とみなして体現形に対する新規の記述を作成する。それ以外の場合は、次のとおりとする。 (参照: 体現形に対する新規の記述を作成する場合は、#2.0.5 を見よ。) 逐次刊行物については、版表示に変化、追加または削除が生じた場合に、識別またはアクセスに重要なときは、変化、追加または削除の旨を注記として記録する。 (参照: #2.41.3.2.4.1 を見よ。)	適用
S	*	#2.3.1	版次	版次は、版表示のサブエレメントである。版次は、コア・エレメントである。	6.2.2A	適用		適用
		#2.3.1.1	記録の範囲・情報源			—	—	
		#2.3.1.1.1	記録の範囲	版次は、記述対象が属する版を示す語、数字またはこれらの組み合わせである。 版次には、通常、次の語、数字またはこれらの組み合わせが該当する。内容の変更を伴わない刷次と判断される場合は、版次として扱わない。 a) 日本語 序数と「版」、または他の版との内容の相違を示す「改訂」、「増補」、「新版」などの語を含むもの。 改訂版 第 1 版 初版 増補 3 版 リマスター版 b) 外国語 「edition」、「issue」、「release」、「level」、「state」、「update」またはそれに相当する他の言語による語を含むものの。省略形の場合も含む。 1st edition 2. Ausgabe Ver. 2.5 また、次の相違を示すものがある。	6.2.2D(1)	一部適用	版次は、記述対象が属する版を示す語、数字またはこれらの組み合わせである。 版次には、通常、次の語、数字またはこれらの組み合わせが該当する。内容の変更を伴わない刷次と判断される場合は、版次として扱わない。 a) 日本語 序数と「版」、または他の版との内容の相違を示す「改訂」、「増補」、「新版」などの語を含むもの。 改訂版 b) 外国語 「edition」、「issue」、「release」、「level」、「state」、「update」またはそれに相当する他の言語による語を含むものの。省略形の場合も含む。 2. Ausgabe Ver. 2.5 また、次の相違を示すものがある。	版次は、記述対象が属する版を示す語、数字またはこれらの組み合わせである。 版次には、通常、次の語、数字またはこれらの組み合わせが該当する。 a) 日本語 序数と「版」、または他の版との内容の相違を示す「改訂」、「増補」、「新版」などの語を含むもの。 改訂版 b) 外国語 「edition」、「issue」、「release」、「level」、「state」、「update」またはそれに相当する他の言語による語を含むものの。省略形の場合も含む。 Englische Ausgabe Ver. 1 また、次の相違を示すものがある。

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
	#2.3.1.1.1	記録の範囲(続)	c) 内容の変更による相違 データ更新版 最終草案対応版 ディレクターズ・カット版 Full version 内容の変更を伴う刷次は、版次として扱う。 第2刷補訂 なお、特定の版に属する刷次の表示中に、改訂、増補などに相当する語がある場合は、これを付加的版次として扱う。 (参照: #2.3.5.1.1を見よ。) d) 地理的範囲の相違 国際版欧洲 Latin America edition e) 言語の相違 中文版 English ed. 日本語版 English version f) 利用対象者の相違 看護学生版 g) 刊行の様式、形態等の相違 DVD-ROM 版 CD-ROM 版 カセット版 Windows 版 新装版 豪華版 普及版 限定版 私家版 縮刷版 複製版	6.2.F1.1	一部適用	c) 内容の変更による相違 内容の変更を伴う刷次は、版次として扱う。 第2刷補訂 なお、特定の版に属する刷次の表示中に、改訂、増補などに相当する語がある場合は、これを付加的版次として扱う。 (参照: #2.3.5.1.1を見よ。) d) 地理的範囲の相違 国際版欧洲 Latin America edition e) 言語の相違 中文版 f) 利用対象者の相違 看護学生版 g) 刊行の様式、形態等の相違 新装版 豪華版	c) 内容の変更による相違 内容の変更を伴う刷次は、版次として扱う。 第2刷補訂 なお、特定の版に属する刷次の表示中に、改訂、増補などに相当する語がある場合は、これを付加的版次として扱う。 (参照: #2.3.5.1.1を見よ。) d) 地理的範囲の相違 国際版欧洲 Latin America edition e) 言語の相違 中文版 f) 利用対象者の相違 看護学生版 g) 刊行の様式、形態等の相違 新装版 豪華版 (参照: #2.3.5.1.1を見よ。) d) 地理的範囲の相違 国際版欧洲 Latin America edition e) 言語の相違 中文版 f) 利用対象者の相違 看護学生版 g) 刊行の様式、形態等の相違 新装版 豪華版 (注1)単なる合冊は、複製とみなさない。
	#2.3.1.1.1	記録の範囲(続)	h) 内容と結びつく日付の相違 i) 楽譜の特定の形式の相違 j) 楽譜の特定の声域の相違 (参照: #2.3.1.1.Bを見よ。) (参照: 逐次刊行物または更新資料については、あわせて#2.3.1.1.Cを見よ。) ただし、「版」、「edition」などと表示されていても、本タイトル(部編タイトルなどの従属タイトルを含む)、タイトル関連情報または責任表示の一部として記録したものは、版次として扱わない。 (参照: #2.1.1.2.c)、#2.1.1.2.Bb)を見よ。) 【本タイトル】新編日本の活断層 【本タイトル】五訂食品成分表 【本タイトル】Compact-size edition of Data book of world lake environments	6.2.F1.2	一部適用	次のものは、版次として扱わない。 k) 内容の変更を伴わない刷次と判断される表示 l) 卷次、年月次(内容と結びつく日付の相違を含む)を示す表示(注2) (参照: #2.3.1.1.Cを見よ。) (注2)逐次刊行物の順序表示(参照: #2.4を見よ。)として扱う。 m) 定期的な改定、または頻繁な更新を示す表示 (参照: #2.3.1.1.Cを見よ。) n) 地理的範囲の相違を示す表示(注3) 四国地方版 o) 特定の対象向けであることを示す表示(注3) ジュニア版 (注3)n)の場合は、各版の内容が大幅に異なることが多いため、原則として版次ではなく、本タイトルの従属タイトルとして扱う。こうした場合でも各版の内容がほぼ同一で、従属タイトルとして扱う(本タイトルの一部とする)のが不適当な場合は、版次とする。 p) 単に合冊したことを示す表示 合本版 q) 「版」、「edition」などと表示されていても、本タイトル(部編タイトルなどの従属タイトルを含む)、タイトル関連情報または責任表示の一部として記録したもの(参照: #2.1.1.2.c)、#2.1.1.2.Bを見よ。)	次のものは、版次として扱わない。 k) 内容の変更を伴わない刷次と判断される表示 l) 卷次、年月次(内容と結びつく日付の相違を含む)を示す表示(注2) (参照: #2.3.1.1.Cを見よ。) (注2)逐次刊行物の順序表示(参照: #2.4を見よ。)として扱う。 m) 定期的な改定、または頻繁な更新を示す表示 (参照: #2.3.1.1.Cを見よ。) n) 地理的範囲の相違を示す表示(注3) 四国地方版 o) 特定の対象向けであることを示す表示(注3) ジュニア版 (注3)n)の場合は、各版の内容が大幅に異なることが多いため、原則として版次ではなく、本タイトルの従属タイトルとして扱う。こうした場合でも各版の内容がほぼ同一で、従属タイトルとして扱う(本タイトルの一部とする)のが不適当な場合は、版次とする。 p) 単に合冊したことを示す表示 合本版 q) 「版」、「edition」などと表示されていても、本タイトル(部編タイトルなどの従属タイトルを含む)、タイトル関連情報または責任表示の一部として記録したもの(参照: #2.1.1.2.c)、#2.1.1.2.Bを見よ。)
	#2.3.1.1.1A	書写資料				対象外	非適用
	#2.3.1.1.1B	楽譜				対象外	非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
	#2.3.1.1.1C	逐次刊行物および更新資料	次に挙げるものは、版次として扱わない。 a) 逐次刊行物の巻次、年月次を示す表示 b) 定期的な改訂、または頻繁な更新を示す表示	6.2.2F1.2	一部適用	次に挙げるものは、版次として扱わない。 a) 逐次刊行物の巻次、年月次を示す表示	適用
	#2.3.1.1.2	情報源	版次は、次の優先順位で情報源を選定する。 a) 本タイトルと同一の情報源(参照: #2.1.1.1.2 を見よ。) b) 資料自体の他の情報源(#2.0.2.2 の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。) c) 資料外の情報源(参照: #2.0.2.3 を見よ。)	6.2.2E	適用		適用
	#2.3.1.2	記録の方法	版次は、#2.3.0.4～#2.3.0.4.1 別法に従って記録する。	6.2.2F1	適用		適用
	#2.3.1.2	記録の方法 任意省略	次の版次は記録しない。 a) 初版 b) 総合タイトルのない資料の個別の著作に関係する版	6.2.2F1	適用		適用
	#2.3.1.2.1	語句の補足	情報源に数字および(または)文字のみが表示されている場合は、版であることが分かるように適切な語句を補つて記録する。この場合、資料外から採用したことを、注記および(または)その他の方法(コーディング、角がっこの使用など)で示す。 (参照: #2.4.1.3.2.1bを見よ。) 2011 [版] Revised [edition]	6.2.2F1	非適用		非適用
	#2.3.1.2.2	複数の版次	情報源に複数の版次が表示されている場合は、情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいた順に記録する。 第3版 2015年版 (情報源に双方ともに表示されている例) Philippine edition Paperback edition (情報源に双方ともに表示されている例)	6.2.2F3	非適用	情報源に複数の版次が表示されている場合は、適切なものうち、より顕著に表示されている方を記録する。	適用
	#2.3.1.2.3	複数の言語・文字種による版次	情報源に、版次が複数の言語または文字種で表示されている場合は、本タイトルと同一の言語または文字種によるものを記録する。本タイトルと同一の言語または文字種による表示がない場合は、最初に表示されているものを記録する。	7.2.2F3	適用	別法を適用	
		別法	*情報源に、版次が複数の言語または文字種で表示されている場合は、内容と同一の言語または文字種によるものを記録する。内容と同一の言語または文字種による表示がない場合は、最初に表示されているものを記録する。*	7.2.2F3	非適用		適用
S	#2.3.2	並列版次	並列版次は、版表示のサブエレメントである。	6.2.2A	適用		非適用
	#2.3.2.1	記録の範囲・情報源			-		-
	#2.3.2.1.1	記録の範囲	並列版次は、版次として記録したものと異なる言語および(または)文字種による表示である。	7.2.2F3	適用		非適用
	#2.3.2.1.2	情報源	並列版次は、次の優先順位で情報源を選定する。 a) 版次と同一の情報源(参照: #2.3.1.1.2 を見よ。) b) 資料自体の他の情報源(#2.0.2.2 の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。) c) 資料外の情報源(参照: #2.0.2.3 を見よ。)		適用		非適用
	#2.3.2.2	記録の方法	並列版次は、#2.3.0.4～#2.3.0.4.1 別法に従って記録する。		適用		非適用
	#2.3.2.2.1	複数の並列版次	並列版次が複数ある場合は、情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいた順に記録する。	7.2.2F3	適用		非適用
S	#2.3.3	版に関する責任表示	版に関する責任表示は、版表示のサブエレメントである。	6.2.2A	適用		適用
	#2.3.3.1	記録の範囲・情報源			-		-

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用	
		#2.3.3.1.1	記録の範囲	版に関係する責任表示は、責任表示のうちの特定の版に関係する表示である。記述対象の責任表示のうち、属する版(補遺資料を含む)にのみ関係する個人・家族・団体の名称と、その役割を示す語句を記録する。次のような場合がある。 a) 特定の版にのみ関係している責任表示 b) 複数の版に関係しているが、すべての版には関係していない責任表示(すべての版に関係する責任表示は、本タイトルに関係する責任表示として記録する。) 責任表示が、すべての版に関係しているか、一部の版にのみ関係しているか判断できない場合、または版次の有無が判明しない場合は、本タイトルに関係する責任表示として扱う。 また、記述対象が初版である場合は、すべての責任表示を本タイトルに関係する責任表示として扱う。	6.2.2F2	適用		適用
		#2.3.3.1.2	情報源	版に関係する責任表示は、版次と同一の情報源から採用する。 (参照: #2.3.1.1.2を見よ。)		適用	版に関係する責任表示は、版次と同一の情報源から採用する。必要に応じて、資料自体の他の情報源から採用する。 (参照: #2.3.1.1.2を見よ。)	
		#2.3.3.2	記録の方法	版に関係する責任表示は、#2.2.0.4～#2.2.0.4.6に従って記録する。 日本国語大辞典第二版編集委員会編集		適用		
		#2.3.3.2.1	複数の言語・文字種による責任表示	情報源に、版に関係する責任表示が複数の言語または文字種で表示されている場合は、本タイトルと同一の言語または文字種によるものを記録する。本タイトルと同一の言語または文字種による表示がない場合は、最初に表示されているものを記録する。		適用		
			別法	*情報源に、版に関係する責任表示が複数の言語または文字種で表示されている場合は、内容と同一の言語または文字種によるものを記録する。内容と同一の言語または文字種による表示がない場合は、最初に表示されているものを記録する。*		非適用	適用	
S		#2.3.4	版に関係する並列責任表示	版に関係する並列責任表示は、版表示のサブエレメントである。	6.2.2A	適用		
		#2.3.4.1	記録の範囲・情報源			-	-	
		#2.3.4.1.1	記録の範囲	版に関係する並列責任表示は、版に関係する責任表示として記録したものと異なる言語および(または)文字種による表示である。		適用	非適用	
		#2.3.4.1.2	情報源	版に関係する並列責任表示は、対応する並列版次と同一の情報源から採用する。対応する並列版次が存在しない場合は、版次と同一の情報源から採用する。 (参照: #2.3.1.1.2、#2.3.2.1.2を見よ。)		適用	非適用	
		#2.3.4.2	記録の方法	版に関係する並列責任表示は、#2.2.0.4～#2.2.0.4.6に従って記録する。		適用	非適用	
		#2.3.4.2.1	複数の並列責任表示	版に関係する並列責任表示が複数ある場合は、対応する並列版次と同じ順に記録する。 対応する並列版次が存在しない場合は、情報源に表示されている順に記録する。		適用	非適用	
S	*	#2.3.5	付加的版次	付加的版次は、版表示のサブエレメントである。 付加的版次は、コア・エレメントである。	6.2.2A	適用	適用	
		#2.3.5.1	記録の範囲・情報源			-	-	
		#2.3.5.1.1	記録の範囲	付加的版次は、ある版に変更が加えられて再発行されたことを示す版次である。再発行されても従前の版から変更が加えられない場合には、識別またはアクセスに重要なときは、付加的版次として扱わない。日本語で表示されている場合は、「改訂」、「増補」等の表示のある刷次をも含む。(参照: #2.3.1.1.1を見よ。)	6.2.2F3	適用	適用	

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用	
		#2.3.5.1.2	情報源	付加的版次は、次の優先順位で情報源を選定する。 a) 版次と同一の情報源(参照: #2.3.1.1.2を見よ。) b) 資料自体の他の情報源(#2.0.2.2 の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。) c) 資料外の情報源(参照: #2.0.2.3を見よ。)		適用		適用
		#2.3.5.2	記録の方法	付加的版次は、#2.3.0.4～#2.3.0.4.1 別法に従って記録する。 増補第二刷 (版次: 第一版、#2.3.0.4.1 適用の場合) 2版 (版次: 改訂版) 新装版 (版次: 改訂版) corrected reprint (版次: 1st edition)	6.2.2F3	適用		適用
		#2.3.5.2.1	複数の言語・文字種による付加的版次	情報源に、付加的版次が複数の言語または文字種で表示されている場合は、本タイトルと同一の言語または文字種によるものを記録する。本タイトルと同一の言語または文字種による表示がない場合は、最初に表示されているものを記録する。		適用	別法を適用	
			別法	*情報源に、付加的版次が複数の言語または文字種で表示されている場合は、内容と同一の言語または文字種によるものを記録する。内容と同一の言語または文字種による表示がない場合は、最初に表示されているものを記録する*。		非適用		適用
S		#2.3.6	並列付加的版次	並列付加的版次は、版表示のサブエレメントである。	6.2.2A	適用		非適用
		#2.3.6.1	記録の範囲・情報源			—	—	
		#2.3.6.1.1	記録の範囲	並列付加的版次は、付加的版次として記録したものと異なる言語および(または)文字種による表示である。		適用		非適用
		#2.3.6.1.2	情報源	並列付加的版次は、次の優先順位で情報源を選定する。 a) 付加的版次と同一の情報源(参照: #2.3.5.1.2を見よ。) b) 資料自体の他の情報源(#2.0.2.2 の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。) c) 資料外の情報源(参照: #2.0.2.3を見よ。)		適用		非適用
		#2.3.6.2	記録の方法	並列付加的版次は、#2.3.0.4～#2.3.0.4.1 別法に従って記録する。		適用		非適用
		#2.3.6.2.1	複数の並列付加的版次	並列付加的版次が複数ある場合は、情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいた順に記録する。		適用		非適用
S		#2.3.7	付加的版に関係する責任表示	付加的版に関係する責任表示は、版表示のサブエレメントである。	6.2.2A	適用		適用
		#2.3.7.1	記録の範囲・情報源			—	—	
		#2.3.7.1.1	記録の範囲	付加的版に関係する責任表示は、責任表示のうち、特定の付加的版に関係する表示である。記述対象の責任表示のうち、属する付加的版のみに関係する個人・家族・団体の名称と、その役割を示す語句を記録する。		適用		適用
		#2.3.7.1.2	情報源	付加的版に関係する責任表示は、付加的版次と同一の情報源から採用する。 (参照: #2.3.5.1.2を見よ。)		適用		付加的版に関係する責任表示は、付加的版次と同一の情報源から採用する。必要に応じて、資料自体の他の情報源から採用する。 (参照: #2.3.5.1.2を見よ。)
		#2.3.7.2	記録の方法	付加的版に関係する責任表示は、#2.2.0.4～#2.2.0.4.6 に従って記録する。		適用		適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
		#2.3.7.2.1	複数の言語・文字種による責任表示	付加的版に関係する責任表示が、情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、本タイトルと同一の言語または文字種によるものを記録する。本タイトルと同一の言語または文字種による表示がない場合は、最初に表示されているものを記録する。		非適用 別法を適用	
			別法	*付加的版に関係する責任表示が、情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、内容と同一の言語または文字種によるものを記録する。内容と同一の言語または文字種による表示がない場合は、最初に表示されているものを記録する*。		適用	適用
S		#2.3.8	付加的版に関係する並列責任表示	付加的版に関係する並列責任表示は、版表示のサブエレメントである。	6.2.2A	適用	非適用
		#2.3.8.1	記録の範囲・情報源			-	-
		#2.3.8.1.1	記録の範囲	付加的版に関係する並列責任表示は、付加的版に関係する責任表示として記録したものと異なる言語および(または)文字種による表示である。		適用	非適用
		#2.3.8.1.2	情報源	付加的版に関係する並列責任表示は、対応する並列付加的版次と同一の情報源から採用する。対応する並列付加的版次が存在しない場合は、付加的版次と同一の情報源から採用する。 (参照: #2.3.5.1.2、#2.3.6.1.2 を見よ。)		適用	非適用
		#2.3.8.2	記録の方法	付加的版に関係する並列責任表示は、#2.2.0.4～#2.2.0.4.6に従って記録する。		適用	非適用
		#2.3.8.2.1	複数の並列責任表示	付加的版に関係する並列責任表示が複数ある場合は、対応する付加的並列版次と同じ順に記録する。対応する付加的並列版次が存在しない場合は、情報源に表示されている順に記録する。		適用	非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
E		#2.4	逐次刊行物の順序表示	逐次刊行物の順序表示は、エレメントである。	6.2.3A 適用		適用
		#2.4.0	通則			—	—
	#2.4.0.1	記録の範囲	逐次刊行物の個々の部分(巻号)を識別する表示を、逐次刊行物の順序表示として記録する。 順序表示には、巻次と年月次とがある。巻次は、数字、文字などから成り、年月次は、年、月、日または時期を示す数字、文字から成る。 順序表示の方式に変化があった場合は、古い方式による表示と新しい方式による表示の双方を記録する。 (参照: #2.4.0.6 を見よ。) また、同時に複数の順序表示の方式を保持している場合がある。この場合は、主な順序表示または最初に表示された順序表示を、この優先順位で初号および(または)終号の巻次および(または)年月次として扱い、それ以外のものを初号および(または)終号の別方式の巻次および(または)年月次として扱う。	6.2.3D 6.2.3F3	一部適用	逐次刊行物の個々の部分(巻号)を識別する表示を、逐次刊行物の順序表示として記録する。 順序表示には、巻次と年月次とがある。巻次は、数字、文字などから成り、年月次は、年、月、日または時期を示す数字、文字から成る。 順序表示の方式に変化があった場合は、古い方式による表示と新しい方式による表示の双方を記録する。 (参照: #2.4.0.6 を見よ。) また、同時に複数の順序表示の方式を保持している場合がある。この場合は、主な順序表示または最初に表示された順序表示を、この優先順位で初号および(または)終号の巻次および(または)年月次として扱い、それ以外のものを初号および(または)終号の別方式の巻次および(または)年月次として扱う。 なお、主な順序表示の判断基準とは、例えば次のようないるものである。 (1) その雑誌固有の巻次は、他の雑誌と共有する巻次より優先する (例:すべての部編に共通する巻次とその部編に固有の巻次では、その部編に固有の巻次を優先) (2) 変遷後に付与された巻次は、変遷前誌から引き継いだ巻次より優先する (3) 2階層の巻次(巻号表示など)は、1階層の巻次(通号表示など)より優先する (4) (年月次は)西暦年は和暦に優先する	逐次刊行物の個々の部分(巻号)を識別する表示を、逐次刊行物の順序表示として記録する。 順序表示には、巻次と年月次とがある。巻次は、数字、文字などから成り、年月次は、年、月、日または時期を示す数字、文字から成る。 順序表示の方式に変化があった場合は、古い方式による表示と新しい方式による表示の双方を記録する。 (参照: #2.4.0.6を見よ。) また、同時に複数の順序表示の方式を保持している場合がある。この場合は、主な順序表示または最初に表示された順序表示を、この優先順位で初号および(または)終号の巻次および(または)年月次として扱い、それ以外のものを初号および(または)終号の別方式の巻次および(または)年月次として扱う。 所蔵する巻号については複数巻単行資料、逐次刊行物、更新資料の所蔵の詳細として扱う。 (参照: #3.7.1.2.1複数巻単行資料、逐次刊行物、更新資料の所蔵の詳細を見よ。)
	#2.4.0.2	エレメント・サブタイプ	順序表示には、次のエレメント・サブタイプがある。これらの中、初号の巻次、初号の年月次、終号の巻次、終号の年月次は、コア・エレメントである。順序表示の方式が変化した場合は、初号の巻次および(または)年月次については最初の方式のものが、終号の巻次および(または)年月次については最後の方式のものが、コア・エレメントである。 a) 初号の巻次(参照: #2.4.1 を見よ。) b) 初号の年月次(参照: #2.4.2 を見よ。) c) 終号の巻次(参照: #2.4.3 を見よ。) d) 終号の年月次(参照: #2.4.4 を見よ。) e) 初号の別方式の巻次(参照: #2.4.5 を見よ。) f) 初号の別方式の年月次(参照: #2.4.6 を見よ。) g) 終号の別方式の巻次(参照: #2.4.7 を見よ。) h) 終号の別方式の年月次(参照: #2.4.8 を見よ。)	6.2.3A	適用		適用
	#2.4.0.3	情報源	順序表示は、次の優先順位で情報源を選定する。 a) 初号または終号の本タイトルと同一の情報源(参照: #2.1.1.1.2 を見よ。) b) 初号または終号の資料自体の他の情報源(#2.0.2.2 の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。) c) 資料外の情報源(参照: #2.0.2.3 を見よ。)	6.2.3E	一部適用	順序表示は、次の優先順位で情報源を選定する。 a) 初号または終号の本タイトルと同一の情報源(参照: #2.1.1.1.2 を見よ。) b) 初号または終号の資料自体の他の情報源(#2.0.2.2 の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。) ただし、識別またはアクセスに重要な場合は、a)よりもb)を優先して選択する。	順序表示は、次の優先順位で情報源を選定する。 a) 初号または終号の本タイトルと同一の情報源(参照: #2.1.1.1.2を見よ。) b) 初号または終号の資料自体の他の情報源(#2.0.2.2の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。) c) 資料外の情報源(参照: #2.0.2.3を見よ。) ただし、識別またはアクセスに重要な場合は、a)よりもb)を優先して選択する。

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用	
		#2.4.0.4	記録の方法	<p>順序表示は、採用した情報源に表示されているものを、#1.10～#1.10.11別法に従って省略せずに記録する。漢数字、ローマ数字、語句で表記される数字等は、#1.10.10.1～#1.10.10.4に従ってアラビア数字に置き換えて記録する。日付は、情報源に表示されている暦で記録する。</p> <p>1巻1号 平成8年夏号 (情報源の表示: 平成八年夏号) vol. 1, no. 1 tome 3 (情報源の表示: tome III) summer 1982</p> <p>序数は、当該言語の標準的な序数を示す表記の形式で記録する。例えば、日本語等では「第」を省略せず、英語では「1st」、「2nd」、「3rd」、「4th」などの形式で記録する。</p> <p>第1集 4th issue (情報源の表示: fourth issue)</p> <p>数字の一部が省略されている場合に、その意味を明確にするために必要なときは、完全な形で記録する。</p> <p>2000 (終号の情報源の表示: '00. 初号の年月次: 1990)</p>	6.2.3F	適用	<p>順序表示は、採用した情報源に表示されているものを、#1.10～#1.10.11別法に従って記録する。漢数字、ローマ数字、語句で表記される数字等は、#1.10.10.1～#1.10.10.4に従ってアラビア数字に置き換えて記録する。</p> <p>「元年」「水無月」等は数字による表現に置き換える。「卷」「號」「カ」は、それぞれ「巻」「号」「第」に置き換える。</p> <p>1巻1号 平成8年夏号 (情報源の表示: 平成八年夏号) tome 3 (情報源の表示: tome III) summer 1982</p> <p>序数は、当該言語の標準的な序数を示す表記の形式に従って、数字として記録する。例えば、日本語等では「第」を省略せず、英語では「1st」、「2nd」、「3rd」、「4th」などの形式で記録する。その他の言語の場合は「1.」、「2.」、「3.」などと記録する。</p> <p>第1集 4th issue (情報源の表示: fourth issue)</p> <p>表示位置を揃えるための「0」は省略する。</p> <p>数字の一部が省略されている場合に、その意味を明確にするために必要なときは、完全な形で記録する。年月次の表示で、「年」「月」「日」にあたる表示がないときは、「年」「月」「日」を補い、元号が省略されているときは元号を補う。ただし、年のみの表示の場合は「年」を補わない。</p> <p>2000 (終号の情報源の表示: '00. 初号の年月次: 1990)</p>	<p>順序表示は、採用した情報源に表示されているものを、#1.10～#1.10.11別法に従って記録する。漢数字、ローマ数字、語句で表記される数字等は、#1.10.10.1～#1.10.10.4に従ってアラビア数字に置き換えて記録する。</p> <p>「元年」「水無月」等は数字による表現に置き換える。「卷」「號」「カ」は、それぞれ「巻」「号」「第」に置き換える。</p> <p>1巻1号 平成8年夏号 (情報源の表示: 平成八年夏号) tome 3 (情報源の表示: tome III) summer 1982</p> <p>序数は、当該言語の標準的な序数を示す表記の形式に従って、数字として記録する。例えば、日本語等では「第」を省略せず、英語では「1st」、「2nd」、「3rd」、「4th」などの形式で記録する。その他の言語の場合は「1.」、「2.」、「3.」などと記録する。</p> <p>第1集 4th issue (情報源の表示: fourth issue)</p> <p>表示位置を揃えるための「0」は省略する。</p> <p>数字の一部が省略されている場合に、その意味を明確にするために必要なときは、完全な形で記録する。年月次の表示で、「年」「月」「日」にあたる表示がないときは、「年」「月」「日」を補い、元号が省略されているときは元号を補う。ただし、年のみの表示の場合は「年」を補わない。</p> <p>2000 (終号の情報源の表示: '00. 初号の年月次: 1990)</p>
		#2.4.0.4	記録の方法(続)	<p>ハイフン等の記号が含まれている場合に、その意味を明確にするために必要なときは、スラッシュに置き換える。</p> <p>1961/1972 (情報源の表示: 1961-1972) 1981/1990 (情報源の表示: 1981-90)</p> <p>順序表示の方式の変化とはみなせないが、表示の形が変化しているような場合に、それが重要なときは、注記として記録する。</p> <p>(参照: #2.41.4.2.2を見よ。)</p>	6.2.3F	適用	<p>ハイフン等の記号が含まれている場合に、その意味を明確にするために必要なときは、スラッシュに置き換える。</p> <p>1961/1972 (情報源の表示: 1961-1972) 1981/1990 (情報源の表示: 1981-90)</p> <p>記録上、巻レベル、号レベルを識別できないときは、ハイフンを補う。</p> <p>合併号の場合、スラッシュで始めの号と終わりの号をつないで記録する。幅のある年月次も同様に記録する。</p> <p>第9/10巻 (情報源の表示: 第9-10巻 合併号)</p> <p>順序表示の方式の変化とはみなせないが、表示の形が変化しているような場合に、それが重要なときは、注記として記録する。</p> <p>(参照: #2.41.4.2.2を見よ。)</p>	<p>ハイフン等の記号が含まれている場合に、その意味を明確にするために必要なときは、スラッシュに置き換える。</p> <p>1961/1972 (情報源の表示: 1961-1972) 1981/1990 (情報源の表示: 1981-90)</p> <p>記録上、巻レベル、号レベルを識別できないときは、ハイフンを補う。</p> <p>合併号の場合、スラッシュで始めの号と終わりの号をつないで記録する。幅のある年月次も同様に記録する。</p> <p>第9/10巻 (情報源の表示: 第9-10巻 合併号)</p> <p>順序表示の方式の変化とはみなせないが、表示の形が変化しているような場合に、それが重要なときは、注記として記録する。</p> <p>(参照: #2.41.4.2.2を見よ。)</p>
		#2.4.0.4.1	年と号から成る巻次	<p>巻次は通常は巻と号から構成されるが、年と号から成るものも巻次として記録する。この場合は、号数の前に年を記録する。</p> <p>2015-1 (情報源の表示: 1-2015) 2014年3号 (情報源の表示: 3号/2014年)</p>	6.2.3F	適用	適用	適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用	
	#2.4.0.4.2		西暦以外の暦による年月次	年月次が西暦以外の暦によって表示されている場合は、必要に応じて、西暦に置き換えたものを付加することができる。この場合、資料外の情報源から採用したことを注記および(または)その他の方法(コーディングや角がっこの使用など)で示す。 平成2年 [1990] (参照: #2.41.4.2.4 を見よ。)	6.2.3F	一部適用	年月次が西暦以外の暦によって表示されている場合は、明治以降の元号は、頭1字のみに短縮し記録する。また、年月次の「年・月・日」及び「号・版・度」などの年月日数値に付随する文字も省略する。	年月次が皇紀、中国暦、旧満州暦等によって表示されている場合は、西暦に置き換える。 1940年 (情報源の表示: 皇紀2600年) 1912年 (情報源の表示: 中華民国1年) 1932年 (情報源の表示: 大同1年) 1934年 (情報源の表示: 康徳1年)
	#2.4.0.4.3		年月次として扱う出版日付・頒布日付	初号および(または)終号に巻次、年月次の表示がなくそれ以外の号からも確認できない場合は、出版日付、頒布日付等を初号および(または)終号の年月次として記録する。	6.2.3F	非適用		非適用
	#2.4.0.4.4		複数の言語・文字種による巻次・年月次	巻次または年月次が採用した情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、本タイトルと同一の言語または文字種によるものを記録する。本タイトルと同一の言語または文字種による表示がない場合は、最初に表示されているものを記録する。	6.2.3F	適用	別法を適用	
			別法	*巻次が採用した情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、内容と同一の言語または文字種によるものを記録する。内容と同一の言語または文字種による表示がない場合は、最初に表示されているものを記録する。 年月次が採用した情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、刊行頻度として記録したものに合致するものを記録する。刊行頻度として記録したものに合致する表示がない場合は、最初に表示されているものを記録する*。 (参照: #2.13.3 を見よ。)	6.2.3F	非適用		巻次が採用した情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、内容と同一の言語または文字種によるものを記録する。内容と同一の言語または文字種による表示がない場合は、より詳しい表示のものを記録する。それらによる判断ができない場合は、最初に表示されているものを記録する。 年月次が採用した情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、刊行頻度として記録したものに合致するものを記録する。刊行頻度として記録したものに合致する表示が複数ある場合、または合致する表示がない場合は、内容と同一の言語または文字種によるものを記録する。それらによる判断ができない場合は、最初に表示されているものを記録する。 (参照: #2.13.3を見よ。)
	#2.4.0.5		複製	複製については、原資料の順序表示を記録する。複製自体の順序表示がある場合は、これを注記として記録する。 (参照: #2.41.4.2.5 を見よ。)	6.0.2C10	一部適用	複製については、原資料の順序表示を記録する。複製自体の順序表示がある場合は、これを注記として記録する。ただし、順序表示が逐次的でない場合は適用しない。 (参照: #2.41.4.2.5 を見よ。)	複製については、原資料の順序表示を記録する。複製自体の順序表示がある場合に、識別またはアクセスに重要なときは、これを注記として記録する。 (参照: #2.41.4.2.5を見よ。)
			別法	*複製にそれ自体の順序表示がある場合は、原資料ではなく複製の順序表示を記録する。原資料の順序表示は、関連する体現形の順序表示として記録する*。 (参照: #43.3 を見よ。)		非適用		
	#2.4.0.6		変化	順序表示は、その方式が変化する場合がある。古い方式の最後の号の順序表示は、終号の巻次および(または)年月次として、新しい方式の最初の号の順序表示は、初号の巻次および(または)年月次として記録する。順序表示は、古い方式、新しい方式の順に記録する。 (参照: #2.4.1.2.3 を見よ。)	6.2.3F4 6.2.3F5.1 6.2.3F5.2	適用		適用
ES	*	#2.4.1	初号の巻次	初号の巻次は、逐次刊行物の順序表示のエレメント・サブタイプである。 初号の巻次は、コア・エレメントである。順序表示の方式が変化した場合は、最初の方式のものが、コア・エレメントである。	6.2.3A	適用		適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
	#2.4.1.1	記録の範囲	初号に表示された巻次、および本タイトルまたは責任表示等の重要な変化により体現形に対する新規の記述を作成した場合の、変化後の最初の号の巻次を、初号の巻次として扱う。順序表示の方式に変化があった場合は、新しい方式の最初の号の巻次も初号の巻次として扱う。複数の順序表示の方式を保持していく双方が巻次である場合は、初号の主な巻次または最初に表示されている巻次を、この優先順位で初号の巻次として、その他のものを初号の別方式の巻次として扱う。それらが、巻号と通号である場合は、巻号を初号の巻次として、通号を初号の別方式の巻次として扱う。 (参照: #2.4.5.1 を見よ。)	6.2.3D 6.2.3F2	一部適用	初号に表示された巻次、および本タイトルまたは責任表示等の重要な変化により体現形に対する新規の記述を作成した場合の、変化後の最初の号の巻次を、初号の巻次として扱う。順序表示の方式に変化があった場合は、新しい方式の最初の号の巻次も初号の巻次として扱う。複数の順序表示の方式を保持していく双方が巻次である場合は、初号の主な巻次または最初に表示されている巻次を、この優先順位で初号の巻次として、その他のものを初号の別方式の巻次として扱う。それらが、巻号と通号である場合は、巻号を初号の巻次として、通号を初号の別方式の巻次として扱う。 (参照: #2.4.0.1、#2.4.5.1 を見よ。)	適用
	#2.4.1.2	記録の方法	初号の巻次は、#2.4.0.4～#2.4.0.4.4 別法に従って記録する。	6.2.3F2	適用		適用
	#2.4.1.2.1	初号に巻次がない場合	初号に巻次が表示されていない場合は、それに続く号の巻次に基づいて判断し、初号の巻次を記録する。この場合は、初号を情報源としていることを注記および(または)その他の方法(コーディングや角がっこの使用など)で示す。 (参照: #2.4.1.4.2.1.1 を見よ。)	6.2.3F2.4 6.2.3F2.5	適用		初号に巻次の表示がなく、年月次のみ表示されている場合は、年月次のみを記録する。 初号の巻次が「創刊号」のみである場合は、それに続く号の巻次に基づいて判断し、初号の巻次を記録する。この場合は、初号を情報源としていることが分かるように角がっこを使用して記録する。次号以降の表示を参考にできないときは、「[1号]」と記録する。
	#2.4.1.2.2	初号を識別の基盤としている場合	初号を入手していない場合などに、他の情報源で確認できるときは、初号の巻次を記録する。この場合は、初号を情報源としていることを注記および(または)その他の方法(コーディングや角がっこの使用など)で示す。 [第1巻第1号] (参照: #2.4.1.4.2.1.2 を見よ。)	6.2.3E	非適用		適用
		別法	*初号を入手していない場合などに、他の情報源で確認できる初号の巻次は、注記として記録する*。 (参照: #2.4.1.4.2.1.2 を見よ。)	6.2.3E	一部適用	初号を入手していない場合などに、初号の巻次は記録しない。他の情報源で確認できる初号の巻次は、注記として記録することができる。	
	#2.4.1.2.3	順序表示の変化を示す語句	順序表示の方式が変化して、新しい方式の最初の号の巻次にそれを識別する語句が付されている場合は、その語句も含めて記録する。順序表示の方式に変化があって、古い方式との区別が困難な場合は、表示されていなくても新しい方式であることを示す語句を記録する。この場合は、その語句が情報源に表示されていないことを注記および(または)その他の方法(コーディングや角がっこの使用など)で示す。 第2期第1巻 (前の順序表示: 第1巻-第50巻) New series, v. 1, no. 1 [3rd series], no. 1 (前の順序表示: [2nd series], no. 1-no. 3) (参照: 「第2期」のような語句を本タイトルの從属タイトルとして扱う場合については、#2.1.1.2.8Bc)を見よ。) (参照: #2.4.1.4.2.6 を見よ。)	6.2.3F6 6.0.1A1.1(6)	一部適用	順序表示の方式が変化して、新しい方式の最初の号の巻次にそれを識別する語句が付されて、それが逐次刊行物全体の順序付けである場合は、重要な変化により体現形に対する新規の記述を作成する。この場合、新しい方式の最初の号の巻次を、初号の巻次として扱う。 新しい新しい方式の最初の号の巻次に付された識別する語句が、順序表示の変化を示す語句である場合は、その語句も含めて記録する。	順序表示の方式が変化して、新しい方式の最初の号の巻次にそれを識別する語句が付されている場合は、その語句も含めて記録する。順序表示の方式に変化があって、古い方式との区別が困難な場合は、表示されていなくても新しい方式であることを示す語句を必要に応じて記録する。この場合は、その語句が情報源に表示されないことが分かるように角がっこを使用して記録する。 (参照: 「第2期」のような語句を、本タイトルの從属タイトルとして扱う場合については、#2.1.1.2.8C、本タイトルの重要な変化として扱う場合については、#2.1.1.4.1g)を見よ。)
ES	*	#2.4.2	初号の年月次	初号の年月次は、逐次刊行物の順序表示のエレメント・サブタイプである。 初号の年月次は、コア・エレメントである。順序表示の方式が変化した場合は、最初の方式のものが、コア・エレメントである。	6.2.3A	適用	適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用	
	#2.4.2.1	記録の範囲	初号に表示された年月次、および本タイトルまたは責任表示等の重要な変化により体現形に対する新規の記述を作成した場合の、変化後の最初の号の年月次を、初号の年月次として扱う。順序表示の方式に変化があった場合は、新しい方式の最初の号の年月次も初号の年月次として扱う。 複数の順序表示の方式を保持していく双方が年月次である場合は、初号の主な年月次または最初に表示されている年月次を、この優先順位で初号の年月次として、その他のものを初号の別方式の年月次として扱う。複数の異なる暦による表示がある場合は、主なものまたは最初に表示されているものを、この優先順位で初号の年月次として、その他のものを初号の別方式の年月次として扱う。 (参照: #2.4.6.1 を見よ。)	6.2.3D 6.2.3F4.4	一部適用	初号に表示された年月次、および本タイトルまたは責任表示等の重要な変化により体現形に対する新規の記述を作成した場合の、変化後の最初の号の年月次を、初号の年月次として扱う。 複数の順序表示の方式を保持していく双方が年月次である場合は、初号の主な年月次または最初に表示されている年月次を、この優先順位で初号の年月次として、その他のものを初号の別方式の年月次として扱うことができる。複数の異なる暦による表示がある場合は、より安定して順序付として表示されている年月次を、この優先順位で初号の年月次として、その他のものを初号の別方式の年月次として扱うことができる。 (参照: #2.4.6.1 を見よ。)	適用	
	#2.4.2.2	記録の方法	初号の年月次は、#2.4.0.4～#2.4.0.4.4 別法に従って記録する。		適用		適用	
	#2.4.2.2.1	初号に年月次がない場合	初号に年月次が表示されていない場合は、それに続く号の年月次に基づいて判断し、初号の年月次を記録する。この場合は、初号を情報源としていることを注記および(または)その他の方法(コーディングや角がっこの使用など)で示す。 (参照: #2.4.1.4.2.1.1 を見よ。)	6.2.3F2.6	一部適用	初号に年月次が表示されていない場合は、出版年、頒布年などを角がっこを使用して補記する。	初号に年月次の表示がなく、巻次のみ表示されている場合は、巻次のみを記録する。ただし、新聞扱いとしたものは、年月次として発行日を記録する。	
	#2.4.2.2.2	初号を識別の基盤としている場合	初号を入手していない場合などに、他の情報源で確認できるときは、初号の年月次を記録する。この場合は、初号を情報源としていることを注記および(または)その他の方法(コーディングや角がっこの使用など)で示す。 (参照: #2.4.1.4.2.1.2 を見よ。)	6.2.3E	非適用		適用	
		別法	*初号を入手していない場合などに、他の情報源で確認できる初号の年月次は、注記として記録する。 (参照: #2.4.1.4.2.1.2 を見よ。)	6.2.3E	一部適用	初号を入手していない場合は、他の情報源で確認できる初号の年月次は、注記として記録することができる。		
ES	*	#2.4.3	終号の巻次	終号の巻次は、逐次刊行物の順序表示のエレメント・サブタイプである。 終号の巻次は、コア・エレメントである。順序表示の方式が変化した場合は、最後の方式のものが、コア・エレメントである。	6.2.3A	適用		適用
	#2.4.3.1	記録の範囲	終号に表示された巻次、および本タイトルまたは責任表示等の重要な変化により体現形に対する新規の記述を作成した場合の、変化前の最後の号の巻次を、終号の巻次として扱う。順序表示の方式に変化があった場合は、古い方式の最後の号の巻次も終号の巻次として扱う。複数の順序表示の方式を保持していく双方が巻次である場合は、終号の主な巻次または最初に表示されている巻次を、この優先順位で終号の巻次として、その他のものを終号の別方式の巻次として扱う。それらが巻号と通号である場合は、巻号を終号の巻次として、通号を終号の別方式の巻次として扱う。 (参照: #2.4.7.1 を見よ。)	6.2.3D 6.2.3F2	一部適用	終号に表示された巻次、および本タイトルまたは責任表示等の重要な変化により体現形に対する新規の記述を作成した場合の、変化前の最後の号の巻次を、終号の巻次として扱う。順序表示の方式に変化があった場合は、古い方式の最後の号の巻次も終号の巻次として扱う。 複数の順序表示の方式を保持していく双方が巻次である場合は、終号の主な巻次または最初に表示されている巻次を、この優先順位で終号の巻次として、その他のものを終号の別方式の巻次として扱う。それらが巻号と通号である場合は、巻号を終号の巻次として、通号を終号の別方式の巻次として扱う。 (参照: #2.4.0.1、#2.4.7.1 を見よ。)	適用	
	#2.4.3.2	記録の方法	終号の巻次は、#2.4.0.4～#2.4.0.4.4 別法に従って記録する。	6.2.3F2	適用		適用	
	#2.4.3.2.1	終号に巻次がない場合	終号に巻次が表示されていない場合は、その前の号の巻次に基づいて判断し、終号の巻次を記録する。この場合は、終号を情報源としていることを注記および(または)その他の方法(コーディングや角がっこの使用など)で示す。 (参照: #2.4.1.4.2.1.1 を見よ。)	6.2.3F2.4 6.2.3F2.5	適用		終号に巻次の表示がなく、年月次のみ表示されている場合は、年月次のみを記録する。 終号が増刊号、特別号などの場合は、その前の号の巻次に続けて、そのままの形を記録する。	
	#2.4.3.2.2	終号を識別の基盤としている場合	終号を入手していない場合などに、他の情報源で確認できるときは、終号の巻次を記録する。この場合は、終号を情報源としていることを注記および(または)その他の方法(コーディングや角がっこの使用など)で示す。 (参照: #2.4.1.4.2.1.2 を見よ。)	6.2.3E	非適用		適用	

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
			別法	*終号を入手していない場合などに、他の情報源で確認できる終号の巻次は、注記として記録する*。 (参照: #2.41.4.2.1.2 を見よ。)	6.2.3E	一部適用 終号を入手していない場合は、他の情報源で確認できる終号の巻次は、注記として記録することができる。	
ES	*	#2.4.4	終号の年月次	終号の年月次は、逐次刊行物の順序表示のエレメント・サブタイプである。 終号の年月次は、コア・エレメントである。順序表示の方式が変化した場合は、最後の方式のものが、コア・エレメントである。	6.2.3A	適用	適用
		#2.4.4.1	記録の範囲	終号に表示された年月次、および本タイトルまたは責任表示等の重要な変化により体現形に対する新規の記述を作成した場合の、変化前の最後の号の年月次を、終号の年月次として扱う。順序表示の方式に変化があった場合は、古い方式の最後の号の年月次も終号の年月次として扱う。 複数の順序表示の方式を保持していく双方が年月次である場合は、終号の主な年月次または最初に表示されている年月次を、この優先順位で終号の年月次として、その他のものを終号の別方式の年月次として扱う。複数の異なる暦による表示がある場合は、主なものまたは最初に表示されているものを、この優先順位で終号の年月次として、その他のものを終号の別方式の年月次として扱う。 (参照: #2.4.8.1 を見よ。)	6.2.3D 6.2.3F4.4	一部適用 終号に表示された年月次、および本タイトルまたは責任表示等の重要な変化により体現形に対する新規の記述を作成した場合の、変化前の最後の号の年月次を、終号の年月次として扱う。順序表示の方式に変化があった場合は、古い方式の最後の号の年月次も終号の年月次として扱う。 複数の順序表示の方式を保持していく双方が年月次である場合は、終号の主な年月次または最初に表示されている年月次を、この優先順位で終号の年月次として、その他のものを終号の別方式の年月次として扱う。複数の異なる暦による表示がある場合は、主なものまたは最初に表示されているものを、この優先順位で終号の年月次として、その他のものを終号の別方式の年月次として扱う。 (参照: #2.4.0.1、#2.4.8.1 を見よ。)	適用
		#2.4.4.2	記録の方法	終号の年月次は、#2.4.0.4～#2.4.0.4.4 別法に従って記録する。		適用	適用
		#2.4.4.2.1	終号に年月次がない場合	終号に年月次が表示されていない場合は、その前の号の年月次に基づいて判断し、終号の年月次を記録する。この場合は、終号を情報源としていることを注記および(または)その他の方法(コーディングや角がっこの使用など)で示す。 (参照: #2.41.4.2.1.1 を見よ。)	6.2.3F2.6	一部適用 終号に年月次が表示されていない場合は、出版年、頒布年などを角がっこを使用して補記する。	終号に年月次の表示がなく、巻次のみ表示されている場合は、巻次のみを記録する。ただし、新聞扱いとしたものは、年月次として発行日を記録する。
		#2.4.4.2.2	終号を識別の基盤としていない場合	終号を入手していない場合などに、他の情報源で確認できるときは、終号の年月次を記録する。この場合は、終号を情報源としていることを注記および(または)その他の方法(コーディングや角がっこの使用など)で示す。 (参照: #2.41.4.2.1.2 を見よ。)	6.2.3E	非適用	適用
			別法	*終号を入手していない場合などに、他の情報源で確認できる終号の年月次は、注記として記録する*。 (参照: #2.41.4.2.1.2 を見よ。)	6.2.3E	一部適用 終号を入手していない場合などに、他の情報源で確認できる終号の年月次は、注記として記録することができる。	
ES		#2.4.5	初号の別方式の巻次	初号の別方式の巻次は、逐次刊行物の順序表示のエレメント・サブタイプである。	6.23.3A	適用	適用
		#2.4.5.1	記録の範囲	複数の順序表示の方式を保持していく双方が巻次である場合は、初号の巻次のうち、主でない巻次または2番目以降に表示されている巻次を、この優先順位で初号の別方式の巻次として扱う。ただし、複数の方式による巻次が、巻号と通号である場合は、通号を初号の別方式の巻次として扱う。 (参照: 初号の巻次については、#2.4.1.1 を見よ。)	6.2.3F3	一部適用 複数の順序表示の方式を保持していく双方が巻次である場合は、初号の巻次のうち、優先巻次に採用しなかつた巻次を別方式の巻次として扱う。ただし、単に巻次の呼称が異なるだけでは別方式の巻次とはみなさない。	適用
		#2.4.5.2	記録の方法	初号の別方式の巻次は、#2.4.0.4～#2.4.0.4.4 別法に従って記録する。	6.2.3F3	適用	適用
ES		#2.4.6	初号の別方式の年月次	初号の別方式の年月次は、逐次刊行物の順序表示のエレメント・サブタイプである。	6.23.3A	一部適用 初号の別方式の年月次は、別方式の巻次を記録する場合のみ逐次刊行物の順序表示のエレメント・サブタイプである。	適用
		#2.4.6.1	記録の範囲	複数の順序表示の方式を保持していく双方が年月次である場合は、初号の年月次のうち、主でない年月次または2番目以降に表示されている年月次を、この優先順位で初号の別方式の年月次として扱う。また、複数の異なる暦による表示がある場合は、初号の年月次としなかつたものを初号の別方式の年月次として扱う。 (参照: 初号の年月次については、#2.4.2.1 を見よ。)	6.2.3F3	適用	適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
		#2.4.6.2	記録の方法	初号の別方式の年月次は、#2.4.0.4～#2.4.0.4.4 別法に従って記録する。	6.2.3F3	適用	適用
ES		#2.4.7	終号の別方式の巻次	終号の別方式の巻次は、逐次刊行物の順序表示のエレメント・サブタイプである。	6.2.3F3	適用	適用
		#2.4.7.1	記録の範囲	複数の順序表示の方式を保持していく双方が巻次である場合は、終号の巻次のうち、主でない巻次または2番目以降に表示されている巻次を、この優先順位で終号の別方式の巻次として扱う。ただし、複数の方式による巻次が、巻号と通号である場合は、通号を終号の別方式の巻次として扱う。 (参照: 終号の巻次については、#2.4.3.1 を見よ。)	6.2.3F3	一部適用	複数の順序表示の方式を保持していく双方が巻次である場合は、終号の巻次のうち、優先巻次に採用しなかった巻次を別方式の巻次として扱う。ただし、単に巻次の呼称が異なるだけでは別方式の巻次とはみなさない。
		#2.4.7.2	記録の方法	終号の別方式の巻次は、#2.4.0.4～#2.4.0.4.4 別法に従って記録する。	6.2.3F3	適用	適用
ES		#2.4.8	終号の別方式の年月次	終号の別方式の年月次は、逐次刊行物の順序表示のエレメント・サブタイプである。	6.2.3F3	一部適用	終号の別方式の年月次は、別方式の巻次を記録する場合のみ逐次刊行物の順序表示のエレメント・サブタイプである。
		#2.4.8.1	記録の範囲	複数の順序表示の方式を保持していく双方が年月次である場合は、終号の年月次のうち、主でない年月次または2番目以降に表示されている年月次を、この優先順位で終号の別方式の年月次として扱う。また、複数の異なる暦による表示がある場合は、終号の年月次としなかったものを終号の別方式の年月次として扱う。 (参照: 終号の年月次については、#2.4.4.1 を見よ。)	6.2.3F3	適用	適用
		#2.4.8.2	記録の方法	終号の別方式の年月次は、#2.4.0.4～#2.4.0.4.4 別法に従って記録する。	6.2.3F3	適用	適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
			<#2.5～#2.9 出版表示、制作表示等>				
E		#2.5	出版表示	出版表示は、エレメントである。	6.2.4A	適用	適用
		#2.5.0	通則			—	—
		#2.5.0.1	記録の範囲	刊行物の出版、発行、公開に関して、場所、責任を有する個人・家族・団体、日付を識別する表示を、出版表示として記録する。オンライン資料はすべて刊行物にみなし、出版表示を記録する。非刊行物の制作に関係する表示については、#2.8に従って記録する。 初期印刷資料と古書・漢籍を除く)については、発売者および印刷者に関係する表示を出版表示として扱う。		適用	適用
		#2.5.0.2	サブエレメント	出版表示には、次のサブエレメントがある。これらのうち、出版地、出版者および出版日付は、コア・エレメントである。 a) 出版地(参照: #2.5.1を見よ。) b) 並列出版地(参照: #2.5.2を見よ。) c) 出版者(参照: #2.5.3を見よ。) d) 並列出版者(参照: #2.5.4を見よ。) e) 出版日付(参照: #2.5.5を見よ。)	6.2.4A	一部適用 出版表示には、次のサブエレメントがある。これらのうち、出版地、出版者および出版日付は、コア・エレメントである。 a) 出版地(参照: #2.5.1を見よ。) b) 並列出版地(参照: #2.5.2を見よ。)(非適用) c) 出版者(参照: #2.5.3を見よ。) d) 並列出版者(参照: #2.5.4を見よ。)(非適用) e) 出版日付(参照: #2.5.5を見よ。)(非適用)	出版表示には、次のサブエレメントがある。これらのうち、出版地、出版者および出版日付は、コア・エレメントである。 a) 出版地(参照: #2.5.1を見よ。) b) 並列出版地(参照: #2.5.2を見よ。)(非適用) c) 出版者(参照: #2.5.3を見よ。) d) 並列出版者(参照: #2.5.4を見よ。) e) 出版日付(参照: #2.5.5を見よ。)
		#2.5.0.3	情報源	出版表示の情報源は、サブエレメントごとに定める。	6.2.4E	適用	適用
		#2.5.0.4	記録の方法	出版表示は、情報源に表示されているものを、#1.10～#1.10.11別法に従って記録する。資料外の情報源から採用した場合は、その旨を注記および(または)その他の方法(コーディングや角がっこの使用など)で示す。 (参照: #2.41.5.2.1を見よ。)	6.2.4E	適用	適用
		#2.5.0.5	複製	複製については、原資料の出版表示ではなく、複製自体の表示を出版表示として記録する。原資料の出版表示は、関連する体現形の出版表示として記録する。 (参照: #4.3を見よ。)	6.1.2C11	適用	適用
		#2.5.0.6	変化			—	—
		#2.5.0.6.1	複数巻単行資料、逐次刊行物	複数巻単行資料、逐次刊行物の途中の巻号で、出版地が変化して、その変化が識別またはアクセスに重要な場合は、それを注記として記録する。出版地の変化が名称上のものであっても、識別に重要な場合は、それを注記として記録する。 (参照: #2.41.5.2.7.1を見よ。) 複数巻単行資料、逐次刊行物の途中の巻号で、出版者の名称が変化したか、または出版者が他の出版者に替わった場合に、それらの変化が識別またはアクセスに重要なときは、それを注記として記録する。出版者の変化が表示上ののみのものであっても、識別に重要な場合は、それを注記として記録する。 (参照: #2.41.5.2.7.1を見よ。)	6.2.4F2.3 6.2.4F3.2	適用	適用
		#2.5.0.6.1	複数巻単行資料、逐次刊行物 任意省略	出版地の変化や、出版者の名称の変化が頻繁に生じている場合は、変化のある旨を簡略に注記として記録する。 (参照: #2.41.5.2.7.1 任意省略を見よ。)		適用	適用
		#2.5.0.6.2	更新資料	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.5.0.6.2	更新資料 任意省略	<転記省略>		対象外	非適用
S	*	#2.5.1	出版地	出版地は、出版表示のサブエレメントである。 出版地は、コア・エレメントである。複数の出版地が情報源に表示されている場合は、最初に記録するものが、コア・エレメントである。	6.2.4A	適用	適用
		#2.5.1.1	記録の範囲・情報源			—	—
		#2.5.1.1.1	記録の範囲	出版地は、刊行物の出版、発行、公開と結びつく場所(市町村名等)である。	6.2.4F1	適用	適用
		#2.5.1.1.2	情報源	出版地は、次の優先順位で情報源を選定する。 a) 出版者と同一の情報源(参照: #2.5.3.1.2を見よ。) b) 資料自体の他の情報源(#2.0.2.2 の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。) c) 資料外の情報源(参照: #2.0.2.3を見よ。)	6.2.4E	適用	適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
	#2.5.1.2	記録の方法		出版地は、#2.5.0.4に従って記録する。 市町村名等とともに、上位の地方自治体名等および(または)国名が情報源に表示されている場合は、それを付加する。 ただし、東京都特別区は、「東京」またはそれに相当する語のみ記録する。 北海道 (情報源の表示: 北海道) 横浜市 (情報源の表示: 横浜市) Osaka City (情報源の表示: Osaka City) 東京 (情報源の表示: 東京都文京区) 武蔵野市(東京都) (情報源の表示: 東京都武蔵野市) 田原本町(奈良県磯城郡) (情報源の表示: 奈良県磯城郡田原本町) Hayama, Kanagawa (情報源の表示: Hayama, Kanagawa) 西宁市(青海省) (情報源の表示: 青海省西宁市) 파주시(경기도) (情報源の表示: 경기도파주시) Bangkok Canberra, A.C.T. La Habana Edinburgh, Scotland Mandaluyong City, Metro Manila, Philippines Northampton, MA, USA 前置詞があり、それを省略すると理解が困難となる場合は、あわせて記録する。 V Praze	6.2.4F1 6.2.4F2.1	適用	適用
	#2.5.1.2	記録の方法 任意省略1		市名は、「市」またはそれに相当する語を記録しない。 「日本」という国名は、原則として記録しない。 Osaka (情報源の表示: Osaka City) 武蔵野(東京都) (情報源の表示: 東京都武蔵野市)	適用		適用
	#2.5.1.2	記録の方法 任意省略2		出版地の識別に必要でない場合は、上位の地方自治体名等および(または)国名が市町村名等とともに情報源に表示されていても、市町村名等のみを記録する。 武蔵野 (情報源の表示: 東京都武蔵野市。任意省略1も適用した例)	適用		適用
	#2.5.1.2	記録の方法 任意追加1		識別またはアクセスに重要な場合は、住所をすべて出版地として記録する。 東京市本郷区曙町三番地 255 Sussex Drive, Ottawa, Ontario	非適用		非適用
	#2.5.1.2	記録の方法 任意追加2		資料自体に表示がない場合に、識別またはアクセスに重要なときは、上位の地方自治体名等および(または)国名を市町村名等に付加する。資料外の情報源から採用した場合は、その旨を注記および(または)その他の方法(コーディングや角がっこの使用など)で示す。 美郷町[秋田県] 美郷町[島根県] Cambridge [Massachusetts] Cambridge [United Kingdom]	6.2.4F2.1 一部適用	資料自体に表示がない場合に、識別またはアクセスに重要なときは、上位の地方自治体名等および(または)国名を角がっこ[]でくるんで補記する。 美郷町[秋田県] 美郷町[島根県] Cambridge, [Massachusetts] Cambridge, [United Kingdom]	資料自体に表示がない場合に、識別またはアクセスに重要なときは、上位の地方自治体名等および(または)国名を市町村名等に付加する。 美郷町(秋田県) 美郷町(島根県) Cambridge, Massachusetts Cambridge, United Kingdom
	#2.5.1.2	記録の方法 別法		出版地は、#2.5.0.4に従って記録する。 *市町村名等とともに、上位の地方自治体名等および(または)国名が情報源に表示されている場合は、それをあわせて、表示されているとおりに記録する。	非適用		-
	#2.5.1.2	記録の方法 任意省略1 別法		識別またはアクセスに重要な場合は、住所をすべて出版地として記録する。	非適用		-
	#2.5.1.2	記録の方法 任意追加2 別法		資料自体に表示がない場合に、識別またはアクセスに重要なときは、上位の地方自治体名等および(または)国名を市町村名等に付加する。資料外の情報源から採用した場合は、その旨を注記および(または)その他の方法(コーディングや角がっこの使用など)で示す。	非適用		-
	#2.5.1.2A	和古書・漢籍		<転記省略>		対象外	非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
	#2.5.1.2.1	複数の出版地	複数の出版地が情報源に表示されている場合は、採用した情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した順に記録する。 複数の出版者が存在して、それらが複数の出版地と結びついている場合は、それぞれの出版者と結びついた出版地を記録する。 (参照:#2.5.3.2.2を見よ。)	7.2.4F2.4	適用	別法を採用	-
		別法	複数の出版地が情報源に表示されている場合は、採用した情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した順に記録する。*日本の出版地が含まれる場合は、これを優先して記録する。 複数の出版者が存在して、それらが複数の出版地と結びついている場合は、それぞれの出版者と結びついた出版地を記録する。 (参照:#2.5.3.2.2を見よ。)		非適用	複数の出版地が情報源に表示されている場合は、採用した情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した主なものを記録する。日本の出版地が含まれる場合は、これを優先して記録する。 複数の出版者が存在して、それらが複数の出版地と結びついている場合は、それぞれの出版者と結びついた主な出版地を記録する。 (参照:#2.5.3.2.2を見よ。)	複数の出版地が情報源に表示されている場合は、採用した情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した主なものを記録する。日本の出版地が含まれる場合は、これを優先して記録する。 複数の出版者が存在して、それらが複数の出版地と結びついている場合は、それぞれの出版者と結びついた主な出版地を記録する。 (参照:#2.5.3.2.2を見よ。)
	#2.5.1.2.1A	和古書・漢籍	<転記省略>			対象外	非適用
	#2.5.1.2.2	複数の言語・文字種による出版地	出版地が情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、本タイトルと一致する言語または文字種で記録する。該当する表示がない場合は、情報源に最初に現れた言語または文字種でその出版地を記録する。	7.2.4F2.2	適用	現コード一覧「マニュアル6章では、複数の言語の出版地に関する規定はない。7章では7.2.4F2.2(複数言語)」「本タイトルと同じ言語または文字で示されているものを記録する。これが適用できない場合は、最初に表示されているものを記録する。」となっている。別法2(日本語の出版地を優先)は非適用。	-
		別法	*出版地が情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、内容の言語と一致する言語または文字種で記録する。該当する表示がない場合は、情報源に最初に現れた言語または文字種でその出版地を記録する。		非適用		出版地が情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、内容の言語と一致する言語または文字種で記録する。該当する表示がない場合は、本タイトルの言語と一致する言語または文字種で記録する。それらによる判断ができない場合は、情報源に最初に現れた言語または文字種でその出版地を記録する。
		別法2	*出版地が情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合に、日本語で表示されているものが含まれるときは、それを記録する。該当する表示がない場合は、情報源に最初に現れた言語または文字種でその出版地を記録する。		非適用		-
	#2.5.1.2.3	資料自体に表示されていない出版地	出版地が資料自体に表示されていない場合は、判明の程度に応じて次のように記録する。資料外の情報源から採用した場合は、その旨を注記および(または)他の方法(コーディングや角がっこ)の使用などで示す。 a) 市町村名等が判明しているとき 判明している市町村名等を記録する。識別に必要な場合は、上位の地方自治体名等および(または)国名をあわせて記録する。 [名古屋] [名古屋] [宮崎県・美郷町] [美郷町(宮崎県)] [London] b) 市町村名等を推定したとき 出版地が確定できない場合は、推定の市町村名等を記録する。識別に必要な場合は、上位の地方自治体名等および(または)国名をあわせて記録する。市町村名等のみを記録するときは、疑問符を付加する。 [八王子市] [八王子?] [Paris] 上位の地方自治体名等および(または)国名をあわせて記録する場合に、出版地がその範囲にあることは確かだが、市町村名等は確定できないときは、疑問符を市町村名等に付加する。 [京都府精華町?] [精華町?(京都府)] [München? Bayern] 上位の地方自治体名等および(または)国名をあわせて記録する場合に、出版地がその範囲にあることを確定できないときは、疑問符は上位の地方自治体名等および(または)国名に付加する。ただし、双方を区切らずに記録する場合は、その末尾に疑問符を付加する。丸がっこに入れて記録する場合は、丸がっこ以外に疑問符を付加する。 [宮崎県美郷町?] [美郷町(宮崎県)?] [Dublin, Ireland?]	6.2.4F2.2	一部適用	出版地が資料自体に表示されておらず、資料外の情報源から採用した場合は、角がっこを使用して記録する。 a) 市町村名 識別に必要な場合は、上位の地方自治体名等および(または)国名をあわせて記録する。 [名古屋] [美郷町(宮崎県)] [London] c) 上位の地方自治体名等および(または)国名 出版地として市町村名等が推定できない場合は、判明または推定した上位の地方自治体名等および(または)国名のみを記録する。 [大阪府] [Australia] e) 出版地が不明なとき 出版地が推定できない場合は、「出版地不明」または「Place of publication not identified」と記録する。 [出版地不明]	出版地が資料自体に表示されておらず、資料外の情報源から採用した場合は、角がっこを使用して記録する。 a) 市町村名 識別に必要な場合は、上位の地方自治体名等および(または)国名をあわせて記録する。 [名古屋] [美郷町(宮崎県)] [London] c) 上位の地方自治体名等および(または)国名 出版地として市町村名等が推定できない場合は、判明または推定した上位の地方自治体名等および(または)国名のみを記録する。 [大阪府] [Australia] e) 出版地が不明なとき 出版地が推定できない場合は、「出版地不明」と記録する。 [出版地不明]

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
			資料自体に表示されていない出版地（続き）	c) 上位の地方自治体名等および(または)国名が判明しているとき 出版地として市町村名等が推定できない場合は、判明した上位の地方自治体名等および(または)国名のみを記録する。 [大阪府] [Australia] d) 上位の地方自治体名等および(または)国名を推定したとき 上位の地方自治体名等および(または)国名が特定できない場合は、推定の地名を記録し、疑問符を付加する。 [沖縄県?] [Finland?] e) 出版地が不明なとき 出版地が推定できない場合は、「出版地不明」または「Place of publication not identified」と記録する。 [出版地不明]	6.2.4F2.2 一部適用		
	#2.5.1.2.4	架空のまたは誤った出版地	資料自体に表示された出版地が、架空であるか誤っていると判明している場合、または説明が必要な場合は、架空の地名または誤った地名を記録し、実際の地名等を注記として記録する。（参照: #2.41.5.2.2 を見よ。）		非適用	別法を採用	-
		別法	*資料自体に表示された出版地が、架空であるか誤っていると判明している場合は、実際の地名を記録し、その旨が分かる方法(コードイングや角がっこの使用など)で示す。架空の地名または誤った地名は、注記として記録する。（参照: #2.41.5.2.2 を見よ。）		一部適用	資料自体に表示された出版地が、架空であるか誤っていると判明している場合は、実際の地名を角がっこを使用して記録し、架空の地名または誤った地名は、注記として記録する。（参照: #2.41.5.2.2 を見よ。）	資料自体に表示された出版地が、架空であるか誤っていると判明している場合は、実際の地名を記録する。
	#2.5.1.3	変化	出版地の変化については、#2.5.0.6 に従って記録する。	6.2.4F2.3 6.2.4I1	適用		適用
S	#2.5.2	並列出版地	並列出版地は、出版表示のサブエレメントである。		非適用		非適用
	#2.5.2.1	記録の範囲・情報源				-	-
	#2.5.2.1.1	記録の範囲	並列出版地は、出版地として記録したものと異なる言語および(または)文字種による出版地である。		非適用		非適用
	#2.5.2.1.2	情報源	並列出版地は、次の優先順位で情報源を選定する。 a) 出版地と同一の情報源（参照: #2.5.1.2 を見よ。） b) 資料自体の他の情報源（#2.0.2.2 の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。） c) 資料外の情報源（参照: #2.0.2.3 を見よ。）		非適用		非適用
	#2.5.2.2	記録の方法	並列出版地は、#2.5.0.4 に従って記録する。 複数の並列出版地が情報源に表示されている場合は、採用した情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した順に記録する。		非適用		非適用
S *	#2.5.3	出版者	出版者は、出版表示のサブエレメントである。出版者は、コア・エレメントである。複数の出版者が情報源に表示されている場合は、最初に記録するものみが、コア・エレメントである。	6.2.4A	適用		適用
	#2.5.3.1	記録の範囲・情報源				-	-
	#2.5.3.1.1	記録の範囲	出版者は、刊行物の出版、発行、公開に責任を有する個人・家族・団体の名称である。 その名称の代わりに個人・家族・団体を特徴付ける語句が表示されることもある。 The Author 録音資料のレーベル名(商標名)は、原則として出版者として扱わず、発売番号とともに体現形の識別子として扱うか、シリーズ表示として扱う。ただし、情報源に発行者等が表示されていない場合に、レーベル名が表示されているときは、レーベル名を出版者として扱う。 (参照: 体現形の識別子については、#2.34 を見よ。シリーズ表示については、#2.10 を見よ。)	6.2.4F1	適用		出版者は、刊行物の出版、発行に責任を有する個人・家族・団体の名称である。その名称の代わりに個人・家族・団体を特徴付ける語句が表示されていることもある。
	#2.5.3.1.2	情報源	出版者は、次の優先順位で情報源を選定する。 a) 本タイトルと同一の情報源（参照: #2.1.1.1.2 を見よ。） b) 資料自体の他の情報源（#2.0.2.2 の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。） c) 資料外の情報源（参照: #2.0.2.3 を見よ。）	6.2.4E	適用		出版者は、次の優先順位で情報源を選定する。 a) 本タイトルと同一の情報源（参照: #2.1.1.1.2 を見よ。） b) 資料自体の他の情報源（#2.0.2.2 の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。） c) 資料外の情報源（参照: #2.0.2.3 を見よ。） ただし、識別またはアクセスに重要な場合は、a)よりもb)を優先して選択する。

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
	#2.5.3.2	記録の方法	出版者は、#2.5.0.4に従って記録する。 (参照: 出版者の関連については、#44.3.1を見よ。)	6.2.4F3	適用		出版者は、#2.5.0.4に従って記録する。 採用した情報源に表示されている団体の名称が内部組織名のみの場合に、識別またはアクセスに重要なときは、上位の組織名を付加し、角がっこを使用して記録する。 [大阪市] 北区 (情報源の表示: 北区) [外務省] 欧亜局 (情報源の表示: 欧亜局) 巻号ごとに変わる日付、名称、番号を含む場合は、出版者の記録においてそれを省略する。 岩手芸術祭実行委員会 (情報源の表示: 編集・発行 第六十六回岩手芸術祭実行委員会)
	#2.5.3.2	記録の方法 任意省略1	出版者を識別するのに必要でない組織階層は省略する。省略を示す記号 (...) は記録しない。		適用		適用
	#2.5.3.2	記録の方法 任意省略2	法人組織を示す語等については省略する。省略を示す記号 (...) は記録しない。	6.2.4F3	適用		適用
	#2.5.3.2A	和古書・漢籍	<転記省略>			対象外	非適用
	#2.5.3.2.1	役割を示す語句	単に出版を示すだけでない語句は、情報源に表示されているとおりに記録する。 Society for Japanese Arts in association with Hotei Publishing Palgrave Macmillan on behalf of the British Film Institute (情報源の表示: First published in 2013 by Palgrave Macmillan on behalf of the British Film Institute)		適用		非適用
	#2.5.3.2.1	役割を示す語句 任意追加	出版者の役割が情報源の表示だけでは明確でない場合は、役割を示す語句を付加する。 資料外の情報源から採用した場合は、その旨を注記および(または)その他の方法(コーディングや角がっこの使用など)で示す。		非適用		非適用
	#2.5.3.2.2	複数の出版者	複数の出版者が情報源に表示されている場合は、採用した情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した順に記録する。	6.2.4G1.1	適用		適用
	#2.5.3.2.2A	和古書・漢籍	<転記省略>			対象外	非適用
	#2.5.3.2.3	複数の言語・文字種による出版者	出版者が情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、本タイトルと一致する言語または文字種で記録する。該当する表示がない場合は、情報源に最初に現れた言語または文字種でその出版者を記録する。		適用		—
		別法	*出版者が情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、内容と一致する言語または文字種で記録する*. 該当する表示がない場合は、情報源に最初に現れた言語または文字種でその出版者を記録する。		非適用		出版者が情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、内容と一致する言語または文字種で記録する。該当する表示がない場合は、本タイトルの言語と一致する言語または文字種で記録する。それらによる判断ができる場合は、情報源に最初に現れた言語または文字種でその出版者を記録する。
		別法2	*出版者が情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合に、日本語で表示されているものが含まれるときは、それを記録する*. 該当する表示がない場合は、情報源に最初に現れた言語または文字種でその出版者を記録する。		非適用		—
	#2.5.3.2.4	特定できない出版者	出版者が資料自体に表示されていない場合に、資料外の情報源からも特定できないときは、その旨が分かる方法(コーディングや角がっこの使用など)で、「出版者不明」または「publisher not identified」と記録する。 [出版者不明]	6.2.4F3.1	適用		出版者が資料自体に表示されていない場合に、資料外の情報源からも特定できないときは、角がっこを使用して、「出版者不明」と記録する (注) [出版者不明] (注)会議録等で主催者の表示があれば、主催者(または共催者)を出版者として角がっこに入れて記録し、注記する。 (参照: #2.41.5を見よ。)
	#2.5.3.2.5	架空のまたは誤った出版者	資料自体に表示された出版者の名称が、架空であるか誤っていると判明している場合、または説明が必要な場合は、架空の名称または誤った名称を記録し、実際の名称等を注記として記録する。 (参照: #2.41.5.2.2を見よ。)		非適用	別法を採用	—
		別法	*資料自体に表示された出版者の名称が、架空であるか誤っていると判明している場合は、実際の名称を記録し、その旨が分かる方法(コーディングや角がっこの使用など)で示す。 架空の名称または誤った名称は、注記として記録する*。 (参照: #2.41.5.2.2を見よ。)		一部適用	資料自体に表示された出版者の名称が、架空であるか誤っていると判明している場合は、実際の名称を角がっこを使用して記録し、架空の名称または誤った名称は、注記として記録する。 (参照: #2.41.5.2.2を見よ。)	資料自体に表示された出版者の名称が、架空であるか誤っていると判明している場合は、実際の名称を記録する。
	#2.5.3.3	変化	出版者の変化については、#2.5.0.6に従って記録する。	6.2.4F3.2 6.2.4I1	適用		適用
S	#2.5.4	並列出版者	並列出版者は、出版表示のサブエレメントである。		非適用	#2.5.0.2 参照	適用

コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
	#2.5.4.1	記録の範囲・情報源		—	—	—
	#2.5.4.1.1	記録の範囲	並列出版者は、出版者として記録したものと異なる言語および(または)文字種による出版者の名称である。	非適用		適用
	#2.5.4.1.2	情報源	並列出版者は、次の優先順位で情報源を選定する。 a) 出版者と同一の情報源(参照: #2.5.3.1.2を見よ。) b) 資料自体の他の情報源(#2.0.2.2 の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。) c) 資料外の情報源(参照: #2.0.2.3を見よ。)	非適用		並列出版者は、次の優先順位で情報源を選定する。 a) 出版者と同一の情報源(参照: #2.5.3.1.2を見よ。) b) 資料自体の他の情報源(#2.0.2.2 の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。) ただし、識別またはアクセスに重要な場合、優先順位はこの限りではない。
	#2.5.4.2	記録の方法	並列出版者は、#2.5.0.4 に従って記録する。 複数の並列出版者が情報源に表示されている場合は、採用した情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した順に記録する。	非適用		適用
S *	#2.5.5	出版日付	出版日付は、出版表示のサブエレメントである。 出版日付は、コア・エレメントである。情報源に複数の種類の暦によって表示されている場合は、データ作成機関が優先する暦によるものが、コア・エレメントである。	6.2.4A	適用	出版日付は、出版表示のサブエレメントである。 出版日付は、コア・エレメントである。情報源に複数の種類の暦によって表示されている場合は、西暦が、コア・エレメントである。
	#2.5.5.1	記録の範囲・情報源		—	—	—
	#2.5.5.1.1	記録の範囲	出版日付は、刊行物の出版、発行、公開と結びつく日付である。	6.2.4F1	適用	出版日付は、刊行物の出版、発行と結びついた日付である。 最新の刷りの年ではなく、その出版物が属する版が最初に刊行された年とする。
	#2.5.5.1.2	情報源	出版日付は、次の優先順位で情報源を選定する。 a) 本タイトルと同一の情報源(参照: #2.1.1.2を見よ。) b) 資料自体の他の情報源(#2.0.2.2 の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。) c) 資料外の情報源(参照: #2.0.2.3を見よ。) 包括的記述を作成する複数巻単行資料、逐次刊行物、更新資料については、開始および(または)終了の出版日付を、最初および(または)最後に刊行された巻号、最初および(または)最後のイテレーション等から選択する。	6.2.4E	適用	適用
	#2.5.5.2	記録の方法	出版日付は、情報源に表示されている日付の暦が西暦の場合は、アラビア数字で記録する。 情報源に表示されている日付の暦が西暦でない場合は、その日付を西暦に置き換える。漢数字、ローマ数字、語句で表記される数字等は、アラビア数字に置き換えて記録する。語句で表された暦は、アラビア数字に置き換える。日付は、データ作成機関が定める形式で記録する。 2015.9.1 (情報源の表示: 平成 27 年 9 月 1 日) 1985.6.30 (情報源の表示: 昭和六十年六月三十日) 2000.5 (情報源の表示: 平成 12.5) 2009.10.4 (情報源の表示: 2009 October 4) 1981.6 (情報源の表示: June 1981) 1832 (情報源の表示: MDCCCXXXII)	6.2.4F4	適用	適用
	#2.5.5.2	記録の方法 任意省略	データ作成機関が定めた詳細度で日付を記録する。 2008.5 (情報源の表示: 2008 年 5 月 3 日) 2009 (情報源の表示: 平成 12.5) 2009 (情報源の表示: 2009 年 5 月)	6.2.4F4	一部適用	日付は、西暦年を記録する。必要に応じて月、日をビリオド(.)で区切つて記録することもできる。 日付は年のみを記録する。 2008 (情報源の表示: 2008年5月3日) 2000 (情報源の表示: 平成12.5) 2009 (情報源の表示: 2009年5月)

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
			別法	<p>*出版日付は、#2.5.0.4に従って、情報源に表示されている日付を記録する。漢数字、ローマ数字、語句で表記される数字等は、アラビア数字に置き換えて記録する。</p> <p>平成 27 年 9 月 1 日 (情報源の表示: 平成 27 年 9 月 1 日)</p> <p>昭和 60 年 6 月 30 日 (情報源の表示: 昭和六十年六月三十日)</p> <p>平成元年 3 月 3 日 (情報源の表示: 平成元年三月三日)</p> <p>平成 12.5 (情報源の表示: 平成 12.5)</p> <p>2009 October 4 (情報源の表示: 2009 October 4)</p> <p>June 1981 (情報源の表示: June 1981)</p> <p>1832 (情報源の表示: MDCCCXXXII)</p> <p>*情報源に複数の種類の暦によって表示されている場合は、採用した情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した順に記録する*。</p> <p>平成 12 年 2000 年 (情報源に和暦と西暦の双方で出版年が表示されている場合)</p>	非適用		-
			別法 任意省略	<p>データ作成機関が定めた詳細度で日付を記録する。</p> <p>2008 年 5 月 (情報源の表示: 2008 年 5 月 3 日)</p> <p>平成 12 (情報源の表示: 平成 12.5)</p> <p>2009 年 (情報源の表示: 2009 年 5 月)</p>	非適用		-
			別法 任意追加	<p>情報源に表示されている日付の暦が西暦でない場合は、その日付に対応する西暦の日付を付加し、その旨が分かる方法(コーディングや角がっこの使用など)で示す。</p> <p>平成 3 年 [1991] 民國 104 年 1 月 [2015]</p>	非適用		-
	#2.5.5.2A	和古書・漢籍	<転記省略>		対象外	非適用	
	#2.5.5.2B	複数巻単行資料、逐次刊行物、更新資料	<p>包括的記述を作成する複数巻単行資料、逐次刊行物、更新資料の初巻、初号、最初のイテレーションが入手可能な場合は、それらの出版日付を記録し、ハイフンを付加する。</p> <p>2000- 刊行が休止または完結している場合に、終巻、終号、最後のイテレーションが入手可能なときは、ハイフンに続けてそれらの出版日付を記録する。</p> <p>1959-1961 -1999 (最初のイテレーションが入手不可)</p> <p>更新資料については、識別に重要な場合は、更新日付を付加する。</p> <p>1968-1973 [1974 更新] 1990-1995 [updated 1999] (入手可能な最初と最後のイテレーションを記録した後に、さらに資料の更新があり、その日付が判明)</p> <p>全巻、全号、すべてのイテレーションが同一年に出版されている場合は、その年を記録する。</p> <p>1980 初巻、初号、最初のイテレーションおよび(または)終巻、終号、最後のイテレーションが入手できない場合は、推定の出版日付を#1.10.10.5に従って記録する。</p> <p>[2010]- (入手できた最も古い号の出版日付から推定) 1985-[1999] (終号は入手不可だが、終号の出版日付の情報が判明) [1992-2001] (初号も終号も入手不可だが、初号と終号の出版日付の情報がそれぞれ判明) 出版日付が推定できない場合は、記録しない。</p>	6.2.4F4.2	<p>一部適用</p> <p>逐次刊行物の初号が入手可能な場合は、それらの出版日付を記録し、ハイフンを付加する。</p> <p>2000- 刊行が休止または完結している場合に、終号が入手可能なときは、ハイフンに続けてそれらの出版日付を記録する。</p> <p>1959-1961 -1999 全号が同一年に出版されている場合は、その年を記録する。</p> <p>1980</p>	<p>逐次刊行物の初号が入手可能な場合は、それらの出版日付を記録し、ハイフンを付加する。</p> <p>2000- 刊行が休止または完結している場合に、終号が入手可能なときは、ハイフンに続けてそれらの出版日付を記録する。</p> <p>1959-1961 全号が同一年に出版されている場合は、その年を記録する。</p> <p>1980 初号および(または)終号が入手できない場合は、推定の出版日付を#1.10.10.5に従って記録する。</p> <p>[2010]- [2013または2014]- [1970頃]- [1901から1909の間]- [2010年代]- [1900年代]- (入手できた最も古い号の出版年から推定) 1985-[1999] (終号は入手不可だが、終号の出版日付の情報が判明) [1992-2001] (初号も終号も入手不可だが、初号と終号の出版日付の情報がそれぞれ判明)</p>	

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
	#2.5.5.2.1	単巻資料の特定できない出版日付	<転記省略>			対象外	非適用
	#2.5.5.2.2	架空のまたは誤った出版日付	資料自体に表示された日付が、架空であるか誤っていると判明している場合は、架空の日付または誤った日付を記録し、実際の日付を注記として記録する。 (参照: #2.41.5.2.2を見よ。)		非適用		—
		別法	*資料自体に表示された日付が、架空であるか誤っていると判明している場合は、実際の日付を記録し、その旨が分かる方法(コーディングや角がつこの使用など)で示す。架空の日付または誤った日付は、注記として記録する*。 (参照: #2.41.5.2.2を見よ。)		一部適用	資料自体に表示された日付が、架空であるか誤っていると判明している場合は、実際の日付を記録する。	資料自体に表示された日付が、架空であるか誤っていると判明している場合は、実際の日付を記録する。
E	#2.6	頒布表示	頒布表示は、エレメントである。	6.2.4F1 6.2.4G1.1.4	適用		適用
	#2.6.0	通則			—		—
	#2.6.0.1	記録の範囲	刊行物の頒布、発売に関して、場所、責任を有する個人・家族・団体、日付を識別する表示を、頒布表示として記録する。オンライン資料はすべて刊行物とみなし、頒布表示を記録する。初期印刷資料(和古書・漢籍を除く)の発売に関する表示については、#2.5~#2.5.5.2.2別法に従って記録する。	6.2.4F1	適用		適用
	#2.6.0.2	サブエレメント	頒布表示には、次のサブエレメントがある。 a) 頒布地(参照: #2.6.1を見よ。) b) 並列頒布地(参照: #2.6.2を見よ。) c) 頒布者(参照: #2.6.3を見よ。) d) 並列頒布者(参照: #2.6.4を見よ。) e) 頒布日付(参照: #2.6.5を見よ。)		NDL準拠	頒布表示には、次のサブエレメントがある。 a) 頒布地(参照: #2.6.1を見よ。) b) 並列頒布地(参照: #2.6.2を見よ。)(非適用) c) 頒布者(参照: #2.6.3を見よ。) d) 並列頒布者(参照: #2.6.4を見よ。)(非適用) e) 頒布日付(参照: #2.6.5を見よ。)(非適用)	頒布表示には、次のサブエレメントがある。 a) 頒布地(参照: #2.6.1を見よ。) b) 並列頒布地(参照: #2.6.2を見よ。)(非適用) c) 頒布者(参照: #2.6.3を見よ。) d) 並列頒布者(参照: #2.6.4を見よ。)(非適用) e) 頒布日付(参照: #2.6.5を見よ。)(非適用)
	#2.6.0.3	情報源	頒布表示の情報源は、サブエレメントごとに定める。	6.2.4E	適用		適用
	#2.6.0.4	記録の方法	頒布表示は、情報源に表示されているものを、#1.10~#1.10.11別法に従って記録する。資料外の情報源から採用した場合は、その旨を注記および(または)その他の方法(コーディングや角がつこの使用など)で示す。 (参照: #2.41.6.2.1を見よ。)	6.2.4E	適用		適用
	#2.6.0.5	複製	複製については、原資料の頒布表示ではなく、複製自体の表示を頒布表示として記録する。原資料の頒布表示は、関連する体現形の頒布表示として記録する。 (参照: #4.3を見よ。)	6.1.2C11	適用		複製については、原資料の頒布表示ではなく、複製自体の表示を頒布表示として記録する。原資料の頒布表示は、識別またはアクセスに重要なときは、関連する体現形の頒布表示として記録する。 (参照: #4.3を見よ。)
	#2.6.0.6	変化			—		—
	#2.6.0.6.1	複数巻単行資料、逐次刊行物	複数巻単行資料、逐次刊行物の途中の巻号で、頒布地が変化して、その変化が識別またはアクセスに重要な場合は、それを注記として記録する。頒布地の変化が名称上のものであっても、識別に重要な場合は、それを注記として記録する。 (参照: #2.41.6.2.4.1を見よ。) 複数巻単行資料、逐次刊行物の途中の巻号で、頒布者の名称が変化したか、または頒布者が他の頒布者に替わった場合に、それらの変化が識別またはアクセスに重要なときは、それを注記として記録する。頒布者の変化が表示上のみのものであっても、識別に重要な場合は、それを注記として記録する。 (参照: #2.41.6.2.4.1を見よ。)	6.2.4I1 6.2.4F2.3 6.2.4F3.2	適用		適用
	#2.6.0.6.1	複数巻単行資料、逐次刊行物 任意省略	頒布地の変化や、頒布者の名称の変化が頻繁に生じている場合は、変化のある旨を簡略に注記して記録する。 (参照: #2.41.6.2.4.1 任意省略を見よ。)		適用		適用
	#2.6.0.6.2	更新資料	<転記省略>		対象外		非適用
	#2.6.0.6.2	更新資料 任意省略	<転記省略>		対象外		非適用
S	#2.6.1	頒布地	頒布地は、頒布表示のサブエレメントである。		適用		適用
	#2.6.1.1	記録の範囲・情報源			—		—
	#2.6.1.1.1	記録の範囲	頒布地は、刊行物の頒布、発売と結びつく場所(市町村名等)である。	6.2.4F1	適用		適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
	#2.6.1.1.2	情報源	領布地は、次の優先順位で情報源を選定する。 a) 領布者と同一の情報源(参照:#2.6.3.1.2を見よ。) b) 資料自体の他の情報源(#2.0.2.2の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。) c) 資料外の情報源(参照:#2.0.2.3を見よ。)	6.2.4E	適用		適用
	#2.6.1.2	記録の方法	領布地は、#2.6.0.4に従って記録する。 市町村名等とともに、上位の地方自治体名等および(または)国名が情報源に表示されている場合は、それを付加する。 ただし、東京都特別区は、「東京」またはそれに相当する語のみ記録する。 北海道 (情報源の表示: 北海道) 横浜市 (情報源の表示: 横浜市) Osaka (情報源の表示: Osaka City) 東京 (情報源の表示: 東京都文京区) 武蔵野市(東京都) (情報源の表示: 東京都武蔵野市) 田原本町(奈良県橿城郡) (情報源の表示: 奈良県橿城郡田原本町) <例示> 部省略> 前置詞があり、それを省略すると理解が困難となる場合は、あわせて記録する。 V Praze	6.2.4F1 6.2.4F2.1	適用		適用
	#2.6.1.2	記録の方法 任意省略1	市名は、「市」またはそれに相当する語を記録しない。 「日本」という国名は、原則として記録しない。 Osaka (情報源の表示: Osaka City) 武蔵野(東京都) (情報源の表示: 東京都武蔵野市)		適用		適用
	#2.6.1.2	記録の方法 任意省略2	領布地の識別に必要でない場合は、上位の地方自治体名等および(または)国名が市町村名等とともに情報源に表示されている場合でも、市町村名等のみを記録する。 武蔵野 (情報源の表示: 東京都武蔵野市。任意省略1も適用した例)	6.2.4F2.1	適用		適用
	#2.6.1.2	記録の方法 任意追加1	識別またはアクセスに重要な場合は、住所をすべて領布地として記録する。 東京市本郷区曙町三番地 255 Sussex Drive, Ottawa, Ontario		非適用		非適用
	#2.6.1.2	記録の方法 任意追加2	資料自体に表示がない場合に、識別またはアクセスに重要なときは、上位の地方自治体名等および(または)国名を市町村名等に付加する。資料外の情報源から採用した場合は、その旨を注記および(または)その他の方法(コーディングや角がっこの使用など)で示す。 美郷町[秋田県] 美郷町[島根県] Cambridge [Massachusetts] Cambridge [United Kingdom]		一部適用	資料自体に表示がない場合に、識別またはアクセスに重要なときは、上位の地方自治体名等および(または)国名を市町村名等に付加する。	資料自体に表示がない場合に、識別またはアクセスに重要なときは、上位の地方自治体名等および(または)国名を市町村名等に付加する。 美郷町(秋田県) 美郷町(島根県) Cambridge, Massachusetts Cambridge, United Kingdom
		別法	領布地は、#2.6.0.4に従って記録する。 *市町村名等とともに、上位の地方自治体名等および(または)国名が情報源に表示されている場合は、それをあわせて、表示されているとおりに記録する*。 <例示省略>		非適用		-
		別法 任意追加1	識別またはアクセスに重要な場合は、住所をすべて領布地として記録する。 <例示省略>		非適用		-
		別法 任意追加2	資料自体に表示がない場合に、識別またはアクセスに重要なときは、上位の地方自治体名等および(または)国名を市町村名等に付加する。資料外の情報源から採用した場合は、その旨を注記および(または)その他の方法(コーディングや角がっこの使用など)で示す。 <例示省略>		非適用		-
	#2.6.1.2.1	複数の領布地	複数の領布地が情報源に表示されている場合は、採用した情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した順に記録する。 複数の領布者が存在して、それらが複数の領布地と結びついている場合は、それぞれの領布者と結びついた領布地を記録する。 (参照:#2.6.3.2.2を見よ。)	6.2.4G1.1	適用		-

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用	
			別法	複数の領布地が情報源に表示されている場合は、採用した情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した順に記録する。*日本の領布地が含まれる場合は、これを優先して記録する*。 複数の領布者が存在して、それらが複数の領布地と結びついている場合は、それぞれの領布者と結びついた領布地を記録する。 (参照:#2.6.3.2.2を見よ。)		非適用	複数の領布地が情報源に表示されている場合は、採用した情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した主なものを記録する。日本の領布地が含まれる場合は、これを優先して記録する。 複数の領布者が存在して、それらが複数の領布地と結びついている場合は、それぞれの領布者と結びついた主な領布地を記録する。 (参照:#2.6.3.2.2を見よ。)	
	#2.6.1.2.2		複数の言語・文字種による領布地	領布地が情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、本タイトルと一致する言語または文字種で記録する。該当する表示がない場合は、情報源に最初に現れた言語または文字種でその領布地を記録する。		適用	-	
			別法	*領布地が情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、内容の言語と一致する言語または文字種で記録する。該当する表示がない場合は、情報源に最初に現れた言語または文字種でその領布地を記録する。	7.2.4F2.2	非適用	領布地が情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、内容の言語と一致する言語または文字種で記録する。該当する表示がない場合は、本タイトルの言語と一致する言語または文字種で記録する。それらによる判断ができる場合は、情報源に最初に現れた言語または文字種でその領布地を記録する。	
			別法2	*領布地が情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合に、日本語で表示されているものが含まれるときは、それを記録する*。 該当する表示がない場合は、情報源に最初に現れた言語または文字種でその領布地を記録する。		非適用	-	
	#2.6.1.2.3		資料自体に表示されていない領布地	領布地が資料自体に表示されていない場合は、判明の程度に応じて次のように記録する。資料外の情報源から採用した場合は、その旨を注記および(または)その他の方法(コーディングや角がっこの使用など)で示す。 a) 市町村名等が判明しているとき 判明している市町村名等を記録する。識別に必要な場合は、上位の地方自治体名等および(または)国名をあわせて記録する。 <例示省略> b) 市町村名等を推定したとき 領布地が確定できない場合は、推定の市町村名等を記録する。識別に必要な場合は、上位の地方自治体名等および(または)国名をあわせて記録する。 市町村名等のみを記録するときは、疑問符を付加する。 <例示省略> 上位の地方自治体名等および(または)国名をあわせて記録する場合に、領布地がその範囲にあることは確かだが、市町村名等は確定できないときは、疑問符を市町村名等に付加する。 <例示省略> 上位の地方自治体名等および(または)国名をあわせて記録する場合に、領布地がその範囲にあることを確定できないときは、疑問符は上位の地方自治体名等および(または)国名に付加する。ただし、双方を区切らずに記録する場合は、その末尾に疑問符を付加する。丸がっこに入れて記録する場合は、丸がっこ以外に疑問符を付加する。 <例示省略>	6.2.4F2.2	非適用	領布地が資料自体に表示されておらず、資料外の情報源から採用した場合は、角がっこを使用して記録する。 a) 市町村名 識別に必要な場合は、上位の地方自治体名等および(または)国名をあわせて記録する。 [名古屋] [美郷町(宮崎県)] [London]	
			資料自体に表示されていない領布地（続き）	c) 上位の地方自治体名等および(または)国名 領布地として市町村名等が推定できない場合は、判明または推定した上位の地方自治体名等および(または)国名のみを記録する。 [大阪府] [Australia] e) 領布地が不明なとき 領布地が推定できない場合は、「領布地不明」と記録する。 [領布地不明]	6.2.4F2.2	非適用	c) 上位の地方自治体名等および(または)国名 領布地として市町村名等が推定できない場合は、判明または推定した上位の地方自治体名等および(または)国名のみを記録する。 [大阪府] [Australia] e) 領布地が不明なとき 領布地が推定できない場合は、「領布地不明」と記録する。 [領布地不明]	
	#2.6.1.2.4		架空のまたは誤った領布地	資料自体に表示された領布地が、架空であるか誤っていると判明している場合、または説明が必要な場合は、架空の地名または誤った地名を記録し、実際の地名等を注記として記録する。 (参照:#2.4.1.6.2.2を見よ。)		非適用	別法を採用	-
			別法	*資料自体に表示された領布地が、架空であるか誤っていると判明している場合は、実際の地名を記録し、その旨が分かる方法(コーディングや角がっこの使用など)で示す。架空の地名または誤った地名は、注記として記録する*。 (参照:#2.4.1.6.2.2を見よ。)		適用	資料自体に表示された領布地が、架空であるか誤っていると判明している場合は、実際の領布地を角がっこを使用して記録する。	資料自体に表示された領布地が、架空であるか誤っていると判明している場合は、実際の地名を記録する。
	#2.6.1.3		変化	領布地の変化については、#2.6.0.6に従って記録する。	6.2.4I1	適用		適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
S	#2.6.2	並列頒布地	並列頒布地は、頒布表示のサブエレメントである。		非適用	#2.5.0.2 参照	非適用
	#2.6.2.1	記録の範囲・情報源				—	—
	#2.6.2.1.1	記録の範囲	並列頒布地は、頒布地として記録したものと異なる言語および(または)文字種による頒布地である。		非適用		非適用
	#2.6.2.1.2	情報源	<転記省略>		非適用		非適用
	#2.6.2.2	記録の方法	<転記省略>		非適用		非適用
S	#2.6.3	頒布者	頒布者は、頒布表示のサブエレメントである。	6.2.4A	適用		適用
	#2.6.3.1	記録の範囲・情報源				—	
	#2.6.3.1.1	記録の範囲	頒布者は、刊行物の頒布、発売に責任を有する個人・家族・団体の名称である。その名称の代わりに個人・家族・団体を特徴付ける語句が表示されていることもある。 Bookseller in ordinary to His Majesty 民国以降、中国刊行の図書に併記されている出版者と発行者については、発行者を頒布者として取り扱う。	6.2.4F1 6.2.4F3.1	適用		適用
	#2.6.3.1.2	情報源	頒布者は、次の優先順位で情報源を選定する。a) 本タイトルと同一の情報源(参照:#2.1.1.1.2を見よ。) b) 資料自体の他の情報源(#2.0.2.2の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。) c) 資料外の情報源(参照:#2.0.2.3を見よ。)	6.2.4E	適用		頒布者は、次の優先順位で情報源を選定する。 a) 本タイトルと同一の情報源(参照:#2.1.1.1.2を見よ。) b) 資料自体の他の情報源(#2.0.2.2の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。) ただし、識別またはアクセスに重要な場合、優先順位はこの限りではない。
	#2.6.3.2	記録の方法	頒布者は、#2.6.0.4に従って記録する。(参照: 頒布者の関連について(は、#44.3.2を見よ。))	6.2.4F3.1	適用		適用
	#2.6.3.2	記録の方法 任意省略1	頒布者を識別するのに必要でない組織階層は省略する。省略を示す記号(…))は記録しない。		適用		適用
	#2.6.3.2	記録の方法 任意省略2	法人組織を示す語等については省略する。省略を示す記号(…))は記録しない。	6.2.4F3	適用		適用
	#2.6.3.2.1	役割を示す語句	頒布者の役割を示す語句は、情報源に表示されているとおりに記録する。 For sale by the Superintendent of Documents, U.S. Government Publishing Office Marketed and distributed by Times Group Books	6.2.4G1.1.4	一部適用	頒布者の役割を示す語句は、丸がっこ()に入れて付記する。	非適用
	#2.6.3.2.1	役割を示す語句 任意追加	頒布者の役割が情報源の表示だけでは明確でない場合は、役割を示す語句を付加する。資料外の情報源から採用した場合は、その旨を注記および(または)その他の方法(コードイングや角がっこの使用など)で示す。		非適用		非適用
	#2.6.3.2.2	複数の頒布者	複数の頒布者が情報源に表示されている場合は、採用した情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した順に記録する。	6.2.4G1.1	適用		適用
	#2.6.3.2.3	複数の言語・文字種による頒布者	頒布者が情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、本タイトルと一致する言語または文字種で記録する。該当する表示がない場合は、情報源に最初に現れた言語または文字種でその頒布者を記録する。		適用	—	
		別法1	*頒布者が情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、内容と一致する言語または文字種で記録する。該当する表示がない場合は、情報源に最初に現れた言語または文字種でその頒布者を記録する。		非適用		頒布者が情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、内容と一致する言語または文字種で記録する。該当する表示がない場合は、本タイトルの言語と一致する言語または文字種で記録する。それらによる判断ができる場合は、情報源に最初に現れた言語または文字種でその頒布者を記録する。
		別法2	*頒布者が情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合に、日本語で表示されているものが含まれるときは、それを記録する*。該当する表示がない場合は、情報源に最初に現れた言語または文字種でその頒布者を記録する。		非適用		—
	#2.6.3.2.4	特定できない頒布者	頒布者が資料自体に表示されていない場合に、資料外の情報源からも特定できないときは、その旨が分かる方法(コードイングや角がっこの使用など)で、「頒布者不明」または'distributor not identified'と記録する。[頒布者不明]		非適用		非適用
	#2.6.3.2.5	架空のまたは誤った頒布者 別法	資料自体に表示された頒布者の名称が、架空であるか誤っていると判明している場合、または説明が必要な場合は、架空の名称または誤った名称を記録し、実際の名称等を注記として記録する。(参照:#2.41.6.2.2を見よ。)		非適用	別法を採用	—

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
			別法	*資料自体に表示された頒布者の名称が、架空であるか誤っていると判明している場合は、実際の名称を記録し、その旨が分かる方法(コードイングや角がっこの使用など)で示す。架空の名称または誤った名称は、注記として記録する。(参照:#2.41.6.2.2を見よ。)	適用	資料自体に表示された頒布者の名称が、架空であるか誤っていると判明している場合は、実際の頒布者を角がっこを使用して記録する。	資料自体に表示された頒布者の名称が、架空であるか誤っていると判明している場合は、実際の名称を記録する。
S	#2.6.3.3	変化	頒布者の変化については、#2.6.0.6に従って記録する。	6.2.4F3.2 6.2.4I1	適用		適用
S	#2.6.4	並列頒布者	並列頒布者は、頒布表示のサブエレメントである。		非適用		非適用
	#2.6.4.1	記録の範囲・情報源				—	—
	#2.6.4.1.1	記録の範囲	並列頒布者は、頒布者として記録したものと異なる言語および(または)文字種による頒布者の名称である。		非適用		非適用
	#2.6.4.1.2	情報源	<転記省略>		非適用		非適用
S	#2.6.4.2	記録の方法	<転記省略>		非適用		非適用
S	#2.6.5	頒布日付	頒布日付は、頒布表示のサブエレメントである。		非適用	出版日付と別に頒布日付を記録することはできないので、頒布日付については非適用	非適用
	#2.6.5.1	記録の範囲・情報源				—	—
	#2.6.5.1.1	記録の範囲	<転記省略>		非適用		非適用
	#2.6.5.1.2	情報源	<転記省略>		非適用		非適用
	#2.6.5.2	記録の方法	<転記省略>		非適用		非適用
	#2.6.5.2	記録の方法 任意省略	<転記省略>		非適用		非適用
	#2.6.5.2A	複数巻単行資料、逐次刊行物、更新資料	包括的記述を作成する複数巻単行資料、逐次刊行物、更新資料の初巻、初号、最初のイテレーションが入手可能な場合は、それらの頒布日付を記録し、ハイフンを付加する。 2000— 頒布が休止または完結している場合に、終巻、終号、最後のイテレーションが入手可能なときは、ハイフンに続けてそれらの頒布日付を記録する。 1959-1961 -1999 (最初のイテレーションが入手不可) 更新資料については、識別に重要な場合は、更新日付を付加する。 1968-1973 [1974 更新] 1990-1995 [updated 1999] (入手可能な最初と最後のイテレーションを記録した後に、さらに資料の更新があり、その日付が判明) 全巻、全号、すべてのイテレーションが同一年に頒布されている場合は、その年を記録する。 1980 初巻、初号、最初のイテレーションおよび(または)終巻、終号、最後のイテレーションが入手できない場合は、推定の頒布日付を#1.10.10.5に従って記録する。 [2010]- (入手できた最も古い号の頒布日付から推定) 1985-[1999] (終号は入手不可だが、終号の頒布日付の情報が判明) [1992-2001] (初号も終号も入手不可だが、初号と終号の頒布日付の情報がそれぞれ判明) 頒布日付が推定できない場合は、記録しない。		非適用	発行日がなく頒布日(発売日)しか分からぬ場合、それを発行日として扱う。	非適用
	#2.6.5.2.1	単巻資料の特定できない頒布日付	<転記省略>			対象外	非適用
	#2.6.5.2.2	架空のまたは誤った頒布日付	<転記省略>		非適用		非適用
E	#2.7	製作表示	製作表示は、エレメントである。	6.2.4H	適用		非適用
	#2.7.0	通則				—	—

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
	#2.7.0.1	記録の範囲	刊行物の印刷、複写、成型等に関して、場所、責任を有する個人・家族・団体、日付を識別する表示を、製作表示として記録する。初期印刷資料(和古書・漢籍を除く)の印刷に関する表示については、#2.5～#2.5.2.2 別法に従って記録する。		一部適用	刊行物の印刷、複写、成型等に関して、場所、責任を有する個人・家族・団体、日付を識別する表示を、出版表示が不明の場合に限り、製作表示として記録する。初期印刷資料(和古書・漢籍を除く)の印刷に関する表示については、#2.5～#2.5.2.2 別法に従って記録する。	非適用
	#2.7.0.2	サブエレメント	製作表示には、次のサブエレメントがある。 a) 製作地(参照:#2.7.1を見よ。) b) 並列製作地(参照:#2.7.2を見よ。) c) 製作者(参照:#2.7.3を見よ。) d) 並列製作者(参照:#2.7.4を見よ。) e) 製作日付(参照:#2.7.5を見よ。)		一部適用	製作表示には、次のサブエレメントがある。 a) 製作地(参照:#2.7.1を見よ。) b) 並列製作地(参照:#2.7.2を見よ。)(非適用) c) 製作者(参照:#2.7.3を見よ。) d) 並列製作者(参照:#2.7.4を見よ。)(非適用) e) 製作日付(参照:#2.7.5を見よ。)	非適用
	#2.7.0.3	情報源	製作表示の情報源は、サブエレメントごとに定める。		適用		非適用
	#2.7.0.4	記録の方法	製作表示は、情報源に表示されているものを、#1.10～#1.10.11 別法に従って記録する。資料外の情報源から採用した場合は、その旨を注記および(または)その他の方法(コーディングや角がっこの使用など)で示す。(参照:#2.41.7.2.1を見よ。)		一部適用	製作表示は、出版表示が不明の場合に限り、情報源に表示されているものを、製作表示全体を丸括弧()でくるんで記録する。	非適用
	#2.7.0.5	複製	複製については、原資料の製作表示ではなく、複製自体の表示を製作表示として記録する。原資料の製作表示は、関連する体現形の製作表示として記録する。(参照:#43.3を見よ。)		適用		非適用
	#2.7.0.6	変化			—	—	—
	#2.7.0.6.1	複数巻単行資料、逐次刊行物	複数巻単行資料、逐次刊行物の途中の巻号で、製作地が変化して、その変化が識別またはアクセスに重要な場合は、それを注記として記録する。製作地の変化が名称上のものであっても、識別に重要な場合は、それを注記として記録する。(参照:#2.41.7.2.4.1を見よ。)複数巻単行資料、逐次刊行物の途中の巻号で、製作者の名称が変化したか、または製作者が他の製作者に替わった場合に、それらの変化が識別またはアクセスに重要なときは、それを注記として記録する。製作者の変化が表示上ののみのものであっても、識別に重要な場合は、それを注記として記録する。(参照:#2.41.7.2.4.1を見よ。)		一部適用	途中の巻号で、資料製作地が変化して、その変化が識別またはアクセスに重要な場合は、それを注記として記録する。製作地の変化が名称上のものであっても、識別に重要な場合は、それを注記として記録する。(参照:#2.41.7.2.4.1を見よ。)途中の巻号で、製作者の名称が変化したか、または製作者が他の製作者に替わった場合に、それらの変化が識別またはアクセスに重要なときは、それを注記として記録する。製作者の変化が表示上ののみのものであっても、識別に重要な場合は、それを注記として記録する。(参照:#2.41.7.2.4.1を見よ。)	非適用
	#2.7.0.6.1	複数巻単行資料、逐次刊行物 任意省略	製作地の変化や、製作者の名称の変化が頻繁に生じている場合は、変化のある旨を簡略に注記として記録する。(参照:#2.41.7.2.4.1 任意省略を見よ。)		適用		非適用
	#2.7.0.6.2	更新資料	<転記省略>		対象外		非適用
	#2.7.0.6.2	更新資料 任意省略	<転記省略>		対象外		非適用
S	#2.7.1	製作地	製作地は、製作表示のサブエレメントである。		適用		非適用
	#2.7.1.1	記録の範囲・情報源			—	—	—
	#2.7.1.1.1	記録の範囲	製作地は、刊行物の印刷、複写、成型等と結びつく場所(市町村名等)である。		適用		非適用
	#2.7.1.1.2	情報源	製作地は、次の優先順位で情報源を選定する。a) 製作者と同一の情報源(参照:#2.7.3.1.2を見よ。) b) 資料自体の他の情報源(#2.0.2.2 の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。) c) 資料外の情報源(参照:#2.0.2.3を見よ。)		適用		非適用
	#2.7.1.2	記録の方法	製作地は、#2.7.0.4 に従って記録する。市町村名等とともに、上位の地方自治体名等および(または)国名が情報源に表示されている場合は、それを付加する。ただし、東京都特別区は、「東京」またはそれに相当する語のみ記録する。 <例示省略>		一部適用	製作地は、出版表示が不明の場合に限り、#2.7.0.4 に従って記録する。市町村名等とともに、上位の地方自治体名等および(または)国名が情報源に表示されている場合は、それを付加する。ただし、東京都特別区は、「東京」またはそれに相当する語のみ記録する。 <例示省略>	非適用
	#2.7.1.2	記録の方法 任意省略1	市名は、「市」またはそれに相当する語を記録しない。 「日本」という国名は、原則として記録しない。 Osaka (情報源の表示: Osaka City) 武蔵野(東京都) (情報源の表示: 東京都武蔵野市)市名は、「市」またはそれに相当する語を記録しない。 「日本」という国名は、原則として記録しない。 Osaka (情報源の表示: Osaka City) 武蔵野(東京都) (情報源の表示: 東京都武蔵野市)		適用		非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
	#2.7.1.2	記録の方法 任意省略2		製作地の識別に必要でない場合は、上位の地方自治体名等および(または)国名が市町村名等とともに情報源に表示されている場合でも、市町村名等のみを記録する。 武蔵野 (情報源の表示: 東京都武蔵野市。任意省略 1 も適用した例)	適用		非適用
	#2.7.1.2	記録の方法 任意追加1		識別またはアクセスに重要な場合は、住所をすべて製作地として記録する。 東京市本郷區曙町三番地 255 Sussex Drive, Ottawa, Ontario	非適用		非適用
	#2.7.1.2	記録の方法 任意追加2		資料自体に表示がない場合に、識別またはアクセスに重要なときは、上位の地方自治体名等および(または)国名を市町村名等に付加する。資料外の情報源から採用した場合は、その旨を注記および(または)その他の方法(コーディングや角がっこの使用など)で示す。 美郷町〔秋田県〕 美郷町〔島根県〕 Cambridge [Massachusetts] Cambridge [United Kingdom]	一部適用	資料自体に表示がない場合に、識別またはアクセスに重要なときは、上位の地方自治体名等および(または)国名を角がっこ[]でくるんで補記する。 美郷町〔秋田県〕 美郷町〔島根県〕 Cambridge [Massachusetts] Cambridge [United Kingdom]	非適用
		記録の方法 別法		製作地は、#2.7.0.4 に従って記録する。 *市町村名等とともに、上位の地方自治体名等および(または)国名が情報源に表示されている場合は、それをあわせて、表示されているとおりに記録する*。 <例示省略>	非適用		-
		記録の方法 別法 任意追加1		識別またはアクセスに重要な場合は、住所をすべて製作地として記録する。 <例示省略>	非適用		-
		記録の方法 別法 任意追加2		資料自体に表示がない場合に、識別またはアクセスに重要なときは、上位の地方自治体名等および(または)国名を市町村名等に付加する。資料外の情報源から採用した場合は、その旨を注記および(または)その他の方法(コーディングや角がっこの使用など)で示す。 <例示省略>	非適用		-
	#2.7.1.2.1	複数の製作地		複数の製作地が情報源に表示されている場合は、採用した情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した順に記録する。 複数の製作者が存在して、それらが複数の製作地と結びついている場合は、それぞれの製作者と結びついた製作地を記録する。 (参照: #2.7.3.22 を見よ。)	適用		非適用
		別法		複数の製作地が情報源に表示されている場合は、採用した情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した順に記録する。*日本の製作地が含まれる場合は、これを優先して記録する*。 複数の製作者が存在して、それらが複数の製作地と結びついている場合は、それぞれの製作者と結びついた製作地を記録する。 (参照: #2.7.3.22 を見よ。)	非適用		-
	#2.7.1.2.2	複数の言語・文字種による製作地		製作地が情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、本タイトルと一致する言語または文字種で記録する。該当する表示がない場合は、情報源に最初に現れた言語または文字種でその製作地を記録する。	適用		非適用
		別法1		*製作地が情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、内容の言語と一致する言語または文字種で記録する*。該当する表示がない場合は、情報源に最初に現れた言語または文字種でその製作地を記録する。	非適用		-
		別法2		*製作地が情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合に、日本語で表示されているものが含まれるときは、それを記録する*。該当する表示がない場合は、情報源に最初に現れた言語または文字種でその製作地を記録する。	非適用		-

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
	#2.7.1.2.3		資料自体に表示されていない製作地	<p>製作地が資料自体に表示されていない場合は、判明の程度に応じて次のように記録する。資料外の情報源から採用した場合は、その旨を注記および(または)その他の方法(コーディングや角がっこの使用など)で示す。</p> <p>a) 市町村名等が判明しているとき 判明している市町村名等を記録する。識別に必要な場合は、上位の地方自治体名等および(または)国名をあわせて記録する。 <~dの例示省略></p> <p>b) 市町村名等を推定したとき 製作地が確定できない場合は、推定の市町村名等を記録する。識別に必要な場合は、上位の地方自治体名等および(または)国名をあわせて記録する。 市町村名等のみを記録するときは、疑問符を付加する。 上位の地方自治体名等および(または)国名をあわせて記録する場合に、製作地がその範囲にあることを確定できないときは、疑問符は上位の地方自治体名等および(または)国名に付加する。ただし、双方を区切らずに記録する場合は、その末尾に疑問符を付加する。丸がっこに入れて記録する場合は、丸がっこ以外に疑問符を付加する。</p> <p>c) 上位の地方自治体名等および(または)国名が判明しているとき 製作地として市町村名等が推定できない場合は、判明した上位の地方自治体名等および(または)国名のみを記録する。</p> <p>d) 上位の地方自治体名等および(または)国名を推定したとき 上位の地方自治体名等および(または)国名が特定できない場合は、推定の地名を記録し、疑問符を付加する。</p> <p>e) 製作地が不明なとき 製作地が推定できない場合は、「製作地不明」または「Place of manufacture not identified」と記録する。 [製作地不明]</p>	非適用		非適用
	#2.7.1.2.4		架空のまたは誤った製作地	資料自体に表示された製作地が、架空であるか誤っていると判明している場合、または説明が必要な場合は、架空の地名または誤った地名を記録し、実際の地名等を注記として記録する。 (参照: #2.41.7.2.2 を見よ。)	非適用		非適用
		別法		*資料自体に表示された製作地が、架空であるか誤っていると判明している場合は、実際の地名を記録し、その旨が分かる方法(コーディングや角がっこの使用など)で示す。架空の地名または誤った地名は、注記として記録する*。 (参照: #2.41.7.2.2 を見よ。)	非適用		
	#2.7.1.3		変化	製作地の変化については、#2.7.0.6 に従って記録する。	適用		非適用
S	#2.7.2		並列製作地	並列製作地は、製作表示のサブエレメントである。	非適用	#2.7.0.2参照	非適用
	#2.7.2.1		記録の範囲・情報源			—	—
	#2.7.2.1.1		記録の範囲	<転記省略>	非適用		非適用
	#2.7.2.1.2		情報源	<転記省略>	非適用		非適用
	#2.7.2.2		記録の方法	<転記省略>	非適用		非適用
S	#2.7.3		製作者	製作者は、製作表示のサブエレメントである。	適用		非適用
	#2.7.3.1		記録の範囲・情報源			—	—
	#2.7.3.1.1		記録の範囲	製作者は、刊行物の印刷、複写、成型等に責任を有する個人・家族・団体の名称である。その名称の代わりに個人・家族・団体を特徴付ける語句が表示されていることもある。 Harrison & sons, printers in ordinary to Her Majesty	適用		非適用
	#2.7.3.1.2		情報源	製作者は、次の優先順位で情報源を選定する。 a) 本タイトルと同一の情報源(参照: #2.1.1.1.2 を見よ。) b) 資料自体の他の情報源(#2.0.2.2 の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。) c) 資料外の情報源(参照: #2.0.2.3 を見よ。)	適用		非適用
	#2.7.3.2		記録の方法	製作者は、#2.7.0.4 に従って記録する。 (参照: 製作者の関連については、#44.3.3 を見よ。)	適用		非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
		#2.7.3.2	記録の方法 任意省略1	製作者を識別するのに必要でない組織階層は省略する。省略を示す記号(….)は記録しない。	適用		非適用
		#2.7.3.2	記録の方法 任意省略2	法人組織を示す語等については省略する。省略を示す記号(….)は記録しない。	適用		非適用
		#2.7.3.2.1	役割を示す語句	製作者の役割を示す語句は、情報源に表示されているとおりに記録する。 Manufactured and marketed by Universal Music Classics	適用		非適用
		#2.7.3.2.1	役割を示す語句 任意追加	製作者の役割が情報源の表示だけでは明確でない場合は、役割を示す語句を付加する。 資料外の情報源から採用した場合は、その旨を注記および(または)その他の方(コーディングや角がっこの使用など)で示す。	適用		非適用
		#2.7.3.2.2	複数の製作者	複数の製作者が情報源に表示されている場合は、採用した情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて記録する。	適用		非適用
		#2.7.3.2.3	複数の言語・文字種による製作者	製作者が情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、本タイトルと一致する言語または文字種で記録する。該当する表示がない場合は、情報源に最初に現れた言語または文字種でその製作者を記録する。	適用		非適用
			別法1	*製作地が情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合に、日本語で表示されているものが含まれるときは、それを記録する*。該当する表示がない場合は、情報源に最初に現れた言語または文字種でその製作地を記録する。	非適用		
			別法2	*製作者が情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合に、日本語で表示されているものが含まれるときは、それを記録する*。該当する表示がない場合は、情報源に最初に現れた言語または文字種でその製作者を記録する。	非適用		
		#2.7.3.2.4	特定できない製作者	製作者が資料自体に表示されていない場合に、資料外の情報源からも特定できないときは、その旨が分かる方法(コーディングや角がっこの使用など)で、「製作者不明」または「manufacturer not identified」と記録する。 〔製作者不明〕	非適用		非適用
		#2.7.3.2.5	架空のまたは誤った製作者	製作者が資料自体に表示されていない場合に、資料外の情報源からも特定できないときは、その旨が分かる方法(コーディングや角がっこの使用など)で、「製作者不明」または「manufacturer not identified」と記録する。 〔製作者不明〕	非適用		非適用
			別法	*資料自体に表示された製作者の名称が、架空であるか誤っていると判断している場合は、実際の名称を記録し、その旨が分かる方法(コーディングや角がっこの使用など)で示す。 架空の名称または誤った名称は、注記として記録する*。 (参照:#2.41.7.2.2を見よ。)	非適用		-
		#2.7.3.3	変化	製作者の変化については、#2.7.0.6に従って記録する。	適用		非適用
S		#2.7.4	並列製作者	並列製作者は、製作表示のサブエレメントである。	非適用	#2.7.0.2参照	非適用
		#2.7.4.1	記録の範囲・情報源			-	-
		#2.7.4.1.1	記録の範囲	<転記省略>	非適用		非適用
		#2.7.4.1.2	情報源	<転記省略>	非適用		非適用
		#2.7.4.2	記録の方法	<転記省略>	非適用		非適用
S		#2.7.5	製作日付	製作日付は、製作表示のサブエレメントである。	非適用		非適用
		#2.7.5.1	記録の範囲・情報源			-	-
		#2.7.5.1.1	記録の範囲	製作日付は、刊行物の印刷、複写、成型等と結びつく日付である。	非適用		非適用
		#2.7.5.1.2	情報源	<転記省略>	非適用		非適用
		#2.7.5.2	記録の方法	<転記省略>	非適用		非適用
		#2.7.5.2	記録の方法 任意省略	<転記省略>	非適用		非適用
		#2.7.5.2A	複数巻単行資料、逐次刊行物、更新資料	<転記省略>	非適用		非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
		#2.7.5.2.1	単巻資料の特定できない 製作日付	<転記省略>	非適用		非適用
		#2.7.5.2.2	架空のまたは誤った製作 日付	<転記省略>	非適用		非適用
E		#2.8	非刊行物の制作表示	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.0	通則			—	—
		#2.8.0.1	記録の範囲	非刊行物の書写、銘刻、作製、組立等に関して、場所、責任を有する個人・家族・団体、日付を識別する表示を、非刊行物の制作表示として記録する。		対象外	非適用
		#2.8.0.2	サブエレメント	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.0.3	情報源	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.0.4	記録の方法	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.0.5	複製	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.0.6	変化			—	—
		#2.8.0.6.1	複数巻單行資料、逐次刊 行物	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.0.6.1	複数巻單行資料、逐次刊 行物 任意省略	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.0.6.2	更新資料	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.0.6.2	更新資料 任意省略	<転記省略>		対象外	非適用
S		#2.8.1	非刊行物の制作地	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.1.1	記録の範囲・情報源	<転記省略>		—	—
		#2.8.1.1.1	記録の範囲	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.1.1.2	情報源	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.1.2	記録の方法	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.1.2	記録の方法 任意省略1	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.1.2	記録の方法 任意省略2	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.1.2	記録の方法 任意追加1	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.1.2	記録の方法 任意追加2	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.1.2A	和古書・漢籍	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.1.2.1	複数の制作地	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.1.2.2	複数の言語・文字種による 制作地	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.1.2.3	資料自体に表示されてい ない制作地	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.1.2.4	架空のまたは誤った制作 地	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.1.3	変化	<転記省略>		対象外	非適用
S		#2.8.2	非刊行物の並列制作地	<転記省略>		対象外	非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
		#2.8.2.1	記録の範囲・情報源		—	—	—
		#2.8.2.1.1	記録の範囲	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.2.1.2	情報源	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.2.2	記録の方法	<転記省略>		対象外	非適用
S		#2.8.3	非刊行物の制作者	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.3.1	記録の範囲・情報源		—	—	—
		#2.8.3.1.1	記録の範囲	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.3.1.2	情報源	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.3.2	記録の方法	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.3.2	記録の方法 任意省略1	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.3.2	記録の方法 任意省略2	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.3.2.1	役割を示す語句	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.3.2.1	役割を示す語句 任意追加	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.3.2.1A	和古書・漢籍	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.3.2.2	複数の制作者	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.3.2.3	複数の言語・文字種による制作者	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.3.2.4	特定できない制作者	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.3.2.5	架空のまたは誤った制作者	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.3.3	変化	<転記省略>		対象外	非適用
S		#2.8.4	非刊行物の並列制作者	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.4.1	記録の範囲・情報源	<転記省略>		対象外	—
		#2.8.4.1.1	記録の範囲	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.4.1.2	情報源	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.4.2	記録の方法	<転記省略>		対象外	非適用
S	*	#2.8.5	非刊行物の制作日付	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.5.1	記録の範囲・情報源	<転記省略>		対象外	—
		#2.8.5.1.1	記録の範囲	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.5.1.2	情報源	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.5.2	記録の方法	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.5.2	記録の方法 任意省略	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.5.2A	和古書・漢籍	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.5.2B	複数巻単行資料、逐次刊行物、更新資料	<転記省略>		対象外	非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
	#2.8.5.2C	文書、コレクション	<転記省略>		対象外	非適用	
	#2.8.5.2C	文書、コレクション 任意追加	<転記省略>		対象外	非適用	
	#2.8.5.2.1	単巻資料の特定できない制作日付	<転記省略>		対象外	非適用	
	#2.8.5.2.2	架空のまたは誤った制作日付	<転記省略>		対象外	非適用	
E	#2.9	著作権日付	著作権日付は、エレメントである。		非適用		非適用
	#2.9.1	記録の範囲・情報源			—	—	
	#2.9.1.1	記録の範囲	著作権日付は、記述対象の著作権または著作権に相当する権利の発生と結びつく日付である。著作権日付には、原盤権日付(録音の権利保護と結びつく日付)も含まれる。		非適用		非適用
	#2.9.1.2	情報源	著作権日付は、どの情報源に基づいて記録してもよい。		非適用		非適用
	#2.9.2	記録の方法	著作権日付は、情報源に表示されている日付を、#2.5.5.2 に従って記録する。 著作権日付の冒頭に「©」、「℗」が表示されていて記録できない場合、または記録することが不適切な場合は、「c」、「p」に置き換えて記録する。 目録用言語として英語を用いる場合は、「copyright」、「phonogram copyright」を用いて記録する。 ©1955 copyright 2000 c1955 ℗2014 phonogram copyright 2015 著作権日付が、情報源に複数の種類の暦によって表示されている場合は、採用した情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した順に記録する。 文章、音楽、画像等のそれぞれに対する著作権日付が表示されている場合は、識別または選択のために重要なものをすべて記録する。 文章、音楽、画像等のいずれか一つに対して複数の著作権日付が表示されている場合は、最新の著作権日付のみを記録する。		非適用		非適用
	#2.9.2	記録の方法 任意追加	記録しなかった著作権日付は、注記として記録する。(参照: #2.41.9.2.1を見よ。) または関連する体現形の著作権日付として記録する。(参照: #43.3 を見よ。)		非適用		非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用	
E	#2.10	シリーズ表示	シリーズ表示は、エレメントである。	(基準第5版 6.2)		適用		
	#2.10.0	通則				—		
	#2.10.0.1	記録の範囲	単行資料、逐次刊行物、更新資料に対するシリーズについての表示を記録する。シリーズは、記述対象より上位の書誌レベルに位置する体現形である。 <例示一部省略> 広島大学総合科学部紀要 (記述対象: 言語文化研究「広島大学総合科学部紀要」の中の逐次刊行物 1部編) 記述対象が単行資料、逐次刊行物、更新資料の構成部分(雑誌論文等)である場合は、上位の書誌レベルの情報(収録誌紙等)はシリーズ表示とは扱わず、体現形間の関連として記録する。 (参照: #4.31を見よ。) シリーズは、複数階層のレベルから成ることがある。最上位のレベルをシリーズとして、それ以外のレベルをサブシリーズとして扱う。複数のレベルのサブシリーズが存在することもある。 【シリーズ】書誌書目シリーズ 【サブシリーズ】未刊史料による日本出版文化 (記述対象: 出版の起源と京都の本屋) 一つのシリーズに関する記録、または一つのシリーズと一つまたは複数のサブシリーズに関する記録を、一組のシリーズ表示とする。 記述対象が属するシリーズまたはサブシリーズを、関連する著作として扱う場合は、#4.31に従って記録する。	適用		シリーズについての表示を記録する。シリーズは、記述対象より上位の書誌レベルに位置する体現形である。 半導体規格表シリーズ シリーズは、複数階層のレベルから成ることがある。最上位のレベルをシリーズとして、それ以外のレベルをサブシリーズとして扱う。複数のレベルのサブシリーズが存在することもある。 【シリーズ】NHKラジオ学校放送 【サブシリーズ】社会科4年 (記述対象: あの村この町) 【シリーズ】国際基督教大学学報 【サブシリーズ】1 【サブシリーズ】A (記述対象: 教育研究) 一つのシリーズに関する記録、または一つのシリーズと一つまたは複数のサブシリーズに関する記録を、一組のシリーズ表示とする。		
	#2.10.0.2	サブエレメント	シリーズ表示には、次のサブエレメントがある。これらのうち、シリーズの本タイトル、シリーズ内番号、サブシリーズの本タイトル、サブシリーズ内番号は、コア・エレメントである。 a) シリーズの本タイトル(参照: #2.10.1を見よ。) b) シリーズの並列タイトル(参照: #2.10.2を見よ。) c) シリーズのタイトル関連情報(参照: #2.10.3を見よ。) d) シリーズの並列タイトル関連情報(参照: #2.10.4を見よ。) e) シリーズに關係する責任表示(参照: #2.10.5を見よ。)(非適用) f) シリーズに關係する並列責任表示(参照: #2.10.6を見よ。) g) シリーズのISSN(参照: #2.10.7を見よ。) h) シリーズ内番号(参照: #2.10.8を見よ。) i) サブシリーズの本タイトル(参照: #2.10.9を見よ。) j) サブシリーズの並列タイトル(参照: #2.10.10を見よ。) k) サブシリーズのタイトル関連情報(参照: #2.10.11を見よ。) l) サブシリーズの並列タイトル関連情報(参照: #2.10.12を見よ。)(非適用) m) サブシリーズに關係する責任表示(参照: #2.10.13を見よ。)(非適用) n) サブシリーズに關係する並列責任表示(参照: #2.10.14を見よ。)(非適用) o) サブシリーズのISSN(参照: #2.10.15を見よ。)(非適用) p) サブシリーズ内番号(参照: #2.10.16を見よ。)(非適用) (参照: #2.10.2)～a)、#2.2.0.2g)～j)を見よ。)	6.2.6D2他	一部適用	シリーズ表示には、次のサブエレメントがある。これらのうち、シリーズの本タイトル、シリーズ内番号、サブシリーズの本タイトル、サブシリーズ内番号は、コア・エレメントである。 a) シリーズの本タイトル(参照: #2.10.1を見よ。) b) シリーズの並列タイトル(参照: #2.10.2を見よ。) c) シリーズのタイトル関連情報(参照: #2.10.3を見よ。) d) シリーズの並列タイトル関連情報(参照: #2.10.4を見よ。) e) シリーズに關係する責任表示(参照: #2.10.5を見よ。)(非適用) f) シリーズに關係する並列責任表示(参照: #2.10.6を見よ。)(非適用) g) シリーズのISSN(参照: #2.10.7を見よ。)(非適用) h) シリーズ内番号(参照: #2.10.8を見よ。) i) サブシリーズの本タイトル(参照: #2.10.9を見よ。) j) サブシリーズの並列タイトル(参照: #2.10.10を見よ。) k) サブシリーズのタイトル関連情報(参照: #2.10.11を見よ。) l) サブシリーズの並列タイトル関連情報(参照: #2.10.12を見よ。)(非適用) m) サブシリーズに關係する責任表示(参照: #2.10.13を見よ。)(非適用) n) サブシリーズに關係する並列責任表示(参照: #2.10.14を見よ。)(非適用) o) サブシリーズのISSN(参照: #2.10.15を見よ。)(非適用) p) サブシリーズ内番号(参照: #2.10.16を見よ。)(非適用) (参照: #2.10.2j)～q)、#2.2.0.2g)～j)を見よ。)	シリーズ表示には、次のサブエレメントがある。これらのうち、シリーズの本タイトル、シリーズ内番号、サブシリーズの本タイトル、サブシリーズ内番号は、コア・エレメントである。 a) シリーズの本タイトル(参照: #2.10.1を見よ。) b) シリーズの並列タイトル(参照: #2.10.2を見よ。) c) シリーズのタイトル関連情報(参照: #2.10.3を見よ。) d) シリーズの並列タイトル関連情報(参照: #2.10.4を見よ。)(非適用) e) シリーズに關係する責任表示(参照: #2.10.5を見よ。) f) シリーズに關係する並列責任表示(参照: #2.10.6を見よ。)(非適用) g) シリーズのISSN(参照: #2.10.7を見よ。) h) シリーズ内番号(参照: #2.10.8を見よ。) i) サブシリーズの本タイトル(参照: #2.10.9を見よ。) j) サブシリーズの並列タイトル(参照: #2.10.10を見よ。) k) サブシリーズのタイトル関連情報(参照: #2.10.11を見よ。) l) サブシリーズの並列タイトル関連情報(参照: #2.10.12を見よ。)(非適用) m) サブシリーズに關係する責任表示(参照: #2.10.13を見よ。)(非適用) n) サブシリーズに關係する並列責任表示(参照: #2.10.14を見よ。)(非適用) o) サブシリーズのISSN(参照: #2.10.15を見よ。) p) サブシリーズ内番号(参照: #2.10.16を見よ。) (参照: #2.10.2j)～q)、#2.2.0.2g)～j)を見よ。)	
	#2.10.0.3	情報源	情報源は、シリーズ表示の各エレメントの規定に従う。		適用		適用	
	#2.10.0.4	記録の方法	シリーズ表示の各エレメントは、句読点、記号、略語、大文字使用法、数字なども含め、情報源の表示を#1.10～#1.10.11別法に従って記録する。		適用		適用	
	#2.10.0.4.1	サブシリーズ	サブシリーズがある場合は、シリーズとサブシリーズの関係が分かるように記録する。 また、サブシリーズが複数あり、その間に上位・下位の関係がある場合は、その関係が分かるように記録する。		適用		適用	
	#2.10.0.4.2	複数のシリーズ	記述対象が複数のシリーズに属する場合は、シリーズ表示ごとに、#2.10.1～#2.10.16に従って記録する。 現代俳句選集 河盡書 記述対象の個々の部分が異なるシリーズに属し、かつその関係をシリーズ表示において的確に記録できない場合は、シリーズに関する具体的な情報を注記として記録する。 (参照: #2.41.10.2.1を見よ。)		適用		適用	

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用	
	#2.10.0.5	複製	複製については、原資料のシリーズ表示ではなく、複製自体のシリーズ表示を記録する。原資料のシリーズ表示が、資料自体に表示されている場合は、関連する体現形のシリーズ表示として記録する。（参照:#2.0.4. #43.3を見よ。）		非適用		複製については、原資料のシリーズ表示ではなく、複製自体のシリーズ表示を記録する。	
	#2.10.0.6	変化	複数巻単行資料、逐次刊行物または更新資料においては、シリーズ表示に変化、追加または削除が生じることがある。 複数巻単行資料または逐次刊行物では、シリーズ表示に変化または追加が生じた場合は、そのシリーズ表示を追加して記録する。変化または追加をシリーズ表示の中で的確に記録できず、かつ識別またはアクセスに重要な場合は、変化または追加の旨を注記として記録する。削除が生じ、かつ識別またはアクセスに重要な場合は、削除の旨を注記として記録する。 (参照:#2.41.10.2.3.1を見よ。) Routledge-Cavendish questions & answer series Routledge questions & answer series (後者は途中の巻次 2013/2014で変化したシリーズ表示) 更新資料では、シリーズ表示に変化、追加または削除が生じた場合は、最新のイテレーションを反映してシリーズ表示の記録を改める。この場合、識別またはアクセスに重要なときは、変化、追加または削除の旨を注記として記録する。 (参照:#2.41.10.2.3.2を見よ。) 複数のシリーズに属する記述対象については、シリーズごとに上記の規定を適用する。		NDL準拠	逐次刊行物においては、シリーズ表示に変化、追加または削除が生じることがある。 シリーズ表示に変化または追加が生じ、識別またはアクセスに重要な場合は、変化または追加の旨を注記として記録する。削除が生じ、かつ識別またはアクセスに重要な場合は、削除の旨を注記として記録する。 (参照:#2.41.10.2.3.1を見よ。) Roman album (注記: v.2以降のシリーズ名: ロマンアルバム) 複数のシリーズに属する記述対象については、シリーズごとに上記の規定を適用する	逐次刊行物においては、シリーズ表示に変化、追加または削除が生じることがある。 シリーズ表示に変化または追加が生じ、識別またはアクセスに重要な場合は、変化または追加の旨を注記として記録する。削除が生じ、かつ識別またはアクセスに重要な場合は、削除の旨を注記として記録する。 (参照:#2.41.10.2.3.1を見よ。) Roman album (注記: v.2以降のシリーズ名: ロマンアルバム) 複数のシリーズに属する記述対象については、シリーズごとに上記の規定を適用する。	
S	*	#2.10.1	シリーズの本タイトル	シリーズの本タイトルは、シリーズ表示のサブエレメントである。 シリーズの本タイトルは、コア・エレメントである。	適用		適用	
		#2.10.1.1	記録の範囲・情報源			—	—	
		#2.10.1.1.1	記録の範囲	シリーズの本タイトルは、シリーズを識別する主な名称である。	適用		適用	
		#2.10.1.1.2	情報源	シリーズの本タイトルは、次の優先順位で情報源を選定する。 a) 本タイトルと同一の情報源(参照:#2.1.1.1.2を見よ。ただし、シリーズ・タイトル・ページがある場合は、それを優先する。) b) 資料自体の他の情報源(#2.0.2.2 の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。) c) 資料外の情報源(参照:#2.0.2.3を見よ。)	6.2.6F6.1 6.2.6F6.2	一部適用	シリーズの本タイトルの情報源は、資料自体の情報源である。 ただし、本タイトルと同一の情報源上に表示された上位タイトルは、共通タイトルとなるため、シリーズタイトルの情報源からは除く。	シリーズの本タイトルは、次の優先順位で情報源を選定する。 a) 本タイトルと同一の情報源(参照:#2.1.1.1.2を見よ。ただし、シリーズ・タイトル・ページがある場合は、それを優先する。) b) 資料自体の他の情報源(#2.0.2.2 の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。) ただし、識別またはアクセスに重要な場合は、a)よりもb)を優先して選択する。
		#2.10.1.2	記録の方法	シリーズの本タイトルは、情報源から#2.1.0.4～#2.1.0.4.4 および#2.10.0.4～#2.10.0.4.2に従って記録する。 角川文庫 Cambridge Middle East studies 日本図書館学講座	適用		適用	
		#2.10.1.2.1	シリーズの別タイトル	情報源に表示されているシリーズの別タイトルは、シリーズの本タイトルの一部として扱う。	NDL準拠	情報源に表示されているシリーズの別タイトルは、シリーズの本タイトルの一部として表示されている場合はシリーズの本タイトル、サブタイトルとして表示されている場合はシリーズのタイトル関連情報として扱う。	情報源に表示されているシリーズの別タイトルは、シリーズの本タイトルの一部として表示されている場合はシリーズの本タイトル、サブタイトルとして表示されている場合はシリーズのタイトル関連情報として扱う。	
			別法	*情報源に表示されているシリーズの別タイトルは、シリーズのタイトル関連情報として扱い、シリーズの本タイトルに含めない*。	非適用		—	
		#2.10.1.2.2	複数の言語・文字種による表示	シリーズの本タイトルが、情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、#2.1.1.2.6 または#2.1.1.2.6 別法に従って、選定し、記録する。	適用		シリーズの本タイトルが、情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、#2.1.1.2.6別法に従って、選定し、記録する。	
		#2.10.1.2.3	同一の言語・文字種による複数のタイトル	情報源に、一つのシリーズに対して、同一の言語および文字種による複数のタイトルが表示されている場合は、#2.1.1.2.7 または#2.1.1.2.7 別法に従って、シリーズの本タイトルを選定して記録する。 Routledge global institutions series (シリーズ・タイトル・ページに「Routledge global institutions series」と「Global institutions series」の双方の表示がある。)	適用		情報源に、一つのシリーズに対して、同一の言語および文字種による複数のタイトルが表示されている場合は、#2.1.1.2.7別法に従って、シリーズの本タイトルを選定して記録する。	
		#2.10.1.2.4	不可分な一部として含まれるシリーズ内番号	シリーズ内番号がシリーズの本タイトルに含まれる場合は、その番号をシリーズの本タイトルの一部として記録する。 Proceedings of the seventh invitation symposium ただし、複数巻を対象にした包括的記述において、シリーズ内番号がシリーズの本タイトルに含まれ、かつ番号の表示が巻号ごとに異なる場合は、その番号をシリーズの本タイトルに記録せず、省略する。 省略部分は省略記号(...)で示し、その番号はシリーズ内番号として記録する。 (参照:#2.1.1.2.16. #2.10.8.2を見よ。) Monograph ... of the American Orthopsychiatric Association	非適用		—	

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
			別法	シリーズ内番号がシリーズの本タイトルに含まれる場合は、その番号をシリーズの本タイトルの一部として記録する。 Proceedings of the seventh invitation symposium ただし、複数巻を対象にした包括的記述において、シリーズ内番号がシリーズの本タイトルに含まれ、かつ番号の表示が巻号ごとに異なる場合は、その番号をシリーズの本タイトルに記録せず、省略する。 *省略記号は使用せずに、その番号はシリーズ内番号として記録する*。 (参照: #2.1.1.2.16 別法、#2.10.8.2 を見よ。) Monograph of the American Orthopsychiatric Association	適用		適用
S	#2.10.2	シリーズの並列タイトル	シリーズの並列タイトルは、シリーズ表示のサブエレメントである。		適用		適用
	#2.10.2.1	記録の範囲・情報源			—		—
	#2.10.2.1.1	記録の範囲	シリーズの並列タイトルは、シリーズの本タイトルとして記録したものと異なる言語および(または)文字種によるタイトルである。		適用		適用
	#2.10.2.1.2	情報源	シリーズの並列タイトルは、資料自体のどの情報源から採用してもよい。		一部適用	シリーズのタイトル関連情報は、シリーズの本タイトルと同一の情報源から採用する。 (参照: #2.10.1.1.2 を見よ。)	適用
	#2.10.2.2	記録の方法	シリーズの並列タイトルは、情報源から#2.1.2.2 および#2.10.0.4～#2.10.0.4.2 に従って記録する。 Steuerrechtswissenschaft (シリーズの本タイトル: 税法学) The galaxy of contemporary Japanese music (シリーズの本タイトル: 現代日本音楽選)		適用		適用
S	#2.10.3	シリーズのタイトル関連情報	シリーズのタイトル関連情報は、シリーズ表示のサブエレメントである。		適用		適用
	#2.10.3.1	記録の範囲・情報源			—		—
	#2.10.3.1.1	記録の範囲	シリーズのタイトル関連情報は、シリーズの本タイトルを限定、説明、補完する表示である。情報源における表示の位置は、シリーズの本タイトルの後に続くものが多いが、その上部や前方の位置に表示されていることもある。 シリーズに関する版表示は、シリーズのタイトル関連情報として記録する。		適用		適用
	#2.10.3.1.2	情報源	シリーズのタイトル関連情報は、シリーズの本タイトルと同一の情報源から採用する。 (参照: #2.10.1.1.2 を見よ。)		適用		適用
	#2.10.3.2	記録の方法	シリーズのタイトル関連情報は、情報源から#2.1.3.2 および#2.10.0.4～#2.10.0.4.2 に従って記録する。 経済・貿易・産業報告書 (シリーズの本タイトル: ARC レポート) interdisciplinary studies in early modern culture (シリーズの本タイトル: Intersections)		適用		適用
	#2.10.3.2.1	複数の言語・文字種による表示	シリーズのタイトル関連情報が、情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、シリーズの本タイトルと同一の言語または文字種によるものを記録する。シリーズの本タイトルと同一の言語または文字種による表示がない場合は、最初に表示されているものを記録する。		適用		適用
S	#2.10.4	シリーズの並列タイトル関連情報	シリーズの並列タイトル関連情報は、シリーズ表示のサブエレメントである。		適用		非適用
	#2.10.4.1	記録の範囲・情報源			—		—
	#2.10.4.1.1	記録の範囲	シリーズの並列タイトル関連情報は、シリーズのタイトル関連情報として記録したものと異なる言語および(または)文字種による同一内容の表示である。				非適用
	#2.10.4.1.2	情報源	シリーズの並列タイトル関連情報は、対応するシリーズの並列タイトルと同一の情報源から採用する。 (参照: #2.10.2.1.2 を見よ。) 対応するシリーズの並列タイトルがない場合は、シリーズの本タイトルと同一の情報源から採用する。 (参照: #2.10.1.1.2 を見よ。)		一部適用	シリーズの並列タイトル関連情報は、対応するシリーズの並列タイトルと同一の情報源から採用する。 (参照: #2.10.2.1.2 を見よ。)	非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
	#2.10.4.2	記録の方法	シリーズの並列タイトル関連情報は、情報源から#2.1.4.2 および #2.10.4～#2.10.4.2に従って記録する。 documentation and interpretation (シリーズの本タイトル: Schriftenreihe zur Geschichte der Versammlungen deutscher Naturforscher und Ärzte) (シリーズの並列タイトル: Series on the history of the meetings of German naturalists and physicians) (シリーズのタイトル関連情報: Dokumentation und Analyse)		適用		非適用
S	#2.10.5	シリーズに関する責任表示	<以下、シリーズに関する責任表示については、転記省略>		非適用	以下、VT:PTの場合 #2.10.0.2 参照	適用
	#2.10.5.1	記録の範囲・情報源			—	—	—
	#2.10.5.1.1	記録の範囲			非適用	#2.10.0.2 参照	適用
	#2.10.5.1.2	情報源			非適用	#2.10.0.2 参照	適用
	#2.10.5.2	記録の方法			非適用	#2.10.0.2 参照	適用
	#2.10.5.2.1	複数の言語・文字種による表示			非適用	#2.10.0.2 参照	適用
S	#2.10.6	シリーズに関する並列責任表示	<以下、シリーズに関する並列責任表示については、転記省略>		非適用	#2.10.0.2 参照	非適用
	#2.10.6.1	記録の範囲・情報源			—	—	—
	#2.10.6.1.1	記録の範囲			非適用	#2.10.0.2 参照	非適用
	#2.10.6.1.2	情報源			非適用	#2.10.0.2 参照	非適用
	#2.10.6.2	記録の方法			非適用	#2.10.0.2 参照	非適用
S	#2.10.7	シリーズのISSN	<以下、シリーズのISSNについては、転記省略>		非適用	#2.10.0.2 参照 シリーズの ISSN は、シリーズ表示のサブエレメントではなく、体現形の識別子のサブエレメントとして扱う。	適用
	#2.10.7.1	記録の範囲・情報源			—	—	—
	#2.10.7.1.1	記録の範囲			非適用	#2.10.0.2 参照	適用
	#2.10.7.1.2	情報源			非適用	#2.10.0.2 参照	シリーズのISSNは、次の優先順位で情報源を選定する。 a) 本タイトルと同一の情報源(参照: #2.1.1.1.2を見よ。ただし、シリーズ・タイトル・ページがある場合は、それを優先する。) b) 資料自体の他の情報源(#2.0.2.2の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。) c) 資料外の情報源(参照: #2.0.2.3を見よ。) ただし、表示されているISSNが誤ったISSNと判明し、正しいISSNがわかる場合は、a)よりもc)を優先して選択する。
	#2.10.7.2	記録の方法			非適用	#2.10.0.2 参照	定められた表示形式に従って記録する。表示されているISSNが誤ったISSNと判明し、正しいISSNがわかる場合は、正しいISSNを記録する。
	#2.10.7.2	記録の方法 任意省略			非適用	#2.10.0.2 参照	非適用
S *	#2.10.8	シリーズ内番号	シリーズ内番号は、シリーズ表示のサブエレメントである。 シリーズ内番号は、コア・エレメントである。	6.2.1F2	適用		適用
	#2.10.8.1	記録の範囲・情報源			—	—	—

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
	#2.10.8.1.1	記録の範囲	シリーズ内番号は、記述対象のシリーズ内の個々の資料に与えられている番号付けである。この番号は、単独の数字・文字・記号か、またはそれらの組み合わせである。前後にそれを修飾する語句が付いているものもある。 7 中 A ★★ D12 第2巻 <以下例示転記省略>		適用		適用
	#2.10.8.1.2	情報源	シリーズ内番号は、資料自体との情報源から採用してもよい。		適用		適用
	#2.10.8.2	記録の方法	シリーズ内番号は、情報源に表示されているものを、#1.10～#1.10.11別法に従って記録する。また、ハイフンが含まれている場合に、その意味を明確にするために必要なときは、スラッシュに置き換える。		適用		適用
	#2.10.8.2.1	年月次	シリーズ内番号が年月次とその細分である番号とから成る場合は、その順に記録する。 (参照: 年月次については、#2.4.0.2 を見よ。) 2008, no. 2 1997-1 シリーズ内番号と年月次とが表示されている場合は、その双方を記録する。ただし、出版・頒布・製作・制作の日付は、年月次として扱わない。 no. 7 2008		非適用		非適用
	#2.10.8.2.2	複数の言語・文字種による表示	シリーズ内番号が、情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、シリーズの本タイトルと同一の言語または文字種によるものを記録する。シリーズの本タイトルと同一の言語または文字種による表示がない場合は、最初に表示されているものを記録する。		適用		適用
	#2.10.8.2.3	新しい連番を示す語句	シリーズ内番号に従前と同じ付番方式による新しい連番が開始され、かつ以前の連番と区別するための「第2期」などの語句を伴う場合は、それをもあわせて記録する。 第2期 3 new series, 196 従前の連番と区別するための語句を伴わない場合は、適切な語句を付加する。この場合、その語句が情報源に表示されていないことを、注記および(または)その他の方法(コーディングや角がっこの使用など)で示す。 (参照: #2.10.9.2.1 を見よ。) [第2次] 1 [new series], no. 1		適用		非適用
	#2.10.8.2.4	複数の付番方式	シリーズ内番号に同時に複数の付番方式が用いられている場合は、表示されている順に記録する。		適用		シリーズ内番号に同時に複数の付番方式が用いられている場合は、主要なものを一つ記録する。複数記録する場合は、表示されている順に記録する。
	#2.10.8.2.5	複数巻のシリーズ内番号			—		—
	#2.10.8.2.5A	複数巻単行資料			対象外		非適用
	#2.10.8.2.5B	逐次刊行物	記述対象とする逐次刊行物の各巻号に、全体を通して同じシリーズ内番号が付されている場合に限って記録する。 207 (逐次刊行物が属するシリーズの本タイトル: 精選近代文芸雑誌集)		適用		適用
S	*	#2.10.9	サブシリーズの本タイトル	サブシリーズの本タイトルは、シリーズ表示のサブエレメントである。 サブシリーズの本タイトルは、コア・エレメントである。	適用		適用
	#2.10.9.1	記録の範囲・情報源			—		—
	#2.10.9.1.1	記録の範囲	サブシリーズの本タイトルは、サブシリーズを識別する主な名称である。 サブシリーズか別のシリーズか判断できない場合は、別のシリーズとして扱う。 (参照: #2.10.0.4.1、#2.10.0.4.2 を見よ。)		適用		適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
	#2.10.9.1.2	情報源	サブシリーズの本タイトルは、次の優先順位で情報源を選定する。 a) 本タイトルと同一の情報源（参照: #2.1.1.2を見よ。ただし、シリーズ・タイトル・ページがある場合は、それを優先する。） b) 資料自体の他の情報源（#2.0.2.2 の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。） c) 資料外の情報源（参照: #2.0.2.3を見よ。）		一部適用	サブシリーズの本タイトルの情報源は、資料自体の情報源である。ただし、本タイトルと同一の情報源上に表示されたタイトルは除く。	サブシリーズの本タイトルは、次の優先順位で情報源を選定する。 a) 本タイトルと同一の情報源（参照: #2.1.1.2を見よ。ただし、シリーズ・タイトル・ページがある場合は、それを優先する。） b) 資料自体の他の情報源（#2.0.2.2 の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。） ただし、識別またはアクセスに重要な場合は、a)よりもb)を優先して選択する。
	#2.10.9.2	記録の方法	サブシリーズの本タイトルは、情報源から#2.10.0.4～#2.10.0.4.1 および#2.10.1.2～#2.10.1.2.4 別法に従って記録する。 スポーツ・ビギニング・シリーズ (シリーズの本タイトル: スポーツ叢書) 声楽編 (シリーズの本タイトル: 世界大音楽全集) 新書東洋史 中国の歴史 (シリーズの本タイトル: 講談社現代新書)		適用		適用
	#2.10.9.2.1	「第2期」、「new series」等	シリーズが番号付けされておらず、「第2期」、「new series」等が情報源に表示されている場合は、それをサブシリーズの本タイトルとして記録する。 第2期 (シリーズの本タイトル: アジアにおける日本の軍・学校・宗教関係資料。この シリーズにシリーズ内番号はない。) シリーズが番号付けされていて、「第2期」、「new series」等が情報源に表示されている場合は、それをシリーズ内番号の一部として記録する。（参照: #2.10.8.2.3を見よ。）		適用		非適用
	#2.10.9.2.2	サブシリーズの巻次	サブシリーズが巻次のみから成り、タイトルがない場合は、巻次をサブシリーズの本タイトルとして記録する。 Series 3 サブシリーズが巻次とタイトルから成る場合は、両者の対応関係を維持するように、巻次に続けてタイトルを記録する。 A. 物理統計 (シリーズの本タイトル: 農業技術研究所報告)		適用		適用
	#2.10.9.2.3	複数の言語・文字種による表示	サブシリーズの本タイトルが、情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、シリーズの本タイトルと同一の言語または文字種によるものを記録する。シリーズの本タイトルと同一の言語または文字種による表示がない場合は、最初に表示されているものを記録する。		適用		適用
S	#2.10.10	サブシリーズの並列タイトル	サブシリーズの並列タイトルは、シリーズ表示のサブエレメントである。		適用		適用
	#2.10.10.1	記録の範囲・情報源			—		—
	#2.10.10.1.1	記録の範囲	サブシリーズの並列タイトルは、サブシリーズの本タイトルとして記録したものと異なる言語および（または）文字種によるタイトルである。		適用		適用
	#2.10.10.1.2	情報源	サブシリーズの並列タイトルは、資料自体のどの情報源から採用してもよい。		一部適用	サブシリーズの並列タイトルは、サブシリーズと同一の情報源から採用する。	適用
	#2.10.10.2	記録の方法	サブシリーズの並列タイトルは、情報源から#2.1.2.2 および#2.10.0.4～#2.10.0.4.2に従って記録する。 MEIS series (シリーズの本タイトル: イスラム文化研究) (サブシリーズの本タイトル: 中東イスラーム研究シリーズ) (シリーズの並列タイトル: Studia culturae Islamicae)		適用		適用
S	#2.10.11	サブシリーズのタイトル関連情報	サブシリーズのタイトル関連情報は、シリーズ表示のサブエレメントである。		適用		適用
	#2.10.11.1	記録の範囲・情報源			—		—
	#2.10.11.1.1	記録の範囲	サブシリーズのタイトル関連情報は、サブシリーズの本タイトルを限定、説明、補完する表示である。情報源における表示の位置は、サブシリーズの本タイトルの後に続くものが多いが、その上部や前方の位置に表示されていることもある。		適用		適用
	#2.10.11.1.2	情報源	サブシリーズのタイトル関連情報は、サブシリーズの本タイトルと同一の情報源から採用する。（参照: #2.10.9.1.2を見よ。）		適用		適用
	#2.10.11.2	記録の方法	サブシリーズのタイトル関連情報は、情報源から#2.1.3.2 および#2.10.0.4～#2.10.0.4.2に従って記録する。		適用		適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
		#2.10.11.2.1	複数の言語・文字種による表示	サブシリーズのタイトル関連情報が、情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、サブシリーズの本タイトルと同一の言語または文字種によるものを記録する。 サブシリーズの本タイトルと同一の言語または文字種による表示がない場合は、最初に表示されているものを記録する。	適用		適用
S		#2.10.12	サブシリーズの並列タイトル関連情報	サブシリーズの並列タイトル関連情報は、シリーズ表示のサブエレメントである。	非適用		非適用
		#2.10.12.1	記録の範囲・情報源		—	—	—
		#2.10.12.1.1	記録の範囲	サブシリーズの並列タイトル関連情報は、サブシリーズのタイトル関連情報として記録したものと異なる言語および(または)文字種による同一内容の表示である。	非適用		非適用
		#2.10.12.1.2	情報源	サブシリーズの並列タイトル関連情報は、対応するサブシリーズの並列タイトルと同一の情報源から採用する。 (参照: #2.10.10.1.2を見よ。) 対応するサブシリーズの並列タイトルがない場合は、サブシリーズの本タイトルと同一の情報源から採用する。 (参照: #2.10.9.1.2を見よ。)	非適用		非適用
		#2.10.12.2	記録の方法	サブシリーズの並列タイトル関連情報は、#2.1.4.2 および#2.10.0.4～#2.10.0.4.2に従って記録する。	非適用		非適用
S		#2.10.13	サブシリーズに関する責任表示	<以下、サブシリーズに関する責任表示については、転記省略>	非適用		非適用
		#2.10.13.1	記録の範囲・情報源		—	—	—
		#2.10.13.1.1	記録の範囲		非適用		非適用
		#2.10.13.1.2	情報源		非適用		非適用
		#2.10.13.2	記録の方法		非適用		非適用
		#2.10.13.2.1	複数の言語・文字種による表示		非適用		非適用
S		#2.10.14	サブシリーズに関する並列責任表示	<以下、サブシリーズに関する並列責任表示については、転記省略>	非適用		非適用
		#2.10.14.1	記録の範囲・情報源		—	—	—
		#2.10.14.1.1	記録の範囲		非適用		非適用
		#2.10.14.1.2	情報源		非適用		非適用
		#2.10.14.2	記録の方法		非適用		非適用
S		#2.10.15	サブシリーズのISSN	<以下、サブシリーズのISSNについては、転記省略>	非適用		適用
		#2.10.15.1	記録の範囲・情報源		—	—	—
		#2.10.15.1.1	記録の範囲		非適用		適用
		#2.10.15.1.2	情報源		非適用		サブシリーズのISSNは、次の優先順位で情報源を選定する。 a) 本タイトルと同一の情報源(参照: #2.1.1.1.2を見よ。ただし、シリーズ・タイトル・ページがある場合は、それを優先する。) b) 資料自体の他の情報源(#2.0.2.2の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。) c) 資料外の情報源(参照: #2.0.2.3を見よ。) ただし、表示されているISSNが誤ったISSNと判明し、正しいISSNがわかる場合は、a)b)よりもc)を優先して選択する。
		#2.10.15.2	記録の方法		非適用		定められた表示形式に従って記録する。表示されているISSNが誤ったISSNと判明し、正しいISSNがわかる場合は、正しいISSNを記録する。
S	*	#2.10.16	サブシリーズ内番号	サブシリーズ内番号は、シリーズ表示のサブエレメントである。 サブシリーズ内番号は、コア・エレメントである。	非適用		適用
		#2.10.16.1	記録の範囲・情報源		—	—	—

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
	#2.10.16.1.1	記録の範囲	サブシリーズ内番号は、記述対象のサブシリーズ内の個々の資料に与えられている番号付けである。この番号は、単独の数字・文字・記号か、またはそれらの組み合わせである。前後にそれを修飾する語句が付いているものもある。		非適用		適用
	#2.10.16.1.2	情報源	サブシリーズ内番号は、資料自体のどの情報源から採用してもよい。				適用
	#2.10.16.2	記録の方法	サブシリーズ内番号は、情報源から#2.10.8.2～#2.10.8.2.5Bに従って記録する。 1 (サブシリーズの本タイトル: シリーズ選書日本中世史) (シリーズの本タイトルとシリーズ内番号: 講談社選書メテウ; 467) 第 97 卷 (サブシリーズの本タイトル: 言語編) (シリーズの本タイトル: ひつじ研究叢書)		非適用		適用
	#2.10.16.2.1	複数の言語・文字種による表示	サブシリーズ内番号が、情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、サブシリーズの本タイトルと同一の言語または文字種によるものを記録する。サブシリーズの本タイトルと同一の言語または文字種による表示がない場合は、最初に表示されているものを記録する。		非適用		適用
	#2.11	下位レベルの記録	内容細目などの下位レベルの記録については、体現形間の関連として扱う。 (参照: #43.3 を見よ。)		非適用		非適用
E	#2.12	刊行方式	刊行方式は、エレメントである。		適用		適用
	#2.12.1	記録の範囲	刊行方式は、体現形の刊行単位、継続性、更新の有無などによる、刊行形態の区分である。		適用		適用
	#2.12.2	情報源	刊行方式は、資料自体に基づいて記録する。さらに必要がある場合は、資料外のどの情報源に基づいて記録してもよい。 (参照: 資料自体の範囲については、#2.0.2.1 を見よ。)		適用		適用
	#2.12.3	記録の方法	刊行方式は、表 2.12.3 の用語を使用して記録する。目録用言語として英語を用いる場合は、表中の英語の用語を用いる。複数の刊行方式が該当する場合は、それらすべて記録する。		非適用		刊行方式は、表 2.12.3 の用語「逐次刊行物」を使用して記録する。
E	#2.13	刊行頻度	刊行頻度は、エレメントである。		適用		適用
	#2.13.1	記録の範囲	刊行頻度は、逐次刊行物の各巻号の刊行の間隔、または更新資料の更新の間隔を表すものである。		適用		適用
	#2.13.2	情報源	刊行頻度は、どの情報源に基づいて記録してもよい。		適用		適用
	#2.13.3	記録の方法	刊行頻度が判明している場合は、表 2.13.3 の用語を使用して記録する。目録用言語として英語を用いる場合は、表中の英語の用語を用いる。		非適用	刊行頻度が判明している場合は、表 2.13.3 の用語をコード化して記録する。	
	#2.13.3	別法	刊行頻度が判明している場合は、表 2.13.3 の用語を使用して記録する。目録用言語として英語を用いる場合は、表中の英語の用語を用いる。 *表 2.13.3 に適切な用語がない場合は、データ作成機関が刊行頻度を示す簡略な用語を定めて記録する。 年 8 回刊 刊行頻度の詳細は、注記として記録する*。 (参照: #2.41.11.2.1 を見よ。)		非適用	刊行頻度が判明している場合は、表 2.13.3 の用語をコード化して記録する。 目録対象資料の刊行頻度に完全に合致対応する刊行頻度コードがなければ、最も近い刊行頻度を示すコードを探査する。(現コーディングマニュアル6.1.12E3)	刊行頻度が判明している場合は、表 2.13.3 の用語を使用して記録する。 表 2.13.3 に適切な用語がない場合は、適切な語を記録する。 年 8 回刊
	#2.13.4	変化	刊行頻度に変化が生じた場合は、その旨を注記として記録する。 (参照: #2.41.11.2.2 を見よ。)		非適用	刊行頻度に変化が生じた場合は、新たな刊行頻度を記録し、必要に応じて変化前の刊行頻度を注記として記録する。(現コーディングマニュアル6.1.12F2)	適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用	
			<#2.14~#2.33 キャリアに関する情報>					
		#2.14	キャリアに関する情報				—	
		#2.14.0	通則				—	
		#2.14.0.1	記録の目的	キャリアに関する情報は、記述対象を物理的側面から識別する上で重要である。利用者のニーズに合致する体現形を選択し、利用するために使用される。また、記述対象の管理・保全にも重要である。	6.2.5D	適用	適用	
		#2.14.0.2	記録の範囲	キャリアに関する情報は、記述対象の物理的側面に関する情報である。可視のものだけではなく、不可視のものもある。 キャリアに関する情報には、次のエレメントがある。 a) 機器種別(参照: #2.15を見よ。) b) キャリア種別(参照: #2.16を見よ。) c) 数量(参照: #2.17を見よ。) d) 大きさ(参照: #2.18を見よ。) e) 基底材(参照: #2.19を見よ。) f) 付加材(参照: #2.20を見よ。) g) マウント(参照: #2.21を見よ。) h) 制作手段(参照: #2.22を見よ。) i) 世代(参照: #2.23を見よ。) j) レイアウト(参照: #2.24を見よ。) k) 書型・判型(参照: #2.25を見よ。) l) フォント・サイズ(参照: #2.26を見よ。) m) 極性(参照: #2.27を見よ。) n) 縮率(参照: #2.28を見よ。) o) 録音の特性(参照: #2.29を見よ。) p) 映画フィルムの映写特性(参照: #2.30を見よ。) q) ビデオの特性(参照: #2.31を見よ。) r) デジタル・ファイルの特性(参照: #2.32を見よ。) s) 装置・システム要件(参照: #2.33を見よ。) これらのうち、キャリア種別および数量は、コア・エレメントである。機器種別、キャリア種別、数量は、すべての種類のキャリアについて記録する。大きさは、オンライン資料を除くすべての種類のキャリアについて記録する。その他のエレメントは、基本的に記述対象のキャリアが該当する場合に限って記録する。	6.2.5A	一部適用	キャリアに関する情報は、記述対象の物理的側面に関する情報である。可視のものだけではなく、不可視のものもある。 キャリアに関する情報で、逐次刊行物では次のエレメントがある。 a) 機器種別(参照: #2.15を見よ。) b) キャリア種別(参照: #2.16を見よ。) c) 数量(参照: #2.17を見よ。) d) 大きさ(参照: #2.18を見よ。) e) 基底材(参照: #2.19を見よ。) f) 付加材(参照: #2.20を見よ。)(非適用) g) マウント(参照: #2.21を見よ。)(非適用) h) 制作手段(参照: #2.22を見よ。) i) 世代(参照: #2.23を見よ。)(非適用) j) レイアウト(参照: #2.24を見よ。)(非適用) k) 書型・判型(参照: #2.25を見よ。)(非適用) l) フォント・サイズ(参照: #2.26を見よ。) m) 極性(参照: #2.27を見よ。)(非適用) n) 縮率(参照: #2.28を見よ。)(非適用) o) 録音の特性(参照: #2.29を見よ。)(非適用) p) 映画フィルムの映写特性(参照: #2.30を見よ。)(非適用) q) ビデオの特性(参照: #2.31を見よ。)(非適用) r) デジタル・ファイルの特性(参照: #2.32を見よ。) s) 装置・システム要件(参照: #2.33を見よ。)(非適用) これらのうち、キャリア種別および数量は、コア・エレメントである。機器種別、キャリア種別、数量は、すべての種類のキャリアについて記録する。大きさは、オンライン資料を除くすべての種類のキャリアについて記録する。その他のエレメントは、基本的に記述対象のキャリアが該当する場合に限って記録する。	キャリアに関する情報は、記述対象の物理的側面に関する情報である。可視のものだけではなく、不可視のものもある。 キャリアに関する情報には、次のエレメントがある。 a) 機器種別(参照: #2.15を見よ。) b) キャリア種別(参照: #2.16を見よ。) c) 数量(参照: #2.17を見よ。) d) 大きさ(参照: #2.18を見よ。) e) 基底材(参照: #2.19を見よ。) f) 付加材(参照: #2.20を見よ。)(非適用) g) マウント(参照: #2.21を見よ。)(非適用) h) 制作手段(参照: #2.22を見よ。) i) 世代(参照: #2.23を見よ。)(非適用) j) レイアウト(参照: #2.24を見よ。)(非適用) k) 書型・判型(参照: #2.25を見よ。)(非適用) l) フォント・サイズ(参照: #2.26を見よ。) m) 極性(参照: #2.27を見よ。)(非適用) n) 縮率(参照: #2.28を見よ。)(非適用) o) 録音の特性(参照: #2.29を見よ。)(非適用) p) 映画フィルムの映写特性(参照: #2.30を見よ。)(非適用) q) ビデオの特性(参照: #2.31を見よ。)(非適用) r) デジタル・ファイルの特性(参照: #2.32を見よ。) s) 装置・システム要件(参照: #2.33を見よ。) これらのうち、キャリア種別および数量は、コア・エレメントである。機器種別、キャリア種別、数量は、すべての種類のキャリアについて記録する。大きさは、オンライン資料を除くすべての種類のキャリアについて記録する。その他のエレメントは、基本的に記述対象のキャリアが該当する場合に限って記録する。
		#2.14.0.3	情報源	キャリアに関する情報は、資料自体に基づいて記録する。さらに識別または選択に重要な情報がある場合は、資料外のどの情報源に基づいて記録してもよい。(参照: 資料自体の範囲については、#2.0.2.1を見よ。)	6.2.5E	適用	適用	
		#2.14.0.4	記録の方法	キャリアに関する情報は、#1.9c)~e)に従って記録する。ある著作に対して、相互に異なるキャリアによって体現形が複数存在することがある。 その場合は、記述対象のキャリアについて記録する。(参照: 異なるキャリアとの関連の記録については、#43.3を見よ。)		適用	適用	

エレメント	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
	#2.14.0.4.1	複数のキャリア種別から成る体現形	<p>複数のキャリア種別から成る体現形を包括的に記述する場合は、記述対象の特徴と記録の必要に応じて、次のいずれかの方法を適用する。 (参照: コレクションの数量については、#2.17.0.2.6 を見よ。) (参照: 付属資料のキャリアに関する情報については、#43.3 を見よ。)</p> <p>a) キャリア種別ごとに、キャリア種別と数量を記録し、必要に応じてその他のエレメントも対応させて記録する。 (参照: #2.16～#2.33 を見よ。) <例示転記省略></p> <p>b) 多くの異なるキャリア種別から成る体現形について、主なキャリア種別のみを記録し、包括的な表現で数量を記録する。 (参照: #2.16.0.2.1 別法、#2.17.0.2.3 を見よ。) <例示転記省略></p> <p>識別または選択に重要な場合は、構成の詳細を注記として記録する。 (参照: #2.42.1.2.1 を見よ。)</p>	(0.4.3)	一部適用 複数のキャリア種別から成る体現形を包括的に記述する場合は、記述対象の特徴と記録の必要に応じて、次の方法を適用する。記述対象資料のうちの一部を付属資料として扱うこともある。 (参照: #43.3 を見よ。) a) キャリア種別ごとに、キャリア種別と数量を記録し、必要に応じてその他のエレメントも対応させて記録する。機器種別が「機器不用」の資料が付属資料の場合は、キャリア種別は記録せず、必要に応じて数量およびその他のエレメントを対応させて記録する。	<p>複数のキャリア種別から成る体現形を包括的に記述する場合は、記述対象の特徴と記録の必要に応じて、次の方法を適用する。記述対象資料のうちの一部を付属資料として扱うもある。 (参照: #43.3 を見よ。) (参照: 付属資料を関連の記録(著作間の付属・附加の関連)として扱う場合は、#43.1 を見よ。) a) キャリア種別ごとに、キャリア種別と数量を記録し、必要に応じてその他のエレメントも対応させて記録する。機器種別が「機器不用」の資料が付属資料の場合は、キャリア種別は記録せず、必要に応じて数量およびその他のエレメントを対応させて記録する。 (参照: #2.16～#2.33 を見よ。) 【機器種別】機器不用 【キャリア種別】冊子 【数量】冊 【大きさ】30 cm 【機器種別(付属資料)】コンピュータ 【キャリア種別(付属資料)】コンピュータ・ディスク 【数量(付属資料)】DVD-ROM (冊子にコンピュータ・ディスクが付属する資料) 【機器種別】コンピュータ 【キャリア種別】コンピュータ・ディスク 【数量】CD-ROM 【大きさ】12 cm 【ファイル種別】テキスト・ファイル 【数量(付属資料)】別冊 (コンピュータ・ディスクに冊子が付属する資料)</p>
	#2.14.0.4.1	複数のキャリア種別から成る体現形 任意追加	<p>記述対象が容器に収納されているときは、容器の種類と大きさも記録する。 (参照: #2.18.0.2.2 を見よ。) 【キャリア種別】コンピュータ・ディスク 【数量】コンピュータ・ディスク 1 枚 【大きさ】12 cm 【ファイル種別】プログラム・ファイル 【キャリア種別】オーディオ・ディスク 【数量】オーディオ・ディスク 1 枚 【大きさ】12 cm 【デジタル・コンテンツ・フォーマット】CD audio 【キャリア種別】冊子 【数量】2 冊 【大きさ】27 cm 【大きさ】箱 29 × 20 × 11 cm (コンピュータ・ディスク、オーディオ・ディスク各 1 枚と冊子 2 冊が箱に収納された記述対象について、キャリア種別、数量、その他のエレメント、容器に関する情報を記録する場合)</p>	非適用		<p>記述対象が容器に収納されているときは、容器の種類と大きさも記録する。 (参照: #2.18.0.2.2 を見よ。) 【機器種別】コンピュータ 【キャリア種別】コンピュータ・ディスク 【数量】Blu-ray Disc 【大きさ】12 cm 【ファイル種別】テキスト・ファイル 【大きさ】ホルダー入 (19 cm) (コンピュータ・ディスクがホルダーに収納された記述対象について、キャリア種別、数量、その他のエレメント、容器に関する情報を記録する場合)</p>
	#2.14.0.5	複製	複製については、原資料のキャリアではなく、複製自体のキャリアについて記録する。原資料のキャリアについては、関連する体現形のキャリアに関する記録として扱う。 (参照: #43.3 を見よ。)	6.0.2C12	適用	適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
	#2.14.0.6	変化	複数巻単行資料、逐次刊行物または更新資料においては、キャリアに変化が生じることがある。 複数巻単行資料または逐次刊行物の刊行途中で次のいずれかの変化が生じた場合は、体現形に対する新規の記述を作成する。 a) 機器種別が変化した場合 b) 逐次刊行物のキャリア種別が、他の種別からオンライン資料に、またはオンライン資料から他の種別に変化した場合 その他の変化が生じた場合は、次のように扱う。 c) 大きさが変化した場合は、#2.18.0.2.5に従って記録する。 d) キャリア種別や#2.19～#2.33に規定するエレメントに変化が生じた場合は、各エレメントの規定に従って変化後の情報を追加して記録する。記述対象の識別または選択に重要な場合は、変化に関する情報を注記として記録する。 (参照: #2.42.3.2.1、#2.42.3.2.1 任意省略を見よ。) 更新資料の刊行途中で機器種別が変化した場合は、体現形に対する新規の記述を作成する。大きさが変化した場合は、#2.18.0.2.5に従って記録する。キャリア種別や#2.19～#2.33に規定するエレメントに変化が生じた場合は、最新のイテレーションの情報に改める。記述対象の識別または選択に重要な場合は、変化に関する情報を注記として記録する。 (参照: #2.42.3.2.2を見よ。)	0.4.3.B B1	NDL準拠	逐次刊行物においては、キャリアに変化が生じることがある。 刊行途中で次のいずれかの変化が生じた場合は、体現形に対する新規の記述を作成する。 a) 機器種別が変化した場合 (参照: #2.0.5Bを見よ。) b) 機器種別は変化せず、キャリア種別が変化した場合。ただし、機器種別が「機器不用」の場合を除く。 (参照: #2.0.5Bを見よ。) その他の変化が生じた場合は、次のように扱う。 c) 大きさが変化した場合は、#2.18.0.2.5に従って記録する。 d) a)～c)以外のキャリア種別や#2.19～#2.33に規定するエレメントに変化が生じた場合は、各エレメントの規定に従って変化後の情報を追加して記録する。記述対象の識別または選択に重要な場合は、変化に関する情報を注記として記録する。 (参照: #2.42.3.2.1を見よ。)	逐次刊行物においては、キャリアに変化が生じことがある。 刊行途中で次のいずれかの変化が生じた場合は、体現形に対する新規の記述を作成する。 a) 機器種別が変化した場合 (参照: #2.0.5Bを見よ。) b) 機器種別は変化せず、キャリア種別が変化した場合。ただし、機器種別が「機器不用」の場合を除く。 (参照: #2.0.5Bを見よ。) その他の変化が生じた場合は、次のように扱う。 c) 大きさが変化した場合は、#2.18.0.2.5に従って記録する。 d) a)～c)以外のキャリア種別や#2.19～#2.33に規定するエレメントに変化が生じた場合は、各エレメントの規定に従って変化後の情報を追加して記録する。記述対象の識別または選択に重要な場合は、変化に関する情報を注記として記録する。 (参照: #2.42.3.2.1を見よ。)
		<#2.15～#2.33 キャリアに関する情報のエレメント>				—	—
E	#2.15	機器種別	機器種別は、エレメントである。		適用		適用
	#2.15.0	通則			—		—
	#2.15.0.1	記録の範囲	記述対象の内容を利用(表示、再生、実行など)するために必要な機器の種類を示す用語を、機器種別として記録する。 情報源は、#2.14.0.3に従う。		適用		適用
	#2.15.0.2	記録の方法	機器種別は、キャリア種別と組み合わせて記録する。 (参照: #2.16.0.2を見よ。) 機器種別として記録する用語は、表2.15.0.2から選択する。目録用言語として英語を用いる場合は、表中の英語の用語を用いる。 オーディオ (音声再生機器が必要な場合) 機器不用 (図書など) 表 2.15.0.2 機器種別の用語 <別シートに転記> 該当する機器種別が存在しない場合は、「その他」または「other」と記録する。 該当する機器種別が容易に判明しない場合は、「不明」または「unspecified」と記録する。		適用		機器種別は、キャリア種別と組み合わせて記録する。 (参照: #2.16.0.2を見よ。) 機器種別として記録する用語は、表2.15.0.2から選択する。 オーディオ (音声再生機器が必要な場合) 機器不用 (冊子など)
	#2.15.0.2.1	複数の機器種別	複数の機器種別が該当する場合は、それらをすべて記録する。		非適用		—
		別法	*複数の機器種別が該当する場合は、次のいずれかの機器種別のみを記録する。 a) 記述対象の最も重要な構成要素が該当する機器種別 b) 記述対象の実質的な構成要素(最も重要な構成要素がある場合は、これを含む)が該当するそれぞれの機器種別*		適用		適用
E	*	#2.16	キャリア種別	キャリア種別は、エレメントである。 キャリア種別は、コア・エレメントである。	適用		適用
	#2.16.0	通則			—		—
	#2.16.0.1	記録の範囲	記述対象の内容を記録した媒体およびその形状を示す用語を、キャリア種別として記録する。 情報源は、#2.14.0.3に従う。		適用		適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
		#2.16.0.2	記録の方法	<p>キャリア種別として記録する用語は、表2.16.0.2から選択する。目録用言語として英語を用いる場合は、表中の英語の用語を用いる。</p> <p>冊子 (図書など) オーディオ・ディスク (音楽 CDなど)</p> <p>表 2.16.0.2 キャリア種別の用語 <別シートに転記></p> <p>該当するキャリア種別が存在しない場合は、「その他」または「other」と記録する。</p> <p>該当するキャリア種別が容易に判明しない場合は、「不明」または「unspecified」と記録する。</p> <p>*表 2.16.0.2 は機器種別とキャリア種別の一般的な対応関係を示したものであり、例外的に、この表に記載されていなくても適切な用語の選択が必要となる場合がある。 【機器種別】オーディオ</p>	適用		キャリア種別として記録する用語は、表2.16.0.2から選択する。 冊子 (点字資料など) オーディオ・ディスク (音楽CDなど)
		#2.16.0.2.1	複数のキャリア種別	複数のキャリア種別が該当する場合は、それらをすべて記録する。	非適用		-
			別法	<p>*複数のキャリア種別が該当する場合は、次のいずれかのキャリア種別のみを記録する。</p> <p>a) 記述対象の最も重要な構成要素が該当するキャリア種別 b) 記述対象の実質的な構成要素(最も重要な構成要素がある場合は、これを含む)が該当するそれぞれのキャリア種別*</p>	適用		適用
E	*	#2.17	数量	<p>数量は、エレメントである。 数量は、資料が完結している場合、または総数が判明している場合は、コア・エレメントである。</p>	適用		適用
		#2.17.0	通則				-
		#2.17.0.1	記録の範囲	<p>記述対象のユニット数を、キャリアの種類を示す語とともに、数量として記録する。ユニット数に代えてまたはユニット数に加えて、下位ユニット数を記録することがある。 情報源は、#2.14.0.3に従う。 (参照: 所要時間については、#5.22 を見よ。)</p>	適用		<p>記述対象のユニット数を、キャリアの種類を示す語とともに、数量として記録する。ユニット数に代えてまたはユニット数に加えて、下位ユニット数を記録することがある。 情報源は、#2.14.0.3に従う。</p>
		#2.17.0.2	記録の方法	<p>表 2.16.0.2 の適切なキャリア種別の用語に続けて、ユニット数を記録する。単位を示す助数詞は、キャリア種別に応じて表 2.17.0.2 の語を用いる。 目録用言語として英語を用いる場合は、ユニット数を記録し、キャリア種別の用語を付加する。 印刷または手書きされている場合、テキストは#2.17.1、楽譜は#2.17.2、地図(三次元の資料を含む)は#2.17.3に従って記録する。静止画は#2.17.4、三次元資料は#2.17.5に従って記録する。</p> <p>スライド 24 枚 フィルム・リール 1 卷 オーディオカセット 3 卷 オーディオ・ディスク 2 枚 コンピュータ・ディスク 5 枚 コンピュータ・ディスク・カートリッジ 1 個 ビデオディスク 1 枚 アバーチュア・カード 25 枚 マイクロフィルム・リール 1 卷 カード 4 枚 24 slides 1 film reel オンライン資料の場合は、「オンライン資料 1 件」または「1 online resource」と記録する。 (参照: ファイル・サイズについては、#2.32.3 を見よ。) オンライン資料 1 件</p>	適用		<p>表 2.16.0.2 の適切なキャリア種別の用語に続けて、ユニット数を記録する。単位を示す助数詞は、キャリア種別に応じて表2.17.0.2の語を用いる。 印刷されている場合、テキストは#2.17.1、地図は#2.17.3、静止画は#2.17.4に従って記録する。 マイクロフィッシュ 2枚 マイクロフィルム・リール 1巻</p>

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
			表 2.17.0.2 数量に用いる助数詞は<別シートに転記>				記述対象のキャリアの種類を示す適切な用語が表 2.16.0.2 にない場合、または必要に応じて、データ作成機関がキャリアの種類を示す簡単な用語を定め、その用語と適切な助数詞を用いて記録する。
			記述対象のキャリアの種類を示す適切な用語が表 2.16.0.2 にない場合、または必要に応じて、データ作成機関がキャリアの種類を示す簡単な用語を定め、その用語と適切な助数詞を用いて記録する。 音帶 1 本 (記述対象は、フィルモンレコード) DVD-ROM 1 枚 (キャリア種別は「コンピュータ・ディスク」) VHS 1 卷 (キャリア種別は「ビデオカセット」) フレキシブル・ディスク 1 枚 (キャリア種別は「コンピュータ・ディスク・カートリッジ」)		適用		DVD-ROM 1 枚 (キャリア種別は「コンピュータ・ディスク」) USBメモリ 10 個 (キャリア種別は「コンピュータ・チップ・カートリッジ」)
	#2.17.0.2A	和古書・漢籍	<転記省略>			対象外	非適用
	#2.17.0.2.1	下位ユニット	識別または選択に重要な場合に、容易に判明するときは、キャリアの種類を示す用語とユニット数に続けて、下位ユニット数を丸がっこに入れて付加する。表 2.17.0.2.1 に挙げたキャリア種別に該当する場合は、対応する下位ユニットの数量に付加する語を用いる。 (参照: キャリア種別が「冊子」の場合は、#2.17.1.2.1 を見よ。) トランスペアレンシー 1 枚 (5 オーバーレイ) 立体視ディスク 1 枚 (7 フレーム) 1 overhead transparency (5 overlays) 1 stereograph disc (7 pairs of frames) フィルムストリップまたはフィルムスリップは、シングル・フレーム、ダブル・フレームの別とともにフレームの数を記録する。 フィルムストリップ 1 卷 (ダブル・フレーム 56 フレーム) 1 filmstrip (10 double frames) 表 2.17.0.2.1 下位ユニットの数量に付加する語 <転記省略>	6.2.5F5.1	非適用		適用
	#2.17.0.2.1A	コンピュータ・ディスク等	<転記省略>		非適用		非適用
	#2.17.0.2.1A	コンピュータ・ディスク等 任意追加	<転記省略>		非適用		非適用
	#2.17.0.2.1B	マイクロフィッシュ、マイクロフィルム	<転記省略>		非適用		非適用
	#2.17.0.2.1.1	複数のユニットから成る場合	<転記省略>		非適用		非適用
	#2.17.0.2.2	正確なユニット数が不明な場合	正確な数が容易に判明しない場合は、「約」または「approximately」の語に続けて、概数を記録する。 スライド 約 600 枚 approximately 600 slides コンピュータ・ディスク 1 枚 (地図 約 100 図)		非適用		非適用
	#2.17.0.2.2	正確なユニット数が不明な場合 任意省略	ユニット数が容易に判明しない場合は、キャリアの種類を示す用語と単位を示す助数詞のみを記録する。目録用言語として英語を用いる場合は、キャリアの種類を示す用語のみを記録する。 (参照: キャリア種別が「冊子」の場合は、#2.17.1.2.2 を見よ。) スライド 枚 slides	6.2.5F2.1	非適用		非適用
	#2.17.0.2.3	多種類のキャリアから成る場合	多種類のキャリアから成り、種類ごとの記録が困難な場合は、「各種資料」または「various pieces」の語を用いて、キャリア数を包括的に記録する。 (参照: 複数のキャリア種別から成る体現形については、#2.14.0.4.1 を見よ。) 各種資料 25 個 25 various pieces 識別または選択に重要な場合は、数量の詳細を注記して記録する。 (参照: #2.42.1.2.1 を見よ。)		非適用		非適用
	#2.17.0.2.3	多種類のキャリアから成る場合 任意省略	キャリア数または概数が容易に判明しない場合は、数を省略する。 各種資料 various pieces		非適用		非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用	
		#2.17.0.2.4	刊行が完結していない資料、全体のユニット数が不明な資料	刊行が完結していない資料、または完結していても全体のユニット数が不明な資料を包括的に記述する場合は、キャリアの種類を示す用語と単位を示す助数詞のみを記録する。 目録用言語として英語を用いる場合は、キャリアの種類を示す用語のみを記録する。ユニット数は、刊行が完結し、全体のユニット数が明らかになってから記録する。 (参照: キャリア種別が「冊子」の場合は、#2.17.1.2.2を見よ。) コンピュータ・ディスク枚 computer discs 複数のユニットから成る予定の資料がまだすべて刊行されていない場合に、今後刊行されないことが明らかなときは、刊行済のユニット数を記録し、これ以上刊行されないことを注記として記録する。 (参照: #2.42.1.2.2を見よ。)	6.2.5F2.1	適用		刊行が完結していない資料、または完結していても全体のユニット数が不明な資料を包括的に記述する場合は、キャリアの種類を示す用語のみを記録する。ユニット数は、刊行が完結し、全体のユニット数が容易に判明する場合は記録する。 (参照: キャリア種別が「冊子」の場合は、#2.17.1.2.2を見よ。) CD-ROM
			別法	*刊行が完結していない資料、または完結していても全体のユニット数が不明な資料を包括的に記述する場合は、数量を記録しない。ユニット数は、刊行が完結し、全体のユニット数が明らかになってから、キャリアの種類を示す用語と単位を示す助数詞を用いて記録する*。 (参照: キャリア種別が「冊子」の場合は、#2.17.1.2.2別法を見よ。) 複数のユニットから成る予定の資料がまだすべて刊行されていない場合に、今後刊行されないことが明らかなときは、刊行済のユニット数を記録し、これ以上刊行されないことを注記として記録する。 (参照: #2.42.1.2.2を見よ。)		非適用		-
		#2.17.0.2.5	同一内容の複数セットから成る場合	同一内容の複数セットから成る場合は、「同一」の語を用いて記録する。目録用言語として英語を用いる場合は、「identical」の語を用いて記録する。 同一スライド 30 枚 (同一のスライド 30 枚から成る資料) 同一セット 10 組 (スライド 各 12 枚) (1 セットがスライド 12 枚から成り、10 セット同一のものである資料 (計 120 枚) 30 identical slides 10 identical sets of 12 slides		非適用		非適用
		#2.17.0.2.6	コレクションを包括的に記述する場合	<転記省略>		対象外	非適用	
		#2.17.0.2.6	コレクションを包括的に記述する場合 任意追加1	<転記省略>		対象外	非適用	
		#2.17.0.2.6	コレクションを包括的に記述する場合 任意追加2	<転記省略>		対象外	非適用	
		#2.17.0.2.7	資料の部分を分析的に記述する場合	<転記省略>		対象外	非適用	
			<#2.17.1～#2.17.5 各種の資料の数量>					
		#2.17.1	テキストの数量	テキストから成る印刷資料または書写資料は、挿絵の有無によらず、#2.17.1.1～#2.17.1.5 任意追加に従って、テキストの数量を記録する。 (参照: 機器種別が「コンピュータ」の場合は、#2.17.0.2.1A、#2.17.0.2.1A 任意追加を見よ。マイクロフィッシュまたはマイクロフィルムの場合は、#2.17.0.2.1Bを見よ。)		適用		テキストから成る印刷資料は、挿絵の有無によらず、#2.17.1.1～#2.17.1.5 任意追加に従って、テキストの数量を記録する。
		#2.17.1.1	冊子1冊の資料	<転記省略>		対象外	冊子1冊の資料は、#2.17.1.2Aに従って記録する。	
		#2.17.1.1.1	ページ数等	<転記省略>		対象外	非適用	
		#2.17.1.1.1A	初期印刷資料(和古書・漢籍を除く)	<転記省略>		対象外	非適用	
		#2.17.1.1.2	数字等	<転記省略>		対象外	非適用	
		#2.17.1.1.2	数字等 任意追加	<転記省略>		対象外	非適用	
		#2.17.1.1.3	ページ付のない資料	<転記省略>		対象外	非適用	
		#2.17.1.1.4	複数のページ付	<転記省略>		対象外	非適用	

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
	#2.17.1.1.4A	初期印刷資料(和古書・漢籍を除く)	<転記省略>			対象外	非適用
	#2.17.1.1.5	複数または不規則なページ付	<転記省略>			対象外	非適用
	#2.17.1.1.5A	初期印刷資料(和古書・漢籍を除く)	<転記省略>			対象外	非適用
	#2.17.1.1.6	誤解の恐れのあるページ付	<転記省略>			対象外	非適用
	#2.17.1.1.7	不完全な資料	<転記省略>			対象外	非適用
	#2.17.1.1.8	途中から始まるページ付	<転記省略>			対象外	非適用
	#2.17.1.1.9	図版	<転記省略>			対象外	非適用
	#2.17.1.1.9.1	ページ付のある図版	<転記省略>			対象外	非適用
	#2.17.1.1.9.2	ページ付のない図版	<転記省略>			対象外	非適用
	#2.17.1.1.10	折り込まれた紙葉	<転記省略>			対象外	非適用
	#2.17.1.1.11	袋綴じの紙葉	<転記省略>			対象外	非適用
	#2.17.1.1.12	重複したページ付	<転記省略>			対象外	非適用
	#2.17.1.1.13	左右両側からのページ付	<転記省略>			対象外	非適用
	#2.17.1.2	複数の冊子から成る資料	複数の冊子から成る資料は、「冊」または「volumes」の語を用いて冊数を記録する。 5 冊 5 volumes		適用		複数の冊子から成る資料は、「冊」の語を用いて冊数を記録する。 5 冊 付属資料として記録する場合、「別冊」等の語とともに冊数を記録する。 別冊 2 冊
	#2.17.1.2A	刊行が完結した逐次刊行物	刊行が完結した逐次刊行物は、冊数を記録する。	6.2.5F2.2	一部適用	刊行が完結した逐次刊行物は、容易に判明する場合は冊数を記録することができる。	刊行が完結した逐次刊行物は、容易に判明する場合は冊数を記録する。
		別法	*刊行が完結した逐次刊行物は、物理的な冊数の代わりに、順序表示に従って、書誌的巻数を記録する。 (参照: 逐次刊行物の順序表示については、#2.4 を見よ。)	7.2.5F2.2	非適用		一
	#2.17.1.2.1	下位ユニット	必要に応じて、下位ユニットとして、ページ数等を#2.17.1.1~#2.17.1.1.13に従って記録する。 複数の冊子に連続したページ付がある場合は、下位ユニットとして、全体のページ数等を記録する。 3 冊 (800 p) 3 volumes (800 pages) 複数の冊子にそれぞれ独立したページ付がある場合は、下位ユニットとして各冊のページ数等を記録する。 2 冊 (329; 412 p) 2 volumes (329; 412 pages)		非適用		記録した冊数に別冊等が含まれる場合は、下位ユニットとして記録する。 2 冊 (別冊あり)
	#2.17.1.2.2	刊行が完結していない資料、または完結しても全体の冊数が不明な資料	刊行が完結していない資料、または完結しても全体の冊数が不明な資料を包括的に記述する場合は、「冊」または「volumes」の語のみを記録する。 (参照: 加除式資料については、#2.17.1.3 を見よ。)	(6.2.5F5.1)	適用		刊行が完結していない資料、または完結しても全体の冊数が不明な資料を包括的に記述する場合は、「冊」の語のみを記録する。 冊 付属資料として記録する場合、「別冊」等の語を用いる。 別冊

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
			別法	*刊行が完結していない資料、または完結していても全体の冊数が不明な資料を包括的に記述する場合は、数量を記録しない*。 複数の冊子から成る予定の資料がまだすべて刊行されていない場合に、今後刊行されないことが明らかなときは、「冊」または「volumes」の語を用いて刊行済の冊数を記録し、これ以上刊行されないことを注記として記録する。 (参照:#2.42.1.2.2を見よ。)	非適用		-
	#2.17.1.3	加除式資料	<転記省略>		対象外	非適用	
	#2.17.1.4	シートまたはカードから成る資料	シートまたはカードから成る資料は、キャリアの種類を示す用語とともに枚数を記録する。目録用言語として英語を用いる場合は、「1 sheet」、「sheets」、「1 card」または「cards」の語を用いる。 (参照:複数のシートまたはカードから成り、ポートフォリオまたはケースに収納されている場合は、#2.17.1.5を見よ。) シート 1 枚 シート 5 枚 カード 10 枚 1 sheet 5 sheets 10 cards 折りたたんだ状態でページ順に読むことが想定されている 1 枚のシート(例えば、折本)は、枚数を記録し、「折りたたみ」を丸がっこに入れて付加する。目録用言語として英語を用いる場合は、「folded」の語を用いる。ただし、この種の資料は、冊子として扱うことがある。 シート 1 枚 (折りたたみ) シート 1 枚 (折りたたみ 8 p) 1 folded sheet 1 folded sheet (8 pages)	適用		シートから成る資料は、キャリアの種類を示す用語を記録する。必要に応じ、キャリアの種類を示す用語とともに枚数を記録する。 シート 折りたたんだ状態でページ順に読むことが想定されている1枚のシート(例えば、折本)は、冊子として扱う。	
	#2.17.1.4A	初期印刷資料(和古書・漢籍を除く)	<転記省略>		対象外	非適用	
	#2.17.1.5	ポートフォリオまたはケースに収納されている場合	<転記省略>		対象外	非適用	
	#2.17.1.5	ポートフォリオまたはケースに収納されている場合 任意追加	<転記省略>		対象外	非適用	
	#2.17.2	楽譜の数量	<転記省略>		対象外	非適用	
	#2.17.2.1	複数の形式の楽譜から成る場合	<転記省略>		対象外	非適用	
	#2.17.3	地図資料の数量 別法	<転記省略>		対象外	付属資料とする地図資料は、必要に応じて、「地図」の語に続けて枚数を記録する。 地図 1 枚	
	#2.17.3.1	地図帳	<転記省略>		対象外	非適用	
	#2.17.3.2	シートが複数の図から成る場合	<転記省略>		対象外	非適用	
	#2.17.3.3	複数の部分図から成る場合	<転記省略>		対象外	非適用	
	#2.17.4	静止画の数量 別法	<転記省略>		対象外	付属資料とする静止画は、必要に応じて、その種類を示す用語に続けてキャリア数(記録媒体である紙等の枚数)を記録する。種類は、表2.17.4に示す用語を用いる。単位を示す助数詞は、一枚ものには「枚」を用いる。 図表 2 枚 表2.17.4に適切な用語がない場合は、記述対象の種類を適切に表す用語を用いて記録する。	
	#2.17.4.1	セット	<転記省略>		対象外	非適用	
	#2.17.4.1	セット 任意追加	<転記省略>		対象外	非適用	

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
	#2.17.4.2	静止画の数とキャリア数が一致しない場合等	<転記省略>		対象外	非適用	
	#2.17.5	三次元資料の数量	<転記省略>		対象外	非適用	
	#2.17.5.1	下位ユニット	<転記省略>		対象外	非適用	
E	#2.18	大きさ	大きさは、エレメントである。	6.2.5A	適用	適用	
	#2.18.0	通則			—	—	
	#2.18.0.1	記録の範囲	記述対象のキャリアおよび(または)容器の寸法(高さ、幅、奥行など)を、大きさとして記録する。 情報源は、#2.14.0.3に従う。	6.2.5F4.1	適用	適用	
	#2.18.0.1.1	エレメント・サブタイプ(各種の資料)	大きさには、資料の種類によって、次のエレメント・サブタイプがある。 a) 地図等の大きさ(参照:#2.18.1、#2.18.1 別法を見よ。) b) 静止画の大きさ(参照:#2.18.2、#2.18.2 別法を見よ。)		対象外	適用	
	#2.18.0.2	記録の方法	キャリアまたは容器の外側の寸法を、別途指示のない限り、センチメートルの単位で小数点以下の端数を切り上げて記録する。キャリアを計測する箇所は、キャリア種別ごとに定めた#2.18.0.2.1A～#2.18.0.2.10に従う。また、シート(巻物を含む)から成る地図等は#2.18.1、静止画は#2.18.2に従う。	6.2.5F4.1	適用	適用	
		別法	*キャリアまたは容器の外側の寸法を、データ作成機関の使用する単位、計測法で記録する。単位を示す用語は、付録#A.3に従って略語を使用する。キャリアを計測する箇所は、キャリア種別ごとに定めた#2.18.0.2.1A～#2.18.0.2.10に従う。また、シート(巻物を含む)から成る地図等は#2.18.1、静止画は#2.18.2に従う。		非適用	—	
	#2.18.0.2.1	各キャリア種別の大きさ			—	—	
	#2.18.0.2.1A	冊子	冊子は、外形の高さを記録する。外形の高さが10cm未満のものは、センチメートルの単位で小数点以下1桁まで端数を切り上げて記録する。縦長本、横長本、枠型本は、縦、横の長さを「×」で結んで記録する。 22 cm 8.7 cm 21 × 9 cm 15 × 25 cm 15 × 15 cm テキスト・ブロック(冊子の表紙・背などの外装を除いた本体部分)の大きさと製本状態の大きさに無視できない違いがある場合に、識別または選択に重要なときは、テキスト・ブロックの大きさを記録し、製本状態の大きさを丸がっこに入れて付加する。目録用言語として英語を用いる場合は、「in」の語に続けて製本状態の大きさを付加する。 20 cm(製本 25 cm) 20 cm in binding 25 cm テキスト・ブロックの大きさが異なるものを合冊している場合は、製本状態の大きさのみを記録する。識別または選択に重要な場合は、テキスト・ブロックの大きさについて注記として記録する。 (参照:#2.4.2.2.1.1、#3.7.2を見よ。) 製本が刊行後のものである場合(所蔵機関での再製本など)は、そのことを注記して記録する。 (参照:#3.7.2を見よ。)	6.2.5F4.1	NDL準拠	冊子は、外形の高さを記録する。外形の高さが10cm未満のものは、センチメートルの単位で小数点以下1桁まで端数を切り上げて記録する。縦長本、横長本、枠型本は、縦、横の長さを「×」で結んで記録する。 22 cm 8.7 cm 21 × 9 cm 15 × 25 cm 15 × 15 cm 付属資料とする場合は、管理に必要なときに記録する。	冊子は、外形の高さを記録する。外形の高さが10cm未満のものは、センチメートルの単位で小数点以下1桁まで端数を切り上げて記録する。縦長本、横長本、枠型本は、縦、横の長さを「×」で結んで記録する。 22 cm 8.7 cm 21 × 9 cm 15 × 25 cm 15 × 15 cm 付属資料とする場合は、管理に必要なときに記録する。
	#2.18.0.2.1A	冊子 任意追加1	和古書・漢籍については、常にセンチメートルの単位で、小数点以下1桁まで端数を切り上げて記録する。 21.6 cm		対象外	非適用	
	#2.18.0.2.1A	冊子 任意追加2	和古書・漢籍については、常に縦、横の長さを「×」で結んで記録する。 26.8 × 19.8 cm		対象外	非適用	
	#2.18.0.2.1A	冊子 任意省略	枠型本の横の長さは記録しない。 15 cm		対象外	非適用	
	#2.18.0.2.1B	カード等	カード、コンピュータ・カード、アバーチュア・カード、立体視カードは、縦、横の長さを「×」で結んで記録する。 9 × 29 cm (記述対象は、アバーチュア・カード)		対象外	非適用	

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
	#2.18.0.2.1C	シート	シートは、本体の縦、横の長さを「×」で結んで記録する。 20 × 25 cm 畳ものは広げた形の縦、横の長さを「×」で結んで記録し、折りたたんだときの外形の縦、横の長さを付加する。 48 × 30 cm (折りたたみ 24 × 15 cm) 48 × 30 cm folded to 24 × 15 cm 折りたたんだ状態でページ順に読むことが想定されている1枚のシート（例えば、折本）は、縦の長さを記録する。ただし、この種の資料は、冊子として扱うことがある。 地図等は#2.18.1、静止画は#2.18.2に従う。	一部適用	シートは、本体の縦の長さを記録する。縦長、横長、枠型の場合は、縦、横の長さを「×」で結んで記録する。 30 cm 20 × 25 cm 畳ものは広げた形の縦、横の長さを「×」で結んで記録し、折りたたんだときの外形の縦、横の長さを付加する。 48 × 30 cm (折りたたみ 24 × 15 cm) 折りたたんだ状態でページ順に読むことが想定されている1枚のシート（例えば、折本）は、冊子として扱う。	シートは、本体の縦の長さを記録する。縦長、横長、枠型の場合は、縦、横の長さを「×」で結んで記録する。 30 cm 20 × 25 cm 畳ものは広げた形の縦、横の長さを「×」で結んで記録し、折りたたんだときの外形の縦、横の長さを付加する。 48 × 30 cm (折りたたみ 24 × 15 cm) 折りたたんだ状態でページ順に読むことが想定されている1枚のシート（例えば、折本）は、冊子として扱う。 付属資料とする場合は、管理に必要なときに記録する。	
	#2.18.0.2.1D	フリップチャート	<転記省略>		対象外	非適用	
	#2.18.0.2.1E	巻物	<転記省略>		対象外	非適用	
	#2.18.0.2.1F	オブジェクト	<転記省略>		対象外	非適用	
	#2.18.0.2.1F	オブジェクト 任意追加	<転記省略>		対象外	非適用	
	#2.18.0.2.1G	カセット	カセットは、その種類に応じて、次のとおりに記録する。 a) オーディオカセット 横、縦の長さを「×」で結び、センチメートルの単位で小数点以下の端数を切り上げて記録する。続けてコンマで区切り、テープの幅をミリメートルの単位で小数点以下の端数を切り上げて記録する。 10 × 7 cm 4 mm テープ (記述対象は、カセットテープ) 5 × 4 cm, 4 mm テープ (記述対象は、マイクロカセット) 10 × 7 cm 4 mm tape b) コンピュータ・テープ・カセット 横、縦の長さを「×」で結び、センチメートルの単位で小数点以下の端数を切り上げて記録する。 10 × 7 cm c) ビデオカセット、フィルム・カセット 横、縦の長さは記録せず、テープまたはフィルムの幅のみをミリメートルの単位で記録する。8ミリフィルムについては、その種類を、「スタンダード」、「シングル」、「スーパー」、「マウラー」のいずれかの語を用いて記録する。目録用言語として英語を用いる場合は、「standard」、「single」、「super」、「Maurer」のいずれかの語を用いる。識別または選択に重要な場合は、テープまたはフィルムの長さについて注記して記録する。 (参照:#2.42.2.2を見よ。) 16 mm シングル 8 mm d) マイクロフィッシュ・カセット 横、縦の長さを「×」で結び、センチメートルの単位で小数点以下の端数を切り上げて記録する。 e) マイクロフィルム・カセット 横、縦の長さは記録せず、フィルムの幅のみをミリメートルの単位で記録する。		対象外	-	
		別法	カセットは、その種類に応じて、次のとおりに記録する。 a) オーディオカセット 横、縦の長さを「×」で結び、センチメートルの単位で小数点以下の端数を切り上げて記録する。続けてコンマで区切り、テープの幅をミリメートルの単位で小数点以下の端数を切り上げて記録する。 10 × 7 cm 4 mm テープ (記述対象は、カセットテープ) 5 × 4 cm, 4 mm テープ (記述対象は、マイクロカセット) 10 × 7 cm, 4 mm tape b) コンピュータ・テープ・カセット 横、縦の長さを「×」で結び、センチメートルの単位で小数点以下の端数を切り上げて記録する。 10 × 7 cm		対象外	カセットは、その種類に応じて、次のとおりに記録する。 a) オーディオカセット 横、縦の長さを「×」で結び、センチメートルの単位で小数点以下の端数を切り上げて記録する。続けてコンマで区切り、テープの幅をミリメートルの単位で小数点以下の端数を切り上げて記録する。ただし、標準規格のもの(10 × 6.4 × 1.2 cmまたは7.3 × 5.4 × 1.05 cm)は記録しない。 5 × 4 cm, 4 mm テープ (記述対象は、マイクロカセット)	

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用	
			別法 続き	<p>c) *ビデオカセット 横、縦の長さを「×」で結び、センチメートルの単位で小数点以下の端数を切り上げて記録する。識別または選択に必要な場合は、続けてコンマで区切り、テープの幅をミリメートルの単位で記録する。識別または選択に重要な場合は、テープの長さについて注記として記録する*。 (参照: #2.42.2.2を見よ。)</p> <p>d) *フィルム・カセット 横、縦の長さは記録せず、フィルムの幅のみをミリメートルの単位で記録する*。8ミリフィルムについては、その種類を、「スタンダード」、「シングル」、「スーパー」、「マウラー」のいずれかの語を用いて記録する。目録用言語として英語を用いる場合は、「standard」、「single」、「super」、「Maurer」のいずれかの語を用いる。*識別または選択に重要な場合は、フィルムの長さについて注記として記録する*。 (参照: #2.42.2.2を見よ。)</p> <p>16 mm シングル 8 mm</p> <p>e) マイクロフィッシュ・カセット 横、縦の長さを「×」で結び、センチメートルの単位で小数点以下の端数を切り上げて記録する。</p> <p>f) マイクロフィルム・カセット 横、縦の長さは記録せず、フィルムの幅のみをミリメートルの単位で記録する。</p>	適用	対象外	<p>c) ビデオカセット 横、縦の長さを「×」で結び、センチメートルの単位で小数点以下の端数を切り上げて記録する。ただし、標準規格のもの(18.8×10.4cm(VHS))は記録しない。 16 × 10 cm (記述対象は、ベータ)</p>	
#2.18.0.2.1H			カートリッジ	<p>カートリッジは、その種類に応じて、次のとおりに記録する。</p> <p>a) オーディオ・カートリッジ 横、縦の長さを「×」で結び、センチメートルの単位で小数点以下の端数を切り上げて記録する。続けてコンマで区切り、テープの幅をミリメートルの単位で小数点以下の端数を切り上げて記録する。 <例示省略></p> <p>b) コンピュータ・チップ・カートリッジ、コンピュータ・ディスク・カートリッジ、コンピュータ・テープ・カートリッジ機器に挿入される辺の長さを記録する。 10 cm</p> <p>c) ビデオ・カートリッジ、フィルム・カートリッジ、フィルムストリップ・カートリッジ 横、縦の長さは記録せず、テープまたはフィルムの幅のみをミリメートルの単位で記録する。8ミリフィルムについては、その種類を、「スタンダード」、「シングル」、「スーパー」、「マウラー」のいずれかの語を用いて記録する。目録用言語として英語を用いる場合は、「standard」、「single」、「super」、「Maurer」のいずれかの語を用いる。識別または選択に重要な場合は、テープまたはフィルムの長さについて注記として記録する。 (参照: #2.42.2.2を見よ。)</p> <p>16 mm シングル 8 mm</p> <p>d) マイクロフィルム・カートリッジ 横、縦の長さは記録せず、フィルムの幅のみをミリメートルの単位で記録する。</p>		対象外	-	

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用	
			別法	<p>カートリッジは、その種類に応じて、次のとおりに記録する。</p> <p>a) オーディオ・カートリッジ 横、縦の長さを「×」で結び、センチメートルの単位で小数点以下の端数を切り上げて記録する。*オーディオテープ・カートリッジは、続けてコマンドで区切り、テープの幅をミリメートルの単位で小数点以下の端数を切り上げて記録する。 <例示省略></p> <p>b) コンピュータ・チップ・カートリッジ、コンピュータ・ディスク・カートリッジ、コンピュータ・テープ・カートリッジ *横、縦の長さを「×」で結び、センチメートルの単位で、必要に応じて小数点以下第1位まで記録する。 $6 \times 9 \text{ cm}$ $3.5 \times 3.5 \text{ cm}$</p> <p>c) *ビデオ・カートリッジ 横、縦の長さを「×」で結び、センチメートルの単位で小数点以下の端数を切り上げて記録する。ビデオテープ・カートリッジは、識別または選択に必要な場合は、続けてコマンドで区切り、テープの幅をミリメートルの単位で記録する。 $13 \times 13 \text{ cm}$</p> <p>d) *フィルム・カートリッジ、フィルムストリップ・カートリッジ 横、縦の長さは記録せず、フィルムの幅のみをミリメートルの単位で記録する。8ミリフィルムについては、その種類を、「スタンダード」、「シングル」、「スーパー」、「マウラー」のいずれかの語を用いて記録する。目録用言語として英語を用いる場合は、「standard」、「single」、「super」、「Maurer」のいずれかの語を用いる。*識別または選択に重要な場合は、フィルムの長さについて注記として記録する。 (参照: #2.42.2.2を見よ。) 16 mm $\text{シングル } 8 \text{ mm}$</p> <p>e) マイクロフィルム・カートリッジ 横、縦の長さは記録せず、フィルムの幅のみをミリメートルの単位で記録する。</p>		対象外	<p>カートリッジは、その種類に応じて、次のとおりに記録する。</p> <p>b) コンピュータ・チップ・カートリッジ、コンピュータ・ディスク・カートリッジ 横、縦の長さを「×」で結び、センチメートルの単位で、必要に応じて小数点以下第1位まで記録する。 $1.7 \times 5.6 \text{ cm}$ $9 \times 9.4 \text{ cm}$</p> <p>付属資料とする場合は、管理に必要なときに記録する。</p>	
	#2.18.0.2.1I		ディスク	<p>ディスクは、直径を記録する。</p> <p>30 cm 12 cm</p> <p>ディスクの形状が標準でない場合(例: ディスクが円形でない)は、記録面の大きさを記録し、外形の寸法は注記として記録する。 (参照: #2.42.2.3を見よ。) 18 cm (ディスクの外形は $20 \times 20 \text{ cm}$ の正方形)</p>		対象外	<p>ディスクは、直径の寸法を記録する。</p> <p>12 cm</p> <p>ディスクの形状が標準でない場合(例: ディスクが円形でない)は、記録面の大きさを記録し、外形寸法は注記として記録する。 (参照: #2.42.2.3を見よ。) 18 cm (ディスクの外形は $20 \times 20 \text{ cm}$ の正方形)</p> <p>付属資料とする場合は、管理に必要なときに記録する。</p>	
	#2.18.0.2.1J		リール	<p>リールは、直径を記録する。続けてコマンドで区切り、フィルムまたはテープの幅をミリメートルの単位で記録する。フィルム・リール、ビデオテープ・リールの8ミリフィルムについては、その種類を、「スタンダード」、「シングル」、「スーパー」、「マウラー」のいずれかの語を用いて記録する。目録用言語として英語を用いる場合は、「standard」、「single」、「super」、「Maurer」のいずれかの語を用いる。フィルム・リール、ビデオテープ・リールは、識別または選択に重要な場合は、フィルムまたはテープの長さについて注記として記録する。 (参照: #2.42.2.2を見よ。) $13 \text{ cm}, 7 \text{ mm テープ}$ $13 \text{ cm}, 7 \text{ mm tape}$ (記述対象は、オーディオテープ・リール) $13 \text{ cm}, 35 \text{ mm}$ (記述対象は、マイクロフィルム・リール)</p>		対象外	<p>リールは、直径を記録する。続けてコマンドで区切り、フィルムまたはテープの幅をミリメートルの単位で記録する。</p> <p>$10 \text{ cm}, 35 \text{ mm}$</p> <p>(記述対象は、マイクロフィルム・リール)</p>	
	#2.18.0.2.1J		リール 任意省略	<p>テープ幅 6.3 mm の規格のオーディオテープ・リール、サウンドトラック・リールは、テープの幅の記録を省略する。</p> <p>直径 7.5 cm の規格のマイクロフィルム・リールは、直径の記録を省略する。</p>		対象外	<p>直径 7.5 cm および 9.2 cm の規格のマイクロフィルム・リールは、直径の記録を省略する。</p> <p>35 mm</p>	
	#2.18.0.2.1K		ロール	<p>ロールは、フィルムの幅をミリメートルの単位で記録する。8ミリフィルムについて</p> <p>は、その種類を、「スタンダード」、「シングル」、「スーパー」、「マウラー」のいずれかの語を用いて記録する。目録用言語として英語を用いる場合は、「standard」、「single」、「super」、「Maurer」のいずれかの語を用いる。識別または選択に重要な場合は、フィルムの長さについて注記として記録する。 (参照: #2.42.2.2を見よ。) 35 mm $\text{シングル } 8 \text{ mm}$</p>		対象外	<p>マイクロフィルム・リールとマイクロフィルム・ロールの違いがD.用語解説で不明確。マイクロフィルム・ロールには、マイクロフィルム・リールとマイクロフィルム・カートリッジがあるとすると、ロールはリールを含むのではないか？</p> <p>ここでは、オーディオロールとフィルムロールを指すのであれば、対象外。</p>	非適用

エレメント	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
	#2.18.0.2.1L	スライド	<転記省略>		対象外	非適用
	#2.18.0.2.1M	トランスペアレンシー	<転記省略>		対象外	非適用
	#2.18.0.2.1N	フィルムストリップ、フィルムスリップ	<転記省略>		対象外	非適用
	#2.18.0.2.1O	マイクロオペーク、マイクロフィッシュ	マイクロオペークおよびマイクロフィッシュは、縦、横の長さを「×」で結んで記録する。 10 × 15 cm		対象外	適用
	#2.18.0.2.2	容器に収納された記述対象	記述対象が容器に収納されている場合に、識別または選択に重要なとき、または管理に必要なときは、容器の種類と大きさを、次のいずれかの方法で記録する。容器の大きさは、高さ、幅、奥行きを「×」で結んで記録する。 a) キャリアの大きさを記録し、さらに容器の大きさを記録する。 径 13 cm 箱 21 × 21 × 14 cm (箱入りの地球儀) b) 容器の大きさのみを記録する。 箱 20 × 25 × 20 cm (記述対象が多種類の資料から成る場合)	非適用		記述対象が容器に収納されている場合に、識別または選択に重要なとき、または管理に必要なときは、容器の種類と大きさを、次の方法で記録する。容器の大きさは、外形の高さを記録する。 a) キャリアの大きさを記録し、さらに容器の大きさを記録する。 12 cm ホルダー入 (19 cm) (ホルダー入りのCD-ROM)
	#2.18.0.2.3	複数のキャリアから成る体現形	記述対象が、同一キャリア種別の複数のキャリアから成り、かつ各キャリアの大きさが同じ場合は、キャリア1点の大きさを記録する。 10 × 15 cm (この大きさのマイクロフィッシュ 30枚から成る。) ただし、製本されていない複数のシートから成るテキスト資料の大きさは、冊子と同じ、#2.18.0.2.1A に従って記録する。シートが常に折りたたんだ状態である場合は、折りたたんだときの大きさを付加する。 50 × 69 cm (折りたたみ 25 × 23 cm) 50 × 69 cm folded to 25 × 23 cm (テキストによる一連のシート 20枚を帙に収めたセット) 記述対象が、同一キャリア種別の複数のキャリアから成り、かつ各キャリアの大きさが異なる場合は、最も小さいものと最も大きいものの大きさを、ハイフンで結んで記録する。 20–26 cm 18 × 24 cm–24 × 30 cm 複数の形式から成る楽譜で、形式によって大きさが異なる場合は、それぞれの大きさを記録する。 (参照: #2.17.2.1、#2.17.2.1 別法を見よ。) 22 cm 26 cm (スコアとパート譜から成る資料。数量として「スコア 1 部」、「パート譜 45 部」を記録した場合(スコアの高さが 22cm、パート譜の高さが 26cm)) 記述対象が、キャリア種別の異なる複数のキャリアから成る場合は、#2.14.0.4.1 に従って記録する。	NDL準拠	記述対象が、同一キャリア種別の複数のキャリアから成り、かつ各キャリアの大きさが同じ場合は、キャリア1点の大きさを記録する。 記述対象が、同一キャリア種別の複数のキャリアから成り、かつ各キャリアの大きさが異なる場合は、最も小さいものと最も大きいものの大きさを、ハイフンで結んで記録する。 20–26 cm 18 × 24 cm–24 × 30 cm 記述対象が、キャリア種別の異なる複数のキャリアから成る場合は、#2.14.0.4.1に従って記録する。	記述対象が、同一キャリア種別の複数のキャリアから成り、かつ各キャリアの大きさが同じ場合は、キャリア1点の大きさを記録する。 10 × 15 cm (この大きさのマイクロフィッシュ 30枚から成る。) 記述対象が、同一キャリア種別の複数のキャリアから成り、かつ各キャリアの大きさが異なる場合は、最も小さいものと最も大きいものの大きさを、ハイフンで結んで記録する。 20–26 cm 18 × 24 cm–24 × 30 cm 記述対象が、キャリア種別の異なる複数のキャリアから成る場合は、#2.14.0.4.1に従って記録する。
	#2.18.0.2.3	複数のキャリアから成る体現形 任意省略	記述対象が、同一キャリア種別の3種類以上の大きさのキャリアから成る場合は、最大のキャリアの大きさのみを記録した後に、「最大」の語を丸括弧に入れて付加する。目録用言語として英語を用いる場合は、「for smaller」の語を付加する。 25 × 40 cm (最大) 25 × 40 cm or smaller	非適用		非適用
	#2.18.0.2.4	複数の容器に収納された記述対象	記述対象が、大きさの同じ複数の容器に収納されている場合は、容器1点の大きさを、#2.18.0.2.2 に従って記録する。 箱 20 × 15 × 15 cm (この大きさの容器 5箱から成る。) 記述対象が、大きさの異なる複数の容器に収納されている場合は、最も小さな容器の大きさと、最も大きな容器の大きさを、ハイフンで結んで記録する。 箱 20 × 15 × 15 cm–30 × 24 × 20 cm	非適用		非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
		#2.18.0.2.5	変化	記述対象が複数巻単行資料または逐次刊行物で、刊行途中で大きさの変化が生じた場合は、#2.18.0.2.3に従って記録する。 18-24 cm 記述対象が更新資料で、刊行途中で大きさの変化が生じた場合は、最新のイテレーションの大きさに改める。 いずれの場合も、識別または選択に重要なときは、変化が生じたことを注記として記録する。 (参照: #2.42.2.2.5.1、#2.42.2.2.5.1 任意省略、#2.42.2.2.5.2、#2.42.2.2.5.2 任意省略を見よ。)	NDL準拠	刊行途中で大きさの変化が生じた場合は、#2.18.0.2.3に従って記録する。 18-24 cm	刊行途中で大きさの変化が生じた場合は、#2.18.0.2.3に従って記録する。 18-24 cm
			<#2.18.1～#2.18.2 各種の資料の大きさ>			-	-
ES		#2.18.1	地図等の大きさ	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.18.1.1	計測の方法	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.18.1.1	計測の方法 任意追加	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.18.1.2	大きさの異なる複数のシートから成る場合	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.18.1.3	複数の部分図から成る場合	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.18.1.4	折りたまれるシートの場合	<転記省略>		対象外	非適用
ES		#2.18.2	静止画の大きさ	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.18.2.1	計測の方法	<転記省略>		対象外	非適用
E		#2.19	基底材	基底材は、エレメントである。	適用		適用
		#2.19.0	通則			-	-
		#2.19.0.1	記録の範囲	記述対象の識別または選択に重要な場合は、その基底となる物理的な材料を、基底材として記録する。 情報源は、#2.14.0.3に従う。	適用		適用
		#2.19.0.2	記録の方法	基底材は、表 2.19.0.2 の用語を用いて記録する。 硝酸エスチル (セルロイド製の写真フィルム) <表 2.19.0.2 は別シートに転記> 表 2.19.0.2に適切な用語がない場合は、データ作成機関が基底材の種類を示す簡略な用語を定めて記録する。 竹皮	適用		適用
E		#2.19.0.3	基底材の詳細	基底材の詳細は、エレメントである。 識別または選択に重要な場合は、基底材の詳細を記録する。 Cream-color unpolished laid paper with horizontal chain lines and no visible watermarks Paper watermarked: RIVES	適用		非適用
E		#2.20	付加材	付加材は、エレメントである。	非適用		非適用
		#2.20.0	通則			-	-
		#2.20.0.1	記録の範囲	<以下、付加材については、転記省略>	非適用		非適用
		#2.20.0.2	記録の方法		非適用		非適用
E		#2.20.0.3	付加材の詳細		非適用		非適用
ES		#2.20.1	マイクロフィルム・マイクロフィッシュの感光剤		非適用		非適用
E		#2.20.1.1	マイクロフィルム・マイクロフィッシュの感光剤の詳細		非適用		非適用
E		#2.21	マウント	<以下、マウントについては、転記省略>	非適用		非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
	#2.21.0	通則			—	—	—
	#2.21.0.1	記録の範囲			非適用		非適用
	#2.21.0.2	記録の方法			非適用		非適用
E	#2.21.0.3	マウントの詳細			非適用		非適用
E	#2.22	制作手段	制作手段は、エレメントである。		適用		適用(点字資料のみ)
	#2.22.0	通則			—	—	—
	#2.22.0.1	記録の範囲	記述対象の識別または選択に重要な場合は、それを制作するときに使用された手段を、制作手段として記録する。刊行物、非刊行物の双方に用いる。 情報源は、#2.14.0.3 に従う。		適用		適用(点字資料のみ)
	#2.22.0.2	記録の方法	制作手段は、表 2.22.0.2 の用語を用いて記録する。 青焼き (参照、書写資料については、#2.22.0.2A を見よ。) <表 2.22.0.2 制作手段の種類を示す用語は別シートに転記> 表 2.22.0.2 に適切な用語がない場合は、データ作成機関が制作手段の種類を示す簡略な用語を定めて記録する。 謄写版 模写 刺繡 石印本 拓本 点字シルク・スクリーン		適用		適用(点字資料のみ)
	#2.22.0.2A	書写資料	<転記省略>		対象外		非適用
E	#2.22.0.3	制作手段の詳細	制作手段の詳細は、エレメントである。 識別または選択に重要な場合は、制作手段の詳細を記録する。		適用		非適用
E	#2.23	世代	<以下、世代については、転記省略>		非適用		非適用
	#2.23.0	通則			非適用		—
	#2.23.0.1	記録の範囲			非適用		非適用
	#2.23.0.2	記録の方法			非適用		非適用
E	#2.23.0.3	世代の詳細			非適用		非適用
E	#2.24	レイアウト	<以下、レイアウトについては、転記省略>		非適用		非適用
	#2.24.0	通則			非適用		—
	#2.24.0.1	記録の範囲			非適用		非適用
	#2.24.0.2	記録の方法			非適用		非適用
E	#2.24.0.3	レイアウトの詳細			非適用		非適用
E	#2.25	書型・判型	<以下、書型・判型については、転記省略>		非適用		非適用
	#2.25.0	通則			非適用		—
	#2.25.0.1	記録の範囲			非適用		非適用
	#2.25.0.2	記録の方法			非適用		非適用
E	#2.25.0.3	書型・判型の詳細			非適用		非適用
E	#2.26	フォント・サイズ	フォント・サイズは、エレメントである。	付録1.1	適用		適用
	#2.26.0	通則			—		—

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
	#2.26.0.1	記録の範囲		記述対象の識別または選択に重要な場合は、記述対象中の文字や記号(点字を含む)の大きさを、フォント・サイズとして記録する。 情報源は、#2.14.0.3に従う。	付録1.1	適用	適用
	#2.26.0.2	記録の方法		フォント・サイズは、簡略な用語を用いて記録する。 14 ポイント 1.0rem pearl 弱視者向け資料のフォント・サイズは、表 2.26.0.2 の用語を用いて記録する。 特大活字 表 2.26.0.2 フォント・サイズの種類を示す用語 大活字 large print 特大活字 giant print ジャンボ・ブレイル jumbo braille 表 2.26.0.2 に適切な用語がない場合は、データ作成機関がフォント・サイズの種類を示す簡略な用語を定めて記録する。	付録1.1	一部適用	弱視者向け資料のフォント・サイズは、「大活字」と記録する。 フォント・サイズは、簡略な用語を用いて記録する。 14 ポイント 1.0rem pearl なお、弱視者向け資料のフォント・サイズおよび点字は、SMDフィールドにコードで記録することができる。 大活字本「t」(SMDコード) 点字「t」(SMDコード)
	#2.26.0.2	記録の方法 任意追加		フォントの大きさをポイントの単位で、丸がっこに入れて付加する。 大活字 (20 ポイント) large print (20 point)		非適用	非適用
E	#2.26.0.3	フォント・サイズの詳細		フォント・サイズの詳細は、エレメントである。 識別または選択に重要な場合は、フォント・サイズの詳細を記録する。		非適用	非適用
E	#2.27	極性	極性は、エレメントである。			適用	非適用
	#2.27.0	通則				—	—
	#2.27.0.1	記録の範囲		識別または選択に重要な場合は、映画フィルム、写真、マイクロ資料の画像における色彩および色調と、複製されたものの色彩および色調との関係を、極性として記録する。 情報源は、#2.14.0.3に従う。		適用	非適用
	#2.27.0.2	記録の方法	極性は、表 2.27.0.2 の用語を用いて記録する。 本ガ			適用	非適用
E	#2.27.0.3	極性の詳細	極性の詳細は、エレメントである。 識別または選択に重要な場合は、極性の詳細を記録する。			適用	非適用
E	#2.28	縮率	<以下、縮率については、転記省略>			非適用	非適用
	#2.28.0	通則				非適用	—
	#2.28.0.1	記録の範囲				非適用	非適用
	#2.28.0.2	記録の方法				非適用	非適用
E	#2.28.1	縮率を示す語句				非適用	非適用
E	#2.28.2	縮率を示す語句の詳細				非適用	非適用
E	#2.29	録音の特性	<以下、録音の特性について、転記省略>			対象外	非適用
	#2.29.0	通則				対象外	—
	#2.29.0.1	記録の範囲				対象外	非適用
	#2.29.0.2	記録の方法				対象外	非適用
	#2.29.0.2	記録の方法 任意追加				対象外	非適用
E	#2.29.0.3	録音の特性の詳細				対象外	非適用
ES	#2.29.1	録音の方式				対象外	非適用
E	#2.29.1.1	録音の方式の詳細				対象外	非適用
ES	#2.29.2	録音の手段				対象外	非適用
E	#2.29.2.1	録音の手段の詳細				対象外	非適用
ES	#2.29.3	再生速度				対象外	非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
E	#2.29.3.1	再生速度の詳細			対象外	非適用	
ES	#2.29.4	音溝の特性			対象外	非適用	
	#2.29.4A	アナログ・ディスク			対象外	非適用	
	#2.29.4A	アナログ・ディスク 任意追加			対象外	非適用	
	#2.29.4B	アナログ・シリンダー			対象外	非適用	
E	#2.29.4.1	音溝の特性の詳細			対象外	非適用	
ES	#2.29.5	フィルムのトラック構成			対象外	非適用	
E	#2.29.5.1	フィルムのトラック構成の詳細			対象外	非適用	
ES	#2.29.6	テープのトラック構成			対象外	非適用	
E	#2.29.6.1	テープのトラック構成の詳細			対象外	非適用	
ES	#2.29.7	再生チャンネル			対象外	非適用	
E	#2.29.7.1	再生チャンネルの詳細			対象外	非適用	
ES	#2.29.8	特定の再生仕様			対象外	非適用	
E	#2.29.8.1	特定の再生仕様の詳細			対象外	非適用	
E	#2.30	映画フィルムの映写特性	<以下、映画フィルムの映写特性については、転記省略>		対象外	非適用	
	#2.30.0	通則			対象外	—	
	#2.30.0.1	記録の範囲			対象外	非適用	
	#2.30.0.2	記録の方法			対象外	非適用	
E	#2.30.0.3	映画フィルムの映写特性の詳細			対象外	非適用	
ES	#2.30.1	映写方式			対象外	非適用	
E	#2.30.1.1	映写方式の詳細			対象外	非適用	
ES	#2.30.2	映写速度			対象外	非適用	
E	#2.30.2.1	映写速度の詳細			対象外	非適用	
E	#2.31	ビデオの特性	<以下、ビデオの特性については、転記省略>		対象外	適用	
	#2.31.0	通則			対象外	—	
	#2.31.0.1	記録の範囲			対象外	適用	
	#2.31.0.2	記録の方法			対象外	適用	
E	#2.31.0.3	ビデオの特性の詳細			対象外	非適用	
ES	#2.31.1	ビデオ・フォーマット			対象外	適用	
E	#2.31.1.1	ビデオ・フォーマットの詳細			対象外	非適用	
ES	#2.31.2	テレビ放送の標準方式			対象外	非適用	
E	#2.31.2.1	テレビ放送の標準方式の詳細			対象外	非適用	

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
E	#2.32		デジタル・ファイルの特性	デジタル・ファイルの特性は、エレメントである。	適用		適用
	#2.32.0		通則		-		-
	#2.32.0.1		記録の範囲	記述対象の識別または選択に重要な場合は、オーディオ、画像、テキスト、ビデオなどのデータのデジタル変換にかかる技術的仕様を、デジタル・ファイルの特性として記録する。（参照：特定の装置要件の詳細については、#2.33を見よ。）情報源は、#2.14.0.3に従う。	適用		適用
	#2.32.0.2		記録の方法	#2.32.1～#2.32.7に従って、ファイル種別、デジタル・コンテンツ・フォーマット、ファイル・サイズ、解像度、リージョン・コード、ビットレートおよび地図資料のデジタル表現を記録する。	適用		#2.32.1～#2.32.2に従って、ファイル種別、デジタル・コンテンツ・フォーマットを記録する。
E	#2.32.0.3		デジタル・ファイルの特性の詳細	デジタル・ファイルの特性の詳細は、エレメントである。 Copy Control CD	適用		非適用
ES	#2.32.1		ファイル種別	ファイル種別は、デジタル・ファイルの特性のエレメント・サブタイプである。 容易に確認できる場合は、デジタル・ファイル内のデータ・コンテンツの種類を、表2.32.1の用語を用いて記録する。 テキスト・ファイル 表 2.32.1 ファイル種別を示す用語 オーディオ・ファイル audio file 画像ファイル image file テキスト・ファイル text file データ・ファイル data file ビデオ・ファイル video file プログラム・ファイル program file 表 2.32.1に適切な用語がない場合は、データ作成機関がファイル種別を示す簡略な用語を定めて記録する。	非適用		適用(電子資料のみ)
E	#2.32.1.1		ファイル種別の詳細	ファイル種別の詳細は、エレメントである。 識別または選択に重要な場合は、ファイル種別の詳細を記録する。	非適用		非適用
ES	#2.32.2		デジタル・コンテンツ・フォーマット	デジタル・コンテンツ・フォーマットは、デジタル・ファイルの特性のエレメント・サブタイプである。 容易に確認できる場合は、記述対象においてデジタル・コンテンツのフォーマットに用いられているスキーマや標準を、できる限り標準的なリストの用語を用いて記録する。 Excel HTML JPEG 記述対象の利用に影響がある場合は、デジタル・コンテンツ・フォーマットのバージョンを記録する。 Access 2016 DAISY 2.02	非適用		適用
E	#2.32.2.1		デジタル・コンテンツ・フォーマットの詳細	デジタル・コンテンツ・フォーマットの詳細は、エレメントである。 識別または選択に重要な場合は、デジタル・コンテンツ・フォーマットの詳細を記録する。	非適用		非適用
ES	#2.32.3		ファイル・サイズ	ファイル・サイズは、デジタル・ファイルの特性のエレメント・サブタイプである。 容易に確認できる場合は、デジタル・ファイルの容量を、「KB」、「MB」、「GB」などの単位で記録する。 (参照：オンライン資料の数量については、#2.17.0.2、#2.17.0.2.1を見よ。) 35 MB	非適用		非適用
ES	#2.32.4		解像度	解像度は、デジタル・ファイルの特性のエレメント・サブタイプである。 容易に確認できる場合は、画素数を示して解像度を記録する。 3000 × 4000 ピクセル 12.1 メガピクセル 3000 × 4000 pixels	非適用		非適用
ES	#2.32.5		リージョン・コード	リージョン・コードは、デジタル・ファイルの特性のエレメント・サブタイプである。 ビデオディスクの再生可能な地域を限定するコードを記録する。 リージョン 2 リージョン ALL	非適用		非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
ES	#2.32.6	ビットレート	ビットレートは、デジタル・ファイルの特性のエレメント・サブタイプである。 容易に確認できる場合は、ストリーミング・オーディオまたはストリーミング・ビデオの再生速度を記録する。1秒ごとの処理データ量を「kbps」、「Mbps」などの単位で記録する。 300 kbps		非適用		非適用
ES	#2.32.7	地図資料のデジタル表現	<転記省略>			対象外	非適用
E	#2.32.7.1	地図資料のデジタル表現の詳細	<転記省略>			対象外	非適用
ES	#2.32.7.2	地図データ種別	<転記省略>			対象外	非適用
E	#2.32.7.2.1	地図データ種別の詳細	<転記省略>			対象外	非適用
E	#2.33	装置・システム要件	装置・システム要件は、エレメントである。		非適用		適用(電子資料のみ)
	#2.33.0	通則				—	—
	#2.33.0.1	記録の範囲	記述対象の利用や再生に必要な装置やシステムに関する情報を記録する。 情報源は、#2.14.0.3 に従う。		非適用		適用(電子資料のみ)
	#2.33.0.2	記録の方法	キャリア種別やファイル種別から明らかに必要と考えられるもの以外の、記述対象の利用や再生に必要な要件を記録する。装置またはハードウェア、OS、メモリ容量、プログラミング言語、必須ソフトウェア、プラグイン、周辺機器などを記録する。 OS: Windows 8.1 Update/7 (SP1) /Vista (SP2) 各日本語版 CPU: Windows 8.1 Update/7/Vista: 1GHz 以上 メモリ: Windows 8.1 Update/7 の 64 ビット版: 2GB 以上、Windows 8.1 Update/7 の 32 ビット版: 1GB 以上、Vista: 512MB 以上 HDD: 300MB 以上の空き容量 ディスプレイ: HighColor (16 ビット) 以上、1024 × 768 ドット以上 Internet Explorer 7.0 以上 (記述対象は、CD-ROM) 縦振動対応の再生機 (記述対象は、音溝の方向がヴァーチカルの SP レコード) PlayStation 4 HDD 必須容量: 12GB 以上 (記述対象は、ゲームソフトの Blu-ray ディスク)		非適用		適用(電子資料のみ)
		別法	*装置・システム要件は、記述対象に表示されているとおりに記録する*。		非適用		—

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用	
E	*	#2.34	体現形の識別子	体現形の識別子は、エレメントである。 体現形の識別子は、コア・エレメントである。複数の識別子が存在する場合は、国際標準の識別子がコア・エレメントである。	適用		適用	
		#2.34.0	通則		-		-	
		#2.34.0.1	記録の範囲	体現形の識別子は、その体現形と結びつけられ、他の体現形との判別を可能とする文字列および(または)番号である。資料の体現形に付与されたISBN、ISSN等の国際標準番号、出版者等による番号、公文書館等が独自の体系に基づき割り当てた番号等がある。 出版者等による番号には、録音・映像資料の発売番号(参照: #2.34.0.6を見よ。)、楽譜の出版者番号およびプレート番号(参照: #2.34.1、#2.34.2を見よ。)を含む。 複数の識別子が存在し、そのなかに国際標準の識別子がある場合は、国際標準の識別子を優先する。その他の識別子は任意で追加する。 (参照: 標準的なインターネット・プラウザを用いて、資料にオンライン・アクセスするための識別子については、#2.39を見よ。)	6.1.15 A 6.1.1 A 6.1.17 A 6.1.18 A 6.1.19 A 6.1.20 A	NDL準拠	体現形の識別子は、その体現形と結びつけられ、他の体現形との判別を可能とする文字列および(または)番号である。資料の体現形に付与されたISBN、ISSN等の国際標準番号、出版者等による番号、公文書館等が独自の体系に基づき割り当てた番号等がある。 複数の識別子が存在し、そのなかに国際標準の識別子がある場合は、国際標準の識別子を優先する。その他の識別子は任意で追加する。	体現形の識別子は、その体現形と結びつけられ、他の体現形との判別を可能とする文字列および(または)番号である。資料の体現形に付与されたISBN、ISSN等の国際標準番号、出版者等による番号、公文書館等が独自の体系に基づき割り当てた番号等がある。 複数の識別子が存在し、そのなかに国際標準の識別子がある場合は、国際標準の識別子を優先する。その他の識別子は任意で追加する。
		#2.34.0.2	エレメント・サブタイプ(楽譜)	<転記省略>		対象外	非適用	
		#2.34.0.3	情報源	体現形の識別子は、どの情報源に基づいて記録してもよい。	適用		適用	
		#2.34.0.4	記録の方法	体現形の識別子に定められた表示形式(ISBN、ISSN、ISMN等)がある場合は、その形式に従って記録する。 ISBN 978-4-8204-0602-0 ISBN 4-8204-0602-7 ISSN 0385-4000 ISMN 979-0-69200-628-2 doi: 10.1241/johokanri.55.383 (逐次刊行物「情報管理」の1記事に対するDOI(デジタル・オブジェクト識別子)) 体現形の識別子に定められた表示形式がない場合は、情報源に表示されているとおりに記録する。容易に判明する場合は、必要に応じて、管理主体の商号または名称、識別子の種類を特定できる語句等に統けて、識別子を記録する。 全国書誌番号: 21061415 European Commission: CA-23-99-031-EN-C 識別またはアクセスに重要な場合は、体現形の識別子に関する詳細を注記として記録する。 (参照: #2.41.13.2.1を見よ。)	(6.1.15F)	一部適用	体現形の識別子に定められた表示形式(ISBN、ISSN、ISMN等)がある場合は、その形式に従って記録する。 ハイフンは記録しなくてよいが、記録してもシステムの正規化により削除される。 ISSN 03854000	体現形の識別子に定められた表示形式(ISBN、ISSN等)がある場合は、その形式に従って記録する。 0385-4000 (ISSN) 国立国会図書館で付与した識別子は、その番号を記録する。 21061415 (全国書誌番号) 029615097 (書誌データのレコード管理番号)
		#2.34.0.4.1	全体と部分に対する識別子	複数の部分から成る資料が、全体に対する識別子と部分に対する識別子の双方をもつ場合に、全体を記述対象とするときは、全体に対する識別子を記録する。 ISBN 4-477-00376-5(セット) (全3巻から構成される資料の全体に対するISBN) 一つの部分のみを記述対象とするときは、その部分に対する識別子を記録する。		一部適用	複数の部分から成る資料が、全体に対する識別子と部分に対する識別子の双方をもつ場合に、全体を記述対象とするときは、全体に対する識別子を記録する。 <u>ただし、ISSNとISSN-Lがある場合は、ISSNをその資料の識別子として記録する。</u>	複数の部分から成る資料が、全体に対する識別子と部分に対する識別子の双方をもつ場合に、全体を記述対象とするときは、全体に対する識別子を記録する。ISBNは複製物に付与されたセットもののISBNのみを対象とし、「(セット)」と付記して記録する。 978-4-8350-8035-2(セット) (全4巻から構成される資料の全体に対するISBN)
		#2.34.0.4.1	全体と部分に対する識別子 任意追加	全体に対する識別子と部分に対する識別子の双方を記録する。必要に応じて、#2.34.0.4.3に従って、限定語を付加する。 ISBN 978-4-284-10193-6(セット) ISBN 978-4-284-10194-3(第1巻) ISBN 978-4-284-10195-0(第2巻) ISBN 978-4-284-10196-7(第3巻) (全体を記述対象とするとき) ISBN 978-4-284-20236-7 ISBN 978-4-284-20235-0(セット) (一つの部分のみを記述対象とするとき) ただし、部分に対する識別子が4以上の場合は、最初と最後の識別子のみを記録し、他は省略することができる。識別子が連続しているときは、最初と最後の識別子をハイフンで結ぶ。連続していないときは、スラッシュで区切る。		一部適用	全体に対する識別子と部分に対する識別子の双方を記録する。	全体に対する識別子と部分に対する識別子の双方を記録する。必要に応じて、#2.34.0.4.3に従って、限定語を付加する。 978-4-8433-4281-7(セット) 978-4-8433-4282-4(セット: 1号-24号) 978-4-8433-4283-1(セット: 25号-48号) (ISBN)

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
	#2.34.0.4.2	不正確な識別子	資料に表示されている識別子が不正確であることが判明している場合は、表示されるとおりに番号を記録し、続けて、文字列および(または)番号が次のいずれかであることを示す語句を付加する。 a) 不正確である b) 取り消されている c) 無効である ISBN 978-4-902319-02-0 (エラーコード) ISSN 0891-4746 (エラーコード) ISBN 0-87068-430-2 (invalid) ISSN 1891-4755 (incorrect)	6.1.16G3	一部適用	資料に表示されている識別子が不正確であることが判明している場合は、表示されるとおりに番号をXISSNIに記録し、それがいかなる対象に付与された、あるいは表示されたものであるのかをNOTEフィールドに記録する。 a) 不正確である b) 取り消されている c) 無効である	資料に表示されている識別子が不正確であることが判明している場合は、次のいずれかであることを示し、定められた表示形式に従って、表示されるとおりに番号を記録する。 a) 不正確である b) 取り消されている c) 無効である
	#2.34.0.4.3	限定語	記述対象に同一の体現形に対する同種の識別子が複数表示されている場合に、識別に重要なときは、簡略な限定語を付加する。 ISBN 9789525889093 (Finland) ISBN 9789197135160 (Sweden) ISBN 978-4-8419-3080-1 (並製) ISBN 9784501955809 (eISBN) ISBN 978-4-540-00008-9 (加除式) ISBN 978-981-236-888-1 (loose-leaf) ISSN 1881-6096 (Print) ISSN 1334-8129 (Online) (情報源に出版国によって異なる ISBN が併記されている) 記述対象に一つの識別子しか表示されていない場合でも、識別に重要なときは、刊行形態を示す限定語を付加する。 ISBN 978-4-9905587-2-7 (ペーパーバック) ISBN 978-4-8419-3079-5 (上製) 記述対象の一部に対して付与された識別子を記録する場合は、各識別子の後に、対象部分を示す限定語を付加する。 ISBN 4-469-03081-3 (上巻) ISBN 4-469-03084-8 (索引) 装丁の相違等、記述対象に体現形によって異なる同種の識別子が表示され、それらをともに記録する場合は、必要に応じて、簡略な限定語を付加する。 ISBN 1-55608-030-1 (ハードカバー) ISBN 1-55608-031-X (ペーパーバック) (情報源に装丁によって異なる ISBN が併記されている。記述対象はハードカバーだが、異なる体現形であるペーパーバックの ISBN をあわせて記録する例)		非適用		記述対象の一部に対して付与された識別子を記録する場合は、各識別子の後に、対象部分を示す限定語を付加する。 978-4-8433-4282-4 (セット: 1号-24号) 978-4-8433-4283-1 (セット: 25号-48号) (ISBN)
	#2.34.0.5	複製	複製については、原資料ではなく、複製物自体の識別子を記録する。原資料の識別子は、関連する体現形の識別子として記録する。 (参照: #4.3を見よ。)	6.0.2C7	一部適用	複製については、原資料ではなく、複製物自体の識別子を記録する。原資料の識別子は、複製物の体現形のXISSNフィールドに記録する。	適用
	#2.34.0.6	録音・映像資料の発売番号	<転記省略>			対象外	非適用
		<#2.34.1～#2.34.2 楽譜の識別子>	<転記省略>			対象外	
ES	#2.34.1	楽譜の出版者番号	<転記省略>			対象外	非適用
	#2.34.1.1	記録の範囲	<転記省略>			対象外	非適用
	#2.34.1.2	記録の方法	<転記省略>			対象外	非適用
ES	#2.34.2	楽譜のプレート番号	<転記省略>			対象外	非適用
	#2.34.2.1	記録の範囲	<転記省略>			対象外	非適用
	#2.34.2.2	記録の方法	<転記省略>			対象外	非適用
E	#2.35	入手条件	入手条件は、エレメントである。	6.2.8A	適用		非適用
	#2.35.1	記録の範囲	入手条件は、記述対象に表示されている定価および(または)その入手可能性を示す情報である。	6.2.8D	適用		非適用
	#2.35.2	情報源	入手条件に関する情報は、どの情報源に基づいて記録してもよい。	6.2.8E 6.2.8F1.1	適用		非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
	#2.35.3	記録の方法	販売されている資料については、情報源に表示されている価格を、アラビア数字で記録する。価格は、それを表す語または一般に使用される記号とあわせて記録する。販売されていない資料については、入手可能性を示す語句を簡略に記録する。 2400 円 (価格であることを表す語を使用した例) JPY 950USD 32.50 GBP 8.50 (ISO 4217 による通貨コードを使用した例) ¥3800 \$37.50 £9.25 per year (通貨記号を使用した例) 非売品レンタル用 Not for sale, for promotion only 入手条件に説明を付加する必要がある場合は、簡略に記録する。 1000 円(税込) JPY 4000(初回プレスのみ JPY 3200) GBP 2.00 (GBP 1.00 to members)	6.2.8F	適用		非適用
E	#2.36	連絡先情報	連絡先情報は、エレメントである。		非適用		非適用
	#2.36.1	記録の範囲	連絡先情報は、資料が入手可能な機関等に関する情報である。 刊行物については、連絡先情報に、資料の出版者・頒布者の名称、住所・アドレス等を含む。文書、コレクションについては、連絡先情報に、資料を管理する機関の名称、住所・アドレス等を含む。		非適用		非適用
	#2.36.2	情報源	連絡先情報は、どの情報源に基づいて記録してもよい。		非適用		非適用
	#2.36.3	記録の方法			—		—
	#2.36.3.1	刊行物	資料の入手およびアクセスに重要な場合は、出版者・頒布者等の連絡先を記録する。 〒104-0033 東京都中央区新川 1-11-14 http://www.jla.or.jp/		非適用		非適用
	#2.36.3.2	文書、コレクション	文書、コレクションについては、資料を管理する機関の名称と所在地を記録する。アクセスに重要な場合は、電子メール・アドレス等の連絡先情報を含める。 国立公文書館 〒102-0091 東京都千代田区北の丸公園 3-2		非適用		非適用
E	#2.37	アクセス制限	アクセス制限は、エレメントである。	6.0.4D4.4	一部適用	(電子資料 要検討)	非適用
	#2.37.1	記録の範囲	アクセス制限は、資料へのアクセスに関する制限についての情報である。 アクセス制限は、個別資料の属性にも該当する。	6.0.4D4.4 17.0.1B2	一部適用	(電子資料 要検討)	非適用
	#2.37.2	情報源	アクセス制限は、どの情報源に基づいて記録してもよい。		一部適用	(電子資料 要検討)	非適用
	#2.37.3	記録の方法	資料へのあらゆるアクセス制限について、制限の性質や期間を含め、可能な限り具体的に記録する。制約がないことについては、必要に応じて記録する。 2014 年以降アクセス可能 ユーザー名とパスワードによるアクセス制限 登録機関のみアクセス可能 アクセス制限中(詳細は管理者に問い合わせのこと)		適用	(電子資料 要検討)	非適用
E	#2.38	利用制限	利用制限は、エレメントである。		適用		非適用
	#2.38.1	記録の範囲	利用制限は、複写、出版、展示のような、資料の利用に関する制限についての情報である。 利用制限は、個別資料の属性にも該当する。		適用		非適用
	#2.38.2	情報源	利用制限は、どの情報源に基づいて記録してもよい。		適用		非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
	#2.38.3	記録の方法	資料のあらゆる利用制限について、制限の性質や期間を含め、可能な限り具体的に記録する。 付属 CD-ROM の館外貸出不可 (付属資料の CD-ROM について、公共図書館の貸出を不可とするために出版者が与えた資料上の表示に基づく) 複製および利用には提供者の許諾書が必要 1 校校内(同一敷地内に限る)フリーライセンス 非刊行物について、一定の著作権保護期間を有すること、著作権が放棄され自由な利用が可能であること等、著作権に関する明記された文書入手可能な場合は、その情報を記録する。		一部適用	資料のあらゆる利用制限について、制限の性質や期間を含め、可能な限り具体的に記録する。 付属 CD-ROM の館外貸出不可 (付属資料の CD-ROM について、公共図書館の貸出を不可とするために出版者が与えた資料上の表示に基づく)	非適用
E	#2.39	URL	URL は、エレメントである。	6.2.9 A	適用	(電子資料 要検討)	非適用
	#2.39.1	記録の範囲	URL は、記述対象であるインターネット上の資料の所在を特定するアドレスであり、標準的なインターネット・ブラウザを通じて、資料へのオンライン・アクセスを提供するための識別子全般を含む。	6.2.9C	適用	(電子資料 要検討)	非適用
	#2.39.2	情報源	URL は、どの情報源に基づいて記録してもよい。	6.0.4D3	適用	(電子資料 要検討)	非適用
	#2.39.3	記録の方法	記述対象の URL を記録する。 http://www.nii.ac.jp/CAT-ILL/archive/newsletter/ http://hdl.handle.net/2433/8987 http://dx.doi.org/10.1241/johokanri.55.383 http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2943205 複数の URL が存在する場合は、データ作成機関の方針に従って、1 または複数の URL を記録する。 関連する資料の URL は、関連する体現形の記述の一部として記録する。 (参照:#43.3 を見よ。)	6.0.4D3	適用	(電子資料 要検討)	非適用
	#2.39.4	URLの追加、更新、削除	記述対象の URL が追加または更新された場合は、記録を追加または更新する。 すでに資料へのアクセスが不可となっている URL は、その URL に「不正確」または「incorrect」、「無効」または「invalid」を、丸括弧に入れて付加する。容易に判明する場合は、アクセス可能な URL を記録する。 http://japanese.japan.usembassy.gov/j/tamcj-main.htm (不正確) http://www.nii.ac.jp/CAT-ILL/archive/catmanual.html (無効) http://disneyworld.go.com/resorts/ (incorrect) http://www.humi.keio.ac.jp (invalid)	6.0.4D3.3	一部適用	(電子資料 要検討) 記述対象の URL が追加または更新された場合は、記録を追加または更新する。 すでに資料へのアクセスが不可となっている URL は削除し、NOTE フィールドに記録する。	非適用
E	#2.40	優先引用形	優先引用形は、エレメントである。		非適用		非適用
	#2.40.1	記録の範囲	優先引用形は、資料の著作者、出版者、管理者、抄録索引サービス機関などが推奨する、当該資料の引用形式である。		非適用		非適用
	#2.40.2	情報源	優先引用形は、どの情報源に基づいて記録してもよい。		非適用		非適用
	#2.40.3	記録の方法	優先引用形は、情報源に表示されているとおりの形式で記録する。 後藤秀昭・岡田真介・椿原京子・杉戸信彦(2015):125,000 都市圏活断層図筋波平野断層帯とその周辺「高岡」解説書. 国土地理院技術資料 D1-No.736, 22p. (当該資料に、引用する場合の記載例として表示されている例) Doğan Atılgan, Nevzat Özel & Tolga Çakmak (2014) Awareness, Perceptions, and Expectations of Academic Librarians in Turkey about Resource Description and Access (RDA). Cataloging & Classification Quarterly, 52:6–7, 660–676. DOI: 10.1080/01639374.2014.945023 (当該資料に、To cite this article という指示とともに表示されている例) Janus Press Archive, Rare Book and Special Collections Division, Library of Congress. (米国議会図書館が自館の所蔵資料について記録している例)		非適用		非適用
E	#2.41	体現形に関する注記	体現形に関する注記は、エレメントである。	6.2.7A	適用		適用
	#2.41.0	通則			—		—

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
	#2.41.0.1	記録の範囲	体現形に関する注記は、#2.1～#2.13、#2.34～#2.40 の体現形のエレメントとして記録しなかった、体現形の識別、選択またはアクセスに必要な情報を提供する注記である。 #2.14～#2.33 のキャリアに関するエレメントとして記録しなかった情報については、#2.42 に従う。 (参照: 個別資料に関する注記は、#3.6 を見よ。)	6.2.7D	適用		適用
	#2.41.0.1.1	エレメント・サブタイプ	体現形に関する注記には、次のエレメント・サブタイプがある。 a) タイトルに関する注記(参照: #2.41.1を見よ。) b) 責任表示に関する注記(参照: #2.41.2を見よ。) c) 版表示に関する注記(参照: #2.41.3を見よ。) d) 逐次刊行物の順序表示に関する注記(参照: #2.41.4を見よ。) e) 出版表示に関する注記(参照: #2.41.5を見よ。) f) 頒布表示に関する注記(参照: #2.41.6を見よ。) g) 製作表示に関する注記(参照: #2.41.7を見よ。) h) 非刊行物の制作表示に関する注記(参照: #2.41.8を見よ。) i) 著作権日付に関する注記(参照: #2.41.9を見よ。) j) シリーズ表示に関する注記(参照: #2.41.10を見よ。) k) 刊行頻度に関する注記(参照: #2.41.11を見よ。) l) 識別の基盤に関する注記(参照: #2.41.12を見よ。) m) 体現形の識別子に関する注記(参照: #2.41.13を見よ。)	6.2.7D	一部適用	体現形に関する注記には、次のエレメント・サブタイプがある。 a) タイトルに関する注記(参照: #2.41.1を見よ。) b) 責任表示に関する注記(参照: #2.41.2を見よ。) c) 版表示に関する注記(参照: #2.41.3を見よ。) d) 逐次刊行物の順序表示に関する注記(参照: #2.41.4を見よ。) e) 出版表示に関する注記(参照: #2.41.5を見よ。) f) 頒布表示に関する注記(参照: #2.41.6を見よ。) g) 製作表示に関する注記(参照: #2.41.7を見よ。) h) 非刊行物の制作表示に関する注記(参照: #2.41.8を見よ。)(非適用) i) 著作権日付に関する注記(参照: #2.41.9を見よ。)(非適用) j) シリーズ表示に関する注記(参照: #2.41.10を見よ。) k) 刊行頻度に関する注記(参照: #2.41.11を見よ。) l) 識別の基盤に関する注記(参照: #2.41.12を見よ。) m) 体現形の識別子に関する注記(参照: #2.41.13を見よ。)	体現形に関する注記には、次のエレメント・サブタイプがある。 a) タイトルに関する注記(参照: #2.41.1を見よ。) b) 責任表示に関する注記(参照: #2.41.2を見よ。) c) 版表示に関する注記(参照: #2.41.3を見よ。) d) 逐次刊行物の順序表示に関する注記(参照: #2.41.4を見よ。) e) 出版表示に関する注記(参照: #2.41.5を見よ。) f) 頒布表示に関する注記(参照: #2.41.6を見よ。) g) 製作表示に関する注記(参照: #2.41.7を見よ。)(非適用) h) 非刊行物の制作表示に関する注記(参照: #2.41.8を見よ。)(非適用) i) 著作権日付に関する注記(参照: #2.41.9を見よ。)(非適用) j) シリーズ表示に関する注記(参照: #2.41.10を見よ。) k) 刊行頻度に関する注記(参照: #2.41.11を見よ。) l) 識別の基盤に関する注記(参照: #2.41.12を見よ。) m) 体現形の識別子に関する注記(参照: #2.41.13を見よ。)
	#2.41.0.2	情報源	体現形に関する注記は、どの情報源に基づいて記録してもよい。	6.2.7E	適用		適用
	#2.41.0.3	記録の方法	体現形に関する注記について、引用もしくは参照する場合、または注記の内容が記述対象の一部にのみ該当する場合は、#1.13 に従って記録する。		適用		適用
	#2.41.0.3.1	誤表示に関する注記	情報源にある誤表示については、#1.10.11、#1.10.11 別法のどちらを適用するかによって、記録の方法が異なる。#1.10.11 を適用する場合は、そのエレメントとして誤表示をそのまま記録し、識別またはアクセスに重要なときに、正しい形について注記として記録する。#1.10.11 別法を適用する場合は、そのエレメントとして正しい形に改めたものを記録し、識別またはアクセスに重要なときに、誤表示について注記として記録する。 タイトルについては#2.41.1.2.3 に、逐次刊行物の順序表示については#2.41.4.2.2 に、出版表示については#2.41.5.2.2 に、頒布表示については#2.41.6.2.2 に、製作表示については#2.41.7.2.2 に、非刊行物の制作表示については#2.41.8.2.2 にそれぞれ従う。		適用		情報源にある誤表示については、#1.10.11別法を適用する。そのエレメントとして表示形に改めたものを記録し、識別またはアクセスに重要なときに、誤表示について注記として記録する。 タイトルについては#2.41.1.2.3に、逐次刊行物の順序表示については#2.41.4.2.2にそれぞれ従う。
ES	#2.41.1	タイトルに関する注記	タイトルに関する注記は、体現形に関する注記のエレメント・サブタイプである。		適用		適用
	#2.41.1.1	記録の範囲	タイトルに関する注記とは、次の情報を提供する注記である。 a) タイトルの情報源(参照: #2.41.1.2.1を見よ。) b) タイトルの変化・削除(参照: #2.41.1.2.2を見よ。) c) タイトルの誤表示(参照: #2.41.1.2.3を見よ。) d) 個別のタイトルを本タイトルに採用した総合タイトルのない資料(参照: #2.41.1.2.4を見よ。) e) 和古書・漢籍のタイトル(参照: #2.41.1.2.5を見よ。) f) タイトルに関するその他の情報(参照: #2.41.1.2.6を見よ。)		NDL準拠	タイトルに関する注記とは、次の情報を提供する注記である。 a) タイトルの情報源(参照: #2.41.1.2.1を見よ。) b) タイトルの変化・削除(参照: #2.41.1.2.2を見よ。) c) タイトルの誤表示(参照: #2.41.1.2.3を見よ。) d) 個別のタイトルを本タイトルに採用した総合タイトルのない資料(参照: #2.41.1.2.4を見よ。)(非適用) e) 和古書・漢籍のタイトル(参照: #2.41.1.2.5を見よ。)(非適用) f) タイトルに関するその他の情報(参照: #2.41.1.2.6を見よ。)	タイトルに関する注記とは、次の情報を提供する注記である。 a) タイトルの情報源(参照: #2.41.1.2.1を見よ。) b) タイトルの変化・削除(参照: #2.41.1.2.2を見よ。) c) タイトルの誤表示(参照: #2.41.1.2.3を見よ。) d) 個別のタイトルを本タイトルに採用した総合タイトルのない資料(参照: #2.41.1.2.4を見よ。)(非適用) e) 和古書・漢籍のタイトル(参照: #2.41.1.2.5を見よ。)(非適用) f) タイトルに関するその他の情報(参照: #2.41.1.2.6を見よ。)
	#2.41.1.2	記録の方法	タイトルに関する注記は、#2.41.0.3、#2.41.0.3.1 に従って記録する。		適用		適用
	#2.41.1.2.1	タイトルの情報源	タイトルを#2.0.2.2 で規定する優先情報源以外から採用した場合は、次の規定に従って情報源を記録する。 a) 本タイトルの情報源(参照: #2.41.1.2.1.1を見よ。) b) 並列タイトルの情報源(参照: #2.41.1.2.1.2を見よ。) c) その他のタイトルの情報源(参照: #2.41.1.2.1.3を見よ。) オンライン資料については、その資料へのアクセス日付を別の注記として記録する。(参照: #2.41.12.2.3を見よ。)		適用		タイトルを#2.0.2.2 で規定する優先情報源以外から採用した場合は、次の規定に従って情報源を記録する。 a) 本タイトルの情報源(参照: #2.41.1.2.1.1を見よ。) b) 並列タイトルの情報源(参照: #2.41.1.2.1.2を見よ。)(非適用) c) その他のタイトルの情報源(参照: #2.41.1.2.1.3を見よ。)

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
	#2.41.1.2.1.1	本タイトルの情報源	本タイトルを#2.0.2.2で規定する優先情報源以外から採用した場合は、その情報源を記録する。また、データ作成者が本タイトルを付与した場合は、その旨を記録する。 (参照: #2.1.1.2、#2.1.2.11、#2.1.1.2.11 別法を見よ。) 本タイトルはPDFのカバーページによる 本タイトルは附属解説書のタイトル・ページによる 本タイトルは『国立国会図書館支部上野図書館所蔵本草関係図書目録』による 本タイトルはデータ作成機関による 本タイトルは国立国会図書館による (データ作成者の名称を記録した例) 本タイトルを#2.0.2.2で規定する優先情報源から採用した場合でも、必要に応じてその情報源を記録する。 本タイトルは奥付による 本タイトルはタイトル・スクリーンによる 本タイトルは容器による 本タイトルはメニューによる Caption title	6.2.7F3.5	一部適用	本タイトルを#2.0.2.2で規定する優先情報源以外から採用した場合は、その情報源を記録する。 本タイトルを#2.0.2.2で規定する優先情報源から採用した場合でも、必要に応じてその情報源を記録する。	本タイトルを#2.0.2.2で規定する優先情報源以外から採用した場合は、その情報源を記録する。 (参照: #2.1.1.2を見よ。) 本タイトルを#2.0.2.2で規定する優先情報源から採用した場合でも、必要に応じてその情報源を記録する。 本タイトルは奥付による 本タイトルはタイトル画面による
	#2.41.1.2.1.1	本タイトルの情報源 任意省略	資料に表示されたタイトルの形が1種類の場合は、その情報源を記録しない。		非適用		非適用
	#2.41.1.2.1.2	並列タイトルの情報源	並列タイトルが本タイトルと異なる情報源に表示されている場合に、それが識別またはアクセスに重要なときは、並列タイトルの情報源を記録する。 (参照: #2.1.2.1.2を見よ。) イタリ語の並列タイトルは表紙による		適用		非適用
	#2.41.1.2.1.3	その他のタイトルの情報源	識別またはアクセスに重要な場合は、異形タイトルの情報源を記録する。 (参照: #2.1.9.2を見よ。) 奥付のタイトル: 名古屋市消費生活センター事業概要 並列タイトル、タイトル関連情報、並列タイトル関連情報等の異なる形を異形タイトルとして記録した場合に、識別またはアクセスに重要なときは、異なる形が表示されている部分、巻号、またはイテレーションを記録する。 (参照: #2.1.9.2を見よ。) No. 2以降のタイトル関連情報: 資源エネルギー庁がお届けするエネルギー情報誌 先行タイトルが使用されていたイテレーションを記録する。オンライン資料については、先行タイトルが見られた日付を記録する。 (参照: #2.1.5.2を見よ。) 先行タイトルの表示期間: 2003-2005 2001年までの本タイトル: 破産・和議の実務 後続タイトルが使用されている巻号または出版日付の範囲(現在も使用されている場合は、使用を開始した巻号または出版日付)を記録する。 (参照: #2.1.6.2を見よ。) 後継タイトルは32巻6号(平23.10)から 11号から13号までの本タイトル: 公益財団法人土佐山内家宝物資料館年報 14号以降の本タイトル: 土佐山内家宝物資料館年報	6.2.7F3.6	一部適用	識別またはアクセスに重要な場合は、異形タイトルの情報源を巻次・年月次と共に記録する。 逐次刊行物における軽微な変化後のタイトルは、開始した巻次・年月次(出版日付ではなく)とともに記録する。 並列タイトル、タイトル関連情報、並列タイトル関連情報等の異なる形を異形タイトルとして記録した場合に、識別またはアクセスに重要なときは、異なる形が表示されている巻号を記録する。 (参照: #2.1.9.2を見よ。) No. 3以降のタイトル関連情報: 講演会・展示会記録 No. 3以降のタイトル関連情報: 講演会・展示会記録	識別またはアクセスに重要な場合は、異形タイトルの情報源を記録する。 (参照: #2.1.9.2を見よ。) 奥付のタイトル: 名古屋市消費生活センター事業概要 並列タイトル、タイトル関連情報、並列タイトル関連情報等の異なる形を異形タイトルとして記録した場合に、識別またはアクセスに重要なときは、異なる形が表示されている巻号を記録する。 (参照: #2.1.9.2を見よ。) No. 3以降のタイトル関連情報: 講演会・展示会記録 後続タイトルが使用されている巻号の範囲(現在も使用されている場合は、使用を開始した巻号)を記録する。 (参照: #2.1.6.2を見よ。) 22号以降の本タイトル: 岡山実験動物研究会
	#2.41.1.2.2	タイトルの変化・削除	タイトルの変化・削除については、次の規定に従って記録する。 a) タイトルの変化(参照: #2.41.1.2.2.1を見よ。) b) 並列タイトル、タイトル関連情報、並列タイトル関連情報の削除(参照: #2.41.1.2.2.2を見よ。)		適用		適用
	#2.41.1.2.2.1	タイトルの変化	本タイトルの変化について、それが頻繁に生じている場合や、識別またはアクセスに重要でないと判断される場合に、先行タイトルまたは後続タイトルとして記録しなかったときは、変化のある旨を簡略に記録し、個々の変化については記録しない。 (参照: #2.1.5.2 任意省略、#2.1.6.2 任意省略を見よ。) 本タイトルは微妙な変更あり 並列タイトル、タイトル関連情報、並列タイトル関連情報の変化について、識別またはアクセスに重要でないと判断される場合に、異形タイトルとして記録しなかったときは、変化のある旨を記録し、個々の変化については記録しない。 タイトル関連情報の変更あり Subtitle varies		NDL準拠	本タイトルの変化について、それが頻繁に生じている場合や、識別またはアクセスに重要でないと判断される場合に、後続タイトルとして記録しなかったときは、必要に応じて異形タイトルとして記録した上で、変化のある旨を簡略に記録する。 本タイトルは「ショートストーリーなごや」のこともあり 並列タイトル、タイトル関連情報、並列タイトル関連情報の変化について、識別またはアクセスに重要でないと判断される場合は、必要に応じて異形タイトルとして記録した上で、変化のある旨を簡略に記録する。 並列タイトルは「Research reports of Faculty of Engineering, Toyo University」のこともあり	本タイトルの変化について、それが頻繁に生じている場合や、識別またはアクセスに重要でないと判断される場合に、後続タイトルとして記録しなかったときは、必要に応じて異形タイトルとして記録した上で、変化のある旨を簡略に記録する。 本タイトルは「ショートストーリーなごや」のこともあり 並列タイトル、タイトル関連情報、並列タイトル関連情報の変化について、識別またはアクセスに重要でないと判断される場合は、必要に応じて異形タイトルとして記録した上で、変化のある旨を簡略に記録する。 並列タイトルは「Research reports of Faculty of Engineering, Toyo University」のこともあり

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
	#2.41.1.2.2.2	並列タイトル、タイトル関連情報、並列タイトル関連情報の削除	複数巻単行資料または逐次刊行物の途中の巻号で、並列タイトル、タイトル関連情報、並列タイトル関連情報の表示がなくなった場合に、識別またはアクセスに重要なときは、表示が削除された巻号または出版日付が明らかになるように記録する。 (参照: #2.1.2.3a)、#2.1.3.3a)、#2.1.4.3a)を見よ。) 英語の並列タイトル関連情報は15号まで表示あり タイトル関連情報の削除 (Vol. 2 (2013.7.20)-)		一部適用	逐次刊行物の途中の巻号で、並列タイトル、タイトル関連情報、並列タイトル関連情報の表示がなくなった場合に、識別またはアクセスに重要なときは、表示が削除された巻号・年月次と共に記録する。 (参照: #2.1.2.3a)、#2.1.3.3a)、#2.1.4.3a)を見よ。) 英語の並列タイトル関連情報は15号まで表示あり タイトル関連情報の削除 (Vol. 2 (2013.7.20)-)	途中の巻号で、並列タイトル、タイトル関連情報、並列タイトル関連情報の表示がなくなった場合に、識別またはアクセスに重要なときは、表示が削除された巻号が明らかになるように記録する。 (参照: #2.1.2.3a)、#2.1.3.3a)、#2.1.4.3a)を見よ。) 1巻1号から4巻12号までのタイトル関連情報: 未来形コミック
	#2.41.1.2.3	タイトルの誤表示	誤記、誤植、脱字などがあるタイトルを、表示されているとおりにタイトルのエレメントとして記録した場合は、その旨を記録する。 正しい本タイトル: 故事塾語ことわざ新解 (本タイトル: 故事塾語ことわざ新解) 逐次刊行物または更新資料のタイトルに明らかな誤りがあり、正しい形に改めたものをタイトルのエレメントとして記録した場合は、採用した情報源に表示されている形を記録する。 (参照: #2.1.0.4.1を見よ。) 1巻1号の本タイトル(誤植): プロフェッショナルがんナーシング (本タイトル: プロフェッショナルがんナーシング) 誤記、誤植、脱字などを正しい形に改めてタイトルのエレメントとして記録した場合は、採用した情報源に表示されている形を記録する。 (参照: #2.1.0.4.1別法を見よ。) タイトルページのタイトル(誤植): 故事塾語ことわざ新解 (本タイトル: 故事塾語ことわざ新解)		一部適用	誤記、誤植、脱字などを正しい形に改めてタイトルのエレメントとして記録した場合は、採用した情報源に表示されている形を異形タイトルとして記録した上、注記する。 (参照: #2.1.0.4.1別法を見よ。)	タイトルに明らかな誤りがあり、正しい形に改めたものをタイトルのエレメントとして記録した場合に、識別またはアクセスに重要なときは、採用した情報源に表示されている形を記録する。 (参照: #2.1.0.4.1を見よ。)
	#2.41.1.2.4	個別のタイトルを本タイトルに採用した総合タイトルのない資料	<転記省略>			対象外	非適用
	#2.41.1.2.4.1	2番目以降の個別のタイトルの省略	<転記省略>			対象外	非適用
	#2.41.1.2.4.2	総合タイトルのない資料のタイトル関連情報	<転記省略>			対象外	非適用
	#2.41.1.2.5	和古書・漢籍のタイトル	<転記省略>			対象外	非適用
	#2.41.1.2.6	タイトルに関するその他の情報	識別またはアクセスに重要な場合は、タイトルに関するその他の詳細な情報を記録する。 本タイトルの「ラブ」は記号のハートで表示 (本タイトル: 直島銭湯[ラブ]湯)	6.2.7F3.5～F3.10	適用		適用
ES	#2.41.2	責任表示に関する注記	責任表示に関する注記は、体現形に関する注記のエレメント・サブタイプである。	6.2.7F3.11	適用		適用
	#2.41.2.1	記録の範囲	責任表示に関する注記は、次の情報を提供する注記である。 a) 資料の知的・芸術的内容への関与があったとされる個人・家族・団体 (参照: #2.41.2.2.1を見よ。) b) 名称の異なる形(参照: #2.41.2.2を見よ。) c) 責任表示に関するその他の情報(参照: #2.41.2.2.3を見よ。) d) 責任表示の変化(参照: #2.41.2.2.4を見よ。)		適用		責任表示に関する注記は、次の情報を提供する注記である。 a) 資料の知的・芸術的内容への関与があったとされる個人・家族・団体 (参照: #2.41.2.2.1を見よ。)(非適用) b) 名称の異なる形(参照: #2.41.2.2を見よ。) c) 責任表示に関するその他の情報(参照: #2.41.2.2.3を見よ。) d) 責任表示の変化(参照: #2.41.2.2.4を見よ。)
	#2.41.2.2	記録の方法	責任表示に関する注記は、#2.41.0.3、#2.41.0.3.1に従って記録する。		適用		適用
	#2.41.2.2.1	資料の知的・芸術的内容への関与があったとされる個人・家族・団体	資料の知的・芸術的内容に関する責任を有するか寄与するところがあつたとされる個人・家族・団体について、責任表示のエレメントとして記録しなかつた場合は、それを記録する。 以前はW.A.モーツアルトの作とされていた 伝: 菅原孝標女作		適用		非適用
	#2.41.2.2.2	名称の異なる形	個人・団体の名称が、責任表示のエレメントとして記録した形と異なる形でも資料に表示されている場合に、識別に重要なときは、それを記録する。 奥付の責任表示: 倉橋裕紀子 (責任表示: 山中裕起子)		適用		適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
	#2.41.2.2.3	責任表示に関するその他の情報	識別、アクセスまたは選択に重要な場合は、責任表示のエレメントとして記録しなかった個人・家族・団体に関する表示や、責任表示に関するその他の詳細な情報を記録する。 （編集・制作協力: エピーバーイ・コミュニケーションズ, 森部信次 監修: チャイナワーク 総監修: 行天豊雄 翻訳監修: 金児昭, 田原冲志, 山田晴信, 冲本美幸 演奏 東京クラルテット(マーティン・ビーヴァー, 池田菊衛(バイオリン), 磯村和英(ビオラ), クライヴ・グリーンスミス(チェロ)) 表紙の責任表示(誤植): 奥陸明 (責任表示: 隆奥明)		適用		適用
	#2.41.2.2.4	責任表示の変化	責任表示に変化が生じた場合は、次の規定に従って記録する。 a) 複数巻単行資料、逐次刊行物(参照: #2.41.2.2.4.1を見よ。) b) 更新資料(参照: #2.41.2.2.4.2を見よ。)		適用		適用
	#2.41.2.2.4.1	複数巻単行資料、逐次刊行物	識別またはアクセスに重要な場合は、複数巻単行資料または逐次刊行物の途中の巻号で生じた、責任表示の変化について記録する。 (参照: #2.2.0.6を見よ。) 3巻の編者: 広渡俊哉, 那須義次, 坂巻祥孝, 岸田泰則 編者変遷: 自然科学研究機構岡崎統合事務センター(no. 15-no. 18) 編集者の変更: 韓国思想講座編輯委員会(講座4[1962.8], 韓国思想研究会(講座6[1963.8]~) 責任表示の変更: 江戸前ESD協議会(8号[2009.10])→東京海洋大学江戸前ESD協議会(10号[2009.12])		一部適用	識別またはアクセスに重要な場合は、逐次刊行物の途中の巻号で生じた、責任表示の変化について記録する。 (参照: #2.2.0.6を見よ。) 3巻の編者: 広渡俊哉, 那須義次, 坂巻祥孝, 岸田泰則 編者変遷: 自然科学研究機構岡崎統合事務センター(no. 15-no. 18) 編集者の変更: 韓国思想講座編輯委員会(講座4[1962.8]), 韓国思想研究会(講座6[1963.8]~) 責任表示の変更: 江戸前ESD協議会(8号[2009.10])→東京海洋大学江戸前ESD協議会(10号[2009.12])	適用
	#2.41.2.2.4.1	複数巻単行資料、逐次刊行物 任意省略	変化が頻繁に生じている場合は、変化のある旨を簡略に記録し、個々の変化については記録しない。 (参照: #2.2.0.6を見よ。) 監修者の変更あり 編者の変更あり		適用		適用
	#2.41.2.2.4.2	更新資料	<転記省略>			対象外	非適用
	#2.41.2.2.4.2	更新資料 任意省略	<転記省略>			対象外	非適用
ES	#2.41.3	版表示に関する注記	版表示に関する注記は、体現形に関する注記のエレメント・サブタイプである。	6.2.7F3.17	適用		適用
	#2.41.3.1	記録の範囲	版表示に関する注記は、次の情報を提供する注記である。 a) 資料外からの採用(参照: #2.41.3.2.1を見よ。) b) 記述対象の部分にのみ関係する版表示(参照: #2.41.3.2.2を見よ。) c) 版表示に関するその他の情報(参照: #2.41.3.2.3を見よ。) d) 版表示の変化(参照: #2.41.3.2.4を見よ。)		一部適用	版表示に関する注記は、次の情報を提供する注記である。 a) 資料外からの採用(参照: #2.41.3.2.1を見よ。)(非適用) b) 記述対象の部分にのみ関係する版表示(参照: #2.41.3.2.2を見よ。)(非適用) c) 版表示に関するその他の情報(参照: #2.41.3.2.3を見よ。)(非適用) d) 版表示の変化(参照: #2.41.3.2.4を見よ。)(非適用)	版表示に関する注記は、次の情報を提供する注記である。 a) 資料外からの採用(参照: #2.41.3.2.1を見よ。)(非適用) b) 記述対象の部分にのみ関係する版表示(参照: #2.41.3.2.2を見よ。)(非適用) c) 版表示に関するその他の情報(参照: #2.41.3.2.3を見よ。)(非適用) d) 版表示の変化(参照: #2.41.3.2.4を見よ。)(非適用)
	#2.41.3.2	記録の方法	版表示に関する注記は、#2.41.0.3、#2.41.0.3.1に従って記録する。		適用		適用
	#2.41.3.2.1	資料外からの採用	次の場合は、版表示を資料外から採用した旨を記録する。 a) 版表示を資料外の情報源から採用した場合(参照: #2.3.0.4 任意追加を見よ。) b) 版次であることが分かるように適切な語句を補って記録した場合(参照: #2.3.1.2.1を見よ。)		適用		非適用
	#2.41.3.2.2	記述対象の部分にのみ関係する版表示	複数の巻号(付属資料を含む)から成る資料全体を記述対象とする場合に、記述対象の一部分にのみ関係する版表示が、全体に関係する版表示と異なるときは、その版表示を記録する。 (参照: #2.3.0.4を見よ。)		非適用		適用
	#2.41.3.2.3	版表示に関するその他の情報	識別またはアクセスに重要な場合は、版表示のエレメントとして記録しなかった、版表示に関するその他の詳細な情報を記録する。 奥付の版表示(誤植): 改訂第31版 (版表示: 改訂第32版) Edition statement from cover. Title page erroneously states 2010 edition		適用		適用
	#2.41.3.2.4	版表示の変化	版表示に変化が生じた場合は、次の規定に従って記録する。 a) 複数巻単行資料、逐次刊行物(参照: #2.41.3.2.4.1を見よ。) b) 更新資料(参照: #2.41.3.2.4.2を見よ。)	6.2.7F3.20	適用		適用
	#2.41.3.2.4.1	複数巻単行資料、逐次刊行物	識別またはアクセスに重要な場合は、複数巻単行資料または逐次刊行物の途中の巻号で生じた、版表示の変化について記録する。 (参照: #2.3.0.6を見よ。) volume 2 の版表示: 特別日本版 1999 から 2006までの版表示: 日本語版 Volume 2 lacks edition statement		適用		適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
	#2.41.3.2.4.1	複数巻単行資料、逐次刊行物 任意省略	変化が頻繁に生じている場合は、変化のある旨を簡略に記録し、個々の変化については記録しない。 版表示の変更あり Edition statement varies		適用		適用
	#2.41.3.2.4.2	更新資料	<転記省略>		対象外		非適用
	#2.41.3.2.4.2	更新資料 任意省略	<転記省略>		対象外		非適用
ES	#2.41.4	逐次刊行物の順序表示に関する注記	逐次刊行物の順序表示に関する注記は、体現形に関する注記のエлемент・サブタイプである。	6.2.7F3.12	適用		適用
	#2.41.4.1	記録の範囲	逐次刊行物の順序表示に関する注記は、次の情報を提供する注記である。 a) 逐次刊行物の順序表示の初号および(または)終号(参照:#2.41.4.2.1を見よ。) b) 複雑または不規則な順序表示、誤表示(参照:#2.41.4.2.2を見よ。) c) 対象期間(参照:#2.41.4.2.3を見よ。) d) 西暦以外の暦による年月次(参照:#2.41.4.2.4を見よ。) e) 複製の順序表示(参照:#2.41.4.2.5を見よ。) f) 順序表示の変化を示す語句(参照:#2.41.4.2.6を見よ。) g) 逐次刊行物の順序表示に関するその他の情報(参照:#2.41.4.2.7を見よ。)		適用		逐次刊行物の順序表示に関する注記は、次の情報を提供する注記である。 a) 逐次刊行物の順序表示の初号および(または)終号(参照:#2.41.4.2.1を見よ。)(非適用) b) 複雑または不規則な順序表示、誤表示(参照:#2.41.4.2.2を見よ。)(非適用) c) 対象期間(参照:#2.41.4.2.3を見よ。)(非適用) d) 西暦以外の暦による年月次(参照:#2.41.4.2.4を見よ。)(非適用) e) 複製の順序表示(参照:#2.41.4.2.5を見よ。) f) 順序表示の変化を示す語句(参照:#2.41.4.2.6を見よ。)(非適用) g) 逐次刊行物の順序表示に関するその他の情報(参照:#2.41.4.2.7を見よ。)
	#2.41.4.2	記録の方法	逐次刊行物の順序表示に関する注記は、#2.41.0.3、#2.41.0.3.1に従つて記録する。		適用		適用
	#2.41.4.2.1	逐次刊行物の順序表示の初号および(または)終号	逐次刊行物の順序表示の初号および(または)終号は、次の規定に従つて記録する。 a) 初号および(または)終号に巻次、年月次がない場合(参照:#2.41.4.2.1.1を見よ。) b) 初号および(または)終号を識別の基盤としていない場合(参照:#2.41.4.2.1.2を見よ。)	6.2.7F3.1	適用		非適用
	#2.41.4.2.1.1	初号および(または)終号に巻次、年月次がない場合	初号および(または)終号の巻次、年月次が資料に表示されていない場合に、その前後の号の巻次、年月次に基づいて判断して順序表示を記録したときは、その初号および(または)終号以外を情報源とした旨を記録する。 (参照:#2.4.1.2.1、#2.4.2.2.1、#2.4.3.2.1、#2.4.4.2.1を見よ。) 初号の巻次は第2号からの推定による		適用		非適用
	#2.41.4.2.1.2	初号および(または)終号を識別の基盤としていない場合	初号および(または)終号を識別の基盤としていない場合は、次の規定に従つて記録する。 (識別の基盤に関する注記については、#2.41.12を見よ。) a) 初号および(または)終号を入手していない場合などに、他の情報源で確認できた巻次、年月次を逐次刊行物の順序表示のエлементとして記録したときは、その初号および(または)終号以外を情報源とした旨を記録する。 (参照:#2.4.1.2.2、#2.4.2.2.2、#2.4.3.2.2、#2.4.4.2.2を見よ。) 終号の年次は出版カタログによる b) 初号および(または)終号を入手していない場合などに、他の情報源で確認できた巻次、年月次を逐次刊行物の順序表示のエлементとして記録しないときは、初号および(または)終号の巻次、年月次を記録する。 (参照:#2.4.1.2.2別法、#2.4.2.2.2別法、#2.4.3.2.2別法、#2.4.4.2.2別法を見よ。) 初号の巻次: 第1巻第1号	6.2.7F3.19	一部適用	初号および(または)終号を入手していない場合などに、他の情報源で確認できた巻次、年月次を逐次刊行物の順序表示のエлементとして記録しないときは、初号および(または)終号の巻次、年月次を記録する。 (参照:#2.4.1.2.2別法、#2.4.2.2.2別法、#2.4.3.2.2別法、#2.4.4.2.2別法を見よ。) 初号の巻次: 第1巻第1号	非適用
	#2.41.4.2.2	複雑または不規則な順序表示、誤表示	順序表示が複雑または不規則であるが、順序表示の方式の変化とはみなせない場合に、識別に重要なときは、その旨を記録する。 (参照:#2.4.0.4を見よ。) また、逐次刊行物の順序表示に記録した情報だけでは識別が困難な場合や、誤表示がある場合は、その旨を記録する。 巻次は毎年Volume 1から始まる 29号が創刊号 巻次に乱れあり	6.2.7F3.12	適用		適用
	#2.41.4.2.3	対象期間	逐次刊行物の刊行頻度が年1回以下で、かつ各巻号の対象期間が曆年または年度ではない場合は、対象期間について記録する。また、曆年または年度であっても、必要に応じて対象期間について記録する。 各巻の収録内容は9月～8月		適用		非適用

エレメント	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用	
	#2.41.4.2.4	西暦以外の暦による年月次	西暦以外の暦によって表示されている年月次に、西暦に置き換えたもののを附加した場合は、その旨を記録する。 (参照: #2.4.0.4.2を見よ。) 西暦の表示は情報源になし		非適用		非適用
	#2.41.4.2.5	複製の順序表示	原資料の順序表示を、逐次刊行物の順序表示のエレメントとして記録した場合に、複製自体の順序表示があるときは、それを記録する。 (参照: #2.4.0.5を見よ。) 複製資料の順序表示: 1巻-6巻	(6.2.7F3.17) NDL準拠	原資料の順序表示を、逐次刊行物の順序表示のエレメントとして記録した場合に、複製自体の順序表示が識別またはアクセスに重要なときは、それを記録する。 (参照: #2.4.0.5を見よ。) 複製資料の順序表示: 1集(1972年)-10集(1981年)	原資料の順序表示を、逐次刊行物の順序表示のエレメントとして記録した場合に、複製自体の順序表示が識別またはアクセスに重要なときは、それを記録する。 (参照: #2.4.0.5を見よ。) 複製資料の順序表示: 1集(1972年)-10集(1981年)	
	#2.41.4.2.6	順序表示の変化を示す語句	順序表示の方式に変化があり、情報源に表示されていない新しい方式であることを示す語句を記録した場合は、その旨を記録する。 (参照: #2.4.1.2.3を見よ。) 巻次の「第2期」は情報源に表示なし		非適用		非適用
	#2.41.4.2.7	逐次刊行物の順序表示に関するその他の情報	識別またはアクセスに重要な場合は、逐次刊行物の順序表示に関するその他の詳細な情報を記録する。 巻次は表紙による 20号限り廃刊	6.2.7F3.12	適用		適用
ES	#2.41.5	出版表示に関する注記	出版表示に関する注記は、体現形に関する注記のエレメント・サブタイプである。		適用		適用
	#2.41.5.1	記録の範囲	出版表示に関する注記は、次の情報を提供する注記である。 a) 資料外からの採用(参照: #2.41.5.2.1を見よ。) b) 架空のまたは誤った出版表示(参照: #2.41.5.2.2を見よ。) c) 複数巻単行資料、逐次刊行物における出版の開始日、終了日(参照: #2.41.5.2.3を見よ。) d) 和古書・漢籍の出版表示(参照: #2.41.5.2.4を見よ。) e) 出版表示に関する詳細(参照: #2.41.5.2.5を見よ。) f) 休刊(参照: #2.41.5.2.6を見よ。) g) 出版表示の変化(参照: #2.41.5.2.7を見よ。)	6.2.7F3.13	一部適用	出版表示に関する注記は、次の情報を提供する注記である。 a) 資料外からの採用(参照: #2.41.5.2.1を見よ。)(非適用) b) 架空のまたは誤った出版表示(参照: #2.41.5.2.2を見よ。)(非適用) c) 複数巻単行資料、逐次刊行物における出版の開始日、終了日(参照: #2.41.5.2.3を見よ。)(非適用) d) 和古書・漢籍の出版表示(参照: #2.41.5.2.4を見よ。)(非適用) e) 出版表示に関する詳細(参照: #2.41.5.2.5を見よ。) f) 休刊(参照: #2.41.5.2.6を見よ。) g) 出版表示の変化(参照: #2.41.5.2.7を見よ。)	出版表示に関する注記は、次の情報を提供する注記である。 a) 資料外からの採用(参照: #2.41.5.2.1を見よ。)(非適用) b) 架空のまたは誤った出版表示(参照: #2.41.5.2.2を見よ。)(非適用) c) 複数巻単行資料、逐次刊行物における出版の開始日、終了日(参照: #2.41.5.2.3を見よ。)(非適用) d) 和古書・漢籍の出版表示(参照: #2.41.5.2.4を見よ。)(非適用) e) 出版表示に関する詳細(参照: #2.41.5.2.5を見よ。) f) 休刊(参照: #2.41.5.2.6を見よ。) g) 出版表示の変化(参照: #2.41.5.2.7を見よ。)
	#2.41.5.2	記録の方法	出版表示に関する注記は、#2.41.0.3、#2.41.0.3.1に従って記録する。		適用		適用
	#2.41.5.2.1	資料外からの採用	出版表示について、資料外から採用した旨を記録する。 (参照: #2.5.0.4を見よ。) 出版日付は出版者のホームページによる		非適用		非適用
	#2.41.5.2.2	架空のまたは誤った出版表示	資料に表示された架空のまたは誤った出版地、出版者の名称、出版日付を出版表示のエレメントとして記録した場合は、実際の情報を記録する。実際の情報が不明な場合は、架空のまたは誤った表示である旨を記録する。 (参照: #2.5.1.2.4、#2.5.3.2.5、#2.5.5.2.2を見よ。) 標題紙等の出版者は誤植、正しい出版者: 機械振興協会経済研究所 (出版者: 機械振興会経済研究所) Actually published by Moens (出版者: Impr. Vincent) 資料に表示された出版地、出版者の名称、出版日付が架空であるか誤っていると判断し、実際の情報を出版表示のエレメントとして記録した場合は、架空のまたは誤った出版地、出版者の名称、出版日付を記録する。 (参照: #2.5.1.2.4 別法、#2.5.3.2.5 別法、#2.5.5.2.2 別法を見よ。) タイトル・ページの出版日付(誤植): 1936 (出版日付: [1963])		適用		非適用
	#2.41.5.2.3	複数巻単行資料、逐次刊行物における出版の開始日および終了日	資料の識別の基盤が、初巻、初号および(または)終巻、終号以外に基づく場合は、出版の開始日および(または)終了日を記録する。 Began in 2002 Began in 1985; ceased in 1999 Ceased publication in 2010		非適用		非適用
	#2.41.5.2.4	和古書・漢籍の出版表示	<転記省略>		対象外		非適用
	#2.41.5.2.5	出版表示に関する詳細	識別またはアクセスに重要な場合は、出版表示のエレメントとして記録しなかった、出版地、出版者、出版日付に関する詳細な情報を記録する。 出版日付は出版者の活動期間から推定		適用		適用

エレメント	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
	#2.41.5.2.6	休刊	複数巻単行資料、逐次刊行物、更新資料が、後日再開する予定で休刊した場合は、その旨を記録する。 出版が再開された場合は、休刊期間がわかる日付や巻号などを記録する。 休刊: 2012-2013 Suspended with volume 20 No updates issued from 1981 to 1992	6.2.7F3.12	適用	適用
	#2.41.5.2.7	出版表示の変化	出版地および(または)出版者の名称に変化が生じた場合は、次の規定に従って記録する。 a) 複数巻単行資料、逐次刊行物(参照: #2.41.5.2.7.1を見よ。) b) 更新資料(参照: #2.41.5.2.7.2を見よ。)		適用	適用
	#2.41.5.2.7.1	複数巻単行資料、逐次刊行物	複数巻単行資料または逐次刊行物の途中の巻号で、出版地が変化して、その変化が識別またはアクセスに重要な場合は、それを記録する。 出版地の変化が名称上のものであっても、識別に重要な場合は、それを記録する。 複数巻単行資料または逐次刊行物の途中の巻号で、出版者の名称が変化したか、または出版者が他の出版者に替わった場合に、それらの変化が識別またはアクセスに重要なときは、それを記録する。出版者の変化が表示上のものであっても、識別に重要な場合は、それを記録する。 (参照: #2.5.0.6.1を見よ。) 出版者変遷: 自然科学研究機構岡崎統合事務センター (no. 15~no. 36) → 自然科学研究機構 (no. 37~)	6.2.7F3.13	適用	適用
	#2.41.5.2.7.1	複数巻単行資料、逐次刊行物 任意省略	変化が頻繁に生じている場合は、変化のある旨を簡略に記録し、個々の変化については記録しない。 (参照: #2.5.0.6.1 任意省略を見よ。) 出版者の変更あり		適用	適用
	#2.41.5.2.7.2	更新資料	<転記省略>		対象外	非適用
	#2.41.5.2.7.2	更新資料 任意省略	<転記省略>		対象外	非適用
ES	#2.41.6	頒布表示に関する注記	頒布表示に関する注記は、体現形に関する注記のエレメント・サブタイプである。	適用		適用
	#2.41.6.1	記録の範囲	頒布表示に関する注記は、次の情報を提供する注記である。 a) 資料外からの採用(参照: #2.41.6.2.1を見よ。) b) 架空のまたは誤った頒布表示(参照: #2.41.6.2.2を見よ。) c) 頒布表示に関する詳細(参照: #2.41.6.2.3を見よ。) d) 頒布表示の変化(参照: #2.41.6.2.4を見よ。)	適用	頒布表示に関する注記は、次の情報を提供する注記である。 a) 資料外からの採用(参照: #2.41.6.2.1を見よ。)(非適用) b) 架空のまたは誤った頒布表示(参照: #2.41.6.2.2を見よ。)(非適用) c) 頒布表示に関する詳細(参照: #2.41.6.2.3を見よ。)(非適用) d) 頒布表示の変化(参照: #2.41.6.2.4を見よ。)	適用
	#2.41.6.2	記録の方法	頒布表示に関する注記は、#2.41.0.3、#2.41.0.3.1に従って記録する。	適用		適用
	#2.41.6.2.1	資料外からの採用	頒布表示について、資料外から採用した旨を記録する。 (参照: #2.6.0.4を見よ。)	適用		非適用
	#2.41.6.2.2	架空のまたは誤った頒布表示	資料に表示された架空のまたは誤った頒布地、頒布者の名称、頒布日付を頒布表示のエレメントとして記録した場合は、実際の情報を記録する。実際の情報が不明な場合は、架空のまたは誤った表示である旨を記録する。 (参照: #2.6.1.2.4、#2.6.3.2.5、#2.6.5.2.2を見よ。) 資料に表示された頒布地、頒布者の名称、頒布日付が架空であるか誤っていると判断し、実際の情報を頒布表示のエレメントとして記録した場合は、架空のまたは誤った頒布地、頒布者の名称、頒布日付を記録する。 (参照: #2.6.1.2.4 別法、#2.6.3.2.5 別法、#2.6.5.2.2 別法を見よ。)	適用		非適用
	#2.41.6.2.3	頒布表示に関する詳細	識別またはアクセスに重要な場合は、頒布表示のエレメントとして記録しなかった、頒布地、頒布者、頒布日付に関する詳細な情報を記録する。 共同頒布者: 三省堂書店 頒布地、頒布者: 1号-No.2 表示なし	適用		非適用
	#2.41.6.2.4	頒布表示の変化	頒布地および(または)頒布者の名称に変化が生じた場合は、次の規定に従って記録する。 a) 複数巻単行資料、逐次刊行物(参照: #2.41.6.2.4.1を見よ。) b) 更新資料(参照: #2.41.6.2.4.2を見よ。)	適用		適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用	
		#2.41.6.2.4.1	複数巻単行資料、逐次刊行物	複数巻単行資料または逐次刊行物の途中の巻号で、頒布地が変化して、その変化が識別またはアクセスに重要な場合は、それを記録する。頒布地の変化が名称上のものであっても、識別に重要な場合は、それを記録する。 複数巻単行資料または逐次刊行物の途中の巻号で、頒布者の名称が変化したか、または頒布者が他の頒布者に替わった場合に、それらの変化が識別またはアクセスに重要なときは、それを記録する。頒布者の変化が表示上のものであっても、識別に重要な場合は、それを記録する。 (参照: #2.6.0.6.1を見よ。) 29巻1号から30巻4号までの頒布者: 防衛弘済会		適用		適用
		#2.41.6.2.4.1	複数巻単行資料、逐次刊行物 任意省略	変化が頻繁に生じている場合は、変化のある旨を簡略に記録し、個々の変化については記録しない。 (参照: #2.6.0.6.1 任意省略を見よ。)		適用		適用
		#2.41.6.2.4.2	更新資料	<転記省略>		対象外		非適用
		#2.41.6.2.4.2	更新資料 任意省略	<転記省略>		対象外		非適用
ES		#2.41.7	製作表示に関する注記	製作表示に関する注記は、体現形に関する注記のエレメント・サブタイプである。		非適用		非適用
		#2.41.7.1	記録の範囲	製作表示に関する注記は、次の情報を提供する注記である。 a) 資料外からの採用(参照: #2.41.7.2.1を見よ。) b) 架空のまたは誤った製作表示(参照: #2.41.7.2.2を見よ。) c) 製作表示に関する詳細(参照: #2.41.7.2.3を見よ。) d) 製作表示の変化(参照: #2.41.7.2.4を見よ。)		非適用		非適用
		#2.41.7.2	記録の方法	製作表示に関する注記は、#2.41.0.3、#2.41.0.3.1に従って記録する。		非適用		非適用
		#2.41.7.2.1	資料外からの採用	製作表示について、資料外から採用した旨を記録する。 (参照: #2.7.0.4を見よ。)		非適用		非適用
		#2.41.7.2.2	架空のまたは誤った製作表示	資料に表示された架空のまたは誤った製作地、製作者の名称、製作日付を製作表示のエレメントとして記録した場合は、実際の情報を記録する。実際の情報が不明な場合は、架空のまたは誤った表示である旨を記録する。 (参照: #2.7.1.2.4、#2.7.3.2.5、#2.7.5.2.2を見よ。) 資料に表示された製作地、製作者の名称、製作日付が架空であるか誤っていると判明し、実際の情報を製作表示のエレメントとして記録した場合は、架空のまたは誤った製作地、製作者の名称、製作日付を記録する。 (参照: #2.7.1.2.4 別法、#2.7.3.2.5 別法、#2.7.5.2.2 別法を見よ。)		非適用		非適用
		#2.41.7.2.3	製作表示に関する詳細	識別またはアクセスに重要な場合は、製作表示のエレメントとして記録しなかった、製作地、製作者、製作日付に関する詳細な情報を記録する。		非適用		非適用
		#2.41.7.2.4	製作表示の変化	製作地および(または)製作者の名称に変化が生じた場合は、次の規定に従って記録する。 a) 複数巻単行資料、逐次刊行物(参照: #2.41.7.2.4.1を見よ。) b) 更新資料(参照: #2.41.7.2.4.2を見よ。)		非適用		非適用
		#2.41.7.2.4.1	複数巻単行資料、逐次刊行物	複数巻単行資料または逐次刊行物の途中の巻号で、製作地が変化して、その変化が識別またはアクセスに重要な場合は、それを記録する。製作地の変化が名称上のものであっても、識別に重要な場合は、それを記録する。 複数巻単行資料または逐次刊行物の途中の巻号で、製作者の名称が変化したか、または製作者が他の製作者に替わった場合に、それらの変化が識別またはアクセスに重要なときは、それを記録する。製作者の変化が表示上のものであっても、識別に重要な場合は、それを記録する。 (参照: #2.7.0.6.1を見よ。)		非適用		非適用
		#2.41.7.2.4.1	複数巻単行資料、逐次刊行物 任意省略	変化が頻繁に生じている場合は、変化のある旨を簡略に記録し、個々の変化については記録しない。 (参照: #2.7.0.6.1 任意省略を見よ。)		非適用		非適用
		#2.41.7.2.4.2	更新資料	<転記省略>		対象外		非適用
		#2.41.7.2.4.2	更新資料 任意省略	<転記省略>		対象外		非適用
ES		#2.41.8	非刊行物の製作表示に関する注記	<転記省略>		対象外		非適用
		#2.41.8.1	記録の範囲	<転記省略>		対象外		非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
	#2.41.8.2	記録の方法	<転記省略>		対象外	非適用	
	#2.41.8.2.1	資料外からの採用	<転記省略>		対象外	非適用	
	#2.41.8.2.2	架空のまたは誤った制作表示	<転記省略>		対象外	非適用	
	#2.41.8.2.3	和古書・漢籍の制作表示	<転記省略>		対象外	非適用	
	#2.41.8.2.4	非刊行物の制作表示に関する詳細	<転記省略>		対象外	非適用	
	#2.41.8.2.5	制作表示の変化	<転記省略>		対象外	非適用	
	#2.41.8.2.5.1	複数巻単行資料、逐次刊行物	<転記省略>		対象外	非適用	
	#2.41.8.2.5.1	複数巻単行資料、逐次刊行物 任意省略	<転記省略>		対象外	非適用	
	#2.41.8.2.5.2	更新資料	<転記省略>		対象外	非適用	
	#2.41.8.2.5.2	更新資料 任意省略	<転記省略>		対象外	非適用	
ES	#2.41.9	著作権日付に関する注記	<転記省略>		非適用		非適用
	#2.41.9.1	記録の範囲	<転記省略>		非適用		非適用
	#2.41.9.2	記録の方法	<転記省略>		非適用		非適用
	#2.41.9.2.1	著作権日付に関する詳細	<転記省略>		非適用		非適用
ES	#2.41.10	シリーズ表示に関する注記	シリーズ表示に関する注記は、体現形に関する注記のエレメント・サブタイプである。		適用		適用
	#2.41.10.1	記録の範囲	シリーズ表示に関する注記は、次の情報を提供する注記である。 a) 部分によってシリーズ表示が異なり複雑な場合(参照: #2.41.10.2.1を見よ。) b) シリーズ表示に関するその他の情報(参照: #2.41.10.2.2を見よ。) c) シリーズ表示の変化(参照: #2.41.10.2.3を見よ。)		適用		シリーズ表示に関する注記は、次の情報を提供する注記である。 a) 部分によってシリーズ表示が異なり複雑な場合(参照: #2.41.10.2.1を見よ。) b) シリーズ表示に関するその他の情報(参照: #2.41.10.2.2を見よ。)(非適用) c) シリーズ表示の変化(参照: #2.41.10.2.3を見よ。)
	#2.41.10.2	記録の方法	シリーズ表示に関する注記は、#2.41.0.3、#2.41.0.3.1に従って記録する。		適用		適用
	#2.41.10.2.1	部分によってシリーズ表示が異なり複雑な場合	包括的記述において、記述対象の個々の部分が異なるシリーズに属し、かつその複数のシリーズの関係が複雑なためにシリーズ表示のエレメントとして的確に記録できない場合は、シリーズに関する具体的な情報を記録する。 (参照: #2.10.0.4.2を見よ。) 第1巻から第3巻まで: シリーズ A、第4巻はシリーズ表示なし、第5巻から巻まで: シリーズ B、第8巻: シリーズ A、シリーズ B		適用		適用
	#2.41.10.2.2	シリーズ表示に関するその他の情報	識別またはアクセスに重要な場合は、シリーズ表示に関するその他の詳細な情報を記録する。 シリーズの本タイトルはブックジャケットによる シリーズの並列タイトルはネバール語からの翻訳 奥付のシリーズの本タイトル(誤植)早稲田大学現代中国研究叢書		適用		非適用
	#2.41.10.2.3	シリーズ表示の変化	シリーズ表示に変化が生じた場合は、次の規定に従って記録する。 a) 複数巻単行資料、逐次刊行物(参照: #2.41.10.2.3.1を見よ。) b) 更新資料(参照: #2.41.10.2.3.2を見よ。)		適用		適用
	#2.41.10.2.3.1	複数巻単行資料、逐次刊行物	複数巻単行資料または逐次刊行物の途中の巻号で、シリーズ表示の変化または追加が生じた場合に、それをシリーズ表示のエレメントとして的確に記録できず、かつ識別またはアクセスに重要なときは、変化または追加の旨を記録する。削除が生じ、かつ識別またはアクセスに重要な場合は、削除の旨を記録する。 (参照: #2.10.0.6を見よ。) シリーズの本タイトルの変更: 労政時報選書、賃金資料シリーズ、4(-2013年版(2013))→賃金資料シリーズ、4(2014年版(2014)-)		適用		逐次刊行物の途中の巻号で、シリーズ表示の変化または追加が生じ、かつ識別またはアクセスに重要な場合は、変化または追加の旨を記録する。削除が生じ、かつ識別またはアクセスに重要な場合は、削除の旨を記録する。 (参照: #2.10.0.6を見よ。) シリーズ名変遷: 農学部紀要別冊(22集-55集)→ 大学院農学研究科紀要別冊(56集-62集)

エレメント	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用	
	#2.41.10.2.3.1	複数巻単行資料、逐次刊行物 任意省略	変化が頻繁に生じている場合は、変化のある旨を簡略に記録し、個々の変化については記録しない。	適用		適用	
	#2.41.10.2.3.2	更新資料	<転記省略>		対象外	非適用	
	#2.41.10.2.3.2	更新資料 任意省略	<転記省略>		対象外	非適用	
ES	#2.41.11	刊行頻度に関する注記	刊行頻度に関する注記は、体現形に関する注記のエレメント・サブタイプである。	適用		適用	
	#2.41.11.1	記録の範囲	刊行頻度に関する注記は、次の情報を提供する注記である。 a) 刊行頻度の詳細(参照:#2.41.11.2.1を見よ。) b) 刊行頻度の変化(参照:#2.41.11.2.2を見よ。)	適用		刊行頻度に関する注記は、次の情報を提供する注記である。 a) 刊行頻度の詳細(参照:#2.41.11.2.1を見よ。)(非適用) b) 刊行頻度の変化(参照:#2.41.11.2.2を見よ。)	
	#2.41.11.2	記録の方法	刊行頻度に関する注記は、#2.41.0.3、#2.41.0.3.1に従って記録する。	適用		適用	
	#2.41.11.2.1	刊行頻度の詳細	次の事項について、表 2.13.3 に適切な用語がない場合は、刊行頻度の詳細な情報を記録する。 a) 逐次刊行物の巻号の刊行の間隔 b) 更新資料の更新の間隔 c) 内容の最新の更新状況 月刊 (8~9 月は刊行せず) 年 9 回刊 偶数月ごとに更新 (12 月を除く) Monthly (except June and July) Monthly, with annual supplements Updated every 4 weeks	6.2.7F3.3	一部適用	次の事項について、表 2.13.3 に適切な用語がない場合は、刊行頻度の詳細な情報を記録する。 a) 逐次刊行物の巻号の刊行の間隔	非適用
	#2.41.11.2.2	刊行頻度の変化	刊行頻度の変化については、頻度とその頻度で刊行または更新された期間を、年代順に記録する。 (参照:#2.13.4を見よ。) 1巻1号から13巻10号までは月刊 227号から281号までは隔週刊、282号から300号までは月刊 月刊、379号(1979.11)-562号(1995.3)→隔月刊、563号(1995.3)-隔月刊、1969-1985; 月刊, 1986- Quarterly, 1948-1952; bimonthly, 1953-1973; quarterly, 1974		適用	同上	刊行頻度の変化については、変化のある旨を簡略に記録し、個々の変化については記録しない。 (参照:#2.13.4を見よ。) 刊行頻度の変更あり
ES	#2.41.12	識別の基盤に関する注記	識別の基盤に関する注記は、体現形に関する注記のエレメント・サブタイプである。		適用		適用
	#2.41.12.1	記録の範囲	識別の基盤に関する注記は、体現形の識別に使用した次の情報を提供する注記である。 a) 複数巻単行資料、逐次刊行物の部分(参照:#2.41.12.2.1を見よ。) b) 更新資料のイテレーション(参照:#2.41.12.2.2を見よ。) オンライン資料については、記述のためにその資料が見られた日付を含めることができる。 (参照:#2.41.12.2.3を見よ。)		一部適用	識別の基盤に関する注記は、体現形の識別に使用した次の情報を提供する注記である。 a) 逐次刊行物の部分(参照:#2.41.12.2.1を見よ。)	識別の基盤に関する注記は、体現形の識別に使用した次の情報を提供する注記である。 a) 複数巻単行資料、逐次刊行物の部分(参照:#2.41.12.2.1を見よ。) b) 更新資料のイテレーション(参照:#2.41.12.2.2を見よ。)(非適用)
	#2.41.12.2	記録の方法	識別の基盤に関する注記は、#2.41.0.3、#2.41.0.3.1に従って記録する。		適用		適用
	#2.41.12.2.1	複数巻単行資料、逐次刊行物の識別の基盤とした部分	複数巻単行資料または逐次刊行物について、最初の巻号を識別の基盤としなかった場合は、識別の基盤とした部分について記録する。 (参照:#1.6.1a)、#1.6.1b)を見よ。) 次の資料に該当する場合は、それぞれの規定も適用する。 a) 複数巻単行資料(参照:#2.41.12.2.1を見よ。) b) 順序表示のある逐次刊行物(参照:#2.41.12.2.1.2を見よ。) c) 順序表示のない逐次刊行物(参照:#2.41.12.2.1.3を見よ。) 識別の基盤は15巻3号による 識別の基盤は12660号(平成27年7月22日)による Description based on 2005 Latest issue consulted: 2008	6.2.7F3.1	一部適用	最初の巻号を識別の基盤としなかった場合は、識別の基盤とした部分について記録する。 (参照:#1.6.1a)を見よ。) 記述は15巻3号による	最初の巻号を識別の基盤としなかった場合は、識別の基盤とした部分について記録する。 (参照:#1.6.1a)を見よ。) 識別の基盤は15巻3号による
	#2.41.12.2.1.1	複数巻単行資料	<転記省略>		対象外		非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用	
		#2.41.12.2.1.2	順序表示のある逐次刊行物	複数の巻号を参照した場合は、参照した最新の巻号を、識別の基盤とした巻号に関する注記とは別に記録する。 識別の基盤は5号による 参照した最新の号:10号 ただし、逐次刊行物の順序表示のエレメントとして記録した初号および(または)終号の部分については、記録しない。 (参照:#2.4を見よ。) 参照した最新の号、8卷12号(1988.12) (識別の基盤:1巻1号)		非適用		非適用
		#2.41.12.2.1.3	順序表示のない逐次刊行物	参照した最も古い部分とその出版等の日付を記録する。 複数の部分を参照した場合は、参照した最新の部分とその日付を、識別の基盤とした部分に関する注記とは別に記録する。 参照した最新の巻:スコットランドの民話、1989		非適用		非適用
		#2.41.12.2.2	更新資料の識別の基盤としたイテレーション	<転記省略>		対象外	非適用	
		#2.41.12.2.3	オンライン資料へのアクセス日付	オンライン資料については、最新のアクセス日付を記録する。 最終アクセス:2015年6月10日 閲覧日:2014年11月5日	6.0.4D4.7 6.2.7F3.21	適用	(電子資料 要検討)	非適用
ES		#2.41.13	体現形の識別子に関する注記	体現形の識別子に関する注記は、体現形に関する注記のエレメント・サブタイプである。		適用		適用
		#2.41.13.1	記録の範囲	体現形の識別子に関する注記は、体現形の識別子として記録しなかった、体現形の識別子に関する情報を提供する注記である。		適用		適用
		#2.41.13.2	記録の方法	体現形の識別子に関する注記は、#2.41.0.3、#2.41.0.3.1に従って記録する。		適用		適用
		#2.41.13.2.1	体現形の識別子に関する詳細	識別またはアクセスに必要な場合は、体現形の識別子として記録しなかった、体現形の識別子に関する詳細な情報を記録する。 (参照:#2.34.0.4を見よ。) ISBNはケースによる ISSNは出版者のWebサイトによる(2015.9.20参照)	6.1.16G2	適用		非適用
E		#2.42	キャリアに関する注記	キャリアに関する注記は、エレメントである。		適用		適用
		#2.42.0	通則			—	—	
		#2.42.0.1	記録の範囲	キャリアに関する注記は、#2.14～#2.33のキャリアに関する情報に記録しなかった、体現形のキャリアの識別または選択に必要な情報を提供する注記である。 (参照:個別資料のキャリアに関する注記は、#3.7を見よ。)		適用		適用
		#2.42.0.1.1	エレメント・サブタイプ	キャリアに関する注記には、次のエレメント・サブタイプがある。 a)数量に関する注記(参照:#2.42.1を見よ。) b)大きさに関する注記(参照:#2.42.2を見よ。) c)キャリアに関するその他の情報の変化に関する注記(参照:#2.42.3を見よ。)		適用		適用
		#2.42.0.2	情報源	キャリアに関する注記は、資料自体に基づいて記録する。さらに必要がある場合は、資料外のどの情報源に基づいて記録してもよい。		適用		適用
		#2.42.0.3	記録の方法	キャリアに関する注記について、引用もしくは参照する場合、または注記の内容が記述対象の一部のみ該当する場合は、#1.13に従って記録する。		適用		適用
		#2.42.0.3.1	装丁に関する注記	装丁について、必要な場合は記録する。 箱入 帙入 ホルダー入	(6.2.7F3.17)	適用		非適用
		#2.42.0.3.2	和古書・漢籍に関する注記	<転記省略>		対象外		非適用
ES		#2.42.1	数量に関する注記	数量に関する注記は、キャリアに関する注記のエレメント・サブタイプである。		適用		適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
	#2.42.1.1	記録の範囲	数量に関する注記は、次の情報を提供する注記である。 a) 多種類のキャリアから成る資料の数量の詳細(参照: #2.42.1.2.1を見よ。) b) 刊行中止の資料(参照: #2.42.1.2.2を見よ。) c) 全体のページ付(参照: #2.42.1.2.3を見よ。) d) 重複したページ付(参照: #2.42.1.2.4を見よ。) e) 冊数と異なる書誌的巻数(参照: #2.42.1.2.5を見よ。) f) 和古書・漢籍の数量の詳細(参照: #2.42.1.2.6を見よ。) g) 初期印刷資料(和古書・漢籍を除く)の数量の詳細(参照: #2.42.1.2.7を見よ。) h) 単一のキャリアに収められた複数の楽譜の数量の詳細(参照: #2.42.1.2.8を見よ。) i) 数量のその他の詳細(参照: #2.42.1.2.9を見よ。)	NDL準拠	数量に関する注記は、次の情報を提供する注記である。 a) 多種類のキャリアから成る資料の数量の詳細(参照: #2.42.1.2.1を見よ。)(非適用) b) 刊行中止の資料(参照: #2.42.1.2.2を見よ。)(非適用) c) 全体のページ付(参照: #2.42.1.2.3を見よ。)(非適用) d) 重複したページ付(参照: #2.42.1.2.4を見よ。)(非適用) e) 冊数と異なる書誌的巻数(参照: #2.42.1.2.5を見よ。)(非適用) f) 和古書・漢籍の数量の詳細(参照: #2.42.1.2.6を見よ。)(非適用) g) 初期印刷資料(和古書・漢籍を除く)の数量の詳細(参照: #2.42.1.2.7を見よ。)(非適用) h) 単一のキャリアに収められた複数の楽譜の数量の詳細(参照: #2.42.1.2.8を見よ。)(非適用) i) 数量のその他の詳細(参照: #2.42.1.2.9を見よ。)	数量に関する注記は、次の情報を提供する注記である。 a) 多種類のキャリアから成る資料の数量の詳細(参照: #2.42.1.2.1を見よ。)(非適用) b) 刊行中止の資料(参照: #2.42.1.2.2を見よ。)(非適用) c) 全体のページ付(参照: #2.42.1.2.3を見よ。)(非適用) d) 重複したページ付(参照: #2.42.1.2.4を見よ。)(非適用) e) 冊数と異なる書誌的巻数(参照: #2.42.1.2.5を見よ。)(非適用) f) 和古書・漢籍の数量の詳細(参照: #2.42.1.2.6を見よ。)(非適用) g) 初期印刷資料(和古書・漢籍を除く)の数量の詳細(参照: #2.42.1.2.7を見よ。)(非適用) h) 単一のキャリアに収められた複数の楽譜の数量の詳細(参照: #2.42.1.2.8を見よ。)(非適用) i) 数量のその他の詳細(参照: #2.42.1.2.9を見よ。)	数量に関する注記は、次の情報を提供する注記である。 a) 多種類のキャリアから成る資料の数量の詳細(参照: #2.42.1.2.1を見よ。)(非適用) b) 刊行中止の資料(参照: #2.42.1.2.2を見よ。)(非適用) c) 全体のページ付(参照: #2.42.1.2.3を見よ。)(非適用) d) 重複したページ付(参照: #2.42.1.2.4を見よ。)(非適用) e) 冊数と異なる書誌的巻数(参照: #2.42.1.2.5を見よ。)(非適用) f) 和古書・漢籍の数量の詳細(参照: #2.42.1.2.6を見よ。)(非適用) g) 初期印刷資料(和古書・漢籍を除く)の数量の詳細(参照: #2.42.1.2.7を見よ。)(非適用) h) 単一のキャリアに収められた複数の楽譜の数量の詳細(参照: #2.42.1.2.8を見よ。)(非適用) i) 数量のその他の詳細(参照: #2.42.1.2.9を見よ。)
	#2.42.1.2	記録の方法			-	-	-
	#2.42.1.2.1	多種類のキャリアから成る資料	多種類のキャリアから成り、「各種資料」、「various pieces」等の語を用いて数量を括弧的に記録した場合に、識別または選択に重要なときは、数量の詳細をキャリア別に記録する。 (参照: #2.17.0.2.3, #2.17.5.1を見よ。) シート 20 枚、コップ 1 個、プレート 2 枚、フォーク 1 本、スプーン 1 本 (数量: 各種資料 25 個) 機関車 1両、客車 6両、貨車 3両、レール 50 本 (数量: 模型機関車キット 1組(各種構成物あり)) 絵はがき 16 枚、トランプ 1 組、カード 16 枚、冊子 31 p (数量: ゲーム 1組(各種構成物あり))		対象外	非適用	
	#2.42.1.2.2	刊行中止の資料	複数のユニットから成る予定の資料がまだすべて刊行されていない場合に、今後刊行されないことが明らかとなり、刊行済のユニット数を数量として記録したときは、これ以上刊行されない旨を記録する。 (参照: #2.17.0.2.4, #2.17.0.2.4 別法, #2.17.1.2.2, #2.17.1.2.2 別法を見よ。) 刊行中止 No more volumes published		対象外(複数のユニットで刊行を予定している資料)	非適用	
	#2.42.1.2.3	全体のページ付	全体の一部が記述対象である場合に、その部分自体のページ付に加えて全体のページ付もあるときは、必要に応じて、全体のページ付を記録する。 (参照: #2.17.1.1.8を見よ。) p 131-248 のページ付もあり (数量: 118 p) (1-118 のページ付と、131-248 という全体の中のページ付がある。)		対象外	非適用	
	#2.42.1.2.4	重複したページ付	複数言語のテキスト等でページ付が重複している場合は、その旨を記録する。 (参照: #2.17.1.1.12を見よ。) 左右同一ページ付 (数量: 60, 60 p)		対象外	非適用	
	#2.42.1.2.5	冊数と異なる書誌的巻数	書誌的巻数が冊数と異なる場合は、その旨を記録する。 2 bibliographic volumes in 1 physical volume ただし、次の場合は記録しない。 a) 和古書・漢籍(参照: #2.1.1.2.12を見よ。) b) 刊行が完結した逐次刊行物について、数量として書誌的巻数を記録した場合(参照:#2.17.1.2A 別法を見よ。)	非適用		非適用	
	#2.42.1.2.6	和古書・漢籍	<転記省略>		対象外	非適用	
	#2.42.1.2.7	初期印刷資料(和古書・漢籍を除く)	<転記省略>		対象外	非適用	
	#2.42.1.2.8	単一のキャリアに収められた複数の楽譜	<転記省略>		対象外	非適用	

エレメント	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
	#2.42.1.2.9	数量のその他の詳細	識別または選択に重要な場合は、数量として記録しなかったその他の詳細な情報を記録する。 251-269 ページは存在していない 89-93 ページが重複して現れる 片面印刷 (ページ数は両面カウントされているが、片面印刷の資料) 図版は両面印刷 (図版が丁付けされた紙葉の両面に印刷され、数量として丁数のみを記録した場合)	(6.2.5F3)	適用	適用
ES	#2.42.2	大きさに関する注記	大きさに関する注記は、キャリアに関する注記のエレメント・サブタイプである。	適用		適用
	#2.42.2.1	記録の範囲	大きさに関する注記は、次の情報を提供する注記である。 a) テキスト・ブロックの大きさ(参照:#2.42.2.1を見よ。) b) テープまたはフィルムの長さ(参照:#2.42.2.2を見よ。) c) 外形の寸法(参照:#2.42.2.3を見よ。) d) 大きさのその他の詳細(参照:#2.42.2.4を見よ。) e) 大きさの変化(参照:#2.42.2.5を見よ。)	NDL準拠	大きさに関する注記は、次の情報を提供する注記である。 a) テキスト・ブロックの大きさ(参照:#2.42.2.1を見よ。)(非適用) b) テープまたはフィルムの長さ(参照:#2.42.2.2を見よ。)(非適用) c) 外形の寸法(参照:#2.42.2.3を見よ。) d) 大きさのその他の詳細(参照:#2.42.2.4を見よ。) e) 大きさの変化(参照:#2.42.2.5を見よ。)	大きさに関する注記は、次の情報を提供する注記である。 a) テキスト・ブロックの大きさ(参照:#2.42.2.1を見よ。)(非適用) b) テープまたはフィルムの長さ(参照:#2.42.2.2を見よ。)(非適用) c) 外形の寸法(参照:#2.42.2.3を見よ。) d) 大きさのその他の詳細(参照:#2.42.2.4を見よ。) e) 大きさの変化(参照:#2.42.2.5を見よ。)
	#2.42.2.2	記録の方法		—	—	—
	#2.42.2.2.1	テキスト・ブロックの大きさ	テキスト・ブロックの大きさが異なるものを合冊している場合に、識別または選択に重要なときは、テキスト・ブロックの大きさについて記録する。 (参照:#2.18.0.2.1Aを見よ。) テキスト・ブロックは 20-26 cm Text block height varies. 13 cm to 26 cm	非適用		非適用
	#2.42.2.2.2	テープまたはフィルムの長さ	記述対象が、ビデオカセット、フィルム・カセット、ビデオ・カートリッジ、ブルム・カートリッジ、フィルムストリップ・カートリッジ、フィルム・リール、ビデオテープ・リール、ロールのいずれかの場合に、識別または選択に重要なときは、テープまたはフィルムの長さを記録する。 (参照:#2.18.0.2.1G、#2.18.0.2.1G 別法、#2.18.0.2.1H 別法、#2.18.0.2.1J、#2.18.0.2.1Kを見よ。)	非適用		非適用
	#2.42.2.2.3	外形の寸法	ディスクの形状が標準でない場合(例えば、ディスクが円形でない)は、外形の寸法を記録する。 (参照:#2.18.0.2.11を見よ。) ディスクの盤面は正方形, 20 × 20 cm トランスペアレンジャーについて、識別または選択に重要な場合は、フレームまたは台紙を含めた大きさを記録する。 (参照:#2.18.0.2.1Mを見よ。) 台紙を含めた大きさは 25 × 32 cm	適用		ディスクの形状が標準でない場合(例えば、ディスクが円形でない)は、外形の寸法を記録する。 (参照:#2.18.0.2.11を見よ。) ディスクの盤面は正方形, 20 × 20 cm
	#2.42.2.2.4	大きさのその他の詳細	識別または選択に重要な場合は、大きさとして記録しなかったその他の詳細な情報を記録する。 直径 26 cm の円形本	適用		適用
	#2.42.2.2.5	大きさの変化	識別または選択に重要な場合は、大きさの変化について、次の規定に従って記録する。 a) 複数巻単行資料、逐次刊行物(参照:#2.42.2.2.5.1を見よ。) b) 更新資料(参照:#2.42.2.2.5.2を見よ。)	一部適用	識別または選択に重要な場合は、大きさの変化について、次の規定に従って記録する。 a) 逐次刊行物(参照:#2.42.2.2.5.1を見よ。)	適用
	#2.42.2.2.5.1	複数巻単行資料、逐次刊行物	識別または選択に重要な場合は、複数巻単行資料または逐次刊行物の途中の巻号で生じた、大きさの変化について記録する。 (参照:#2.18.0.2.5を見よ。) 大きさの変化: 26 cm (-49 卷 12 号 (2002.12))→30 cm (50 卷 1 号 (2003.1))-	一部適用	逐次刊行物の途中の巻号で生じた、大きさの変化について記録する。 (参照:#2.18.0.2.5を見よ。) 大きさの変化: 26 cm (-49 卷 12 号 (2002.12))→30 cm (50 卷 1 号 (2003.1))-	適用
	#2.42.2.2.5.1	複数巻単行資料、逐次刊行物 任意省略	変化が頻繁に生じている場合は、変化のある旨を簡略に記録し、個々の変化については記録しない。 (参照:#2.18.0.2.5を見よ。) 大きさは 20-26 cm の範囲で号ごとに異なる 大きさの変更あり Size varies	適用		非適用
	#2.42.2.2.5.2	更新資料	<転記省略>		対象外	非適用
	#2.42.2.2.5.2	更新資料 任意省略	<転記省略>		対象外	非適用
ES	#2.42.3	キャリアに関するその他の情報の変化に関する注記	キャリアに関するその他の情報の変化に関する注記は、キャリアに関する注記のエレメント・サブタイプである。	適用		適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
	#2.42.3.1		記録の範囲	キャリアに関するその他の情報の変化に関する注記は、#2.16 および #2.19～#2.33 に規定するエレメントの、刊行途中の変化に関する情報を提供する注記である。	適用		適用
	#2.42.3.2		記録の方法	キャリアに関するその他の情報の変化に関する注記は、次の規定に従って記録する。 a) 複数巻単行資料、逐次刊行物(参照: #2.42.3.2.1 を見よ。) b) 更新資料(参照: #2.42.3.2.2 を見よ。)	一部適用	キャリアに関するその他の情報の変化に関する注記は、次の規定に従って記録する。 a) 逐次刊行物(参照: #2.42.3.2.1 を見よ。)	適用
	#2.42.3.2.1		複数巻単行資料、逐次刊行物	識別または選択に重要な場合は、複数巻単行資料または逐次刊行物の途中の巻号で生じた、#2.16 および #2.19～#2.33 に規定するエレメントの変化について記録する。 (参照: #2.14.0.6 を見よ。)	適用		適用
	#2.42.3.2.1		複数巻単行資料、逐次刊行物 任意省略	変化が頻繁に生じている場合は、その旨を簡略に記録し、個々の変化については記録しない。 (参照: #2.14.0.6 を見よ。)	適用		非適用
	#2.42.3.2.2		更新資料	<転記省略>		対象外	非適用
	#2.42.3.2.2		更新資料 任意省略	<転記省略>		対象外	非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項目番号	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
		#3	個別資料			個別資料に関する注記については参加組織が自由に定めるので、ここでは特に記載の方法を規定しない。	-
		#3.0	通則	この章では、個別資料の属性の記録について規定する。	適用		適用
		#3.0.1	記録の目的	個別資料の属性の記録の目的は、個別資料の識別を可能とすること、ならびに利用者のニーズに合致する個別資料の選択および入手に役立つことである。	17.2.1C 17.2.2C 17.2.3C 17.2.4C 17.2.5C	適用	適用
		#3.0.2	情報源	個別資料の属性は、どの情報源に基づいて記録してもよい。	適用		適用
		#3.0.3	記録の方法	個別資料の属性は、#0.9.4に従って、データ作成機関が定めた目録用言語で記録する。	一部適用	個別資料の属性は、#0.9.4に従って、日本語で記録する。	適用
E		#3.1	所有・管理履歴	所有・管理履歴は、エレメントである。	非適用		非適用
		#3.1.1	記録の範囲	所有・管理履歴は、その個別資料の過去の所有、責任、保管などの変遷に関する情報である。	非適用		非適用
		#3.1.2	記録の方法	旧蔵者の名称および所有等に関する年を記録する。 岡田希雄旧蔵 印記: 醍醐藏書, 忠順之印 The George Korson Folklife Archive was presented by George Korson to King's College, Wilkes-Barre, Pennsylvania in 1965 and donated by King's College to the American Folklife Center in 2003	非適用		非適用
E		#3.2	直接入手元	直接入手元は、エレメントである。	非適用		非適用
		#3.2.1	記録の範囲	直接入手元は、その個別資料の直接の入手元、入手日付および入手方法である。	非適用		非適用
		#3.2.2	記録の方法	個別資料の直接の入手元、入手日付および入手方法を公表できる範囲で記録する。 梅原龍三郎氏より寄贈 1974年8月、個人より寄託 Purchased from Walnut's Antiques, Brewster, Mass., 2011	非適用		非適用
		#3.3	アクセス制限	アクセス制限については、#2.37に従う。	17.0.1B	適用	非適用
		#3.4	利用制限	利用制限については、#2.38に従う。	17.2.5D	適用	非適用
E		#3.5	個別資料の識別子	個別資料の識別子は、エレメントである。	17.2.4C	適用	非適用
		#3.5.1	記録の範囲	個別資料の識別子は、その個別資料と結びつけられ、他の個別資料との判別を可能とする文字列および(または)番号である。	適用		非適用
		#3.5.2	記録の方法	個別資料の識別子に定められた表示形式がある場合は、その形式に従って記録する。 個別資料の識別子に定められた表示形式がない場合は、情報源に表示されているとおりに記録する。容易に判明するときは、必要に応じて、識別子の名称または識別子に責任を有する機関等の名称等に続けて、識別子を記録する。 憲政資料室収集文書 1235 (国立国会図書館憲政資料室が所蔵する「米軍投下ビラ」の資料番号)	適用		非適用
		#3.5.2.1	不正確な識別子	個別資料に表示されている識別子が不正確であることが判明している場合は、表示されているとおりに記録し、続けて、文字列および(または)番号が、次のいずれかであることを示す語句を付加する。 a) 不正確である b) 取り消されている c) 無効である	非適用		非適用
		#3.5.3	複製	複製については、原資料ではなく、複製物自体の識別子を記録する。原資料の識別子は、関連する個別資料の識別子として記録する。 (参照: #43.4を見よ。)	適用		非適用
E		#3.6	個別資料に関する注記	個別資料に関する注記は、エレメントである。	17.0.1B	適用	非適用
		#3.6.1	記録の範囲	個別資料に関する注記とは、#3.1～#3.5の個別資料のエレメントに記録しなかつた、個別資料の識別、選択またはアクセスに必要な情報を提供する注記である。 (参照: 個別資料のキャリアに関する注記は、#3.7を見よ。)	適用		非適用
		#3.6.2	記録の方法	個別資料に関する注記について、引用または参照する場合、または注記の内容が記述対象の一部にのみ該当する場合は、#1.13に従って記録する。	非適用		非適用
E		#3.7	個別資料のキャリアに関する注記	個別資料のキャリアに関する注記は、エレメントである。	適用		適用
		#3.7.0	通則		-	-	-

要素	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項目	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
		#3.7.0.1	記録の範囲	個別資料のキャリアに関する注記とは、その個別資料に固有で、同一の体現形に属する他の個別資料が有しないキャリアの特性について、付加的な情報を提供する注記である。 (参照: 個別資料に関する注記は、#3.6を見よ。) (参照: 体現形のキャリアに関する注記は、#2.42を見よ。)	非適用		個別資料のキャリアに関する注記とは、その個別資料に固有で、同一の体現形に属する他の個別資料が有しないキャリアの特性について、付加的な情報を提供する注記である。 (参照: 体現形のキャリアに関する注記は、#2.42を見よ。)
		#3.7.0.1.1	エレメント・サブタイプ	個別資料のキャリアに関する注記には、次のエレメント・サブタイプがある。 a) 個別資料の数量に関する注記(参照: #3.7.1を見よ。) b) 個別資料の大きさに関する注記(参照: #3.7.2を見よ。)	非適用		個別資料のキャリアに関する注記には、次のエレメント・サブタイプがある。 a) 個別資料の数量に関する注記(参照: #3.7.1を見よ。) b) 個別資料の大きさに関する注記(参照: #3.7.2を見よ。) (非適用)
		#3.7.0.2	情報源	個別資料のキャリアに関する注記は、どの情報源に基づいて記録してもよい。	適用		適用
		#3.7.0.3	記録の方法	個別資料のキャリアに関する注記について、引用または参照する場合、または注記の内容が記述対象の一部にのみ該当する場合は、#1.13に従って記録する。 指揮者の署名付(スリーブ裏) 著者署名入り 和古書・漢籍は#3.7.0.3.2に、初期印刷資料(和古書・漢籍を除く)は#3.7.0.3.3に従って記録する。	非適用		適用
		#3.7.0.3.1	破損・虫損等	破損・虫損等で保存状態がよくないものや補修があるものについて、その旨を記録する。 虫損あり(裏打ち補修あり) 破損・汚損あり	非適用		非適用
		#3.7.0.3.2	和古書・漢籍	<転記省略>		対象外	非適用
		#3.7.0.3.3	初期印刷資料(和古書・漢籍を除く)	<転記省略>		対象外	非適用
ES		#3.7.1	個別資料の数量に関する注記	個別資料の数量に関する注記は、個別資料のキャリアに関する注記のエレメント・サブタイプである。	適用		適用
		#3.7.1.1	記録の範囲	個別資料の数量に関する注記とは、数量として記録しなかった、その個別資料に固有の数量の注記である。 (参照: #2.17を見よ。)	非適用		適用
		#3.7.1.2	記録の方法	識別または選択に重要な場合は、数量として記録しなかった、個別資料の数量に関する詳細な情報を記録する。 (参照: #2.17を見よ。) 図版 7.10.付図「臺灣地図」を欠く	非適用		適用
		#3.7.1.2.1	複数巻単行資料、逐次刊行物、更新資料の所蔵の詳細	複数巻単行資料、逐次刊行物または更新資料の所蔵の詳細な情報について記録する。 12号欠号、15号に欠落あり	一部適用	逐次刊行物の所蔵の詳細な情報について記録する。 逐次刊行物の所蔵する巻号の順序表示については、NACSIS-CATが別途定める規定に従う。	逐次刊行物の所蔵の詳細な情報について記録する。 逐次刊行物の所蔵する巻号の順序表示については、#2.4に従う。年月次の表示がない場合は、発行日の表示を簡略形にして記録する。ただし、新聞扱いとしたものは、簡略形とせず発行日を記録する。 1号(2010年8月)- 2006- v. 66, no. 1 (2010)-v. 70, no. 2 (2014) 平成21年度-平成27年度 [1号](平19.3)- (初号に年月次の表示がないため発行日の簡略形を記録したもの) 1号(2007)-4号(2011.3) (終号に年月次の表示がないため発行日の簡略形を記録したもの) 欠. 4, 5, 8号
		#3.7.1.2.2	和古書・漢籍	<転記省略>		対象外	非適用
ES		#3.7.2	個別資料の大きさに関する注記	個別資料の大きさに関する注記は、個別資料のキャリアに関する注記のエレメント・サブタイプである。	適用		非適用
		#3.7.2.1	記録の範囲	個別資料の大きさに関する注記とは、大きさとして記録しなかった、その個別資料に固有の大きさの注記である。 (参照: #2.18を見よ。)	非適用		非適用
		#3.7.2.2	記録の方法	識別または選択に重要な場合は、大きさとして記録しなかった、個別資料の大きさに関する詳細な情報を記録する。 (参照: #2.18を見よ。) 額装時の大きさ: 50 × 40 cm 土台取付け時の大きさ: 45 × 60 cm	非適用		非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項目番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
		#4	著作			取り扱いについて検討中	-
		#4.0	通則	この章では、著作の属性の記録について規定する。 記録する要素として、著作のタイトル、著作のタイトル以外の識別要素、説明・管理要素、著作の内容がある。 著作のタイトルには、第一の識別要素である著作の優先タイトルと、著作の異形タイトルがある。なお、この章では、「著作のタイトル」、「著作の異形タイトル」をそれぞれ単に「タイトル」、「異形タイトル」と記載することがある。	非適用	逐次刊行物はIFLA LRMでは著作+表現形+体現形を1つに、WEM Lockとして捉えている。NCR2018でも逐次刊行物の記録は体現形に規定されていること、NACSIS-CATでも統一書名典拠データは図書のみであることから、#4著作の規定はすべて逐次刊行物では非適用とする。	-
			<#4.15~#4.23 著作の内容>				
		#4.15	著作の内容に関する記録			-	-
		#4.15.0	通則			-	-
		#4.15.0.1	記録の目的		非適用		非適用
		#4.15.0.2	記録の範囲		非適用		非適用
		#4.15.0.3	情報源		非適用		非適用
		#4.15.0.4	記録の方法		非適用		非適用
			<#4.16~#4.23 著作の内容のエレメント>		非適用		
E		#4.16	内容の性質		非適用		非適用
		#4.16.0	通則			-	-
		#4.16.0.1	記録の範囲・情報源			-	-
		#4.16.0.1.1	記録の範囲		非適用		非適用
		#4.16.0.1.2	情報源		非適用		非適用
		#4.16.0.2	記録の方法		非適用		非適用
E		#4.17	内容の対象範囲		非適用		非適用
		#4.17.0	通則			-	-
		#4.17.0.1	記録の範囲・情報源			-	-
		#4.17.0.1.1	記録の範囲		非適用		非適用
		#4.17.0.1.2	情報源		非適用		非適用
		#4.17.0.2	記録の方法		非適用		非適用
E		#4.18	地図の座標		非適用		非適用
		#4.18.0	通則			-	-
		#4.18.0.1	記録の範囲・情報源			-	-
		#4.18.0.1.1	記録の範囲		非適用		非適用
		#4.18.0.1.1.1	エレメント・サブタイプ		非適用		非適用
		#4.18.0.1.2	情報源		非適用		非適用
		#4.18.0.2	記録の方法		非適用		非適用
ES		#4.18.1	経緯度		非適用		非適用
		#4.18.1.1	記録の範囲		非適用		非適用
		#4.18.1.2	記録の方法		非適用		非適用
		#4.18.1.2	記録の方法 任意追加		非適用		非適用
ES		#4.18.2	頂点座標		非適用		非適用
		#4.18.2.1	記録の範囲		非適用		非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項目	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
		#4.18.2.2	記録の方法		非適用		非適用
ES		#4.18.3	赤経・赤緯		非適用		非適用
		#4.18.3.1	記録の範囲		非適用		非適用
		#4.18.3.2	記録の方法		非適用		非適用
E		#4.19	分点		非適用		非適用
		#4.19.0	通則		—		—
		#4.19.0.1	記録の範囲・情報源		—		—
		#4.19.0.1.1	記録の範囲		非適用		非適用
		#4.19.0.1.2	情報源		非適用		非適用
		#4.19.0.2	記録の方法		非適用		非適用
E		#4.20	元期		非適用		非適用
		#4.20.0	通則		—		—
		#4.20.0.1	記録の範囲・情報源		—		—
		#4.20.0.1.1	記録の範囲		非適用		非適用
		#4.20.0.1.2	情報源		非適用		非適用
		#4.20.0.2	記録の方法		非適用		非適用
E		#4.21	対象利用者		非適用		非適用
		#4.21.0	通則		—		—
		#4.21.0.1	記録の範囲・情報源		—		—
		#4.21.0.1.1	記録の範囲		非適用		非適用
		#4.21.0.1.2	情報源		非適用		非適用
		#4.21.0.2	記録の方法		非適用		非適用
E		#4.22	文書・コレクションの組織化		非適用		非適用
		#4.22.0	通則		—		—
		#4.22.0.1	記録の範囲・情報源		—		—
		#4.22.0.1.1	記録の範囲		非適用		非適用
		#4.22.0.1.2	情報源		非適用		非適用
		#4.22.0.2	記録の方法		非適用		非適用
E		#4.23	学位論文情報		非適用		非適用
		#4.23.0	通則		—		—
		#4.23.0.1	記録の範囲・情報源		—		—
		#4.23.0.1.1	記録の範囲		非適用		非適用
		#4.23.0.1.1.1	サブエレメント		非適用		非適用
		#4.23.0.1.2	情報源		非適用		非適用
		#4.23.0.2	記録の方法		非適用		非適用
S		#4.23.1	学位		非適用		非適用
S		#4.23.2	学位授与機関		非適用		非適用
S		#4.23.3	学位授与年		非適用		非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項目	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
		#4.23.3	学位授与年 任意追加		非適用		非適用

エント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項目番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
	#5	表現形			—	—	—
	#5.0	通則	この章では、表現形の属性の記録について規定する。記録する要素として、表現形の識別要素、説明・管理要素、表現形の内容がある。		適用	—	適用
	#5.0.1	記録の目的	表現形の属性の記録の目的は、同一著作の複数の表現形の識別を可能とすること、および表現形の観点から利用者のニーズに合致する資料の選択に役立つことである。		適用	—	適用
	#5.0.1.1	規定の構成	表現形の属性については、その通則を#5.0で、識別要素を#5.1～#5.4で、説明・管理要素を#5.5～#5.8で規定する。表現形の内容は、#5.9～#5.27で規定する。(参照: 表現形に対する典拠形アクセス・ポイントの構築については、#23を見よ。)		適用	—	適用
	#5.0.2	情報源	表現形の属性を記録するにあたって、その情報源はどこでもよい。		適用	—	適用
	#5.0.3	記録の方法	識別要素は、#5.1.3～#5.4.3Cに従って記録する。説明・管理要素は、#5.5.3～#5.8に従って記録する。表現形の内容は、#5.9.0.4～#5.27.1.2に従って記録する。		適用	—	適用
		<#5.1～#5.4 識別要素>				—	—
E	*	#5.1	表現種別	表現種別は、エレメントである。 表現種別は、コア・エレメントである。	適用	—	適用
	#5.1.1	記録の範囲	表現形の内容を表現する基本的な形式を示す用語を記録する。用語には、動きの有無、次元、内容を知覚するための人間の感覚器官に対応する語句を含む。 表現種別は、その表現形に対する統制形アクセス・ポイントの一部として、または独立したエレメントとして、あるいはその双方として記録する。(参照: #23.1を見よ。)	6.0.4D.4.5	一部適用	表現形の内容を表現する基本的な形式を示す用語を記録する。用語には、動きの有無、次元、内容を知覚するための人間の感覚器官に対応する語句を含む。 表現種別は、体現形の注記として記録する。	適用
	#5.1.2	情報源	表現種別は、どの情報源に基づいて記録してもよい。 (参照: #5.0.2を見よ。)		適用	—	適用
	#5.1.3	記録の方法	表現種別として記録する用語は、表 5.1.3 から選択する。目録用言語として英語を用いる場合は、表中の英語の用語を用いる。 演奏 (楽曲の場合) テキスト (印刷文字資料などの場合)		適用	— 表現種別として記録する用語は、表 5.1.3 から選択する。 テキスト (印刷文字資料などの場合) 該当する表現種別が存在しない場合は、「その他」と記録する。 該当する表現種別が容易に判明しない場合は、「不明」と記録する。	適用
	#5.1.3.1	複数の表現種別	複数の表現種別が該当する場合は、それらをすべて記録する。		適用	—	—
		別法	*複数の表現種別が該当する場合は、次の表現種別のみを記録する。 a) 記述対象の最も重要な構成要素が該当する表現種別 または b) 記述対象の実質的な構成要素(最も重要な構成要素がある場合は、これを含む)が該当するそれぞれの表現種別*		非適用	—	適用
E	*	#5.2	表現形の日付	表現形の日付は、エレメントである。 表現形の日付は、同一著作の他の表現形と判別するために必要な場合は、コア・エレメントである。		非適用	— 非適用
	#5.2.1	記録の範囲	表現形の日付は、その表現形に關係する最も早い日付である。表現形を具体化する最も早い体現形の日付を、表現形の日付として扱うことができる。 表現形の日付は、その表現形に対する統制形アクセス・ポイントの一部として、または独立したエレメントとして、あるいはその双方として記録する。(参照: #23.1を見よ。)		非適用	— 非適用	非適用
	#5.2.2	情報源	表現形の日付は、どの情報源に基づいて記録してもよい。 (参照: #5.0.2を見よ。)		非適用	— 非適用	非適用
	#5.2.3	記録の方法	表現形の日付は、原則として西暦年をアラビア数字で記録する。他の表現形と判別するために必要な場合は、月または日まで記録する。 1923 (鷗外全集 / 森林太郎著. — 東京 : 鷗外全集刊行会, 1923-1927) 1936 (鷗外全集 / 森林太郎著. — 東京 : 岩波書店, 1936-1939) 1959 (森鷗外全集 / 森鷗外著. — 東京 : 筑摩書房, 1959-1962)		非適用	— 非適用	非適用
E	*	#5.3	表現形の言語	表現形の言語は、エレメントである。 表現形の言語は、記述対象が言語を含む内容から成る場合は、コア・エレメントである。	6.1.8A	適用	— 適用
	#5.3.1	記録の範囲	表現形の言語は、著作を表現している言語である。 表現形の言語は、その表現形に対する統制形アクセス・ポイントの一部として、または独立したエレメントとして、あるいはその双方として記録する。(参照: #23.1を見よ。)		6.1.8C	適用	— 適用
	#5.3.2	情報源	表現形の言語は、どの情報源に基づいて記録してもよい。 (参照: #5.0.2を見よ。)		6.1.8A	適用	— 適用
	#5.3.3	記録の方法	表現形の言語を、データ作成機関で定める用語で記録する。言語の名称の適切なリストが利用可能ならば、そのリストから用語を選択して記録する。 ロシア語 その表現形が複数の言語を含む場合は、それぞれの言語を記録する。(参照: 表現形の言語に関する詳細については、#5.12を見よ。)		6.1.8E	一部適用	表現形の言語を、体現形の本文の言語コードフィールド(TXTL)に言語コードを用いて記録する。 その表現形が複数の言語を含む場合は、それぞれの言語を記録する。(参照: 表現形の言語に関する詳細については、#5.12を見よ。) 適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項目番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
E	*	#5.4	表現形のその他の特性	表現形のその他の特性は、エレメントである。 表現形のその他の特性は、同一著作の他の表現形と判別するために必要な場合は、コア・エレメントである。	非適用		非適用
		#5.4.1	記録の範囲	表現形のその他の特性は、#5.1~#5.3で規定した要素以外の表現形と結びつく情報である。 表現形のその他の特性は、その表現形に対する統制形アクセス・ポイントの一部として、または独立したエレメントとして、あるいは双方として記録する。(参照:#23.1を見よ。) 増補改訂版 (怪物のユートピア / 種村季弘著、— 増補改訂版。— 東京 : 西沢書店、1974。— 初版: 三一書房 1968 年刊) Extended director's cut (Once upon a time in America (Motion picture) の版の一つ) 村上春樹 (グレート・ギャツビー / スコット・フィッツジェラルド著; 村上春樹訳)	非適用		非適用
		#5.4.2	情報源	表現形のその他の特性は、どの情報源に基づいて記録してもよい。 (参照:#5.0.2を見よ。)	非適用		非適用
		#5.4.3	記録の方法	表現形のその他の特性は、データ作成機関で定める言語で記録する。	非適用		非適用
		#5.4.3A	編曲等	<転記省略>		対象外	非適用
		#5.4.3B	スケッチ	<転記省略>		対象外	非適用
		#5.4.3C	ウォーカル・スコア、コーラス、スコア	<転記省略>		対象外	非適用
			<#5.5~#5.8 説明・管理要素>				
E	*	#5.5	表現形の識別子	表現形の識別子は、エレメントである。 表現形の識別子は、コア・エレメントである。	非適用		非適用
		#5.5.1	記録の範囲	表現形の識別子は、表現形またはその表現形に代わる情報(典拠レコードなど)と結びつく意の文字列である。識別子は、表現形を他の表現形と判別するためには効果的である。	非適用		非適用
		#5.5.2	情報源	<転記省略>	非適用		非適用
		#5.5.3	記録の方法	<転記省略>	非適用		非適用
E	#5.6	確定状況	<転記省略>		非適用		非適用
		#5.6.1	記録の範囲	<転記省略>	非適用		非適用
		#5.6.2	情報源	<転記省略>	非適用		非適用
		#5.6.3	記録の方法	<転記省略>	非適用		非適用
E	#5.7	出典	出典は、エレメントである。		非適用		非適用
		#5.7.1	記録の範囲	出典は、表現形の識別要素を決定する際に使用した情報源である。	非適用		非適用
		#5.7.2	情報源	<転記省略>	非適用		非適用
		#5.7.3	記録の方法	<転記省略>	非適用		非適用
E	#5.8	データ作成者の注記	データ作成者の注記は、エレメントである。 データ作成者の注記は、表現形に対する典拠形アクセス・ポイントを使用または更新するデータ作成者にとって、または関連する著作や表現形に対する典拠形アクセス・ポイントを構築する者に役立つ説明である。 必要に応じて、次のような注記を記録する。 a) 典拠形アクセス・ポイントの構築に適用する、特定の規定に関する注記 b) 典拠形アクセス・ポイントの形等の根拠に関する注記 c) 典拠形アクセス・ポイントの使用を限定する注記 d) その他の重要な情報を説明する注記		非適用		非適用
			<#5.9~#5.27 表現形の内容>				
		#5.9	表現形の内容に関する記録		—	—	—
		#5.9.0	通則		—	—	—
		#5.9.0.1	記録の目的	表現形の内容に関する記録の目的は、利用者のニーズに合致する資料の選択に役立つことである。	適用		適用

レメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項目番	適用／一部適用／非適用の理由	NDL適用／非適用
	#5.9.0.2	記録の範囲	表現形の内容は、資料の知的・芸術的内容と結びつく表現形の属性である。表現形の内容には、次のエレメントがある。これらのうち、尺度は、地図に限り、コア・エレメントである。 a) 内容の要約（参照: #5.10を見よ。） b) 収録の日付・場所（参照: #5.11を見よ。） c) 内容の言語（参照: #5.12を見よ。） d) 表記法（参照: #5.13を見よ。） e) アクセシビリティ（参照: #5.14を見よ。） f) 図（参照: #5.15を見よ。） g) 付加的内容（参照: #5.16を見よ。） h) 色彩（参照: #5.17を見よ。） i) 音声（参照: #5.18を見よ。） j) 画面アスペクト比（参照: #5.19を見よ。） k) 楽譜の形式（参照: #5.20を見よ。） l) 音楽の演奏手段（参照: #5.21を見よ。） m) 所要時間（参照: #5.22を見よ。） n) 尺度（参照: #5.23を見よ。） o) 地図の投影法（参照: #5.24を見よ。） p) 地図のその他の詳細（参照: #5.25を見よ。） q) 賞（参照: #5.26を見よ。） r) 表現形に関する注記（参照: #5.27を見よ。）		一部適用	表現形の内容は、資料の知的・芸術的内容と結びつく表現形の属性である。表現形の内容には、次のエレメントがある。これらのうち、尺度は、地図に限り、コア・エレメントである。 a) 内容の要約（参照: #5.10を見よ。）（非適用） b) 収録の日付・場所（参照: #5.11を見よ。）（非適用） c) 内容の言語（参照: #5.12を見よ。） d) 表記法（参照: #5.13を見よ。）（非適用） e) アクセシビリティ（参照: #5.14を見よ。）（非適用） f) 図（参照: #5.15を見よ。）（非適用） g) 付加的内容（参照: #5.16を見よ。） h) 色彩（参照: #5.17を見よ。）（非適用） i) 音声（参照: #5.18を見よ。）（非適用） j) 画面アスペクト比（参照: #5.19を見よ。）（非適用） k) 楽譜の形式（参照: #5.20を見よ。）（非適用） l) 音楽の演奏手段（参照: #5.21を見よ。）（非適用） m) 所要時間（参照: #5.22を見よ。）（非適用） n) 尺度（参照: #5.23を見よ。）（非適用） o) 地図の投影法（参照: #5.24を見よ。）（非適用） p) 地図のその他の詳細（参照: #5.25を見よ。）（非適用） q) 賞（参照: #5.26を見よ。）（非適用） r) 表現形に関する注記（参照: #5.27を見よ。）	表現形の内容は、資料の知的・芸術的内容と結びつく表現形の属性である。表現形の内容には、次のエレメントがある。これらのうち、尺度は、地図に限り、コア・エレメントである。 a) 内容の要約（参照: #5.10を見よ。）（非適用） b) 収録の日付・場所（参照: #5.11を見よ。）（非適用） c) 内容の言語（参照: #5.12を見よ。） d) 表記法（参照: #5.13を見よ。） e) アクセシビリティ（参照: #5.14を見よ。）（非適用） f) 図（参照: #5.15を見よ。）（非適用） g) 付加的内容（参照: #5.16を見よ。） h) 色彩（参照: #5.17を見よ。）（非適用） i) 音声（参照: #5.18を見よ。）（非適用） j) 画面アスペクト比（参照: #5.19を見よ。）（非適用） k) 楽譜の形式（参照: #5.20を見よ。）（非適用） l) 音楽の演奏手段（参照: #5.21を見よ。）（非適用） m) 所要時間（参照: #5.22を見よ。）（非適用） n) 尺度（参照: #5.23を見よ。）（非適用） o) 地図の投影法（参照: #5.24を見よ。）（非適用） p) 地図のその他の詳細（参照: #5.25を見よ。）（非適用） q) 賞（参照: #5.26を見よ。）（非適用） r) 表現形に関する注記（参照: #5.27を見よ。）
	#5.9.0.3	情報源	表現形の内容の情報源は、#5.10.0.1.2～#5.27.0.1.2で規定する。		適用		適用
	#5.9.0.4	記録の方法	表現形の内容は、採用した情報源に基づき、#5.10.0.2～#5.27.1.2に従って記録する。		適用		適用
		<#5.10～#27 表現形の内容のエレメント>					
E	#5.10	内容の要約	内容の要約は、エレメントである。		非適用		非適用
	#5.10.0	通則			—		—
	#5.10.0.1	記録の範囲・情報源			—		—
	#5.10.0.1.1	記録の範囲	内容の要約は、資料の内容の抄録、要旨、あらすじなどである。識別または選択に重要で、他のエレメントについて十分な情報が記録されない場合に記録する。（参照: 全体と部分の関連として記録する場合の規定については、#43.1を見よ。）		非適用		非適用
	#5.10.0.1.2	情報源	<転記省略>		非適用		非適用
	#5.10.0.2	記録の方法	<転記省略>		非適用		非適用
E	#5.11	収録の日付・場所	<転記省略>		非適用		非適用
	#5.11.0	通則			—		—
	#5.11.0.1	記録の範囲・情報源			—		—
	#5.11.0.1.1	記録の範囲	<転記省略>		非適用		非適用
	#5.11.0.1.1.1	サブエレメント	<転記省略>		非適用		非適用
	#5.11.0.1.2	情報源	<転記省略>		非適用		非適用
	#5.11.0.2	記録の方法	<転記省略>		非適用		非適用
S	#5.11.1	収録の日付	<転記省略>		非適用		非適用
S	#5.11.2	収録の場所	<転記省略>		非適用		非適用
E	#5.12	内容の言語	内容の言語は、エレメントである。	6.1.8 A	適用		適用
	#5.12.0	通則			—		—
	#5.12.0.1	記録の範囲・情報源			—		—
	#5.12.0.1.1	記録の範囲	内容の言語は、資料の内容を表現する言語に関する情報である。表現形の識別要素（統制形アクセス・ポイントの一部になることがある）としての言語の記録については、#5.3を見よ。 プログラミング言語の記録については、#2.33を見よ。		適用		内容の言語は、資料の内容を表現する言語に関する情報である。表現形の識別要素（統制形アクセス・ポイントの一部になることがある）としての言語の記録については、#5.3を見よ。

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項目	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
		#5.12.0.1.2	情報源	内容の言語は、どの情報源に基づいて記録してもよい。	適用		適用
		#5.12.0.2	記録の方法	内容の言語は、その詳細を記録する。 注記は日本語 本文はラテン語、英訳併記 音声:フランス語、字幕:英語	適用	内容の言語は、体現形の記述(TXTLフィールド)にコードを用いて記録する。	適用
E		#5.13	表記法	<転記省略>	非適用	—	適用
		#5.13.0	通則			—	—
		#5.13.0.1	記録の範囲・情報源			—	—
		#5.13.0.1.1	記録の範囲	<転記省略>	非適用		適用
		#5.13.0.1.1.1	エレメント・サブタイプ	<転記省略>	非適用		表記法には、次のエレメント・サブタイプがある。 a) 文字種(参照: #5.13.1を見よ。)(非適用) b) 楽譜の記譜法(参照: #5.13.2を見よ。)(非適用) c) 触知資料の表記法(参照: #5.13.3を見よ。) d) 運動譜の記譜法(参照: #5.13.4を見よ。)(非適用)
		#5.13.0.1.2	情報源	<転記省略>	非適用		適用
		#5.13.0.2	記録の方法	<転記省略>	非適用		適用
ES		#5.13.1	文字種	<転記省略>	非適用		非適用
		#5.13.1.1	記録の範囲	<転記省略>	非適用		非適用
		#5.13.1.2	記録の方法	<転記省略>	非適用		非適用
E		#5.13.1.3	文字種の詳細	<転記省略>	非適用		非適用
ES		#5.13.2	楽譜の記譜法	<転記省略>	非適用		非適用
		#5.13.2.1	記録の範囲	<転記省略>	非適用		非適用
		#5.13.2.2	記録の方法	<転記省略>	非適用		非適用
E		#5.13.2.3	楽譜の記譜法の詳細	<転記省略>	非適用		非適用
ES		#5.13.3	触知資料の表記法	<転記省略>	非適用		非適用
		#5.13.3.1	記録の範囲	<転記省略>	非適用		非適用
		#5.13.3.2	記録の方法	<転記省略>	非適用		非適用
E		#5.13.3.3	触知資料の表記法の詳細	<転記省略>	非適用		触知資料の表記法の詳細は、エレメントである。 識別または選択に重要な場合は、触知資料の表記法に関する詳細を記録する。 墨字併記
ES		#5.13.4	運動譜の記譜法	<転記省略>	非適用		非適用
		#5.13.4.1	記録の範囲	<転記省略>	非適用		非適用
		#5.13.4.2	記録の方法	<転記省略>	非適用		非適用
E		#5.13.4.3	運動譜の記譜法の詳細	<転記省略>	非適用		非適用
E		#5.14	アクセシビリティ	<転記省略>	非適用		非適用
		#5.14.0	通則		—	—	—
		#5.14.0.1	記録の範囲・情報源		—	—	—
		#5.14.0.1.1	記録の範囲	<転記省略>	非適用		非適用
		#5.14.0.1.2	情報源	<転記省略>	非適用		非適用
		#5.14.0.2	記録の方法	<転記省略>	非適用		非適用
E		#5.15	図	図は、エレメントである。	適用		非適用
		#5.15.0	通則		—	—	—
		#5.15.0.1	記録の範囲・情報源		—	—	—

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項目番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
	#5.15.0.1.1	記録の範囲	図は、資料の重要な内容を表す、または説明する図、絵、写真などである。文字および(または)数字のみから成る表は、図として扱わない。タイトル・ページなどにある図や、重要な図ではない図は無視する。 (参照: 資料の重要な内容の性質の記録については、#4.16を見よ。) (参照: 資料の内容の色彩の記録については、#5.17を見よ。)		適用		非適用
	#5.15.0.1.2	情報源	図は、どの情報源に基づいて記録してもよい。		適用		非適用
	#5.15.0.2	記録の方法	図は、包括的な用語「図あり」または「illustration」を記録するか、その代わりに、またはこれに付加して、表5.15.0.2の用語を用いて図の種類を記録する。目録用言語として英語を用いる場合は、必要に応じて複数形を用いる。 表5.15.0.2に適切な用語がないか、十分に表す用語がない場合は、データ作成機関が図の種類を示す簡単な用語を定めて記録する。		一部適用	図は、包括的な用語「挿図」「図あり」または「illustration」を記録するか、その代わりに、またはこれに付加して、表5.15.0.2の用語を用いて図の種類を記録する。目録用言語として英語を用いる場合は、必要に応じて複数形を用いる。	非適用
	#5.15.0.2	記録の方法 任意追加	図に番号が付されているなど、容易に確認できる場合は、図数を記録する。 図あり (12 点) 24 illustrations 地図 (P 図) 1 map		適用		非適用
	#5.15.0.3	図の詳細	図の詳細は、エレメントである。 識別または選択に重要な場合は、図に関する詳細を記録する。 見返しに日本地図あり		適用		非適用
E	#5.16	付加的内容	付加的内容は、エレメントである。	6.2.7F3.15	適用		適用
	#5.16.0	通則			—		—
	#5.16.0.1	記録の範囲・情報源			—		—
	#5.16.0.1.1	記録の範囲	付加的内容は、資料の重要な内容に付加することを意図した内容である。索引、参考文献、表、付録などがある。 (参照: 付加的内容を関連する著作として記録する場合は、#43.1の規定を見よ。)		適用		適用
	#5.16.0.1.2	情報源	付加的内容は、どの情報源に基づいて記録してもよい。		適用		適用
	#5.16.0.2	記録の方法	付加的内容は、その種類、数量、資料内の位置などを記録する。 索引あり 参考書誌: p. 597-784 付: 解説 Includes index Bibliography: pages 247-258		一部適用	識別のために必要である場合、付加的内容は、その種類、数量、資料内の位置などを記録することができる。	付加的内容は、その種類、資料内の位置などを記録する。 図あり 付表あり 総目次: 21巻3号, 34巻3号収載
E	#5.17	色彩	色彩は、エレメントである。		適用		非適用
	#5.17.0	通則			—		—
	#5.17.0.1	記録の範囲・情報源			—		—
	#5.17.0.1.1	記録の範囲	色彩は、資料に存在する特定の色、色調などである。 黒、白、黒系色、白系色、グレーの色調は、單一色とみなす。 (参照: 個別資料の色彩については、#3.7を見よ。) (参照: 資料の図については、#5.15を見よ。)		適用		非適用
	#5.17.0.1.2	情報源	色彩は、資料自体に基づいて記録する。さらに必要がある場合は、資料外のどの情報源に基づいて記録してもよい。		適用		非適用
	#5.17.0.2	記録の方法	色彩は、表 5.17.0.1 の用語を用いて記録する。 表 5.17.0.2 に適切な用語がないか、十分に表す用語がない場合は、色彩の詳細を #5.17.0.3 に従って記録する。		非適用		非適用
	#5.17.0.2	記録の方法 別法	*色彩は、データ作成機関で定める語彙を用いて記録する。 (参照: #0.5.8を見よ。) カラー (写真フィルムの色彩) 白黒 black and white (映画フィルムの色彩) データ作成機関で定める語彙に適切な用語がないか、十分に表す用語がない場合は、色彩の詳細を #5.17.0.3 に従って記録する*。		適用		

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項目番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
		#5.17.0.3	色彩の詳細	色彩の詳細は、エレメントである。 識別または選択に重要な場合は、色彩に関する詳細を記録する。 セピア色 2色刷 カラー（一部白黒） 一部カラー 主にカラー 主にカラー、うち2点白黒 青色 グレー・スケール 緑、青、紫の泥彩 背景色 4種: 白色、黄色、青色、黒色 『日本目録規則 2018 年版』第 5 章 25 / 36 (視覚障害者用資料の色彩の詳細) Chiefly color	一部適用	必要に応じて、色彩についての情報をデータ要素として記録することができる。 肖像（一部カラー） 地図（グレー・スケール） illustrations (some color)	非適用
E		#5.18	音声	<転記省略>	非適用		非適用
		#5.18.0	通則		-		-
		#5.18.0.1	記録の範囲・情報源		-		-
		#5.18.0.1.1	記録の範囲	<転記省略>	非適用		非適用
		#5.18.0.1.2	情報源	<転記省略>	非適用		非適用
		#5.18.0.2	記録の方法	<転記省略>	非適用		非適用
E		#5.19	画面アスペクト比	<転記省略>	非適用		非適用
		#5.19.0	通則		-		-
		#5.19.0.1	記録の範囲・情報源		-		-
		#5.19.0.1.1	記録の範囲	<転記省略>	非適用		非適用
		#5.19.0.1.2	情報源	<転記省略>	非適用		非適用
		#5.19.0.2	記録の方法	<転記省略>	非適用		非適用
		#5.19.0.3	画面アスペクト比の詳細	<転記省略>	非適用		非適用
E		#5.20	楽譜の形式	<転記省略>	非適用		非適用
		#5.20.0	通則		-		-
		#5.20.0.1	記録の範囲・情報源		-		-
		#5.20.0.1.1	記録の範囲	<転記省略>	非適用		非適用
		#5.20.0.1.2	情報源	<転記省略>	非適用		非適用
		#5.20.0.2	記録の方法	<転記省略>	非適用		非適用
		#5.20.0.3	楽譜の形式の詳細	<転記省略>	非適用		非適用
E		#5.21	音楽の演奏手段	<転記省略>	非適用		非適用
		#5.21.0	通則		-		-
		#5.21.0.1	記録の範囲・情報源		-		-
		#5.21.0.1.1	記録の範囲	<転記省略>	非適用		非適用
		#5.21.0.1.2	情報源	<転記省略>	非適用		非適用
		#5.21.0.2	記録の方法	<転記省略>	非適用		非適用
E		#5.22	所要時間	<転記省略>	非適用		非適用
		#5.22.0	通則		-		-
		#5.22.0.1	記録の範囲・情報源		-		-
		#5.22.0.1.1	記録の範囲	<転記省略>	非適用		非適用
		#5.22.0.1.2	情報源	<転記省略>	非適用		非適用

レント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項目	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
		#5.22.0.2	記録の方法	<転記省略>	非適用		非適用
		#5.22.0.2.1	構成部分の所要時間	<転記省略>	非適用		非適用
		#5.22.0.3	所要時間の詳細	<転記省略>	非適用		非適用
E	*	#5.23	尺度	<転記省略>	非適用		非適用
		#5.23.0	通則		—	—	—
		#5.23.0.1	記録の範囲・情報源		—	—	—
		#5.23.0.1.1	記録の範囲	<転記省略>	非適用		非適用
		#5.23.0.1.1.1	エレメント・サブタイプ	<転記省略>	非適用		非適用
		#5.23.0.1.2	情報源	<転記省略>	非適用		非適用
		#5.23.0.2	記録の方法	<転記省略>	非適用		非適用
		#5.23.0.2.1	尺度表示がない資料	<転記省略>	非適用		非適用
		#5.23.0.2.2	尺度に応じて作製されていない地図	<転記省略>	非適用		非適用
		#5.23.0.2.3	電子資料	<転記省略>	非適用		非適用
		#5.23.0.2.4	複数の尺度	<転記省略>	非適用		非適用
		#5.23.0.2.5	非線形尺度	<転記省略>	非適用		非適用
ES		#5.23.1	静止画または三次元資料の尺度	<転記省略>	非適用		非適用
		#5.23.1.1	記録の範囲・情報源		—	—	—
		#5.23.1.1.1	記録の範囲	<転記省略>	非適用		非適用
		#5.23.1.1.2	情報源	<転記省略>	非適用		非適用
		#5.23.1.2	記録の方法	<転記省略>	非適用		非適用
ES	*	#5.23.2	地図の水平尺度	<転記省略>	非適用		非適用
		#5.23.2.1	記録の範囲・情報源		—	—	—
		#5.23.2.1.1	記録の範囲	<転記省略>	非適用		非適用
		#5.23.2.1.2	情報源	<転記省略>	非適用		非適用
		#5.23.2.2	記録の方法	<転記省略>	非適用		非適用
ES	*	#5.23.3	地図の垂直尺度	<転記省略>	非適用		非適用
		#5.23.3.1	記録の範囲・情報源		—	—	—
		#5.23.3.1.1	記録の範囲	<転記省略>	非適用		非適用
		#5.23.3.1.2	情報源	<転記省略>	非適用		非適用
		#5.23.3.2	記録の方法	<転記省略>	非適用		非適用
ES		#5.23.4	尺度の付加的情報	<転記省略>	非適用		非適用
		#5.23.4.1	記録の範囲・情報源		—	—	—
		#5.23.4.1.1	記録の範囲	<転記省略>	非適用		非適用
		#5.23.4.1.2	情報源	<転記省略>	非適用		非適用
		#5.23.4.2	記録の方法	<転記省略>	非適用		非適用
E		#5.24	地図の投影法	<転記省略>	非適用		非適用
		#5.24.0	通則		—	—	—
		#5.24.0.1	記録の範囲・情報源		—	—	—

レント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項目	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
		#5.24.0.1.1	記録の範囲	<転記省略>	非適用		非適用
		#5.24.0.1.2	情報源	<転記省略>	非適用		非適用
		#5.24.0.2	記録の方法	<転記省略>	非適用		非適用
		#5.24.0.2	記録の方法 任意追加	<転記省略>	非適用		非適用
E		#5.25	地図のその他の詳細	<転記省略>	非適用		非適用
		#5.25.0	通則		—		—
		#5.25.0.1	記録の範囲・情報源		—		—
		#5.25.0.1.1	記録の範囲	<転記省略>	非適用		非適用
		#5.25.0.1.2	情報源	<転記省略>	非適用		非適用
		#5.25.0.2	記録の方法	<転記省略>	非適用		非適用
E		#5.26	賞	<転記省略>	非適用		非適用
		#5.26.0	通則		—		—
		#5.26.0.1	記録の範囲・情報源		—		—
		#5.26.0.1.1	記録の範囲	<転記省略>	非適用		非適用
		#5.26.0.1.2	情報源	<転記省略>	非適用		非適用
		#5.26.0.2	記録の方法	<転記省略>	非適用		非適用
E		#5.27	表現形に関する注記	表現形に関する注記は、エレメントである。	適用		適用
		#5.27.0	通則		—		—
		#5.27.0.1	記録の範囲・情報源		—		—
		#5.27.0.1.1	記録の範囲	表現形に関する注記とは、表現形のエレメントとして記録した内容に、附加的情報を提供する注記である。	6.2.7F3.9	適用	適用
		#5.27.0.1.2	情報源	表現形に関する注記は、どの情報源に基づいて記録してもよい。	適用		適用
		#5.27.0.2	記録の方法	表現形に関する注記について、引用または参照する場合、または注記の内容が記述対象の一部にのみ該当する場合は、#1.13に従って記録する。 内容の特性の変化に関する注記は、#5.27.1に従って記録する。	適用		適用
ES		#5.27.1	内容の特性の変化に関する注記	内容の特性の変化に関する注記は、表現形に関する注記のエレメント・サブタイプである。	適用		適用
		#5.27.1.1	記録の範囲・情報源		—		—
		#5.27.1.1.1	記録の範囲	内容の特性の変化に関する注記とは、#5.10～#5.26に規定する表現形の内容のエレメントの、刊行途中の変化に関する情報を提供する注記である。	適用		適用
		#5.27.1.1.2	情報源	内容の特性の変化に関する注記は、資料自体に基づいて記録する。さらに必要がある場合は、資料外のどの情報源に基づいて記録してもよい。	適用		適用
		#5.27.1.2	記録の方法	内容の特性の変化に関する注記は、次の規定に従って記録する。 a) 複数巻単行資料、逐次刊行物(参照: #5.27.1.2.1、#5.27.1.2.1 任意省略を見よ。) b) 更新資料(参照: 5.27.1.2.2、#5.27.1.2.2 任意省略を見よ。)	一部適用	内容の特性の変化に関する注記は、次の規定に従って記録する。 a) 逐次刊行物(参照: #5.27.1.2.1 任意省略を見よ。)	適用
		#5.27.1.2.1	複数巻単行資料、逐次刊行物	識別または選択に重要な場合は、複数巻単行資料または逐次刊行物の途中の巻号で生じた、#5.10～#5.26に規定する表現形の内容のエレメントの変化について記録する。 1-4巻はフランス語、5-7巻は日本語 1885-1886年次は漢字・ハングル混用文、1887からハングル専用文 第8巻は主に図版 Volumes 1 in Devanagari script, volumes 2- in Arabic script	6.2.7F3.4	一部適用	識別または選択に重要な場合は、逐次刊行物の途中の巻号で生じた表現形の内容のエレメントの変化について記録する。
		#5.27.1.2.1	複数巻単行資料、逐次刊行物 任意省略	内容の特性の変化について記録する場合に、変化が頻繁に生じているときは、変化のある旨を簡略に記録し、個々の変化については記録しない。 本文は号により英語のこともあり	適用		適用
		#5.27.1.2.2	更新資料	<転記省略>		対象外	非適用
		#5.27.1.2.2	更新資料 任意省略	<転記省略>		対象外	非適用